

平成 21 年度厚生労働省委託事業

平成 21 年度
職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会
報告書

平成 22 年 3 月
中央労働災害防止協会
中央快適職場推進センター

はじめに

職場における喫煙対策については、平成 8 年に「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示され、平成 15 年 5 月 1 日に施行された健康増進法において、事務所その他多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙防止対策を講ずることが努力義務化されたことを背景として、平成 15 年 5 月に、新たに「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が策定され、労働者の健康確保と快適な職場環境の形成を図る観点から、受動喫煙防止対策が推進されています。また、国際的には「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」が平成 17 年 2 月に発効、平成 19 年 7 月には、同条約の第 2 回締約国会議において、同条約第 8 条を適切に履行することを目的とした受動喫煙を防止するための有効な方法に関するガイドラインが採択されました。

わが国の職場における喫煙対策の現状をみると、平成 21 年度に厚生労働省からの委託により中央労働災害防止協会が行った調査では、喫煙対策に取り組んでいると回答した事業場は 93.1% に上り、そのうちの 12.6% は全面禁煙にしているなど、職場における受動喫煙防止への取組みは進みつつあります。しかしながら、宿泊業、飲食店等のサービス産業においては、受動喫煙対策への取組みに困難を伴う場合もみられるところであり、今後の対策の充実が求められています。

このような状況の中、中央労働災害防止協会では厚生労働省から委託を受け、職場における受動喫煙対策に係る調査研究を行うこととし、サービス産業のうち、主に宿泊業における受動喫煙対策の実態等について実地調査等による情報収集・分析を行い、効果的な対策手法等について調査研究を行うこととしました。また、平成 19 年度に諸外国の職場における受動喫煙規制について調査したが、その後の改正等を調べるため追加調査を行いました。

本調査研究結果が、今後の職場における受動喫煙対策の一層の推進に資するものとなることを期待するものです。

最後に、本調査研究の実施にあたり、多大なご尽力をいただいた委員をはじめ関係者の皆様方に厚く御礼を申し上げます。

平成 22 年 3 月

中央労働災害防止協会

中央快適職場推進センター

目 次

ページ

はじめに

第1章 委員会における検討状況 -----	5
第1節 委員会設置目的 -----	7
第2節 検討内容 -----	7
第3節 委員会等の構成 -----	8
第4節 委員会の開催状況 -----	10
第2章 宿泊業等における受動喫煙の実態及びその防止対策の現状と課題 -----	11
第1節 宿泊業における禁煙・分煙の状況（アンケート調査結果）-----	13
1 調査の目的及び概要 -----	13
2 調査結果 -----	16
第2節 宿泊業等における受動喫煙実地調査（粉じん（たばこ煙）ばく露等調査）-----	21
1 調査対象 -----	21
2 調査方法（概要） -----	21
3 調査結果 -----	21
4 結語 -----	54
第3節 宿泊業等における受動喫煙防止対策の課題-----	55
第3章 イギリス、アメリカ及びドイツの職場における受動喫煙規制（追加調査）-----	57
第1節 イギリス（イングランド） -----	60
1 2006年衛生法（Health Act 2006）制定までの経緯 -----	60
2 2006年衛生法の規制内容 -----	60
3 2006年衛生法施行の影響 -----	61
4 2007年以降の改正 -----	62
第2節 アメリカ・連邦 -----	63
1 連邦規則案の内容 -----	63
2 連邦規則案にみる受動喫煙基準の問題点 -----	64
3 連邦規則案の撤回に至る経緯 -----	67
第3節 アメリカ・州 -----	68
1 包括的喫煙禁止法を制定している州 -----	68
2 部分的喫煙禁止法を制定している州 -----	86
3 アメリカ・州の喫煙禁止法の現況 -----	97
<追補>	
アメリカ・州及び地方自治体の喫煙禁止法の概要 -----	100
1 編纂法典名及び適用自治体数 -----	102
2 喫煙室の設置 -----	106
3 地方自治体の喫煙禁止条例 -----	108
第4節 ドイツ -----	109
1 2008年以後のドイツの法状況に関するメモ-----	109
2 2008年7月30日連邦憲法裁判所判決本文の翻訳-----	119
3 職場に関する命令違反に対する制裁について -----	124
おわりに -----	131
資料 「ホテル・旅館の禁煙・分煙に関するアンケート調査」結果 -----	135

第1章

委員会における検討状況

第1章 委員会における検討状況

第1節 委員会設置目的

受動喫煙による健康への悪影響については、流涙、鼻閉、頭痛等の諸症状や呼吸抑制、心拍増加、血管収縮等の生理学的反応、又長期ばく露による慢性的な健康影響についても数々の研究結果が報告されており、より適切な受動喫煙防止対策が必要とされている。

職場における喫煙対策に関する実態調査等の結果をみると、9割を超える事業場においてなんらかの喫煙対策に取組んでおり、全面禁煙としている事業場も少なからず存在する。しかしながら、サービス産業においてはその業務形態から、他の産業に比べ受動喫煙防止対策を積極的に推進することが難しい事情があり、必ずしも進んでいるとは言えないと思われる。

そこで、サービス産業のうち主に宿泊業における労働者に対する受動喫煙対策の実態等について実地調査等による情報収集・分析を行い、効果的な対策手法等について調査研究を行い、今後の受動喫煙防止対策の普及啓発に資するものとする。

第2節 検討内容

主に宿泊業を対象として、受動喫煙およびその防止対策の実態を調査し、効果的な対策を検討するため以下の調査等を実施する。

- (1) 宿泊業を対象とした、受動喫煙防止対策の実施状況に関するアンケート調査
- (2) 宿泊業における受動喫煙の実態等の実地調査
- (3) 上記(1)、(2)の調査結果に基づく、効果的な対策及び改善手法等の検討

なお、平成19年度に諸外国の職場における受動喫煙規制に関する調査を実施したが、その後の規制の変化等を調べるため、特定の国について追加調査を行う。

第3節 委員会等の構成

1 平成21年度 職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

漆原 肇 日本労働組合総連合会 総合労働局雇用法制対策局 部長
清沢正人 全国旅館生活衛生同業組合連合会 理事
◎高田 順 北里大学 名誉教授
中田ゆり 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究所 研究員
満野順一郎 社団法人日本ホテル協会 事務局長
矢口和彦 日本商工会議所・東京商工会議所 産業政策第二部 労働担当課長
大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究所 教授
(◎：委員長)

2 平成21年度 職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会

調査専門部会 名簿

(敬称略・五十音順)

清沢正人 全国旅館生活衛生同業組合連合会 理事
中田ゆり 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究所 研究員
満野順一郎 社団法人日本ホテル協会 事務局長
矢口和彦 日本商工会議所・東京商工会議所 産業政策第二部 労働担当課長
◎大和 浩 産業医科大学 産業生態科学研究所健康開発科学研究所 教授
(◎=部会長)

3 諸外国の職場における受動喫煙規制に関する追加調査

諸外国の職場における受動喫煙規制に関する追加調査については、以下の専門家が調査を担当した。

- ・イギリス及びアメリカ
幡野利通 筑波大学博士（法学）・税理士
- ・ドイツ
三柴丈典 近畿大学法学部 准教授

4 厚生労働省（労働基準局安全衛生部労働衛生課環境改善室）

半田有通 室長（平成 21 年 7 月 23 日まで）

亀澤典子 室長（平成 21 年 7 月 24 日から）

奥村伸人 副主任中央労働衛生専門官（平成 21 年 7 月 23 日まで）

徳田 剛 副主任中央労働衛生専門官

後藤貴浩 測定技術係長

5 事務局（中央労働災害防止協会中央快適職場推進センター）

古田 勲 所長

大野 博 上席専門役（平成 21 年 7 月 1 日から）

中澤 浩 普及推進課長

郡 義夫 調査指導課 専門役（平成 21 年 6 月 30 日まで）

斎藤あゆみ 調査指導課 課長補佐（平成 21 年 6 月 30 日まで）

木村美紀 調査指導課 係長（平成 21 年 7 月 1 日から）

牛田洋子 普及推進課 係長（平成 21 年 6 月 30 日まで）

第4節 委員会の開催状況

サービス産業のうち主に宿泊業における受動喫煙防止対策にかかる実態を調査することにより検討を進めた。具体的な調査の実施方法等を検討するため専門部会を設置した。専門部会における調査及び検討の結果については、部会より本委員会に報告し、報告をもとに本委員会において検討を行った。

<委員会等開催状況>

職場における受動喫煙対策に係る調査研究委員会

第1回 平成21年6月15日

- (1) 委員会運営要領について
- (2) 職場における喫煙対策の現状等について（報告）
- (3) 特定の業種における受動喫煙対策等の実態調査の実施について
- (4) その他

第2回 平成21年10月26日

- (1) ホテル・旅館の禁煙・分煙アンケート調査結果について
- (2) ホテル・旅館の受動喫煙実地調査実施状況について
- (3) 諸外国の職場における受動喫煙規制の追加調査の実施について
- (4) 調査研究報告書の構成案について
- (5) その他

第3回 平成22年1月26日

- (1) ホテル・旅館の受動喫煙実地調査結果について
- (2) 報告書（案）について
- (3) その他

調査専門部会

第1回 平成21年7月28日

- (1) 宿泊業における受動喫煙対策等に関するアンケート調査について
- (2) 宿泊業等の従業員のたばこ煙ばく露の実態調査の実施について
- (3) 宿泊業の受動喫煙対策先進事例の実地調査について
- (4) その他

第2章

宿泊業等における受動喫煙の実態及び
その防止対策の現状と課題

第2章 宿泊業等における受動喫煙の実態及びその防止対策の現状と課題

第1節 宿泊業における禁煙・分煙の状況（アンケート調査結果）

1 調査の目的及び概要

宿泊業における受動喫煙対策に関する、意識、考え方、方針等を調査するとともに、宿泊業の受動喫煙対策の実態を把握するため、宿泊施設に対するアンケート調査を実施した。

調査の対象及び実施方法等は以下のとおりである。

調査内容（調査票）は次ページのとおりである。

調査対象	全国旅館生活衛生同業組合連合会傘下の各都道府県ごとの組合の役員等である宿泊施設	1,100
宿泊施設数	社団法人日本ホテル協会の会員ホテル	231
	産業医科大学が過去に調査した京都市内の宿泊施設（上記を除く。）	62
	合計	1,393
調査方法	上記施設に次ページの調査票を送付し、回答はファクシミリで返信してもらう方法により回収した。調査票の送付等、調査の実施に当たっては、全国旅館生活衛生同業組合及び社団法人日本ホテル協会の協力を得た。	
調査時期	平成21年8月26日～9月14日	
回収数	410（回収率29.4%）	

ホテル・旅館の禁煙・分煙に関するアンケート調査

貴施設における禁煙・分煙等の現況等についてお尋ねします。

◇回答は、該当する番号を○で囲んでください。または、必要欄にご記入ください。

◇「受動喫煙」とは、「室内等の環境で他人のたばこの煙を吸わされること」を言います。

◇特記事項や備考があれば、余白に自由に記述してください。

◇記入後は、上記のFAX番号あて送信願います。

問1 貴施設について（該当するものに○または各欄にご記入ください。）

ホテル・旅館の 名称				電話	
				従業員数	名
施設の種類（該 当に○）	ホテル	1 シティーホテル 2 ビジネスホテル 3 リゾートホテル 4 上記以外			
	旅館	1 ビジネス旅館 2 観光旅館 3 温泉旅館 4 左記以外			
客室数と禁煙室数	客室総数	室（うち禁煙室	室	ない場合はゼロ）	
フロア数・禁煙フロア数	全フロア数	フロア（うち禁煙フロア	フロア	ない場合はゼロ）	

問2. 受動喫煙により、非喫煙者は目の痛みや鼻づまり、頭痛などの不快症状だけに止まらず、呼吸器疾患や循環器疾患等のリスクが高まるという研究結果が近年多く報告されています。このような受動喫煙による健康への悪影響についてご存知ですか。

1 知っている

2 ある程度知っている

3 知らない

問3. 健康増進法（平成15年施行）では、「多数の者が利用する施設の管理者は、これらの施設の利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることをご存知ですか。

1 知っている

2 知らない

問4. 厚生労働省（労働基準局）から「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示されていることをご存知ですか。
1 内容も含め知っている 2 あることは知っているが内容はよく知らない 3 知らない

問5. 世界保健機関（WHO）では、「受動喫煙による健康被害を防止するためには、分煙や空気ろ過、換気では不十分であり、屋内は全面禁煙にするべきである。」と勧奨していることをご存知ですか。

1 知っている

2 知らない

問6. 貴施設内におけるお客様の受動喫煙について、どのようにお考えですか。

1 防止すべきである 2 必ずしも防止する必要はない 3 特に考えはない

4 防止したいが次の理由により難しい（当てはまるものすべて○で囲んでください。）

（ a サービス上の諸事情 b 経済的理由 c 効果的な方法がわからない d その他 ）

問7. 貴施設内の営業スペースにおける従業員の受動喫煙について、どのようにお考えですか。

1 防止すべきである 2 必ずしも防止する必要はない 3 特に考えはない

4 防止したいが次の理由により難しい（当てはまるものすべて○で囲んでください。）

（ a サービス上の諸事情 b 経済的理由 c 効果的な方法がわからない d その他 ）

問8. 先進国では、法令により宿泊施設の屋内営業スペースが全面禁煙となっている国があります。わが国のホテルや旅館の屋内の営業スペースを全面禁煙とすることについてどのようにお考えですか。

（複数回答可）

1 賛成である 2 反対である 3 社会情勢として客の理解が進めば賛成である

4 業界が足並みを揃えるならば賛成 5 特に考えはない 6 その他（ ）

問9. 貴施設は全館禁煙ですか（館内は宿泊室も含めすべて屋内は一切禁煙である。喫煙専用部屋もない。）

- 1 全館禁煙である 2 全館禁煙ではない

問10. 貴施設の館内各施設ごとの、禁煙・分煙等の現況はどれですか。

- ・問9で「全館禁煙」に該当する場合は回答不要です。
 ・同種の施設が複数ある場合には、最も利用度の高い代表的な施設一つについてお答えください。

施設		禁煙・分煙等の対策					
フロント階の ロビー		1 禁煙である 2 喫煙専用の部屋がある 3 喫煙コーナーがある 4 どこでも自由に喫煙できる 5 その他()					
客室フロアのエレ ベーター前		1 禁煙である 2 禁煙フロアのみ禁煙である 3 すべてのフロアに灰皿がある 4 その他() 5 エレベータはない					
レストラン・コ ーヒーハウ ス等	朝	1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 全席喫煙自由である 5 その他() 6 レストラン・コーヒーハウス等はない					
右の時間帯 でそれぞれ 最も利用頻 度の高い店 舗について お答えくださ い	昼	1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 全席喫煙自由である 5 その他() 6 レストラン・コーヒーハウス等はない					
	夕 夜	1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 全席喫煙自由である 5 その他() 6 レストラン・コーヒーハウス等はない					
バー		1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 禁煙タイムを設けている 5 全席喫煙自由である 6 その他() 7 バーはない					
宴会場		1 禁煙である 2 お客様が喫煙の可否を指定する 3 喫煙自由である 4 その他() 5 宴会場はない					
会議室		1 禁煙である 2 お客様が喫煙の可否を指定する 3 喫煙自由である 4 その他() 5 会議室はない					
宴会場・会議室等 のロビー		1 禁煙である 2 喫煙専用の部屋がある 3 喫煙コーナーがある 4 どこでも自由に喫煙できる 5 その他() 6 宴会場・会議室前のロビーはない					
従業員用のスペ ース		1 禁煙である 2 喫煙専用の部屋がある 3 喫煙コーナーがある 4 どこでも自由に喫煙できる 5 その他()					

問11. 貴施設の今後1～2年における受動喫煙対策の予定で当てはまるものはどれですか。

- (1)全館禁煙にする予定はありますか（1.あり 2.なし 3.実施すみ）
 (2)客室以外の公共空間（パブリックスペース）の対策予定はいかがですか
 (1.全面禁煙とする 2.喫煙専用室の設置 3.喫煙コーナーの設置 4.その他())
 (3)客室の禁煙ルームの予定はいかがですか (1.増やす 2.現状維持 3.その他())

問12. 中央労働災害防止協会では、本年度、宿泊施設内の空気環境（たばこ煙の濃度）の実態調査を実施いたします（別紙参照）。ご希望の施設にお伺いして無料で施設内のたばこ煙の濃度を測定させていただき、測定結果のデータを提供させていただきます。測定を希望されますか。

- 1 希望する。 2 一度説明を聞きたい。 3 希望しない。

2 調査結果

アンケート調査結果は以下のとおりであった。

なお、詳しい集計結果データは末尾の「『ホテル・旅館の禁煙・分煙に関するアンケート調査』集計結果」のとおりである。

問1 宿泊施設の種類等

(1) 回答のあった宿泊施設の種類等

アンケートへ回答のあった施設は、ホテルが 225、旅館が 180、不明 5 であった。

(2) 客室総数に対する禁煙室数の割合は以下のとおりであった。

<ホテル・旅館の合計>

- ・0%（なし）である施設が最も多く 41.7%であり、20%以下である施設が 17.6%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・ホテルでは 20%～40%である施設が最も多く 28.9%であり、40%～60%である施設が 21.8%であった。禁煙室なし（0%）である施設は 13.3%であった。
- ・旅館では禁煙室なし（0%）である施設が 77.2%、禁煙室なしを含め 20%以下が 91.1%であった。

(2) フロア総数に対する禁煙フロア数の割合は以下のとおりであった。

<ホテル・旅館の合計>

- ・0%（なし）である施設が最も多く 39.0%であった。

<ホテル・旅館の合計>

- ・ホテルでは 20%～40%である施設が最も多く 22.2%であり、禁煙フロアなし（0%）である施設は 21.8%であった。
- ・旅館では禁煙フロアなし（0%）である施設が 60.6%であった。

問2 「受動喫煙により、非喫煙者は目の痛みや鼻づまり、頭痛などの不快症状だけに止まらず、呼吸器疾患や循環器疾患等のリスクが高まるという研究結果が近年多く報告されています。このような受動喫煙による健康への悪影響についてご存知ですか。」

<ホテル・旅館の合計>

- ・「知っている」と「ある程度知っている」を合わせて 96.9%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「知っている」と「ある程度知っている」は、ホテルでは 99.1%、旅館では 94.5%

であった。

問3 「健康増進法（平成15年施行）では、「多数の者が利用する施設の管理者は、これらの施設の利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることをご存知ですか。」

<ホテル・旅館の合計>

- ・「知っている」は84.1%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「知っている」は、ホテルでは91.6%、旅館では、74.4%であった。

問4 「厚生労働省（労働基準局）から「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示されていることをご存知ですか。

<ホテル・旅館の合計>

- ・「内容も含め知っている」は25.1%であった。「あることは知っているが内容はよく知らない」と合わせて82.7%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「内容も含め知っている」はホテルでは34.2%、旅館では12.2%であった。
- ・「内容も含め知っている」と「あることは知っているが内容はよく知らない」と合わせると、ホテルでは89.3%、旅館では73.9%であった。

問5 「世界保健機関(WHO)では、『受動喫煙による健康被害を防止するためには、分煙や空気ろ過、換気では不十分であり、屋内は全面禁煙にするべきである。』と勧奨していることをご存知ですか。」

<ホテル・旅館の合計>

- ・「知っている」は41.0%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「知っている」は、ホテルでは48.4%、旅館では、30.6%であった。

問6 「貴施設内におけるお客様の受動喫煙について、どのようにお考えですか。」

<ホテル・旅館の合計>

- ・「防止すべき」が33.9%であった。一方、「防止したいが難しい」は58.5%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「防止すべき」は、ホテルでは 39.6%、旅館では、40.0%であった。
- ・「防止したいが難しい」は、ホテルでは 53.3%、旅館では、65.0%であった。

問 6-4 「お客様の受動喫煙の防止が難しい理由」（複数回答）

<ホテル・旅館の合計>

- ・「サービス上の諸事情」が 89.2%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「サービス上の諸事情」は、ホテルでは 90.0%、旅館では、88.0%であった。

問 7 「貴施設内の営業スペースにおける従業員の受動喫煙について、どのようにお考えですか。」

<ホテル・旅館の合計>

- ・「防止すべき」が 52.4%であった。一方、「防止したいが難しい」は 37.6%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「防止すべき」は、ホテルでは 48.9%、旅館では、56.7%であった。
- ・「防止したいが難しい」は、ホテルでは 41.8%、旅館では、32.2%であった。

問 7-4 「従業員の受動喫煙の防止が難しい理由」（複数回答）

<ホテル・旅館の合計>

- ・「サービス上の諸事情」が 81.8%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「サービス上の諸事情」は、ホテルでは 85.1%、旅館では、77.6%であった。

問 8 「先進国では、法令により宿泊施設の屋内営業スペースが全面禁煙となっている国があります。わが国のホテルや旅館の屋内の営業スペースを全面禁煙とすることについてどのようにお考えですか。」（複数回答）

<ホテル・旅館の合計>

- ・「客の理解が進めば賛成」が 69.8%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・「客の理解が進めば賛成」は、ホテルでは 73.8%、旅館では、64.4%であった。

問9 「貴施設は全館禁煙ですか（館内は宿泊室も含めすべて屋内は一切禁煙である。

喫煙専用部屋もない。）」

<ホテル・旅館の合計>

- 「全館禁煙である」は0.5%であった。

<ホテル・旅館別>

- 「全館禁煙である」は、ホテルでは0.9%、旅館では、0%であった。

問10 宿泊施設の禁煙・分煙の現況

「禁煙である」は、ホテル・旅館の合計、ホテル、旅館それについて以下の表のとおりであった。

	ホテル・旅館合計 (%)	ホテル (%)	旅館 (%)
フロント階ロビー	29.0	41.8	13.9
客室フロアのエレベーター前	56.6	62.7	48.1
レストラン・コーヒーハウス（朝）	62.4	68.2	53.8
レストラン・コーヒーハウス（昼）	47.4	50.2	43.6
レストラン・コーヒーハウス（夕・夜）	40.3	39.3	41.8
バー	7.3	9.7	3.2
宴会場	7.5	8.1	6.3
会議室	9.1	9.2	8.6
宴会場・会議室等のロビー	14.7	16.3	12.3
従業員用のスペース	14.6	12.4	17.2

問11 「貴施設の今後1～2年における受動喫煙対策の予定で当てはまるものはどれですか。」

(1) 全館禁煙にする予定はありますか

<ホテル・旅館の合計>

- 「なし」が86.1%であった。

<ホテル・旅館別>

- 「なし」は、ホテルでは87.6%、旅館では、85.0%であった。

(2) 客室以外の公共空間（パブリックスペース）の対策予定はいかがですか

<ホテル・旅館の合計>

- 「喫煙コーナーの設置」が55.1%、「全面禁煙とする」が13.4%、「喫煙専用室の

設置」が 12.4%、であった。

<ホテル・旅館別>

- ・ホテルでは「喫煙コーナーの設置」が 47.6%、「全面禁煙とする」が 16.4%、「喫煙専用室の設置」が 14.2%、であった。
- ・旅館では「喫煙コーナーの設置」が 64.4%、「全面禁煙とする」が 10.0%、「喫煙専用室の設置」が 10.0%、であった。

(3) 客室の禁煙ルームの予定はいかがですか

<ホテル・旅館の合計>

- ・「現状維持」が 46.8%、「増やす」が 33.7%であった。

<ホテル・旅館別>

- ・ホテルでは「現状維持」が 44.4%、「増やす」が 40.4%であった。
- ・旅館では「現状維持」が 50.0%、「増やす」が 26.1%であった。

第2節 宿泊業等における受動喫煙実地調査（粉じん（たばこ煙）ばく露等調査）

ホテル・旅館等の宿泊業においては、館内のパブリックスペース等が喫煙可能であれば、そこで働く労働者は受動喫煙を受けているものと思われる。そこで、宿泊業の労働者の受動喫煙の実態を調査するため、宿泊施設における粉じん濃度調査及び労働者の粉じん個人ばく露調査を行った。

1 調査対象

第1節のアンケート調査（問12）において「施設内のたばこ煙の測定を希望する」旨回答のあったホテル・旅館等のうち、約20の施設について調査を実施した。

2 調査方法（概要）

（1）宿泊施設内の粉じん濃度測定（定点測定）

宿泊施設内のロビー、レストラン、宴会場等の空気環境を評価するために、粉じん計（LD-3K2、柴田科学）を1～2台設置し、10秒毎の連続測定を行った。

一部の施設については、測定機器としてTSI社製SidePak AM-510を使用した。

（2）個人ばく露測定

宿泊施設のフロント、レストラン等の業務に従事する労働者の胸元に粉じん計（PDS-2、柴田科学）を装着し、通常の業務を行ってもらい、10秒毎の連続測定を行った。

3 調査結果

調査実施した施設のうち12件の結果は以下のとおりであった。



図1-2 粉じん計の装着例

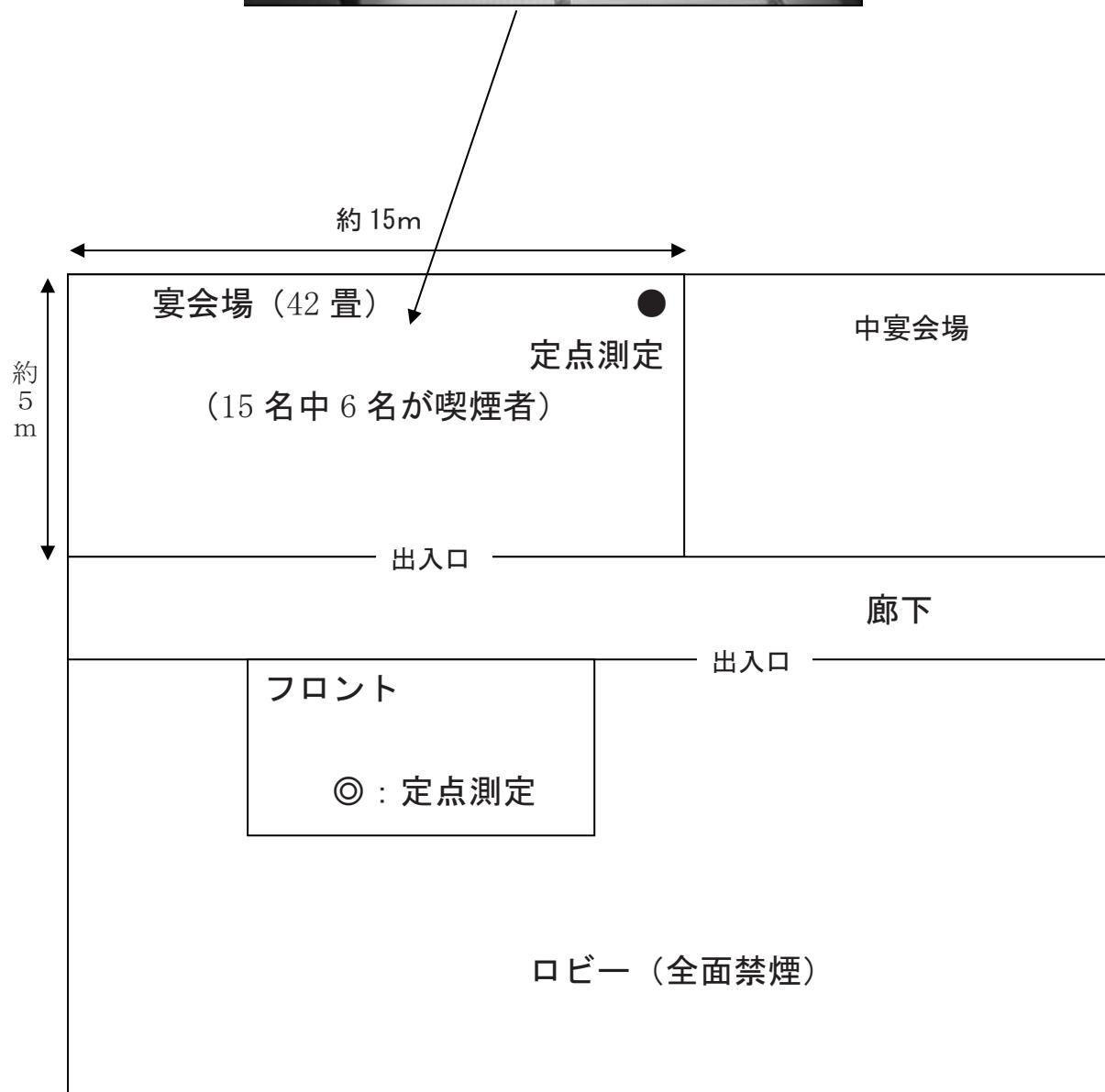
宿泊施設等における受動喫煙実態調査（粉じん濃度測定）一覧

番号	測定年月日	施設種類	測定場所	禁煙・分煙の状況等	個人ばく露測定
1-1	平22年1月8日	シティーホテル	宴会場、ロビー	禁煙区域と喫煙区域が壁などで仕切ら	
1-2	平成21年9月4日	喫茶店	店内客席	れ別部屋になつてゐる	
2-1-1	平22年1月13日	レストラン	店内客席	禁煙区域と喫煙区域が同一空間(間仕	
2-1-2	平21年12月5日	ビジネスホテル	ロビー	切りがない	測定実施
2-1-3	平21年10月9日	観光旅館	レストラン		
2-2-1	平21年11月27日	シティーホテル	ホテル内割烹	全席喫煙可	
2-2-2	平21年12月5日	温泉旅館	宴会場		
3-1	平21年12月4日	温泉旅館	館内各所	パブリックスペースがすべて禁煙	
3-2	平21年12月22日	観光旅館	宴会フロアのロビー	パブリックスペースが喫煙可	
4-1	平21年12月18日	シティーホテル	バー		
4-2	平21年12月11日	観光旅館	宴会場	全席喫煙可のバー及び宴会場	測定せず
4-3	平21年12月11日	ビジネスホテル	宴会場		

ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	1-1（シティーホテル）
測定月日	平成 22 年 1 月 8 日（金）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	宴会場（42畳）及びロビー 宴会場：全席喫煙 ロビー：禁煙
測定方法	<p>①定点測定 宴会場（42畳）内の一角のテーブルの上（●） 機器：柴田科学社製、LD-3K2 禁煙区域（ロビー）のフロントのテーブルの上（◎） 機器：TSI 社製 SidePak AM-510</p> <p>②個人曝露測定 接客従業員の胸元に装着 機器：柴田科学、PDS-2</p>
測定時の喫煙等の状況	<p>19時10分：宴会場内に定点測定用粉じん計（LD-3K）をセット 同時に禁煙のフロントデスクでも測定開始（AM-510）</p> <p>19時30分：利用者が来室、宴会開始（15名中、6名が喫煙者）</p> <p>19時43分：接客係の胸元で個人曝露濃度測定開始（PDS-2）</p> <p>20時17分：測定終了</p> <p>14時39分：禁煙のロビーでスイッチオフ</p>
測定結果	<ol style="list-style-type: none"> 宴会場内のタバコ煙は禁煙のロビーに拡散しなかった。 (19:55～20:05 のロビーの粉じん濃度の上昇は原因不明) 宴会場内のタバコ煙濃度は、喫煙が始まるとすぐに上昇し、室内の空気環境の評価基準 ($0.15\text{mg}/\text{m}^3$) を上回っていた。 従業員の胸元で測定された粉じん濃度は、宴会場内で接客している間は高く、廊下・ロビーに出てきた場合には低かった。 座敷に着座している喫煙者の近くに立って接客する際には、宴会場の一角で測定された粉じん濃度よりも数倍高い濃度の曝露を受けることが認められた。
考察	<ol style="list-style-type: none"> 宴会場のように部屋として隔離されていた今回の測定では、廊下、出入口を隔てた禁煙のロビーへのタバコ煙の拡散はほとんど認められなかった。 喫煙がおこなわれている宴会場内では、利用者も従業員も高い濃度の受動喫煙に曝露されており、全席禁煙とする対策が必要であると考えられた。
備考	

測定場所



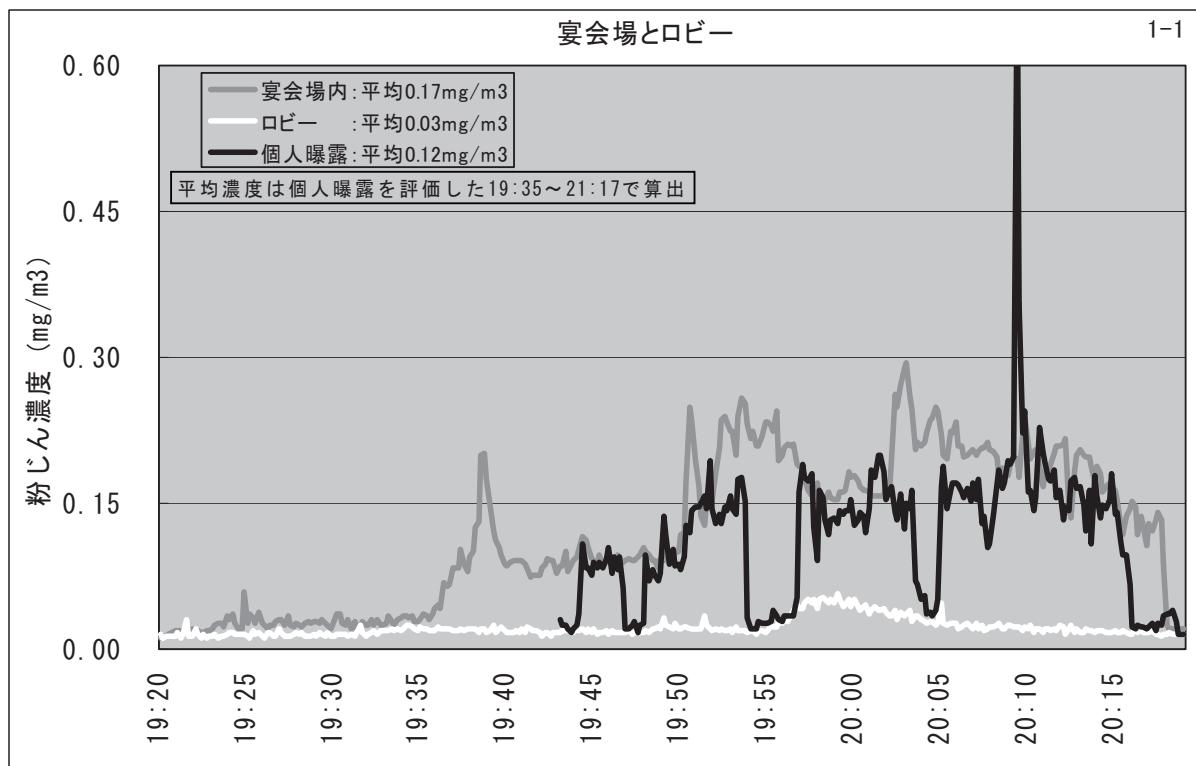


←禁煙のフロントロビーで個人ばく露計を装着



宴会場での接客風景

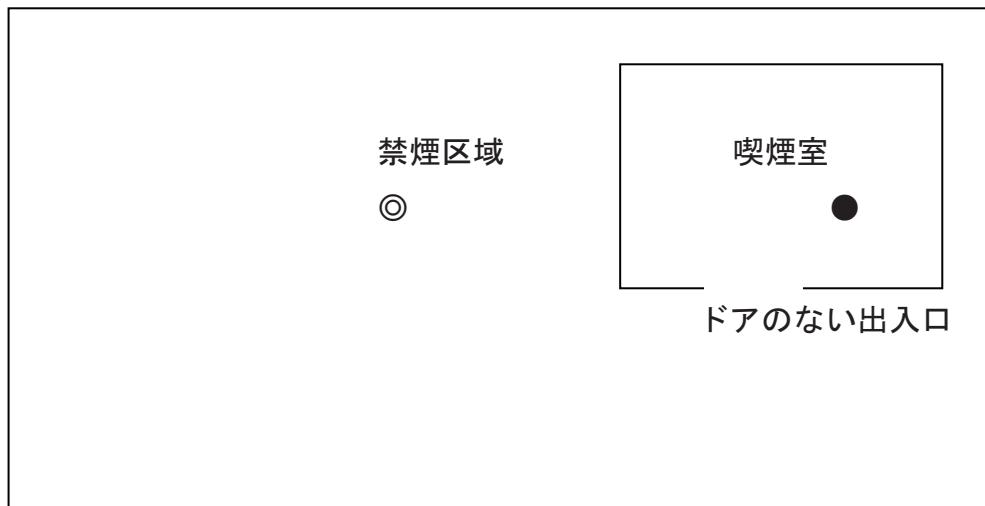
測定結果



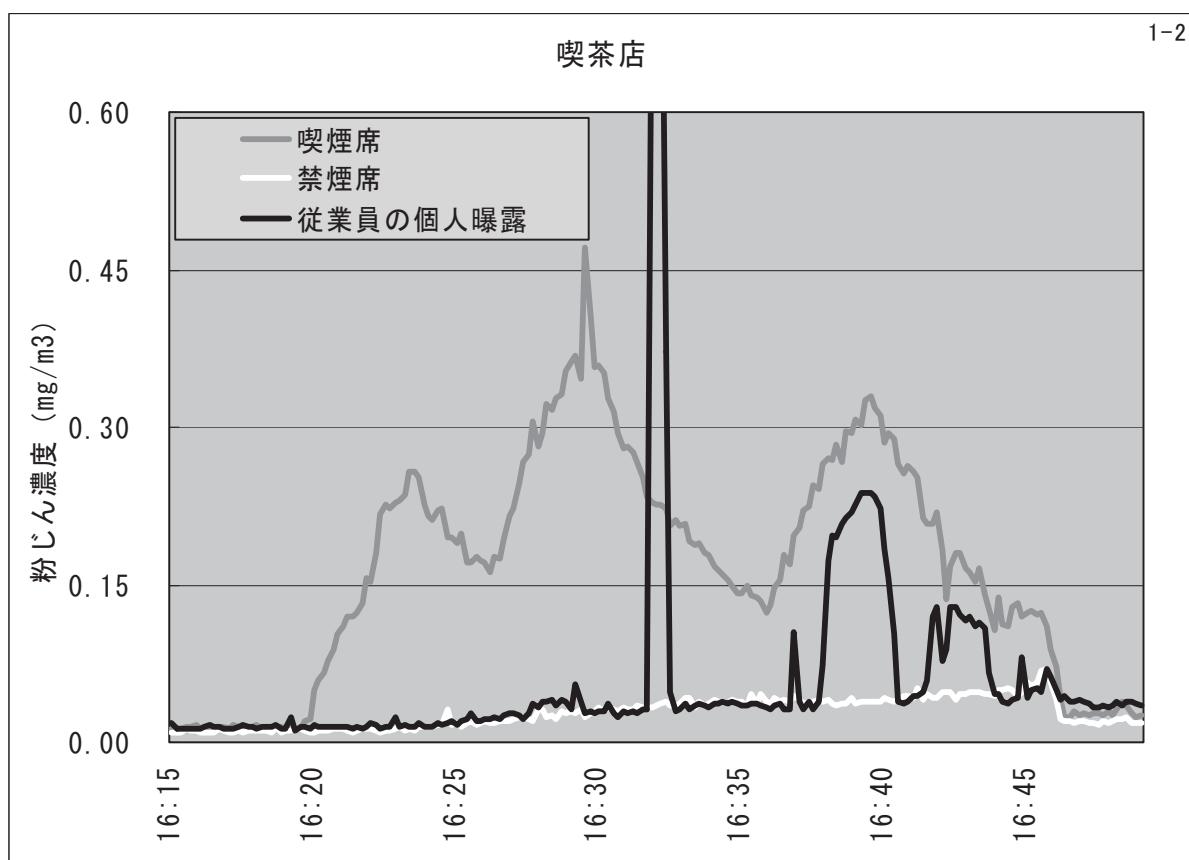
ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	1-2（喫茶店）
測定月日	平成 21 年 9 月 4 日木曜日
測定場所 (禁煙・分煙状況)	純喫茶の禁煙区域 喫煙室として隔離された喫煙席
測定方法	<p>①定点測定 喫煙室の中央 (●) 機器：TSI 社製 SidePak AM-510</p> <p>禁煙区域のテーブルの上 (◎) 機器：TSI 社製 SidePak AM-510</p> <p>②個人曝露測定 接客従業員の胸元に装着 機器：柴田科学、PDS-2</p>
測定時の喫煙等の状況	<p>16 時 15 分：禁煙区域でベースライン測定 定点測定用粉じん計のセット、個人曝露系装着</p> <p>16 時 20 分：喫煙者が喫煙を開始、 従業員は喫煙室に 5 往復</p> <p>16 時 45 分：測定終了、ベースライン測定後、電源オフ</p>
測定結果	<ol style="list-style-type: none"> 場内のタバコ煙濃度は、喫煙が始まるとすぐに上昇し、室内の空気環境の評価基準 ($0.15\text{mg}/\text{m}^3$) を上回っていた。 部屋として隔離された喫煙室であるが、出入口にドアがないため、喫煙室のタバコ煙は徐々に禁煙区域に拡散し、禁煙区域の粉じん濃度が上昇した。 従業員は喫煙室に立ち入る度に高い濃度の受動喫煙の曝露を受けた。 テーブルに着座している喫煙者の近くに立って接客する際には、喫煙室の中央で測定された粉じん濃度よりも数倍高い濃度の曝露を受けることが認められた。
考察	<ol style="list-style-type: none"> 喫煙席を部屋として隔離しても、禁煙区域の受動喫煙を防止できないことが認められた。 喫煙室内の空気環境は劣悪であり、そこに立ち入る度に従業員は高い濃度の受動喫煙に曝露されていた。 利用者も従業員も高い濃度の受動喫煙に曝露されており、全席禁煙とする対策が必要であると考えられた。
備考	

測定場所



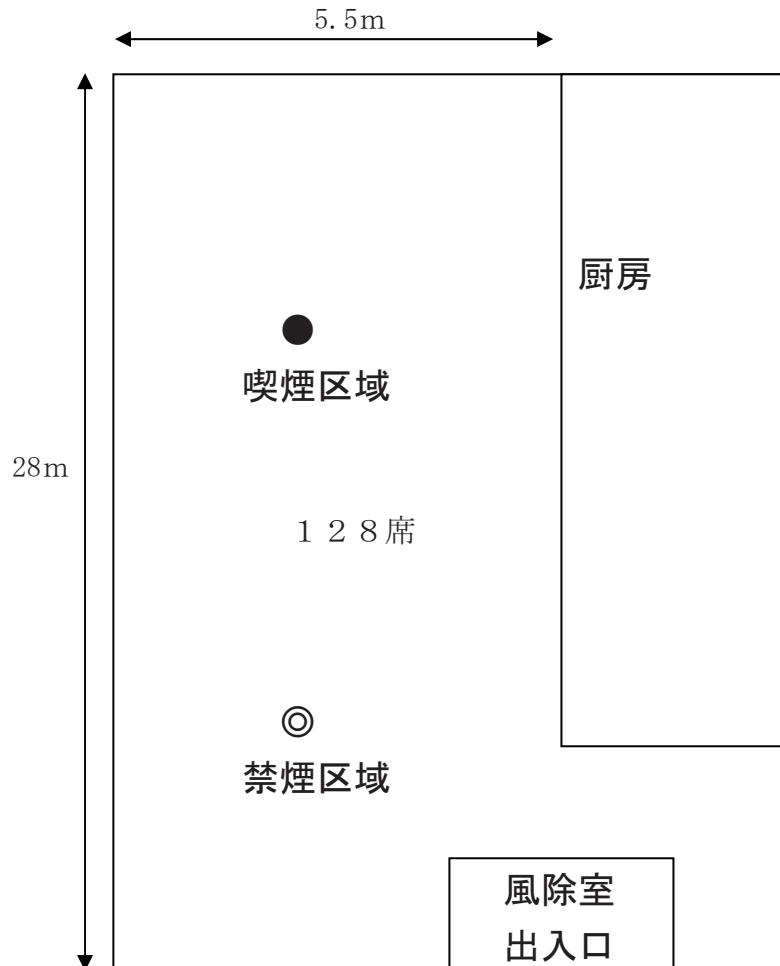
測定結果



ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	2-1-1（レストラン）
測定月日	平成 22 年 1 月 13 日（水）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	店内客席（128 席） 喫煙区域と禁煙区域の設定のみ
測定方法	<p>①定点測定 喫煙区域の中央部分のテーブルの上（●） 禁煙区域の中央部分のテーブルの上（◎） 機器：柴田科学社製、LD-3K2 TSI 社製 SidePak AM-510</p> <p>②個人曝露測定 接客従業員の胸元に装着 機器：柴田科学、PDS-2</p>
測定時の喫煙等の状況	13 時 55 分：禁煙区域でベースライン測定（3 分間） 13 時 59 分：喫煙区域に定点測定用粉じん計を移動 14 時 02 分：従業員の観察と行動記録を開始 14 時 39 分：測定終了（この間に 20 本の喫煙がおこなわれた）
測定結果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙席のタバコ煙が禁煙席に拡散し、禁煙席でも受動喫煙が発生していた。 2. 喫煙席のタバコ煙濃度はしばしば室内の空気環境の評価基準 ($0.15\text{mg}/\text{m}^3$) を上回っていた。 3. 従業員の胸元で測定された粉じん濃度は、喫煙席で働いている間は高く、禁煙席で働いている時間帯には低かった。 4. 喫煙者の近くに立って接客する際には、喫煙席の中央で測定された粉じん濃度よりも数倍高い濃度の曝露を受けることが認められた。
考察	<ol style="list-style-type: none"> 1. 喫煙区域と禁煙区域を分けただけの対策では、受動喫煙を防止する対策として不十分である。 2. 利用者と従業員の受動喫煙を防止するためには、全席禁煙もしくは喫煙専用室（給仕なし）とする対策が必要であると考えられた。
備考	この店舗では、この調査直後に改装され、2010 年 2 月より客席を全席禁煙とし、喫煙専用室（給仕なし）が設置された。

測定場所



定点測定（喫煙席）



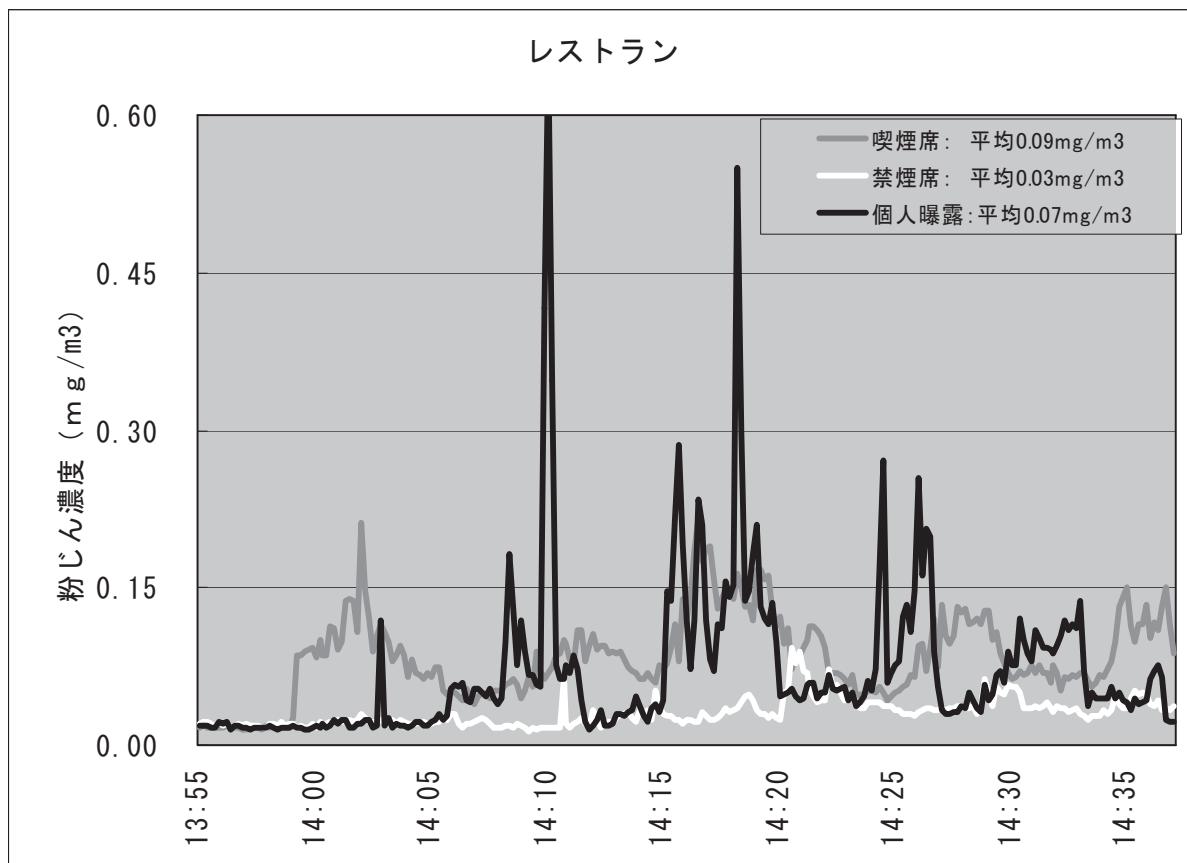


禁煙区域で働いている場合の曝露濃度は低く（左）、喫煙区域での受動喫煙の曝露は高い（右）



特に、喫煙者の間近で接客する際には高い濃度の受動喫煙を受ける。

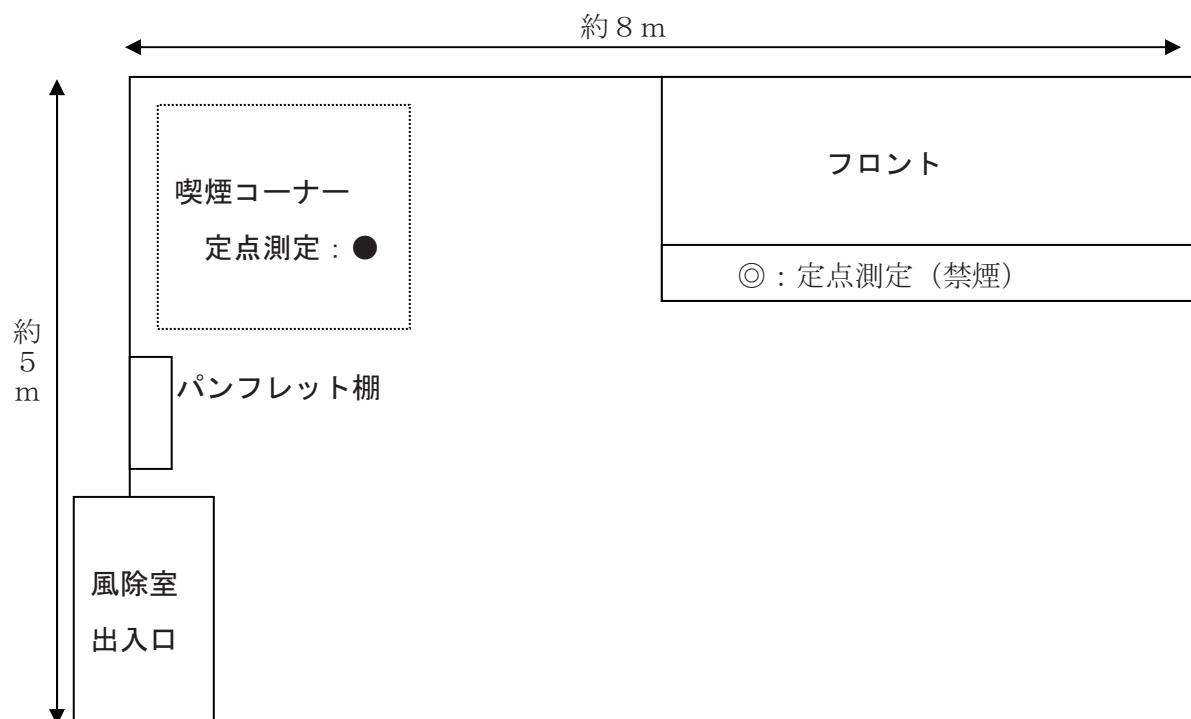
測定結果



ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	2-1-2（ビジネスホテル）
測定月日	平成 21 年 12 月 5 日（土）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	フロントロビー 一角に喫煙コーナーあり
測定方法	<p>①定点測定 フロントのデスクの上：禁煙区域（◎） 喫煙コーナーの近傍（●） 機器：TSI 社製 SidePak AM-510</p> <p>②個人曝露測定 接客従業員の胸元に装着 機器：柴田科学、PDS-2</p>
測定時の喫煙等の状況	<p>7時33分：禁煙のロビーで電源オン、ベースライン値測定。</p> <p>8時29分：喫煙コーナーで2名の喫煙者が各1本の喫煙。</p> <p>9時28分：喫煙コーナーで2名の喫煙者が合計5本喫煙。</p> <p>9時33～35分：フロント係が喫煙がおこなわれている最中に、喫煙コーナー近傍のパンフレット棚を整理。</p> <p>9時58分：測定終了。</p>
測定結果	<ol style="list-style-type: none"> 喫煙コーナーで発生したタバコ煙は、ロビー全体に拡散し、フロントのデスク上まで拡散することが認められた（グラフは喫煙がおこなわれた前後の時間帯のみで作成）。 フロント内は半閉鎖空間であり、従業員がフロント内に居る間の個人曝露濃度はデスクの上よりも低かった。 喫煙コーナーで喫煙がおこなわれている間に、パンフレット棚の整理をする間の個人曝露濃度は高くなることが認められた。
考察	<ol style="list-style-type: none"> 喫煙コーナーで喫煙がおこなわれると、その空間全体が汚染されることから、不十分な対策であることが考えられた。 喫煙がおこなわれている時間に喫煙コーナーの近くで従業員が働く場合には、高い濃度の受動喫煙が発生していることから、ホテルのフロントなど公共空間は全面禁煙とすべきであることが考えられた。
備考	

測定場所



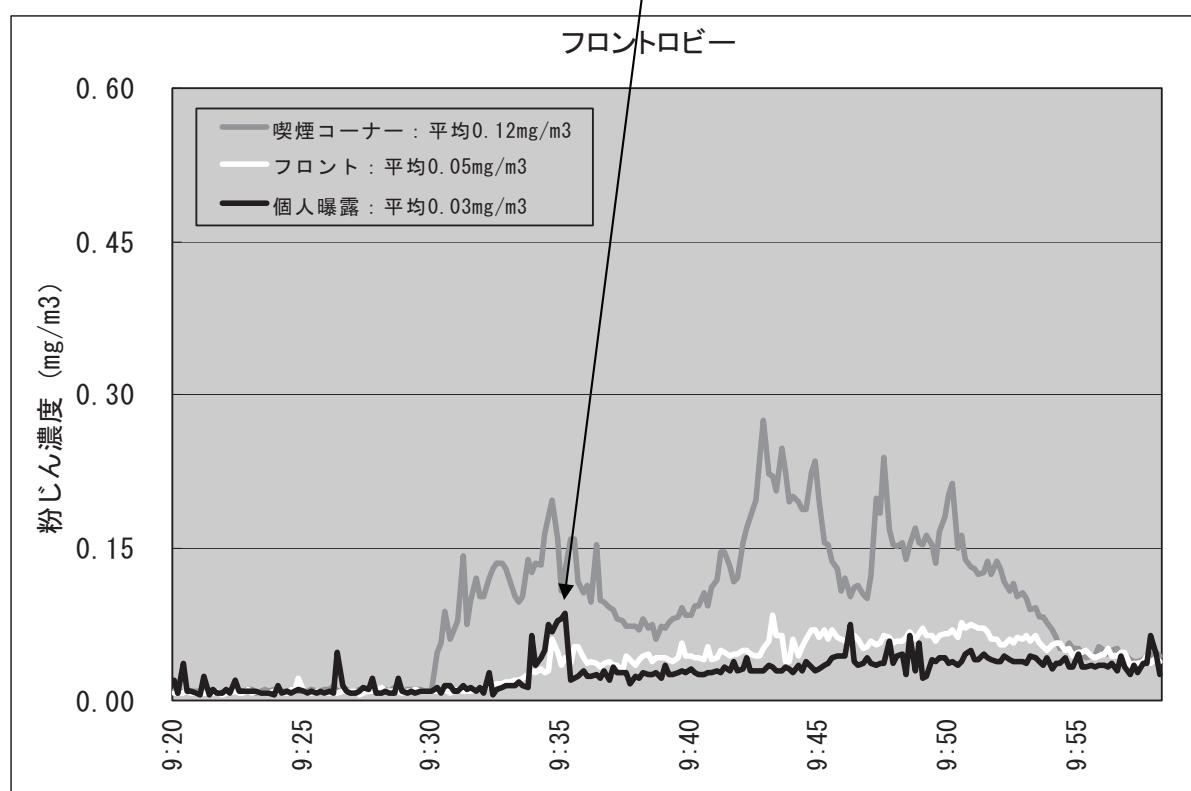


個人ばく露測定用粉じん計



喫煙コーナーの近くで働く際に高い濃度の受動喫煙を受ける

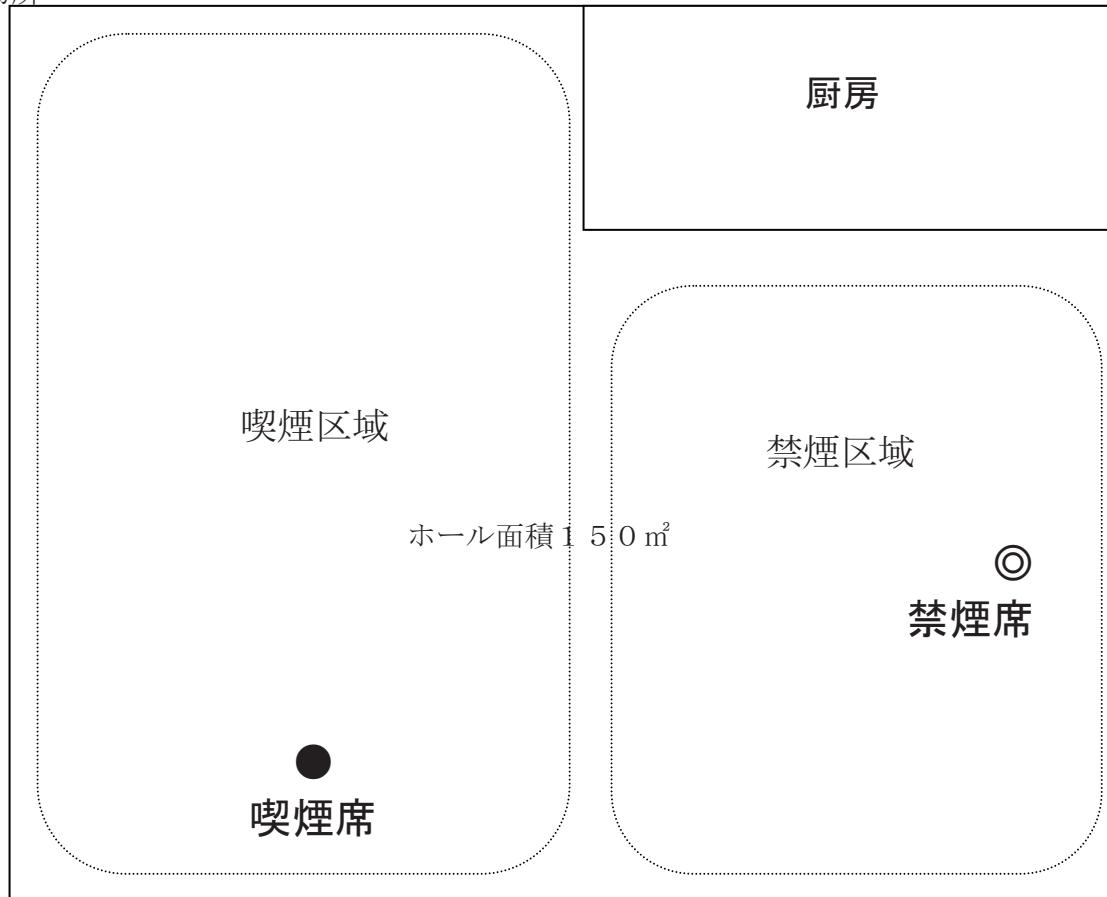
測定結果



ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	2-1-3（観光旅館）
測定月日	平成 21 年 10 月 9 日（金）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	施設に併設のファミリーレストラン 喫煙区域と禁煙区域の設定のみ
測定方法	<p>①定点測定 喫煙区域のテーブルの上（●） 禁煙区域のテーブルの上（◎） 機器：TSI 社製 SidePak AM-510</p> <p>②個人曝露測定 接客従業員の胸元に装着 機器：柴田科学、PDS-2</p>
測定時の喫煙等の状況	<p>18 時 37 分：屋外で電源オン、ベースライン測定（3 分間）</p> <p>18 時 43 分：店内に移動、 喫煙区域と禁煙区域に定点測定用粉じん計をセット 同時に、従業員に個人曝露計を装着、観察開始。 この間に、7 本の喫煙がおこなわれた。</p> <p>19 時 23 分：屋外へ移動、ベースライン測定</p> <p>19 時 29 分：電源オフ</p>
測定結果	<ol style="list-style-type: none"> 喫煙席のタバコ煙が禁煙席に拡散し、禁煙席でも受動喫煙が発生していた。 喫煙席のタバコ煙濃度はしばしば室内の空気環境の評価基準（0.15mg/m³）を上回っていた。 喫煙席の客への食事の配膳が終了した後に測定を開始したため、粉じん計を装着した従業員はほとんど喫煙席に行かず、禁煙席で働いていた。 喫煙者の近くに立って接客する際（18:57）には、喫煙席の中央で測定された粉じん濃度よりも数倍高い濃度の曝露を受けることが認められた。
考察	<ol style="list-style-type: none"> 喫煙区域と禁煙区域を分けただけの対策では、受動喫煙を防止する対策として不十分である。 利用者と従業員の受動喫煙を防止するためには、全席禁煙とする対策が必要であると考えられた。
備考	

測定場所



全景：喫煙席より禁煙席方向を撮影

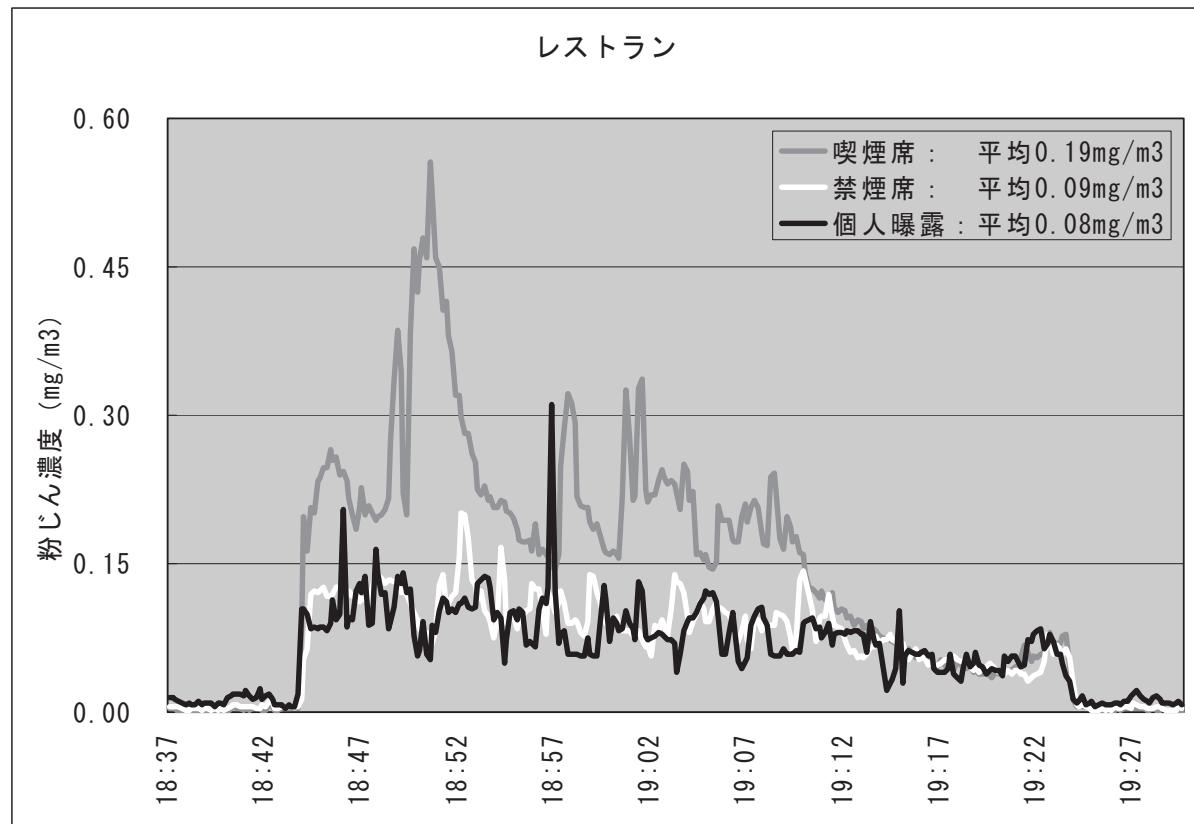


喫煙席で接客する従業員



個人ばく露測定用粉じん計を装着した従業員

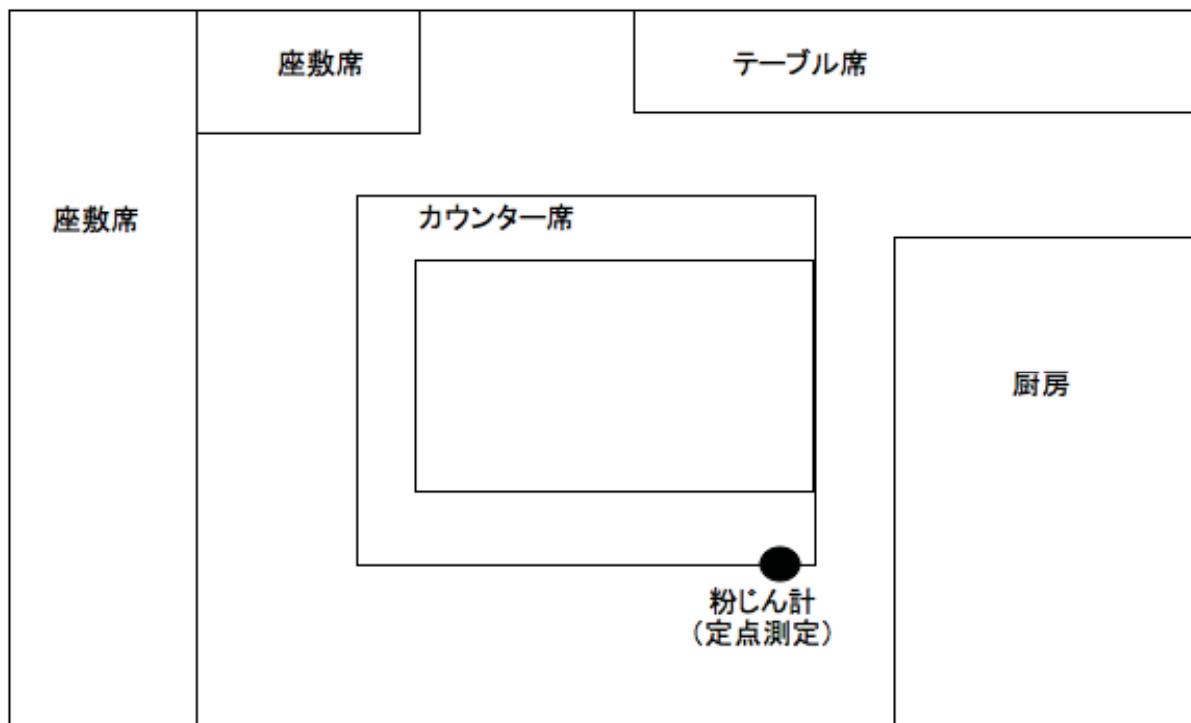
測定結果



ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	2-2-1（シティーホテル）
測定月日	平成 21 年 11 月 27 日（金）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	ホテル内割烹(約 80 m ²) 全席喫煙
測定方法	<p>①定点測定 割烹料理店内の一角のテーブルの上（●） 機器：TSI 社製 SidePak AM-510</p> <p>②個人曝露測定 接客従業員の胸元に装着 機器：柴田科学、PDS-2</p>
測定時の喫煙等の状況	<p>18 時 36 分：禁煙のロビーで電源オン、ベースライン値測定。</p> <p>18 時 44 分：店内に入室。 店内の一角に定点測定（AM-510）開始。 同時に、接客係の 1 名に個人曝露計を装着。</p> <p>18 時 48 分：測定開始。 座敷席に 6 組の客がおり、そのうち喫煙者は 3 名。 測定中に 4 本の喫煙がおこなわれた。</p> <p>18 時 20 分：測定終了。</p> <p>18 時 21 分：禁煙のロビーでベースライン値の測定後、電源オフ。</p>
測定結果	<ol style="list-style-type: none"> 広い店内の一角で定点測定をおこない、かつ、喫煙者からは離れていたので、定点の粉じん濃度は低かった。 従業員は厨房に待機しており、接客の必要が発生した場合のみ、客席に移動した。測定の前半（18 時 48 分～19 時 00 分）は、ほとんど厨房に居たため、個人曝露濃度の上昇は調理の煙によるものと思われる。 グラフ内の写真のように、19 時 18 分に喫煙中の客に覆い被さるような姿勢で接客した際に、高濃度の受動喫煙に曝露されていることが認められた。その際には、室内の空気環境の評価基準（0.15mg/m³）を大幅に上回っていた。 19 時 10 分～13 分は禁煙のロビーに出たため、個人曝露は低い値となっている。
考察	<ol style="list-style-type: none"> 畳に着席している客が喫煙中に後から接客する際に、覆い被さる姿勢となる。その際に、高い濃度の受動喫煙に曝露されることが認められた。 客の喫煙を容認している限り、接客の際の受動喫煙は防止できないことが考えられた。
備考	

測定場所（約 80 m²）



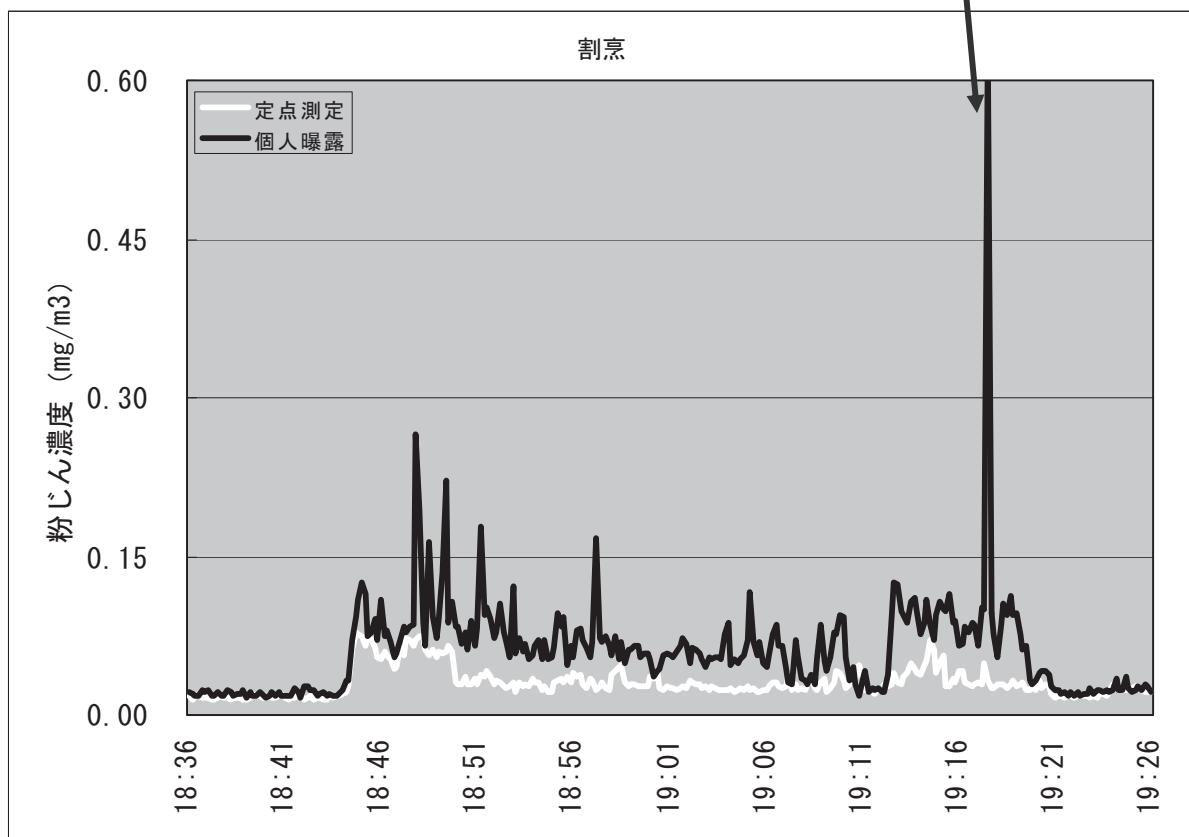


個人ばく露測定用粉じん計を装着



着席している喫煙者に後から接客する際に、高い濃度の受動喫煙のばく露を受けることが認められた。

測定結果



ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

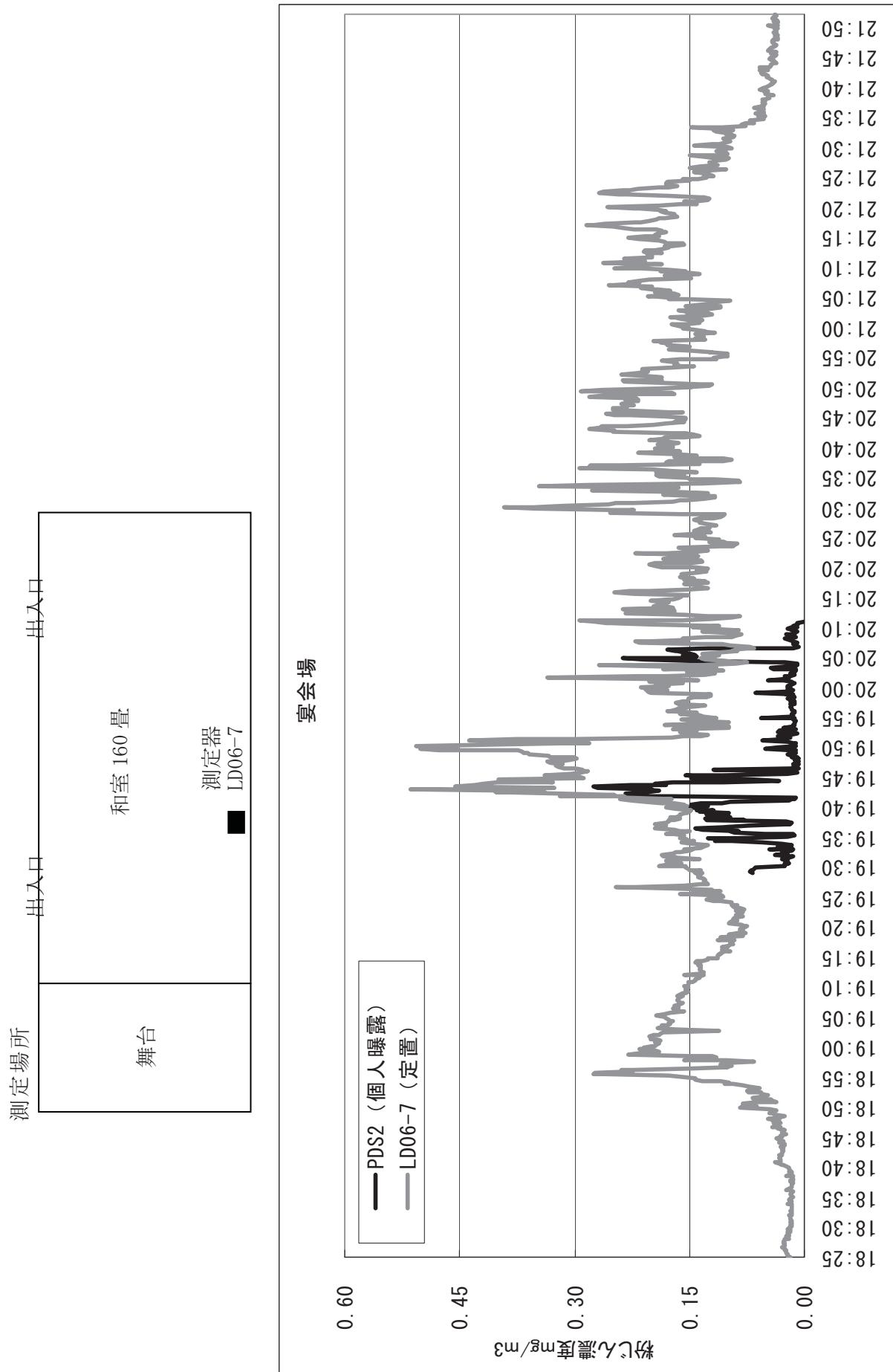
番号（施設種類）	2-2-2（温泉旅館）
測定月日	平成 21 年 12 月 5 日
測定場所 (禁煙・分煙状況)	宴会場（和室 160 畳） 全席喫煙可
測定方法	<p>①定点測定（測定器 2 台） 宴会場内に測定器を設置して、宴会開始 24 分前の 18 時 26 分から宴会終了の 21 時 50 分まで測定した。</p> <p>②個人曝露測定 宴会担当従業員に測定器を装着した。当該従業員は 19 時 36 分から 20 時 08 分の間、宴会場に数回出入りした。</p>
測定時の喫煙等の状況	宴会場内は全席喫煙可であり、宴会の客は 128 人でそのうちの喫煙者は約 30% であった。
測定結果	<p>①宴会場 宴会の始まった 19 時前から終了時の 21 時 50 分まで、宴会場内の粉じん濃度は、頻繁に $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ を上回った。</p> <p>②個人ばく露測定 従業員が宴会場に入室した際には $0.15\text{mg}/\text{m}^3$ を上回ることがあった。</p>
考察	喫煙可能な宴会場において、喫煙者が相当程度いる場合には、宴会場内の粉じん濃度は高くなり、従業員が受動喫煙を受けていることが認められた。
備考	



宴会場



個人ばく露測定用粉じん計を装着



ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	3-1（温泉旅館）
測定月日	平成 21 年 12 月 4 日（金）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	フロント、客室、宴会場、 フロントの一角に部屋として隔離された喫煙場所あり
測定方法	<p>①公共空間測定 個人曝露測定のバックアップとして、従業員とともに移動 機器：柴田科学社製、LD-3K2 (結果は個人曝露と同じであるため割愛)</p> <p>②個人曝露測定（フロアマネージャー） 接客従業員の胸元に装着 機器：柴田科学、PDS-2</p>
測定時の喫煙等の状況	<p>18 時 00 分：禁煙のロビーで電源オン。 フロアマネージャーの胸元に装着。 フロント、ロビー、廊下、喫茶、一般食堂、大宴会場、を巡回。その間、1 本の喫煙もなし。</p> <p>18 時 53 分：個室で喫煙している客に挨拶。 襖を開けて挨拶する間に、わずかな受動喫煙あり。</p> <p>18 時 55 分：測定終了、電源オフ</p>
測定結果	<ol style="list-style-type: none"> 旅館をくまなく歩き回ったが、宴会場でも喫煙はおこなわれておらず、胸元で測定された個人曝露計の粉じん濃度の上昇は認められなかった。 18 時 53 分、個室内で喫煙している客に部屋の外から挨拶をする際に、廊下に漏れたタバコ煙による粉じん濃度の上昇を検出した。
考察	<ol style="list-style-type: none"> 公共空間が完全に禁煙の旅館では、従業員の受動喫煙も発生しないことが認められた。 個室では喫煙が許可されていたが、その内部に入って接客する際には受動喫煙が発生することが考えられた。従業員の受動喫煙を防止するためには、個室も禁煙とする必要があると考えられた。
備考	

測定場所：ホテル全体を巡回

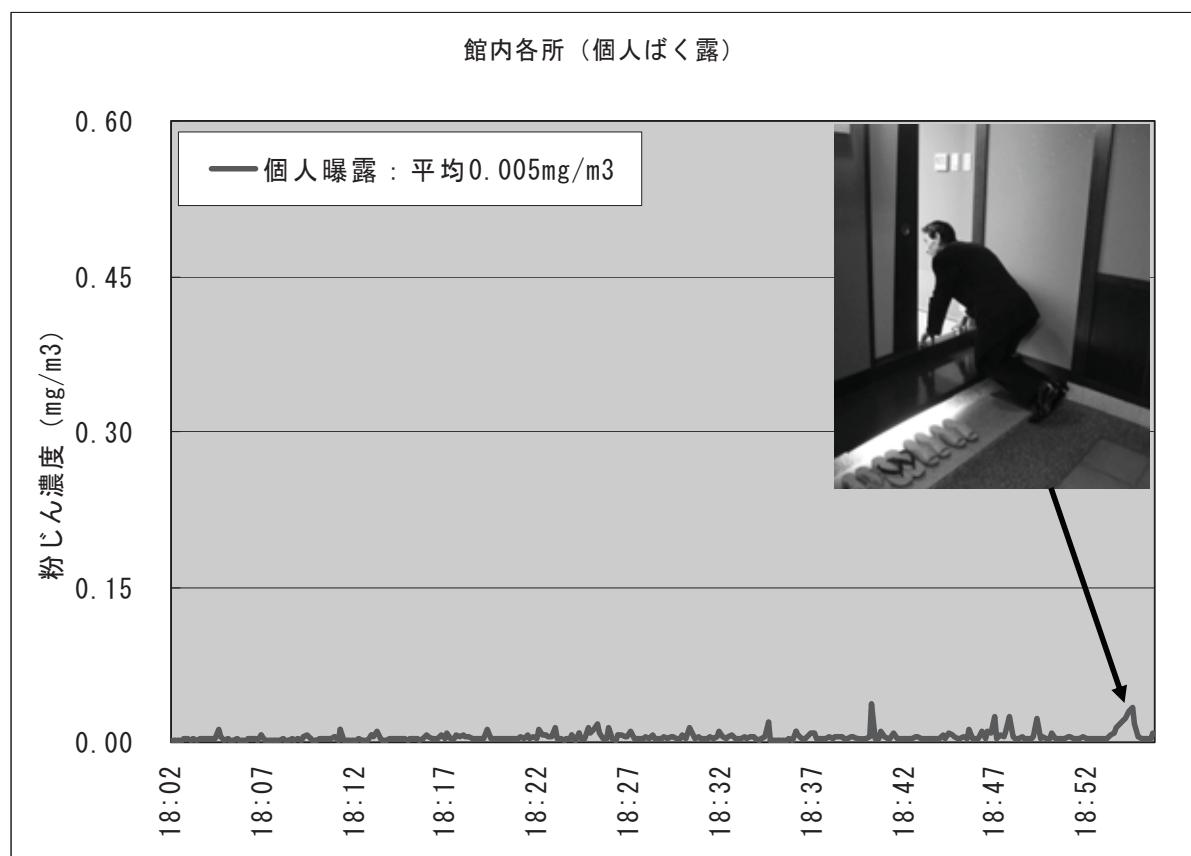


ロビー、喫茶店、廊下など公共空間は全面禁煙



フロアマネージャーに個人ばく露計を装着

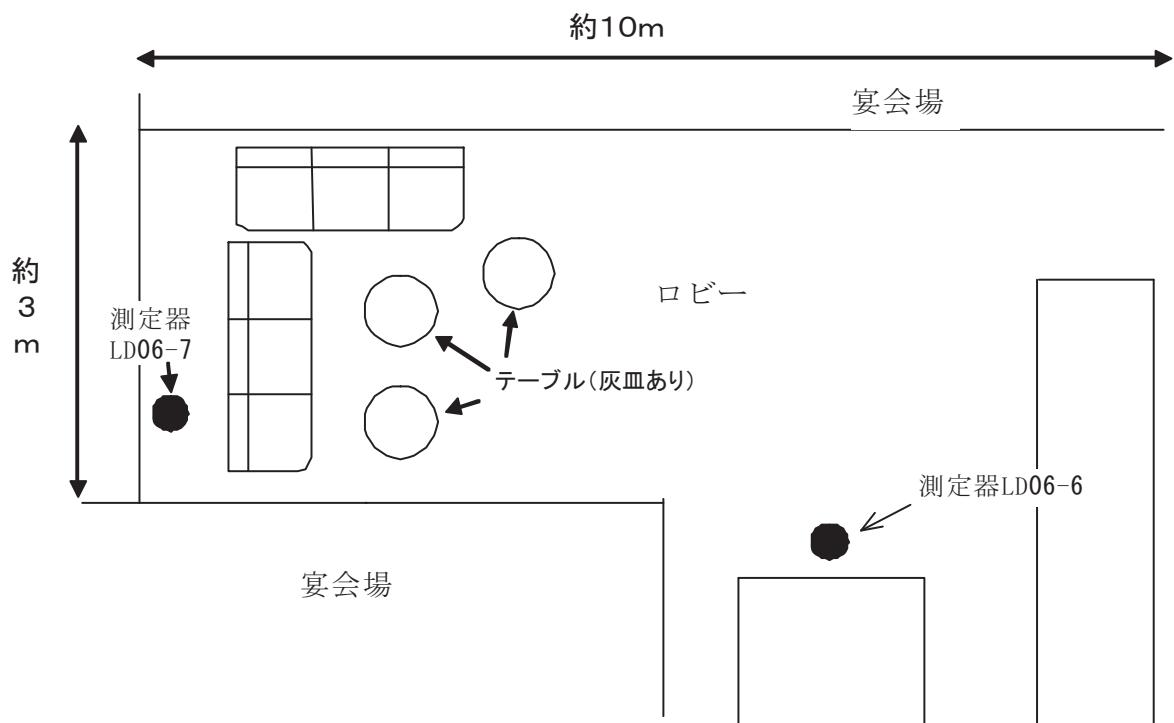
測定結果



ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

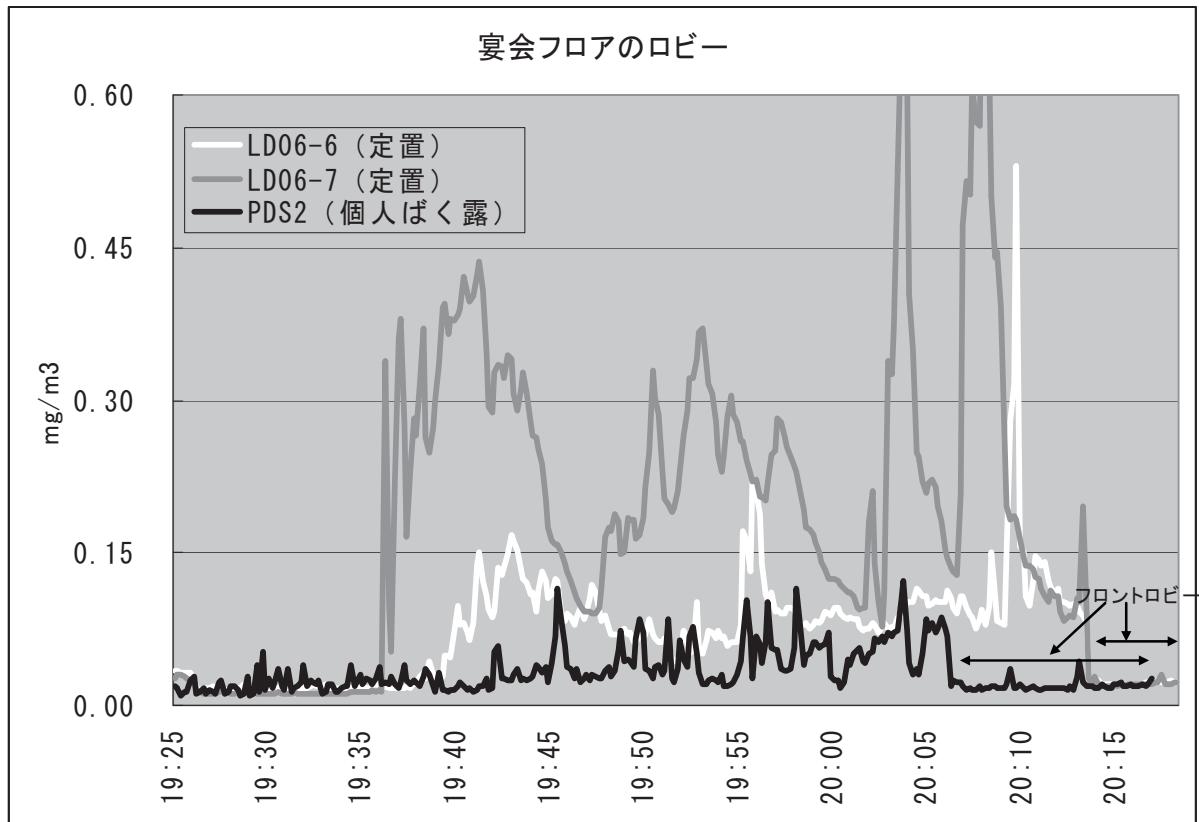
番号（施設種類）	3-2（観光旅館）
測定月日	平成 21 年 12 月 22 日（火）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	<p>①宴会フロアのロビー（周囲に4つの宴会場がある）。3台のテーブルが配置しており、それぞれに灰皿があり、喫煙自由であった。</p> <p>②宴会場内(和室)（個人ばく露） 宴会主催者が宴会場内は禁煙としていた。</p>
測定方法	<p>①定点測定（測定器 LD3K2 2台） 測定器を宴会フロアのロビーに設置し、19時25分～20時14分ごろまで測定した。その後、測定器をフロントロビー（禁煙）に移動して、20時20分ごろ終了。</p> <p>②個人曝露測定（1名） 宴会係従業員に個人ばく露測定器(PDS2)を装着し、19時25分～20時7分ごろの間、主に、宴会フロアのロビー（喫煙可）及び宴会場内（禁煙）において、客の案内等の業務に従事。</p>
測定時の喫煙等の状況	<p>①宴会参加者の喫煙者は、宴会中に随時ロビーにおいて喫煙した。測定時間中の喫煙本数は約15本であった。</p> <p>②宴会場内は宴会主催者が禁煙としていた。そのため、宴会場内では全く喫煙はなかった。</p>
測定結果	<p>①宴会フロアのロビー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19時35分ごろから、喫煙に伴い、急激に粉じん濃度が高くなり、測定終了の20時14分まで、高い粉じん濃度が続いた。 ・最大値は $0.75\text{mg}/\text{m}^3$ であった。 <p>②個人ばく露測定（グラフ3参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・19時45分～20時5分が比較的高い値となった。最大濃度は $0.122\text{mg}/\text{m}^3$ であった。
考察	宴会フロアのロビーにおける客の喫煙により同ロビーの粉じん濃度がかなり高くなっていた。同場所で業務に従事した従業員が受動喫煙を受けていた。
備考	

測定場所（宴会フロアのロビー）



(LD06-6 及び LD06-7 は、2台の測定器(LD3K2)を示す。)

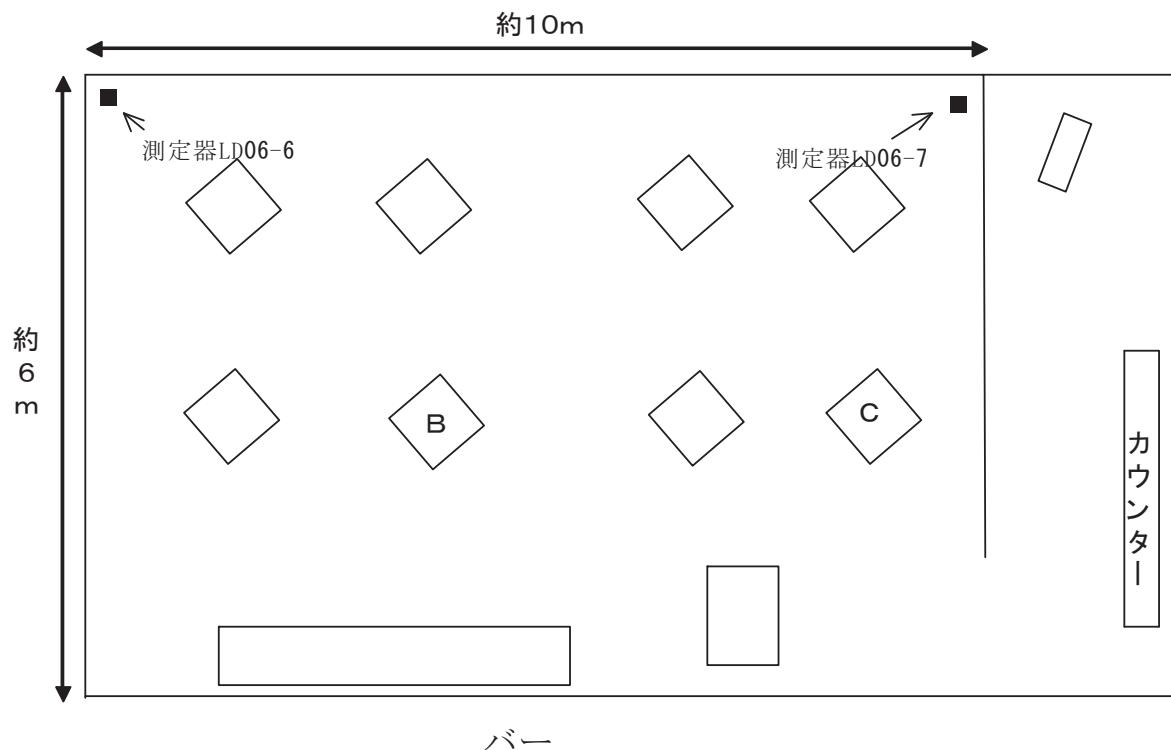
測定結果

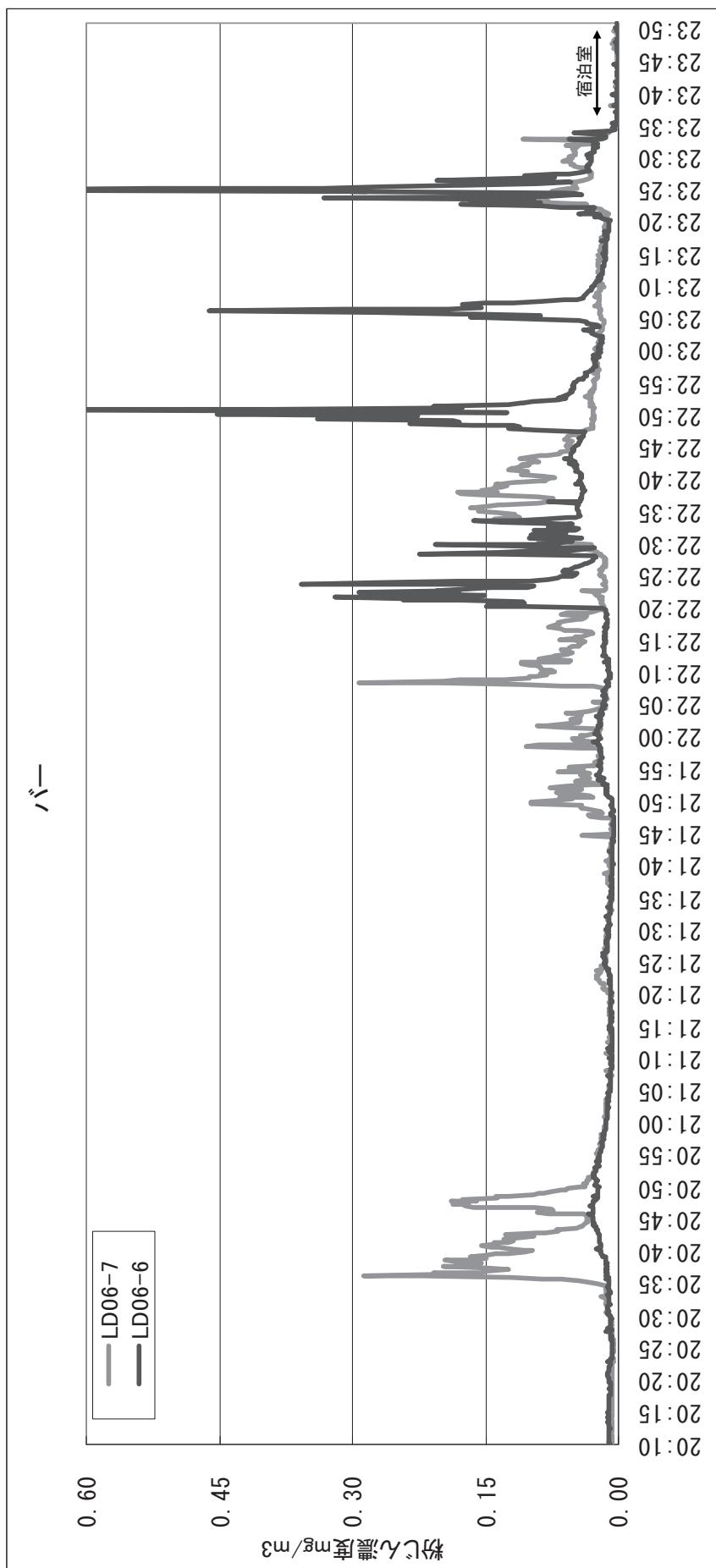


ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	4-1（シティーホテル）
測定月日	平成 21 年 12 月 18 日（金）
測定場所 (禁煙・分煙状況)	バー 全席喫煙可
測定方法	<p>①定点測定 バーの 2 箇所に測定器(LD3K2)を設置し 20 時 10 分～23 時 35 分ごろまで測定した。バーの測定終了後、比較のため、23 時 50 分まで、宿泊室（禁煙）に粉じん計を移動し測定した。</p> <p>②個人曝露測定 (実施せず)</p>
測定時の喫煙等の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・19 時ごろまでは客は少なく、喫煙はなかった。 ・19 時ごろに B テーブル付近で、4～5 名の喫煙があった。 ・20 時 30 分ごろまでは客は少なく喫煙はなかった。 ・おおむね 20 時 30 分ごろ、C テーブルで喫煙あり。 ・21 時 30 分ごろから客が増加し、22 時過ぎ以降はほぼ満席の状態であった。喫煙者が複数いたが正確な喫煙人数及び喫煙本数は確認できなかった。
測定結果	<ul style="list-style-type: none"> ・測定開始の 17 時 45 分ごろから 18 時 50 分ごろまでは、0.01～0.02mg/m³ 前後で推移した。 ・18 時 50 分ごろから急激に粉じん濃度が上昇し、19 時 20 分ごろまで高い値であった。最大値は 0.17mg/m³ を示した。 ・19 時 40 分～20 時 30 分ごろまでは 0.01mg/m³ 程度の低い値で推移した。 ・20 時 35 分ごろから 20 時 50 分ごろにかけて、カウンターに近い側の測定器(LD06-7)が高い値を示した。最大値は 0.29mg/m³ であった。 ・21 時から 21 時 40 分までは再び 0.01～0.02mg/m³ 程度の低い濃度で推移した。その後、測定終了の 23 時 35 分まで、断続的に高い濃度を示した。最大値は 0.82mg/m³ であった。
考察	客が喫煙している時間帯は急激に粉じん濃度が上昇し、全体として粉じん濃度が高い状態であった。客の喫煙により、他の客及び従業員が受動喫煙を受けているものと考えられた。
備考	

測定場所（バー）

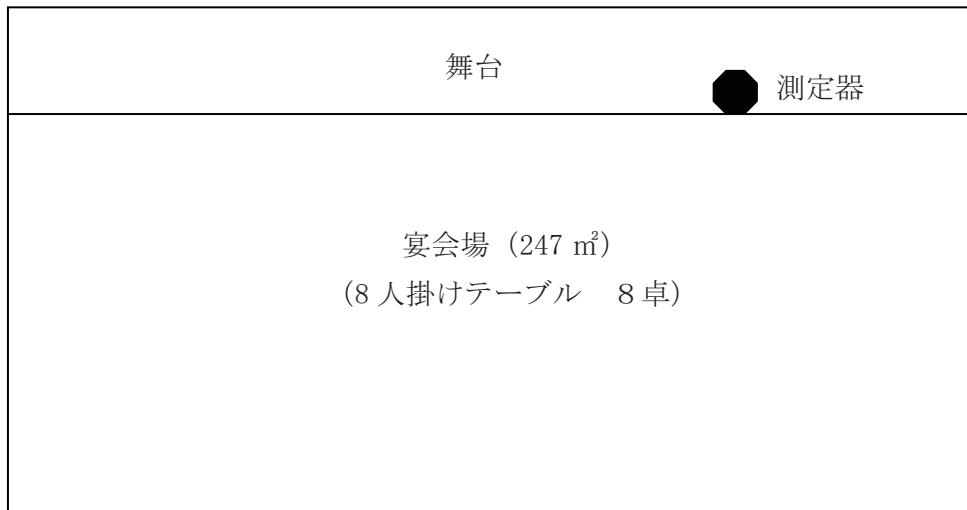




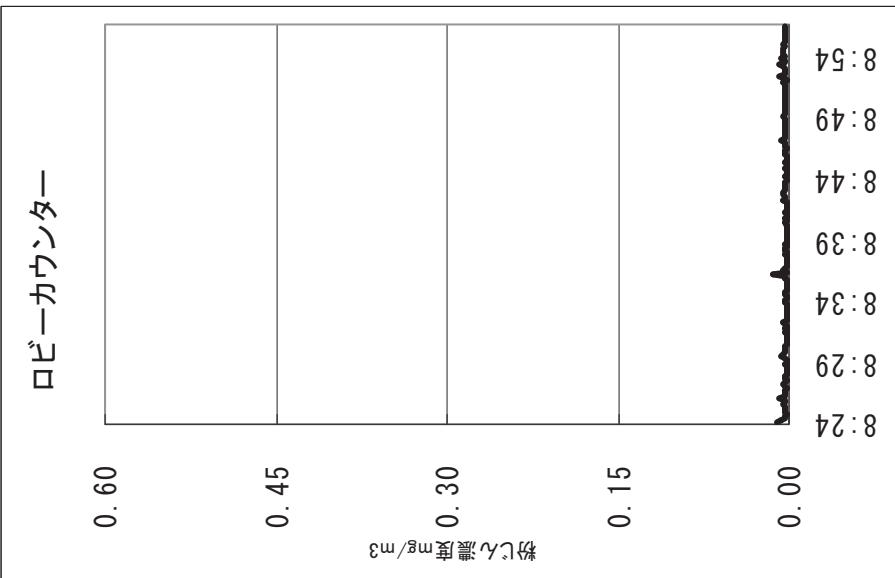
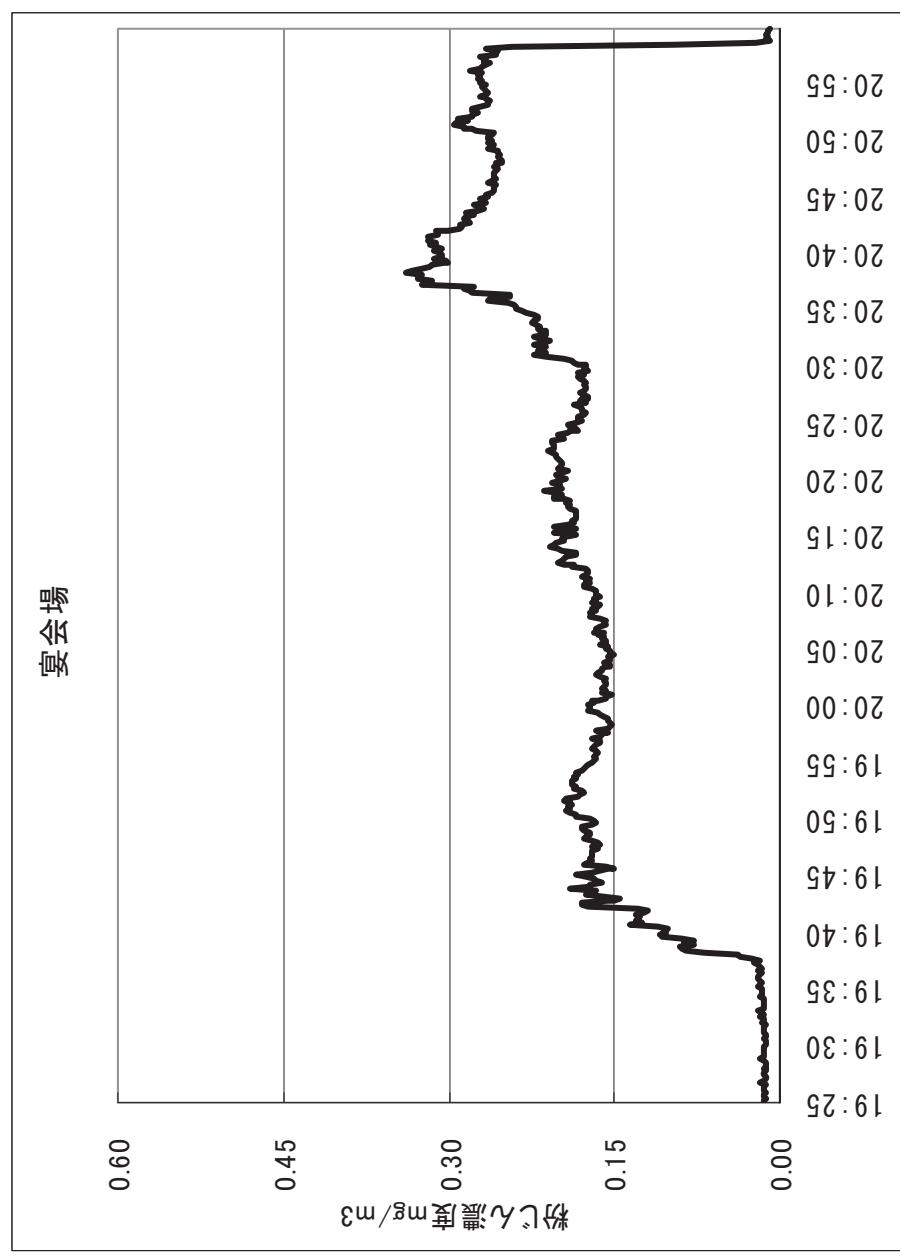
ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

番号（施設種類）	4-2（観光旅館）
測定月日	平成 21 年 12 月 11 日、12 日
測定場所 (禁煙・分煙状況)	宴会場(洋室 247 m ²)及びロビー 宴会場は全席喫煙可。 ロビーは喫煙可（測定時は喫煙者なし）
測定方法	<p>①定点測定（測定器 1 台）</p> <ul style="list-style-type: none"> 宴会開始 30 分前の 18 時 30 分から宴会終了後の 20 時 00 分まで、宴会場内の舞台上の脇に測定器を設置して測定した。 1 階のロビーカウンター上に測定器を設置して、8 時 25 分～9 時 00 分まで測定を行った。 <p>②個人暴露測定 (実施せず)</p>
測定時の喫煙等の状況	<ul style="list-style-type: none"> 宴会場内は喫煙が自由であり、宴会の客数は 63 名で喫煙している客は 5 人～6 人であった。 1 階のロビーは、喫煙可であり、チェックアウトの客は数名いたが、いずれも喫煙していなかった。
測定結果	<p>①宴会場では、19 時 40 分から 21 時 00 分まで、0.15m g /m³を上回る濃度が継続した。（最大値 0.34m g /m³）</p> <p>②1 階のロビーは低濃度で推移した。</p>
考察	宴会場ではテーブル席で洋食の宴会であり、19 時の開始から約 40 分間は喫煙はなかったため、0.01m g /m ³ の濃度で推移していたが、客が喫煙を始めることにより、一気に粉じん濃度が高くなった。従業員は受動喫煙を受けているものと考えられる。
備考	

測定場所図（宴会場）



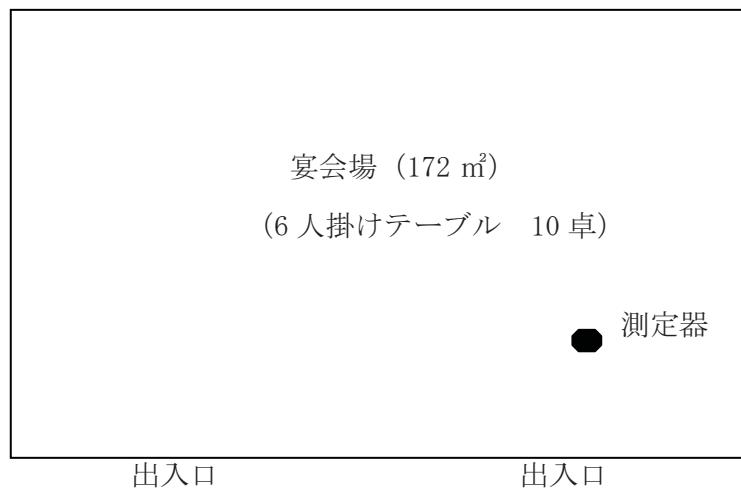
測定結果



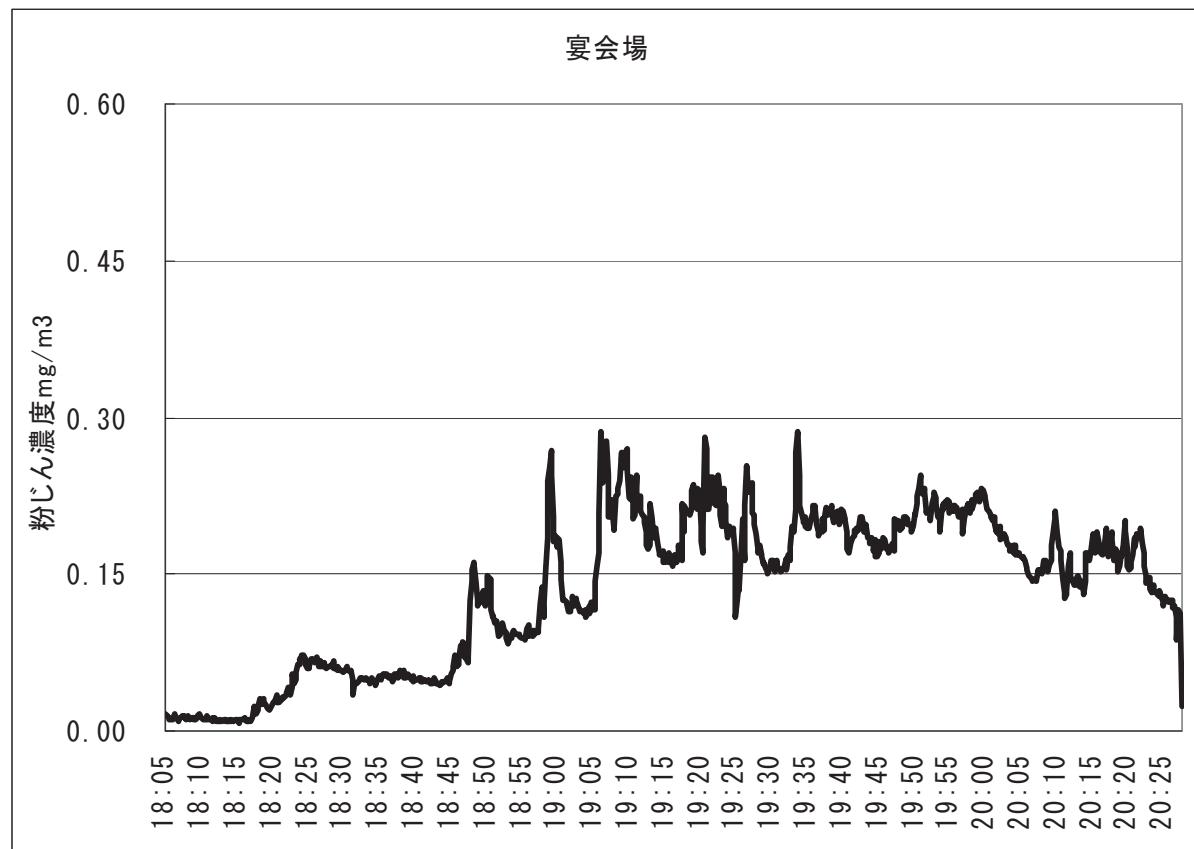
ホテル・旅館における粉じん（たばこ煙）測定結果

測定施設	4-3 (ビジネスホテル)
測定月日	平成 21 年 12 月 11 日
測定場所 (禁煙・分煙状況)	宴会場 (洋室 172 m ²) 全席喫煙可
測定方法 (いつ、どのように)	①定点測定 (測定器 1 台) 宴会開始 30 分前の 18 時 00 分～20 時 28 分まで、測定器を宴会場内の丸机上に設置して測定を実施した。 ②個人曝露測定 (実施せず)
測定時の喫煙等の状況	宴会場内は喫煙が自由であり、宴会の客は 55 名でそのうち約 30% の客が喫煙していた。宴会場は閉め切られていて換気は不十分であった。
測定結果	宴会が始まって 25 分経過した 18 時 50 分から 20 時 20 分まで、宴会場内の粉じん濃度は、概ね 0.15mg/m ³ を上回っており、最大 0.30 mg/m ³ 程度の粉じん濃度であった。
考察	宴会場は閉め切られており、換気も十分でないことから、宴会開始後しばらくしてから宴会終了まで高い粉じん濃度を示した。従業員は受動喫煙を受けているものと考えられる。
備考	

測定場所（宴会場）図



測定結果



4 結語

今回、以上のように、ホテル・旅館の従業員の受動喫煙の評価を行った。ホテル・旅館においては、館内の場所や時間帯によって喫煙の可・不可がさまざまであるが、喫煙可能な場所では従業員が受動喫煙を受けていることが明らかになった。また、レストランのように喫煙席と禁煙席に分かれていたとしても、喫煙が行われる空間に入りしなくてはならない従業員は、その空間に立ち入る度に受動喫煙のばく露を受けることが認められた。

また、そのばく露濃度は定点測定では把握できない高い濃度であることも認められた。

今後、ホテル・旅館以外のサービス産業の従事者の受動喫煙についても検討を行うこと有必要である。

第3節 宿泊業等における受動喫煙防止対策の課題

ホテル・旅館における受動喫煙防止対策については、第1節のアンケート調査結果で述べたとおり、受動喫煙の健康影響については96.9%が「知っている」または「ある程度知っている」と答えており、健康増進法についても84.1%が「知っている」としている。「職場における喫煙対策のためのガイドライン」についても「知っている」と「あることは知っている」が82.7%となっている。また、受動喫煙防止の考え方について「お客様の受動喫煙を防止すべき」とするものが約33.9%、「従業員の受動喫煙を防止すべき」とするものが約52.4%ある。しかしながら、「お客様の受動喫煙を防止したいが難しい」が約58.5%あり、「従業員の受動喫煙を防止したいが難しい」が約37.6%となっている。また、営業スペースを全面禁煙とすることについて、「客の理解が進めば賛成」が69.8%であった。このように、ホテル・旅館においては、受動喫煙防止についてその必要性等の認識は比較的高いものの、サービス上の事情などから、後述のとおり、十分な対策ができないところが多いと思われる。

ホテル・旅館の館内の禁煙・分煙の状況は第1節で述べたとおりであるが、ロビーやレストラン・コーヒーハウスなどでは禁煙となっている割合が一定程度あった。しかし、バーはほとんどが禁煙になっていない。また、宴会場や会議室も「お客様が喫煙可否を指定する」と「喫煙自由」というところが多い。このように、ホテル・旅館の受動喫煙対策は十分とはいえない状況である。なお、ホテルと旅館を比較すると、ホテルのほうが対策が進んでいる傾向があった。

従業員の受動喫煙のばく露濃度の調査では、たとえいわゆる「空間分煙」がされていても、喫煙が行われる空間に出入りしなくてはならない従業員は、受動喫煙のばく露を受けることが認められた。また、そのばく露濃度は定点測定では把握できない高い濃度であることも認められた。

ホテル・旅館における受動喫煙防止対策については、現状では、施設によっても異なるが、相当程度進んでいる施設がある反面、対策が遅れている施設もある。接客を伴うサービス業であるホテル・旅館はサービス上の事情等によって、現状では十分な受動喫煙防止対策が実施されていない施設が数多く存在することもやむを得ない面がある。しかしながら、今後、ホテル・旅館が受動喫煙防止の重要性についての認識を一層深め、諸外国のホテルにおいて全面禁煙とするところが広がっているように、我が国のホテル・旅館においても、全面禁煙の実施など受動喫煙防止対策の取組みが広がっていくことが望まれる。そのためには、国や関係業界等がホテル・旅館に対し、受動喫煙防止対策導入事例や導入促進のための各種情報の提供等による支援を充実するとともに、従業員を含む受動喫煙防止について、国民全体の意識が一層高まり、ホテル・旅館における従業員を含む受動喫煙防

止対策のあり方について、早急に社会的な合意が形成されていくことが期待される。

第3章

イギリス、アメリカ及びドイツの職場における
受動喫煙規制（追加調査）

第3章 イギリス、アメリカ及びドイツの職場における受動喫煙規制（追加調査）

平成17年（2005年）にたばこ規制枠組条約が発効し、諸外国においては受動喫煙規制が進んできた。中央労働災害防止協会では平成19年度に厚生労働省から委託を受け、諸外国における受動喫煙規制に関する調査を実施した（「平成19年度受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する調査研究委員会報告書」（平成20年3月 中央労働災害防止協会）参照）。しかし、受動喫煙規制に関する国際的な動向は、その変化が著しいことから、諸外国における受動喫煙規制の最新の状況を把握するため、今回、対象国を限定して追加調査を実施した。

調査は、イギリス、アメリカ及びドイツについて、以下の2名が分担して調査を担当した。本章は両氏の報告をまとめたものである。

イギリス及びアメリカ（第1節、第2節及び第3節）

幡野利通 筑波大学博士（法学）・税理士

ドイツ（第4節）

三柴丈典 近畿大学法学部 准教授

第1節 イギリス（イングランド）

1 2006年衛生法（Health Act 2006）制定までの経緯

- ① 2005年10月27日、衛生法案（Health Bill）が下院（House of Common）に提起された。
- ② この法案は、第1部において、会員制クラブ、食事を提供しない又は調理しない酒類販売の認可店舗（licensed premise）並びに在宅型施設（刑務所、長期在宅型の養老ホーム及びホテルの客室を含む）を除いて、「閉鎖型の公共的空間（enclosed public place）」での喫煙は、全面的に禁止することを提案していた。
- ③ 2006年1月には、衛生特別委員会（Health Select Committee）から、食事を提供しないパブ及び会員制のクラブは、適用除外としないとする修正案が提起された。
- ④ 2006年2月14日、下院の報告審議（Commons Report Stage）で、衛生法案の自由投票（free vote）が行われ、閉鎖型の公共的空間における喫煙を禁止する包括的な法案が384対184で可決された。
- ⑤ 衛生法案は上院（House of Lord）を通過し、2006年7月19日に女王陛下の裁可（Royal Assent）を得て、2006年衛生法が成立した。

2 2006年衛生法の規制内容

（1）法の構成

- ① 2006年衛生法は、喫煙に関する規定（第1部）だけでなく、ドラッグや薬物（第3部）、国民健康保険（NHS; National Health Service）（第4部）に関する規定も置かれる公衆衛生に関する包括的な法である。
- ② 当該法は、保健省（Department of Health）の下で、2007年7月1日より、施行されている。

（2）喫煙に関する規制内容

① 規制の目的

間接喫煙という危険に曝されることから、労働者及び一般市民を守ること¹を主な目的として規定された。

② 規制の内容

- ・ 完全に又は実質的に閉鎖されている公共的空間における喫煙は原則として禁止
- ・ 喫煙が禁止される家屋や建物への「禁煙（no smoking）」標示の掲載義務

¹ 「間接喫煙に曝されることは、肺がん、心臓病、喘息、小児呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群（SIDS）及び肺機能障害といった重篤な健康障害に陥る危険をはらんでいることは、医学的にも、科学的にも立証されている。また、換気は、閉鎖型空間における健康への危険を十分に排除するものではない」（Department of Health, Smokefree England – one year on, p. 1 (www.dh.gov.uk/tobacco)) とされる。

③ 規制の適用除外

- ・ 私的な宿泊施設及び個人の車
- ・ 喫煙室として指定されたホテルのベッドルーム
- ・ 成人用の在宅型養護施設、ホスピス及び刑務所において、喫煙室として指定された部屋
- ・ 演技者が劇場で、芸術的完全性を追求するために喫煙する場合
- ・ たばこ専門店が、店内では巻きタバコや少量のパイプたばこを試飲させる間（ただし、喫煙は認められない）
- ・ 沖合施設において、喫煙室として指定された部屋
- ・ 研究又は実験施設において、喫煙室として指定された部屋

④ 規制の特例

- ・ たった一人のドライバーのみが使用する、業務用車両内の喫煙
- ・ 業務用のオープン式車両（convertible car）で、屋根が完全に取り去られるか又は格納されている場合
- ・ 精神保健施設内で、18歳以上の入所者によって使用される、喫煙室として指定された部屋（ただし、2008年7月1日まで）

3 2006年衛生法施行の影響²

① 禁煙規制への法令遵守意識は、法施行の当初からずっと高かった。

- ・ 2007年7月から2008年3月の間に実施された調査によると、家屋及び車両の98%が、法の規制に従って禁煙とした。
- ・ 家屋及び車両の87%が、法の指定する禁煙標示を実施している。

② 一般大衆や産業界が禁煙法を支持し、法の規制にすばやく対応した。

- ・ 76%の人々が、職場及び公共的空間における禁煙法の施行を支持している。
- ・ 81%の事業意思決定者が、当該法は、「すばらしい」と評価している。
- ・ 70%の人々が、イングランドにおいて禁煙という環境を作ることは、健康を考える上で大変効果があると考えている。
- ・ 87%の事業家は、当該法の施行はスムーズに行われた、又は大変スムーズに実施されたと述べている。
- ・ 40%の事業家は、会社にとって好影響をもたらしたと答えている（これに対し、悪影響であると答えた者は、たったの3%に過ぎなかった）。

③ パブにおける空気清浄度は、2007年7月1日以前の「不健全」とするレベルから、戸

² Department of Health, et al, op. cit.

外の空気のレベルに相当する、たばこの煙が全くないレベルまで劇的に改善した。

- ・ 酒場で働く労働者が間接喫煙に曝される確率は非常に減少した（法律が施行される以前の酒場で働く労働者は、一般の労働者に比べて4~6倍も多くたばこの煙を吸い込んでいたという調査結果がある）。

4 2007年以降の改正

2006年制定以降の改正はなされていない。

第2節 アメリカ・連邦

連邦職業安全衛生局（Occupational Safety and Health Administration）は、従来から受動喫煙の防止については積極的に取り組んできた。その代表的なものが、屋内空気環境と受動喫煙に関する基準を定めることを目的として1994年3月に公表された、「屋内空気清浄度管理規則案（Indoor Air Quality）（以下、「連邦規則案」という。）」³である。連邦規則案に対しては、使用者団体から負担が大きいとして強い反対があり、同年に公聴会が開催されたものの2001年12月に撤回された⁴。

連邦規則案は、受動喫煙の防止について、職業安全衛生局が提示した連邦レベルでの初めての規則案である。そこで、連邦規則案、その中でも特に受動喫煙規制の内容について紹介した上で、連邦規則案にみる受動喫煙基準の意義と問題点について検討する⁵。

1 連邦規則案の内容⁶

（1）趣 旨

劣悪な屋内の空気環境は、頭痛、呼吸器疾患、アレルギーなどの原因となっており、また、他人のたばこによる受動喫煙は、心臓疾患、肺癌、肺機能低下、流産などの原因となっている⁷。そこで、職業安全衛生局は、屋内労働環境における空気清浄度に関する基準を制定することとしたのである。すなわち、屋内という閉鎖型の労働環境で働く従業員が、空気清浄度管理が不十分なために、健康を損なう重大なリスクに直面しているので、当該リスクを根本的に減少させることが連邦規則案を公開した趣旨である。

（2）適用範囲

次に、連邦規則案の適用範囲であるが、職業安全衛生局は、連邦規則案で提示された基準が「非製造的労働環境（non-industrial work environments）全てに適用される。」（第(a)条(1)）ことを明示している。したがって、製造的労働環境に対しては、適用されない。

ただし、連邦規則案中のたばこの煙に関する基準は、「職場が屋内にある又は閉鎖型である場合は、職業安全衛生局の管轄権がおよぶ全ての事業場に適用される。」（第(a)条(2)）ことを提案する。すなわち、たばこの煙に関する基準については、職場が屋内である場合には、非製造的労働環境だけでなく製造的労働環境に対しても適用される。

³ 59 Federal Register at 15968-16039 (1994).

⁴ 66 Federal Register at 64946 (2001).

⁵ 連邦規則案の提出に至る経緯及びその内容の詳細については、中央労働災害防止協会・中央快適職場推進センター『平成19年度 受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する調査委員会報告書』（2008年）135頁以下「諸外国の職場における受動喫煙規制・アメリカ連邦」（拙稿部分）参照。

⁶ 以下は、59 Federal Register at 15968-16039 (1994)から多くの示唆を得た。

⁷ 職業安全衛生局の推定によれば、屋内で働いている約7,000万人の労働者のうち2,100万人が劣悪な屋内空気環境の下で働いており、数百万人の労働者が受動喫煙に曝されている（岡崎淳一『アメリカの労働』（日本労働研究機構、1996年）359頁参照）。

なお、非製造的労働環境とは、「オフィス、教育施設、商業施設及び医療施設、並びに製造施設若しくは生産施設内に設置されている事務エリア、カフェテリア及び休憩室といった、従業員によって使用される屋内若しくは閉鎖型の労働空間を意味する。」と定義されている（第(b)条）。したがって、非製造的労働環境には、「製造施設及び生産施設、住宅、車、並びに農業施設」は含まれない（同条）。

また、連邦規則案は、規制の対象となる使用者を、「1970年職業安全衛生法⁸（Occupational Safety and Health Act of 1970；以下「OSHA」という。）第3条(5)によって「使用者」として定義される者⁹。ただし、雇用関係はないが、職場の換気又は保守管理を統制する（ビルの所有者若しくは賃貸人といった）者を含む。」（第(b)条）とする。すなわち、連邦規則案では、OSHA 第3条(5)に規定された使用者に加えて、職場の換気システムについて統制する権限を有する者としても定義されている。

（3）たばこの煙に対する規制

連邦規則案は、職場での喫煙が禁止されていない場合には、「指定喫煙所（designated smoking area）」¹⁰を設置し、指定喫煙所以外の喫煙を禁止することを使用者に義務づけている（第(e)条(1)(i)）。そして、指定喫煙所は、密閉され且つ直接屋外に排気させる構造を有するものであり、しかも指定喫煙所の中にたばこの煙を封じ込めるために、（周囲の空間より）低い大気圧（negative pressure）で保持されることを確保しなければならない（同条(1)(ii)）。

また、指定喫煙所の清掃及び保守管理作業は、喫煙が行われていない時に実施することが要求される（同条(1)(iii)）。そして、従業員が通常の業務活動で、指定喫煙所内に立ち入ることを強制されないようにしなければならない（同条(1)(iv)）。さらに、指定喫煙所であることを明示する標示を掲載しなければならない（同条(1)(v)）。しかも、当該職場に入ってくる者全てに対し、喫煙が指定場所に限定されていることを知らせる掲示をすることが求められる（同条(1)(vi)）。

なお、当該エリアに設置されている排気システムが適切に稼動していない場合には、いかなる場合でも指定喫煙所での喫煙は禁止される（同条(1)(vii)）。

2 連邦規則案にみる受動喫煙基準の問題点

（1）適用範囲に関する問題点

職業安全衛生局は、特に受動喫煙に関する基準については、一般製造業、造船業、港湾労

⁸ 職業安全衛生法は、1970年に、労働災害による死亡が14,000人、負傷者が250万人という状況を受けて、包括的な安全衛生対策が必要であるとの認識のもとに制定されたものである（岡崎淳一・前掲『アメリカの労働』340頁参照）。

⁹ OSHA 第3条(5)は、使用者を「従業員を雇用し、通商に影響を与える事業に従事する者」と規定している。

¹⁰ 「指定喫煙所」とは、「労働エリアではない、喫煙が許容される空間」と定義されている（第(b)条）。

労働、海港業、建設業及び農業に従事する従業員を含め、管轄権のおよぶ事業所を屋内に有する全ての従業員に適用させることを提案した¹¹。その上で、第(a)条(1)で、当該条項の全ての基準が非製造的労働環境に対して適用される旨を規定した。そして、第(a)条(2)で、管轄権のおよぶ屋内にある全ての職場に対し、たばこの煙を規制する第(e)条(1)を拡張適用することを提案した。この結果、屋内空気環境に関する基準が、事務所、商業施設、医療施設、工場等の休憩室 450 万事業場に適用されるのに対し、受動喫煙に関する基準は、職業安全衛生局の管轄下にある 600 万事業場全てに適用されることとなつた¹²。

以上述べてきたように、受動喫煙に関する条項を遵守するということは、喫煙を全面的に禁止しない場合には、①屋外に直接排気する設備を備え且つ②周囲の空間より低い大気圧で保持される、③分離独立した喫煙所の設置が必要となる。各種の産業汚染物質の抑制が第 1 の責務とされている製造的労働環境に対して、新たにたばこの煙に関する基準の適用を課するにあたっては、その必要性についての明確な説明が必要であった。しかし、製造的労働環境に対して当該基準を適用させる必要性について、職業安全衛生局は、特別な説明は何もしていなかつた¹³。

(2) 受動喫煙防止策に関する問題点

前述したように、喫煙が禁止されていない職場でのたばこの煙への対策としては、第(e)条(1)が、指定喫煙所の設置が必要であることを規定している。

言うまでもなく、たばこの煙の抑制に言及する第(e)条(1)は、指定喫煙所外にいる従業員が受動喫煙に曝されないことを確保するための規定であった。喫煙エリアの密閉、屋外に排気させる構造、周囲の大気圧以下に保たれた内部気圧及び排気システムが故障している場合の喫煙の禁止は、いずれもたばこの煙が当該建物内の他の区域に侵入することを防止するために必要とされる措置であった。

しかも、当該指定喫煙所は、隣接する部屋、廊下等、周囲の空間の気圧より低い大気圧で保持することが要求された。当該喫煙所を周囲の空間より低い大気圧で保持するためには、当該空間に供給される以上の空気を排気しなければならなかつた。したがつて、供給される空気の量と排気される空気の量をコントロールする吸・排気設備の設置が必要とされた¹⁴。なお、指定喫煙所は、汚染された空気が禁煙区域に漏れることのないように、排気

¹¹ 職業安全衛生局は、管轄権のおよぶ全ての従業員に対して連邦規則案の基準を適用させるために、29C.F.R. 1910.1033 で一般製造業に、29C.F.R. 1915.1033 で造船業に、そして 29C.F.R. 1926.1133 で建設業に対して、全く同一の基準を交付することを提案した。また、29C.F.R. 1910.1033 が港湾労働及び海港業のための 29C.F.R. Par.1917 及び 1018 で、相互参照されるよう規定されている Subpar. Z の基準であることを明示するために、§ 1910.19 を改正することを提案した。さらに、29C.F.R. 1910.1033 が農業に対しても適用できるよう 29C.F.R. 1928.21 の改定を提案していた。

¹² 岡崎淳一・前掲『アメリカの労働』359 頁参照。

¹³ 連邦規則案は、たばこの煙以外の空気汚染物質対策については、その適用範囲を製造的労働環境にまで拡張適用させていない。なぜ、たばこの煙に限り製造的労働環境にまで拡張適用させるのかについての説明が必要であった。

¹⁴ 周囲の空間より低い大気圧及びたばこの煙の封じ込めを達成するためには、当該空間を隙間のない密封状態に保つ必要もあつた。

ダクトを通じて直接屋外に排気させる構造を有していることが必要であった。

また、喫煙禁止標示の掲載に関する規定は、不注意による喫煙エリアへの侵入及び喫煙所以外での喫煙を防止することを意図していた。意図しない受動喫煙に曝されることを防止するために、指定喫煙所は、従業員が通常の労働を行うエリアであってはならない。同様の理由で、指定喫煙所の清掃及び保守管理といった作業をする間は、当該喫煙所での喫煙は禁止された。

【指定喫煙所を設置するための業種別概算費用（表1）】

(1994年3月現在)

指定喫煙所を設置する 事業場の予想数	単一企業入居ビル	複数企業入居ビル	1年間当たり費用合計 ¹⁵ (単位：百万㌦)
農・林・水産業	43	8	\$ 0.024
鉱業	4	1	0.002
建築業	105	21	0.059
製造業	65	13	0.037
輸送業	34	7	0.019
卸・小売業	93,411	36,058	60.829
金融・保険・不動産業	83	16	0.046
サービス業	11,188	3,968	7.121
計	104,933	40,092	68.137

(注)

- (1) 製造業の23%、輸送業及び公益事業の36%、卸・小売業の7%、及びその他平均25%の企業が喫煙を禁止しているので、事業場の数は、その比率を調整している。また、事業場の数には、3以上のフロアを持ち且つ10万平方フィート以上のフロア面積を持つビル内にある大企業の50%を含めている。さらに、産業分類基準(SIC) 58(飲食所)及び70(ホテル)の全事業場の50%を含んでいる。
 - (2) 換気設備を変更するには、10人用の喫煙所単位あたり4,000ドルの建設費用がかかる。
- なお、初期費用は、年利10%として20年以上で換算している。

出典；U.S. Department of Labor, OSHA, Office of Regulator Analysis, 1994¹⁶.

以上のように、喫煙が禁止されていない場合には、指定喫煙所の設置が義務づけられた。

¹⁵ 指定エリアで喫煙を許容するための概算費用は、以下により計算した。

すなわち、 $C(s) = (N(e) \times (1 - P(s)) + N(d) \times (1 - P(sm))) \times P(c) \times C(r)$ である。ただし、C(s)=指定エリアを設置するための費用；N(e)=フロア数が3以上且つフロア面積が10万平方フィート以上のビル内にある事業場の数；P(s)=喫煙を禁止している事業場の割合；N(d)=飲食所及びホテルの50%；P(sm)=飲食所及びホテルで喫煙を禁止している割合；P(c)=指定喫煙所を設置している事業場の割合(50%)；C(r)=喫煙所を分離する改修費用(10人用の喫煙所150平方フィートあたり4,000㌦)とする。

¹⁶ Table VI-12. - Optional Cost for Providing Separate Smoking Areas, Indoor Air Quality-59: 15968-16039. ただし、合計数は修正した。

しかし、連邦規則案の基準を満たす設備に必要な費用は、非常に高額となることが予想された¹⁷。

3 連邦規則案の撤回に至る経緯

連邦規則案の制定手続の間、利害関係人及び団体の関心を専ら引いたのは受動喫煙に関する部分で、それ以外の部分はほとんど注意を引かなかつた¹⁸。しかも、連邦規則案に対するコメントの多くは使用者団体からのもので、負担が大きいとして強い反対の意を示すものであった¹⁹。職業安全衛生局は、数年間にわたって、寄せられたコメントの分析を行ってきた²⁰。しかし、結果として、規則案の受動喫煙に関する部分の基準を正当化する明確な証拠は得られなかつた。そこで、職業安全衛生局は、2001年12月17日、規則案を撤回した²¹。

以上述べてきたように、アメリカ合衆国においては、現在、受動喫煙を直接規制する連邦レベルでの法、行政規則及び基準等は存在しない。職業安全衛生局は、受動喫煙に関しては、連邦行政規則集29編190-1000条「空気汚染物質管理基準（Air contaminants）」により、特定の有害物質についてのみ従業員が曝露されることを規制するに止まっている²²。ただし、通常の状況では、当該基準に示された許容限度基準を超えることはないとされる²³。したがつて、職業安全衛生局が「一般的義務条項（General Duty Clause）」²⁴を受動喫煙に適用させることは難しいのではないかと解される²⁵。

¹⁷ 前掲表に示した通り、1994年当時点で初期費用を年利10%、20年以上で換算して、1年間当たりの費用合計は約68百万ドルにもなることが予想された。

¹⁸ 以下は、66 Federal Register at 64946 (2001)から多くの示唆を得た。

¹⁹ 中窪裕也『アメリカ労働法』（弘文堂、2001年）253頁、岡崎淳一・前掲『アメリカの労働』359頁参照。

²⁰ 職業安全衛生局は、受動喫煙の量的リスク評価（quantitative risk assessment）（例えば、データソース、分析的方法論、用量反応モデル）という課題に取り組むために、1998年7月、専門家による委員会（workshop）を招集した。この委員会の目的は、以下の4点である。すなわち、①受動喫煙のリスク評価に当然含まれる種々の健康被害のエンド・ポイント（health end points）を検討し、当該エンド・ポイントに関する提案を行うこと、②健康被害へのエンド・ポイントに言及するあらゆる研究実績を検討し、職業上のリスクを見積るデータの質を評価すること、③受動喫煙に曝される職業上のリスクを見積る数量的モデルを検討・評価すること、並びに、④用量反応（dose-response）のリスク・モデルの特性を審査し、妥当性と不確実性及び職場が受動喫煙に曝されることに起因する職業上のリスクを見積るために適用性に関するモデルを区分することである（Meeting on Risk Assessment Methodology for Occupational Exposure to Environmental Tobacco Smoke, 63 Federal Register at 34934-34935 (1998)参照）。

²¹ 同時に、職業安全衛生局が管轄のおよぶ全ての従業員に対して、連邦規則案の基準を適用させるための、29C.F.R. 1910、29C.F.R. 1915、29C.F.R. 1926及び29C.F.R. 1928の改定案も撤回した。

²² たばこの中に含まれる有機溶剤は、完全には燃え尽きないため、たばこの煙の中には、4700以上の有害な化学物質が含まれるとされる（02/24/2003- Reiteration of Existing OSHA Policy on Indoor Air Quality: Office Temperature/ Humidity and Environmental Tobacco Smoke）。

²³ 02/24/2003- Reiteration of Existing OSHA Policy on Indoor Air Quality: Office Temperature/ Humidity and Environmental Tobacco Smoke.

²⁴ OSHA第5条は、使用者の義務として、従業員に「死亡または重大な身体的危険をもたらす蓋然性のある、認識された危険」のない雇用及び職場を提供するよう命じている。

²⁵ 特に該当する基準が定められていない場合でも、使用者に安全衛生上の懈怠があれば、一般的義務条項の規定を通じてOSHA違反を問責することができる。

第3節 アメリカ・州

1 包括的喫煙禁止法を制定している州

連邦規則案は、フェデラル・レジスタ (Federal Register)²⁶への公布日から 60 日後に施行され、そして施行日から 1 年以内に適用することが予定されていた²⁷。

ところで、OSHA は、基本的にはアメリカ全域を適用対象とするものであるが、同法は各州が州独自の安全衛生基準、安全衛生監督制度を設けることを認めている。すなわち、OSHA は第 18 条で、州が申請することにより、労働長官の承認を受ければ、OSHA に代えて州の計画 (State Plan) を適用することを許容する (第 18 条(b))。ただし、州の計画が示す基準や実効性確保措置及びその仕組みが、OSHA のそれと少なくとも同レベルの実効性を持つことが要件となっている (第 18 条(c))²⁸。OSHA によって承認された職業安全衛生計画を有する州は、最終基準の発行された日から 6 月以内に類似の基準を採択しなければならないとされる²⁹。なお、承認を受けていない州でも、OSHA の基準が設けられていない領域³⁰であれば、適用は許容される。しかし、OSHA の基準が設けられている領域については、州法の規制は承認を受けない限り、内容のいかんを問わず、連邦法による専占 (preemption)³¹の法理によって排除される。州が前記要件に合致する職業安全衛生計画を設け、連邦の承認を受けた場合には、その州では州が定めた安全衛生基準が適用され、安全衛生監督は連邦の労働安全衛生局ではなく各州の労働安全衛生局が担当する³²。したがって、承認された職業安全衛生計画を有する州は、早急に受動喫煙に関する基準を採択する必要があった。

また、連邦規則案が公開されて以来、受動喫煙が人体に及ぼす影響に関する関心の高まりもあって、後述するように多くの州や地方公共団体は、職場、レストラン又はバーにおいて、たばこの煙を規制するための措置をとるに至った。

²⁶ 合衆国の行政機関の rule (規則)、regulation (行政規則)、standard (基準) の公報で、毎日発行される。行政規則等の改正や提案の際にはその草案がこれに記載され、市民や公私の団体に広くコメントを寄せるよう要請がなされ、公聴会の日程・場所などが掲示されることがある。最終的に制定された規則等は、Code of Federal Regulations にまとめられる (田中英夫編・前掲『英米法辞典』338 頁参照)。なお、Federal Register 及び Code of Federal Regulations は、ともに「連邦行政命令集」と訳されることがあるが、本稿では、Federal Register は「フェデラル・レジスタ」と、Code of Federal Regulations (以下、「C.F.R.」) と略する。) は「連邦行政規則集」と訳する。

²⁷ 連邦規則案第(i)条は、本規則案は「最終規則 (final rule) の公布から 60 日後に施行」され (1 項)、使用者は「最終規則の施行日」から 1 年以内に本基準の全ての条項を履行しなければならない (2 項) と規定していた。

²⁸ 29 U.S.C.A. § 667 及び小畠史子「労働安全法規の法的性質 (1) —労働安全衛生法の労働関係上の効力—」法学協会雑誌 112 卷 2 号 (1995 年) 257-258 頁参照。なお、連邦の承認を受けた安全衛生計画を設けている州及び地区は全部で 25 である (岡崎淳一・前掲『アメリカの労働』340 頁参照。)。これらの州及び地区とは、アラスカ州、アリゾナ州、カリフォルニア州、コネチカット州 (地方公務員のみ)、ニューヨーク州 (州及び地方公務員のみ)、ハワイ州、インディアナ州、アイオワ州、ケンタッキー州、メリーランド州、ミシガン州、ミネソタ州、ネバダ州、ニューメキシコ州、ノースカロライナ州、オレゴン州、プエルトリコ自治領、ユタ州、サウスカロライナ州、テネシー州、バーモント州、バージニア州、バージン諸島、ワシントン州及びワイオミング州の 25 である。

²⁹ 州の基準が交付されるまでは、連邦法が仮施行 (interim enforcement assistance) される。

³⁰ 例えば、ボイラー、エレベータなどである。

³¹ 合衆国憲法第 6 編 2 項は、「憲法に準拠して制定される合衆国の法律……は、国の最高法規である。各州の裁判官は、州の憲法又は法律中に反対の定めがある場合でもこれに拘束される。」と規定する。これにより、連邦法違反の州法は無効とされるが、連邦の法律に州法と明示的に抵触する定めがなくても、連邦の法律が制定されたことがその分野の法規制は全て連邦法による趣旨のものであると解されるときは、その分野は連邦法が「専占」したものであり、その分野についての州法の定めは、無効とされる (田中英夫編『英米法辞典』(東京大学出版会、1991 年) 656 頁参照)。

³² 岡崎淳一・前掲『アメリカの労働』340 頁参照。

以上のような理由によって制定されるに至ったアメリカ合衆国各州の受動喫煙防止法は、規制の対象及びその程度により、「包括的喫煙禁止法（Comprehensive Smoke-free Law）」と「部分的喫煙禁止法（Inadequate Smoke-free Law）」とに区分することができる³³。本稿では、後掲【100%喫煙禁止を規定するアメリカ・州（表2）】にみるとおり、職場、レストラン及びバーにおける喫煙を完全（100%）に禁止することを規定する法を「包括的喫煙禁止法」、その一部の喫煙を禁止するに止まる又は規制が不完全であると解される法を「部分的喫煙禁止法」という³⁴。

以下では、「包括的喫煙禁止法」を制定している州として、ニューヨーク州、ワシントン州を取り上げ、その法規制の詳細について紹介する。その他の州については、その規制の概要のみの紹介に止める³⁵。

（1）ニューヨーク州

ア 立法の経緯

ニューヨーク州では、レストラン等の飲食店は除かれてはいたものの、連邦規則案が公表される前の1989年にはニューヨーク州屋内空気清浄化法（New York State Clean Indoor Air Act）が制定されていた³⁶。その後、2003年に改正法が施行され、バー及びレストランを含むほとんど全てのエリアでの喫煙が、禁止されるに至っている³⁷。

³³ American Nonsmokers' Rights Foundation, U.S. 100% Smokefree Laws in Workplaces And Restaurants And Bars, January 5, 2010, <http://www.no-smoke.org/pdf/WRBLawsMap.pdf> 、Robert Cameron McMillen, Nell Valentine, Annaliese Simms and Anna Kathryn Hill, Smoke-Free Legislation and the Social Climate of Secondhand Smoke in Mississippi, Mississippi State University, July 1, 2009, <http://mstobaccodata.org/pubs/SHS.slides.07.07.09.pdf> 及び NIDA list of ideal and preferred smoke-free meeting sites, <http://www.nida.nih.gov/about/smokefreelist.pdf> は、「職場」、「レストラン」及び「バー」という3つのエリアにおけるアメリカ・州における最近の喫煙規制の実態をまとめている。そして、3つのエリア全てにおいて喫煙を規制する法を「包括的喫煙禁止法」と位置づけている。本稿もこの区分によっている。したがって、「包括的喫煙禁止法」と「部分的喫煙禁止法」違いは、主に規制の対象にあり、必ずしも包括的喫煙禁止=完全禁煙、部分的喫煙禁止=分煙許容ということではない。

³⁴ ただし、「包括的喫煙禁止法」の区分は必ずしも統一されているとはいえない。例えば、ASHスコットランド「世界の喫煙禁止法（Smoke-free legislation around the world）」（2009年8月18日更新版）

[（http://www.ashscotland.org.uk/ash/4362.html）](http://www.ashscotland.org.uk/ash/4362.html)によれば、包括的喫煙禁止法を制定するのは、バーモント州、ネブラスカ州、オレゴン州、ユタ州、アイオワ州、メリーランド州、イリノイ州、ミネソタ州、アリゾナ州、オハイオ州、ハワイ州、ニュージャージー州、ワシントン州、ロードアイランド州、マサチューセッツ州、ニューヨーク州、デラウェア州、カリフォルニア州及びワシントンD.C.（コロンビア特別区）の18州及び1特別区であるとする。また、「2008年4月までに包括的喫煙禁止法を持つアメリカ・州」（U.S. States with Comprehensive Smoke-Free Legislation through April 2008, Public Sector Consultants Inc. <http://pscinc.com/LinkClick.aspx?fileticket=wQhtmUQeEeY%3d&tabid=65> ）では、①2006年6月以前に包括的喫煙禁止法を有していた州として、カリフォルニア州、コロラド州、コネチカット州、デラウェア州、フロリダ州、アイダホ州、メイン州、マサチューセッツ州、モンタナ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ロードアイランド州、ユタ州、バーモント州及びワシントン州の15を、②2006年7月以後に有した州として、アリゾナ州、ハワイ州、イリノイ州、ルイジアナ州、メリーランド州、ミネソタ州、ネバダ州、ニューハンプシャー州、ニューメキシコ州、オハイオ州及びオレゴン州の11を、そして、③2008年2月以後に有した州として、アイオア州、ネブラスカ州の2つの計28を掲げている。両者の違いは、規制の対象を重視するか、規制の程度を重視するかによる。本稿では、規制の程度を重視し、後述するとおり、5人以下の従業員を雇用する小規模事業所には適用されない等の理由から、カリフォルニア州を「部分的喫煙禁止法」の代表的州として取り上げるが、前記両報告書とも「包括的喫煙禁止法」を有する州として区分している。

³⁵ アメリカ合衆国の各州における喫煙禁止法の概要については、ASHスコットランド・前掲「世界の喫煙禁止法」（2009年8月18日更新版）を参照した。

³⁶ 「制定当初は、受動喫煙の防止と州政府による最低限度の規制とのバランスを考慮して、州市民の健康、快適、環境の保護・改善を目的とした規制法」と位置づけられていた（前掲、「平成19年度 受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する研究委員会報告書」161頁（沼田雅之執筆部分）参照）。沼田は、ニューヨーク州の喫煙規制を、労働安全衛生法という職場に限った特別法ではなく、全ての人を対象にした一般法による規制の代表的な州として位置づけている。

³⁷ 詳細は、ニューヨーク州保健省（New York State Department of Health）のホームページ（http://www.health.state.ny.us/nysdoh/clean_indoor_air_act/general.htm）参照。

なお、同法は、ニューヨーク州公衆衛生法典 13-E 編 1399-N 条以下 (NY Public Health Code, Art. 13-E) に編纂されており、第 1399 条（以下、「ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条」という。）n 項から x 項に規定されている。

以下では、ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条の規制の内容、規制の適用除外、地方自治体等との関係及び実効性の確保措置について、解説する。

イ 規制の内容

(ア) 規定内容

ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条は、「屋内エリアでの喫煙は許容されないし、何人も喫煙をしてはならない。」（o 項）と規定する。本条にいう「喫煙」とは、「点火されたシガー、葉巻たばこ、パイプたばこ又は煙草を含有する物質若しくは薬物の煙りを意味する。」（n 項 8 号）と定義されている。そして、以下の 18 種類の屋内エリアを喫煙禁止として指定している。

- ① 就労場所（o 項 1 号）。なお、「就労場所」とは、「当該使用者の従業員が職務を履行する屋内エリア若しくは使用者（employer）³⁸の管理下にある区域を意味する。例えば、オフィス、学校の構内（school ground）³⁹、小売店、宴会施設、劇場、食料品店、銀行、金融機関、工場、倉庫、従業員食堂、ラウンジ、講堂、屋内競技場、休憩室、エレベーター、廊下、博物館、図書館、ボーリング場、従業員用医療施設、コピー機若しくはその他共用事務機器が設置されている部屋若しくはエリア、並びに社用車等が含まれるが、それに限定されない。」（n 項 5 号）と定義されている。
- ② バー（bar）（o 項 2 号）。なお、「バー」とは、「屋外の座席エリアを含めて、店内の顧客に対するアルコール飲料の販売及び提供、並びにアルコール飲料の消費に付随するに過ぎない食料品の提供を行うエリアを意味する。」（n 項 1 号）と定義されている。
- ③ 食料品提供施設（food service establishment）（ただし、q 項 6 号に規定されたものは除く。）（o 項 3 号）。なお、「食料品提供施設」とは、「屋外の座席エリアを含めて、店内の顧客に対する食料品の販売を業とするエリア又はその区域を意味する。」（n 項 3 号）と定義されている。
- ④ スイミングプールを含む一般市民に解放されている閉鎖型屋内エリア（同 4 号）。
- ⑤ 地下鉄及び地下にある地下鉄駅を含む大量公共輸送機関、並びに客が乗車している

³⁸ 「使用者」とは、「州政府の立法部、行政部及び司法部、並びに州の政治支部を含む、1人以上の者を雇用する個人、組合、団体、有限責任会社、株式会社（corporation）若しくは非営利的組織（nonprofit entity）を意味する。」（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 n 項 2 号）と定義されている。

³⁹ 「学校の構内」とは、「公立・私立を問わず全ての幼稚園、保育園、初等学校及び中等学校の郡の事務課（clerk's office）に登録されてある法的に確定された財産境界内に位置する建物、構築物及び周囲の屋外グラウンド、並びに児童若しくは学校の職員を輸送するために使われる車両を意味する。」（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 n 項 6 号）と定義されている。

バス、バン、タクシー及びリムジン（同 5 号）。

⑥ 公共輸送機関ターミナルでの発券、搭乗及び待機エリア（同 6 号）。

⑦ 青少年センター及び留置施設⁴⁰（同 7 号）。

⑧ 保育サービスを提供する施設⁴¹（ただし、その種のサービスが個人の家で提供されている場合は、その種のデイケアに、子供が登録されていなければ本号から除外される。）（同 8 号）。

⑨ 託児所⁴²（同 9 号）。

⑩ 児童用グループホーム⁴³（同 10 号）。

⑪ 児童用公共機関⁴⁴（同 11 号）。

⑫ 児童・青少年用居住型療養施設⁴⁵（同 12 号）。

⑬ 大学等の教育・職業訓練機関及びその寄宿舎、事務所ホール等の集団的居住施設⁴⁶（同 13 号）。

⑭ 総合病院及び居住型療養施設⁴⁷、並びに州によって認可されたその他の居住用医療施設（ただし、喫煙室として指定された分離閉鎖型の部屋での患者による喫煙は禁止されない⁴⁸。）（同 14 号）。

⑮ 貿易、専門的職業、商売若しくはチャリティー活動の継続、又は履行のために使われる商業施設（同 15 号）。

⑯ 屋内競技場（同 16 号）。

⑰ 動物園（同 17 号）。

⑱ ビンゴ施設（同 18 号）。

（イ） 喫煙標示等の掲載

ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条によって喫煙が規制されている場所では、その所有者、運営者、管理者又はそのエリアを統制している者によって、喫煙若しくは禁煙の

⁴⁰ 行政法（Executive Law）第 527 条及び第 503 条に規定されているものに限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 7 号参照）。

⁴¹ 社会福祉法（Social Services Law）第 410 条 p 項に規定されているものに限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 8 号参照）。

⁴² 社会福祉法第 390 条に規定されているもの及びニューヨーク市によって認可されているものに限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 9 号参照）。

⁴³ 社会福祉法第 371 条に規定されているものに限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 10 号参照）。

⁴⁴ 社会福祉法第 371 条に規定されているものに限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 11 号参照）。

⁴⁵ 精神衛生法（Mental Hygiene Law）第 1.03 条に規定されているものに限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 12 号参照）。

⁴⁶ 「公立・私立を問わず全ての単科大学、総合大学及びその他の教育・職業訓練機関、並びにその種の単科大学、総合大学及びその他の教育職業訓練機関によって所有又は運営される寄宿舎、事務所ホールを含むその他の集団的居住施設。ただし、これらの制限は、その種の単科大学、総合大学若しくはその他の教育・職業訓練機関における学部学生として登録されていない者によって占有されているキャンパス外の居住設備にあっては適用されない。」（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 13 号）。

⁴⁷ ニューヨーク州公衆衛生法典第 28 編に規定されているものに限られる（同法 1399 条 o 項 14 号参照）。

⁴⁸ 「居住型療養施設、社会福祉法第 7 編第 2 章の下で設立若しくは認定された成人用療養施設、精神衛生法第 41.44 条の下で設立された地域精神衛生施設、又はデイケア・プログラムが提供される施設におけるその種の施設若しくはプログラムを利用する患者のための喫煙室として指定された、分離閉鎖型の部屋での患者による喫煙」に限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 14 号）。

標示、又は円の中に封じ込められた火のついたたばことそれを貫く斜線という絵入り標示という国際的禁煙標章が目立つように掲載され、且つ適切に維持されなければならぬ（p 項 1 号）。

また、ホテル又はモーテルの客室に対する喫煙方針を取り入れることを選択する当該施設の所有者、運営者又は管理者は、当該施設の受付エリアに、要求により禁煙室を提供できる旨の掲示をしなければならない（同 2 号）。

ウ 規制の適用除外

しかし、ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条の喫煙規制は、以下に対しては適用されない。

- ① 個人の家、個人の住居及び個人の車（q 項 1 号）。
- ② 1 人以上の客に貸し出されるホテル又はモーテルの客室（同 2 号）。
- ③ たばこ小売店（retail tobacco business）（同 3 号）。なお、「たばこ小売店」とは、「主要な事業活動がたばこ製品及びその付属品の小売販売であり、その他の製品の販売は付隨的に過ぎない個人企業、有限責任会社、株式会社、共同経営、その他の企業を意味する。」（n 項 7 号）と定義されている。
- ④ 会員制クラブ（membership association）⁴⁹（q 項 4 号）。なお、「会員制クラブ」とは、「慈善活動、博愛活動、教育活動、政治活動、社会活動又は類似するその他の目的のために設立された又は組織された非営利的組織を意味する。」（n 項 4 号）と定義されている。
- ⑤ 2002 年 12 月 31 日の暦年終了時点で、自動販売機からの売上を除いて、年間総所得の 10 パーセント以上をたばこ製品の現地販売及びたばこ貯蔵箱の現地貸出しから得ており、且つ正当な執行官（appropriate enforcement officer）⁵⁰に登録されている、シガーバー⁵¹（q 項 5 号）。
- ⑥ 屋根又は天井囲いのない食料品提供施設の屋外食事エリア。ただし、当該喫煙は、以下の条件を満たすエリアである場合に限り、隣接する喫煙指定エリアにおいて許容される。すなわち、当該エリアが（a）本食料品提供施設の屋外座席数の 25 パーセント以下であること、（b）本食料品提供施設の屋外喫煙禁止エリアから 3 フィート以上

⁴⁹ ただし、喫煙が許容されるのは、食料品及び飲物の準備、食料品及び飲物の提供、受信及び秘書業務、並びに会員制クラブの警備等（が含まれるが、それに限定されない。）、そのクラブの運営に関する全ての職務が、その職務の遂行に対し、当該会員制クラブ又は他の存在からいかなる報酬も受け取っていない会員制クラブの組合員によって遂行される、会員制クラブである場合に限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 q 項 4 号）。

⁵⁰ 後掲、ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 t 項に規定されている、「正当な執行官」に限られる（同法 1399 条 q 項 5 号参照）。

⁵¹ この種の登録は 1 年間有効であり、且つ以下の場合に限り更新可能である。すなわち、（a）前歴年に、当該シガーバーが年間総所得の 10 パーセント以上をたばこ製品の現地販売及びたばこ貯蔵箱の現地貸出から得ており、且つ（b）当該シガーバーが、2002 年 12 月 31 日以後、その規模を拡張又はその立地の変更をしていないことである（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 q 項 5 号参照）。

離れていること、且つ、(c) 噸煙エリアとして書かれた標示により明確に指定されていることである（同 6 号）。

⑦ 食料品提供施設内の閉鎖型の部屋、バー、宴会場、会議場、ホテル及びモーテルの会議室、並びにその他類似の施設の閉鎖型エリア又は部屋が、専らたばこ製品の販売促進及び試供の目的のために大衆が招かれる場所として独占的に使われており、且つ飲食物の提供が付随的な目的である場合⁵²（同 7 号）。

エ 地方自治体等との関係

ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 r 項は、「本条項のいかなる規定も、本条項が適用される場所の所有者、運営者又は管理者が、その場所の全部又は一部を禁煙エリアとして指定する権利を否定するものと解釈されてはならない。」（同 1 号）と規定し、所有者、運営者又は管理者が独自の判断で喫煙規制をすることを許容する。

なお、当該公衆衛生法典 1399 条の規定は、州政府の立法部、行政部及び司法部、並びに州の各種自治体（political subdivision）に対しても適用される（同 2 号）。

また、「州当局又は州の各種自治体の法律、規則若しくは規制によって禁止されている場所での喫煙は、許容されてはならない。本条項のいかなる規定も、郡、市、町又は村が本条項に規定された最低限の適用基準に従う地域法、条例又は規制を制定及び施行する権限を制限するものと解釈されてはならない。」（同 3 号）と規定し、州法より強制力のある地域法（local law）を地方自治体が制定することを可能としている。

オ 実効性の確保

（ア）違反

ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項により喫煙が禁止されているエリア又は喫煙が制限されているエリアを所有、管理、運営又はその利用を統括するその他の個人、企業、有限責任会社、株式会社又はその他の存在が本条項の規定に従わない場合は、違法とされる（同条 s 項 1 号）⁵³。また、当該公衆衛生法典 1399 条 t 項 1 号に規定されている就労場所の「使用者（employer）」が、本号の規定に従わなかった場合は違法とされる（同条 s 項 2 号）⁵⁴。さらに、当該公衆衛生法典 1399 条 o 項の下で、喫煙が禁止又は

⁵² ただし、「発起人又は主催者が販売促進品又は広告に、喫煙が制限されていないことを明記し、且つそれを施設の入口に目立つように掲示し、そしてその種の行事が催される少なくとも 2 週間前までに、ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 t 項 1 号に規定されている正当な執行官に対して、その種の行事が催されることを知らせることが条件である。当該執行官は、たばこの試供行事の全ての記録を保存しなければならない。そしてその記録は、公衆便覧（public inspection）として利用できるようにしなければならない。その施設は、暦年に 2 日以上の間、この項の条件下において喫煙を許容してはならない。」（同法 1399 条 q 項 7 号参照）。

⁵³ ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項の違反に対しては、「該当する期間中、当該エリアの実際の統括は、被告人ではなく貸借人、転借人又は他の個人によってなされていたことの積極的抗弁（affirmative defense）をしなければならない。積極的抗弁を確立するために、被告人は、供述書（affidavit）を提出しなければならない。なお、この際に、該当する期間中、被告人が当該エリアを実際には統括していないことを証明するその他の適切な証拠を提出してもよい。その種の供述書及び証拠は、違反の通告を受けてから 30 日以内に、正当な執行官宛に配達証明郵便によって送達しなければならない。」（同法 1399 条 s 項 1 号）。

⁵⁴ ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項 1 号の違反に対しては、「使用者は、従業員が本条項の規定に従うことを確保する

制限されているエリアで喫煙する個人は違法とされる（同条 s 項 3 号）。

すなわち、ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 o 項の下で、喫煙が禁止又は制限されているエリアで喫煙する者は、法人、個人の別を問わず、喫煙者本人のみならず当該エリアの統括人も違法とされる。

(イ) 施行

ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条に対する違反の審問を行った後に、執行官 (enforcement officer) が本条項への違反があると決定 (determine) した場合には、後述する同法 1399 条 v 項に従って、執行官は民事罰を科することができる（同条 t 項 2 号）⁵⁵。なお、執行官とは、当該公衆衛生法典第 3 編第 3 節に従って認定された「郡の公衆衛生部員 (board of health)」若しくは郡公衆衛生地区委員 (part county health district)、又はそれらに該当する者がいない場合は、郡選出議会 (elected county legislature) の決議若しくは本条項の発効日以後 60 日以内に認定された監理委員会の決議によって、この目的のために指名された郡の担当官を意味する。」（同条 t 項 1 号）⁵⁶。

本条項に従って告訴 (complaint) の申立をすることを望む者は、正当な執行官に対して、そうするよう求めることができる（同条 t 項 3 号）。

本条項の適用エリアの所有者、管理者、運営者又は当該エリアを統括しているその他の者は、喫煙が許容されていないエリアで喫煙している者に対し、本条項に違反していることを報知する又は報知する責任のある代理人を指名する義務がある（同条 t 項 4 号）。

当該執行官の決定 (decision)⁵⁷によって権利を侵害された者は、本決定後 30 日以内に、本決定を再審査するよう審判官に上訴 (appeal) することができる（同条 t 項 5 号）⁵⁸。

ため誠実な努力をしたことの積極的抗弁をしなければならない。」（同法 1399 条 s 項 2 号）。

⁵⁵ 執行官が審判官である場合は、当該審問は、ニューヨーク州公衆衛生法典 12 条 a 項の規定に従って実施されなくてはならない。執行官が公衆衛生部若しくは人口 100 万人以上の都市ならば保健・精神衛生局、又は当該公衆衛生法典の規定を施行するために指名された担当官である場合、当該審問は、郡の衛生条例 (Sanitary Code) 若しくは当該市の健康条例 (Health Code) の手続に従って、又はそれらの規定がない場合は、郡選出議会若しくは監理委員会 (Board of Supervisor) によって規定された手続に従って実施されなくてはならない。執行官が本条項に従わせることを強制する、差止救済命令 (injunctive relief) の手続を開始すると解釈されるものがこの中に何もなければ、ここに定める以外のいかなる制裁措置も科されることはない（同法 1399 条 t 項 2 号）。

⁵⁶ 執行官の指名は、「選定後 30 日以内に、審判官 (commissioner) に対して登録されなければならない。もし本指名がなされなかった場合、郡は、担当局をその執行官として指名したものとみなす。上記に指定された期間中に、執行官を指名しない郡は、その後は何時にも指名することができる。しかし本指名は、審判官に対して登録された 30 日後に有効となる。執行官は、審判官によって公布された規則及び規制に従って、郡内で、本条項を単独で施行する権限 (jurisdiction) を有する。人口 100 万人以上の都市では、執行官は、本都市において本条項の規定を単独で施行する権限を有する、本都市の保健・精神衛生局 (Department of Health and Mental Hygiene) でなければならない。」（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 t 項 1 号）。

⁵⁷ 審判官以外の執行官の決定に限られる（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 t 項 5 号参照）。

⁵⁸ 執行官の決定は、民事実務法令・規則集 (Civil Practice Law and Rules) の第 78 編により再審査可能である（ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 t 項 5 号）。当該上訴に対し、執行官は、管轄裁判所において、当該公衆衛生法典 1399 条 v 項に規定される、民事罰 (civil penalty) の回復をするための訴訟を提起することができる（同条 t 項 6 号）。また、租税法第 480 条 a 項により公布された、租税・歳入局 (Department of Taxation and Finance) からの小売業の免許状又は登録証を標示されていない小売業者を発見した執行官は、租税・歳入審判官が適切な措置をとることができるように、30 日以内に本施設の名前及び住所を、租税・歳入審判官に通知しなければならない（同条 t 項 7 号）。

(ウ) 権利放棄

執行官は、ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条の特定規定の適用に対する権利放棄 (waiver) を許諾することができる。ただし、権利放棄の申請者が、(a) 特定規定の遵守をすることにより著しい財政的困難がもたらされること、又は(b) 特定規定を遵守することにより不合理な扱いを受けるその他の要因が存在することを立証した場合に限られる (同条 u 項 1 号)⁵⁹。

(エ) 罰則

審判官は、ニューヨーク州公衆衛生法典 12 条 1 項に規定された金額を超えない範囲⁶⁰で、当該公衆衛生法典 1399 条の違反に対して、民事罰を科することができる。また、執行官は、同法 309 条 1 項(f)号に規定された金額を超えない範囲⁶¹で、民事罰を科することができる (同 1399 条 v 項)。

ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条の規定に違反した者は、同 1399 条 v 項に規定されている場合を除き、同条に対する遵守又は不遵守という理由のみによって、法的責任又は訴訟の適用を受けることはない (同条 w 項)⁶²。

また、審判官は、当該公衆衛生法典 1399 条 n 項 (用語の定義規定)、同条 o 項 6 号 (公共輸送機関ターミナルにおける喫煙禁止) 又は同条 p 項 1 号 (禁煙標示等) の規定を実施するためのいかなる規則又は規制 (rules or regulations) をも発布してはならない。審判官は、喫煙制限を創造、限定又は拡張する、いかなる規則又は規制をも発布してはならない (同条 x 項)。

(2) ワシントン州

ア 立法の経緯

ワシントン州は、連邦規則案が撤回された後の 2005 年 11 月 8 日に、屋内公共施設並びに出入り口、窓及び換気口から 25 フィート⁶³以内の喫煙を全て禁止することを目的とする、第 901 号議案 (Initiative Measure No.901) を可決した。同議案は、2005 年 12 月 8

⁵⁹ 許諾された権利放棄は、不本意な受動喫煙への曝露を受ける人々に対して、権利放棄したことによる相手方効果 (adverse effect) を最小限に留めるために、そして権利放棄がニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条の一般目的と合致することを確保するために、必要とされる条件又は制限の適用を受けなければならない (同条 u 項 2 号)。

⁶⁰ ニューヨーク州公衆衛生法典 12 条 1 項は、2011 年 4 月 1 日を適用期限 (expire) として、次の通り規定されている。すなわち、(a) 本項の(b)号及び(c)号に規定されるものを除き、同法の条項……に対し、違反、不服従又は無視する者は、州市民に対して、違反毎に 2,000 ドルを超えない範囲で、民事罰としての責任を負わなければならない。(b) 本項の(a)号に規定された罰則は、……最初の違反から 12 か月以内に、同様の違反を犯した場合には、次の違反に対して総額で 5,000 ドルを超えない範囲で増額させることが可能である。(c) 本項のパラグラフ(a)に規定された罰金は、違反が被害者に重大な身体的損害もたらす場合には、10,000 ドルを超えない範囲で増額させることが可能である。

⁶¹ ニューヨーク州公衆衛生法典 309 条 1 項(f)号は、全ての地区公衆衛生部は、「命令若しくは規則、又は州衛生法典の規則に違反した若しくは遵守することを怠ったことについて、1 回の違反若しくは不履行に対して 1,000 ドルを超えない範囲で、……罰則を科すること」が可能であると規定している。

⁶² ニューヨーク州公衆衛生法典 1399 条 v 項は、続けて、本法の他規定が、「いかなる者も他の者をたばこの煙に曝すことに対する責任を負っている、とする法的責任論を創造、妨害、改ざん、限定、修正、拡張、廃止又は制限するように解釈してはならない。」と規定する。

⁶³ 約 7.6 メートル

日に、ワシントン州屋内空気清浄化法（Washington Clean Indoor Air Act）として施行された⁶⁴。同法は、現在では注釈付ワシントン州現行法典（Annotated Revised Code of Washington）に整理統合され、第 70 節「公共の衛生安全（Public Health And Safety）」の第 160 章「公共空間における喫煙（Smoking in public places）」（以下、「ワシントン州現行法典 160 章」という。）に規定されている。

以下では、ワシントン州現行法典 160 章について解説する。

イ 規制の内容

(ア) 規制の趣旨

ワシントン州現行法典 160 章は、受動喫煙を規制する趣旨について、「受動喫煙への曝露は、癌の主要な要因であることはよく知られており、ワシントン州市民もそのことを認識している。また、受動喫煙は、肺炎、ぜんそく、気管支炎及び心臓病等の周知の原因ともなっている。州市民は、職場でしばしば受動喫煙に曝されている。そしてその結果として、慢性の、潜在的に致命的な病気を引き起こすこととなる。州市民全ての健康及び福祉を保護するために、就労場所の労働者だけでなく、公共空間及び職場で喫煙を禁止することは必要である。」（011 条）と規定している。

すなわち、ワシントン州市民の健康及び福祉を保護することが喫煙規制の目的であり、その規制範囲は単に就労場所だけにとどまらず、公共空間全体におよぶ。

(イ) 規定内容

ワシントン州現行法典 160 章は、「何人も公共空間又は就労場所において喫煙してはならない。」（030 条）と規定する。

ここで、「喫煙」とは、「点火されたパイプ、葉巻、たばこ若しくはその他の点火されたたばこ器具からもたらされるもの、又はその煙を意味する。」（020 条 1 号）と定義する。すなわち、たばこを吸う行為（smoking）だけでなく、たばこの煙（smoke）そのものを規制の対象とする。

次に、「公共空間」とは、「一般市民に使用され且つ開放されている建物又は車両を意味する。ただし、当該建物又は車両の全部又は一部の所有が、個人若しくは法人であるか否か、ワシントン州であるか否か又はその他の公共法人であるか否かに関わらない。また、その入場若しくは乗車に際し、金額が請求されるか否かに関わらない。」（020 条 2 号）と定義されている。なお、公共空間には、保育ホーム、里子養育ホーム、成人用ケアホーム等の社会福祉ケアホームとして認可されて使われている場合を除いて、個人の住宅は含まれない。したがって、公共空間としては以下が考えられるが、もちろん

⁶⁴ 詳細は、ワシントン州喫煙防止・抑制プログラム（the Washington Tobacco Prevention and Control Program）のホームページ（<http://www.doh.wa.gov/Tobacco/secondhand/secondhand.htm>）参照。

それに限定されるものではない。すなわち、学校、エレベーター、公共輸送機関若しくは輸送施設、博物館、コンサートホール、映画館、講堂、展示会場、屋内スポーツ競技場、病院、老人ホーム、健康管理施設若しくはクリニック、閉鎖型のショッピングセンター、小売店、小売サービス施設、金融機関、教育施設、チケット販売所、公聴会場、州議会場及び隣接する廊下、公共の手洗所、図書館、レストラン、待合所、ロビー、バー、酒場、ボーリング場、スケートリンク、カジノ、レセプション会場、及びホテル若しくはモーテル内の客室の 75 パーセント相当である⁶⁵。

また、「就労場所」とは、「従業員が職務を遂行するに当たって通過することを要求される、使用者（employer）⁶⁶の支配下にあるエリアを意味する。」と定義される（70.160.020 条 3 号）。したがって、仕事場（work area）だけでなく、その入口及び出口、手洗所、会議室及び教室、並びに休憩室及びカフェテリア等の共用エリアは、就労場所に含まれる。ただし、保育ホーム、里子養育ホーム、成人用ケアホーム又は他の同種の社会福祉ケアホームとして認可されて使われている場合を除いて、個人の住宅又は家内事業場は、就労場所には含まれない。

(ウ) 推定される合理的規制範囲

たばこの煙が入口、出口、開放されている窓又は他の手段を通して侵入してこないようにするために、「喫煙が禁止されている閉鎖型エリアにある入口、出口、開放されている窓及び換気装置の吸気口から 25 フィート以内」の喫煙は禁止されている。これを「推定される合理的規制範囲（presumptively reasonable minimum distance）」（ワシントン州現行法典 70.160 章 70.160.075 条）という。

したがって、前述した公共空間には、喫煙が禁止されている閉鎖型エリアにある入口、出口、開放されている窓及び換気装置の吸気口から 25 フィートという推定される合理的規制範囲が含まれ（020 条 2 号）、また同様の理由で就労場所にも含まれる（020 条 3 号）。

(エ) 禁煙標示等の掲載

ワシントン州現行法典 160 章 050 条は、「この章の下で規制されている場所の所有者、又はリース室若しくは貸室の場合は賃借人若しくはその他の責任者は、公共空間及び就労場所における喫煙を禁止しなくてはならない。そして、この章の下で適正とされる喫煙禁止標示を掲載しなくてはならない。」と規定する。

なお、標示は、「建物の入口毎に目立つように掲載」しなくてはならない。特に小売店及び小売サービス事業の場合は、単に入口毎に目立つように掲載するだけでなく、その空間全体で最も人目につきやすい場所に掲載することが求められる。

⁶⁵ ワシントン州現行法典 160 章は、当該施設が公共に開放されるそのときを除いて、時たま大衆に開放される私的施設における喫煙を制限することまでは意図していない（020 条 2 号）。

⁶⁶ 公共の使用者であるか、民間の使用者であるかを問わない。

ウ 規制の適用除外

(ア) 閉鎖型の個人事務所

ワシントン州現行法典 160 章は、たとえ非喫煙者が訪問することがあるとしても、「公共空間内にある閉鎖型の個人事務所（private enclosed workplace）」における喫煙を禁止していない。ただし、州の巡回員の長によって、消防署の署長を通して、又は他の法律、条令若しくは規則によって、喫煙が禁止されている場合は除かれる（060 条）。すなわち、州法等他の法令で禁止されている場合を除き、閉鎖型の個人事務所での喫煙は、たとえそれが公共空間内にあったとしても許容される⁶⁷。

(イ) 個人の住宅

前述したように、個人の住宅は、保育ホーム、里子養育ホーム、成人用ケアホーム等の社会福祉ケアホームとして認可されて使われている場合を除いて、公共空間に含まれない。また、就労場所にも該当しない（ワシントン州現行法典 160 章 020 条）。したがって、個人所有の住宅における喫煙は許容される。

(ウ) 推定される合理的規制範囲の修正

前述したように、喫煙が禁止されている閉鎖型エリアにある入口、出口、開放されている窓及び換気装置の吸気口から 25 フィート以内の喫煙は禁止されている（ワシントン州現行法典 160 章 075 条）。

ただし、公共空間若しくは就労場所を所有、又は統制する所有者、運営者、管理者、使用者その他の者は、地区の保健局（local health department）又は公共空間若しくは就労場所がある地区の長（director）に申請することによって、25 フィートが合理的規制範囲であることの推定に対し、反駁する（rebut）ことを要求することが可能である。

なお、当該推定は、以下のことを申立人が明確且つ説得力のある証拠によって立証することができるならば、反駁される。すなわち、入口、出口、開放された窓又は換気口等に特殊な仕様（circumstance）が施されているため、たばこの煙が当該入口、出口、開放された窓若しくは換気口に潜入しない若しくは辿りつかない、又はこの種の公共空間若しくは就労場所に侵入しないから、当該公共の衛生安全は、より短い規制範囲で十分守られることを立証することが必要である。

エ 地方自治体等との関係

地区消防署若しくは消防地区、並びに地区保健局は、ワシントン州現行法典 70.160 章を実施するために必要な規則を採択することができる（080 条）。

オ 実効性の確保

⁶⁷ ワシントン州現行法典 160 章は、030 条で「何人も公共空間又は就労場所において喫煙してはならない。」と規定する一方で、060 条で「公共空間内にある閉鎖型の個人事務所における喫煙を規制することを意図しない。」としている。

(ア) 違反

公共空間又は就労場所における喫煙によってワシントン州現行法典 160 章に意図的に違反する者、又は要求された標示を除去、落書き若しくは破壊する者は、100 ドルを超えない範囲で民事罰の適用を受ける。なお、公共空間を通過してはいるが、それが公共の歩道又は道路である場合は、この章に意図的に違反しているとはみなさない。地域法 (local law) の執行機関は、交通違反 (traffic infraction) と同様のやり方で、科された違反を公表するという方法⁶⁸で、本条項を施行しなければならない⁶⁹ (070 条 1 号)。

(イ) 禁煙標示違反

ワシントン州現行法典 160 章 050 条に規定される禁煙標示違反が発生した場合、その所有者又はその他の責任者に対しては、まず警告 (warning) が発せられる。その警告を無視して、次の違反が発生した場合に限り、100 ドルの範囲内で民事罰が科せられる。なお、違反は 1 日単位で算定される。従って、違反が発生する又は許容されるそれぞれの日が、それぞれ別々の違反を構成する (070 条 2 号)。

(ウ) 施行

地区保健局は、公共空間及び就労場所の所有者又は管理者の義務に関するワシントン州現行法典 160 章 050 条を、(a) 違反の是正を求める通告書送達 (serving notice) 、又は、(b) 差止命令の訴訟提起、違反是正及び当該違反に対する民事罰を科するために、当該市若しくは町の法務官又は郡の検察官若しくは地区保健局の代理人への催告 (calling) という行為によって施行する (070 条 3 号)。

(エ) 制裁金の支払

また、ワシントン州現行法典 160 章の下で提起された訴訟において科された制裁金 (penalty) は、当該訴訟が提起されている市又は郡に支払われなくてはならない (100 条)。

(3) 包括的喫煙禁止法を制定しているその他の州

ア アリゾナ州

アリゾナ州喫煙禁止法 (Smoke-Free Arizona Act) は、2006 年 11 月に議決され、2007 年 5 月 1 日に施行された⁷⁰。

同法の下で、ほとんどの屋内公共空間（空港、銀行、バー、病院、公共交通機関、レストラン、小売店、運動競技場及び劇場等）、並びに就労場所（オフィスビル、仕事場、従業員談話室、洗面所、会議室、個人事務所及び社用車等）での喫煙は禁止される。

⁶⁸ 違反の公表の方式は、最高裁判所の規則に従って規定される。

⁶⁹ ただし、ワシントン州現行法典 46 節 63 章に規定される (a) 交通違反の処分 (disposition) に対する免許の担当部署に対する記録の条項、及び、(b) 個人の運転免許証又は車のライセンスに対する制裁に関する条項は、この章には適用されない (同法典 160 章 070 条 1 号)。

⁷⁰ 詳細は、喫煙禁止州アリゾナ (Smoke-free Arizona) のホームページ (<http://www.smokefreearizona.org/>) 参照。

ただし、個人の住宅、ホテルやモーテルにおける指定された客室、たばこ小売店、屋外のパティオ（中庭）、一般には開放されていない古くからの友愛クラブ、劇場又は映画及びテレビの演技の一部として、並びに 1978 年のアメリカインディアン宗教自由法の施行後に宗教的儀式として喫煙する場合は、許容される。

イ デラウェア州

デラウェア州屋内空気清浄化法 (Clean Indoor Air Act) は、2002 年 11 月 27 日に施行された⁷¹。その結果、バー及びレストランを含む、大部分の屋内の公共空間及び職場での喫煙は、禁止された。

ただし、同法は、①個人の家屋、住宅及び車、②私的な社会的行事 (private social function) が催されている屋内エリア⁷²、③個人的に調達したリムジン、④ホテル又はモーテルの最高 25 パーセントまでの客室、⑤ボランティアの消防団、救急隊又は救助隊等が主催する募金活動⁷³、⑥友愛互助組合 (fraternal benefit society) が主催する募金活動⁷⁴、並びに、⑦私的クラブ (private club)⁷⁵によって運営又は排他的に使用されている閉鎖型の屋内エリアに対しては、適用されない。

ウ ハワイ州

ハワイ州喫煙禁止法 (Smoke-Free Hawaii Law) は、2006 年 11 月 16 日に施行された⁷⁶。

当該法は、閉鎖型の公共空間⁷⁷及び就労場所⁷⁸での喫煙を禁止する。また、当該場所の出入口、窓及び換気口から 20 フィート以内もまた、喫煙禁止区域に指定している。

なお、当該法への適用が除外されるのは、個人の住宅、ホテル等の指定された客室⁷⁹、たばこ小売店、長期介護施設⁸⁰、州の刑務所及び完全オープンエアの職場⁸¹等である。

エ イリノイ州

⁷¹ 詳細は、デラウェア州の公衆衛生局 (Division of Public Health) のホームページ (http://www.dhss.delaware.gov/dph/dpc/ciaa_info.html) 参照。

⁷² ただし、当該行事の座席配列 (seating arrangement) が、当該屋内エリアの所有者、運営者、管理者又は担当者ではなく、当該行事の主催者の支配下にある場合に限られる。なお、「私的な社会的行事」とは、「一般市民が招待されないだけでなく、立ち入ることも一般的には許容されない行事であり、且つ、閉鎖型の屋内エリアとは区分された場所で催される行事を意味する」と定義されている。

⁷³ ただし、当該募金活動又は行事が、ボランティアの消防団、救急隊又は救助隊によって所有若しくは貸与された場所 (property) で催される場合に限られる。

⁷⁴ ただし、デラウェア州法典第 6201 節に規定された友愛互助組合で、当該募金活動がいわゆる管理組合 (organization) によって所有又は貸与された場所において催される場合に限られる。

⁷⁵ 「私的なクラブ」とは、「一般市民 (general public) がその施設に入りすることや活動に参加することが許容されないクラブ又は組織を意味する」と定義されている。

⁷⁶ ハワイ州では、リンダ・リングル (Linda Lingle) 知事が 2006 年 7 月 10 日に、ほとんど全ての閉鎖型の又は部分的に閉鎖された公共空間及び職場の喫煙を禁止するための法案に署名した。詳細は、ハワイ州保健局 (Hawaii Department of Health) のホームページ (<http://hawaii.gov/health/healthy-lifestyles/tobacco/Smoke-Free-Law.htm>) 参照。

⁷⁷ 屋内及び屋外の別を問わず、一部でも壁で閉ざされている空間があれば、喫煙は禁止される。

⁷⁸ 全てのオフィスを含み、誰かしらが働いている場所を意味する。なお、個人の家でもそれがビジネスとして使用されていれば、就労場所に含まれる。

⁷⁹ ホテルは、喫煙者用の部屋と同じ階にまとめ、且つ他の部屋に煙が巡回しないのであれば、客室の 20%までを喫煙部屋として指定することが許容される。

⁸⁰ 長期介護施設は、居住者の書面での依頼で、個室における喫煙であれば許容される。

⁸¹ 公園、野外建設現場、ビーチ・スタンドなど、完全なオープンエアの職場であれば、喫煙は許容される。

イリノイ州喫煙禁止法(Smoke-Free Illinois Act) は、2007年7月に制定され、2008年1月1日に施行された⁸²。

同法は、レストラン及びバーを含むほとんど全ての公共空間、就労場所及び喫煙が禁止されている建物の入口から 15 フィート以内の喫煙を禁止している。

ただし、個人の住宅、たばこ小売店、長期療養施設内の特定の部屋並びにホテル及びモーテルの指定された部屋⁸³は、適用除外される。

オ アイオワ州

アイオワ州無煙空間法(Iowa Smoke-free Air Act) は、2008年春に制定され、そして2008年7月1日に施行された⁸⁴。

喫煙は、一部の屋外エリアだけでなく、ほとんど全ての閉鎖型の公共空間及び就労場所において禁止された。当該法が適用される屋外エリアとは、運動競技場、野球場、屋外催物場の座席エリア、レストランの屋外座席及び給仕用エリア、校庭、駅の屋外エリア及び公共施設の構内である。

なお、当該法が適用除外される場所は、たばこ小売店、ホテルの客室の最高 20%、カジノの賭博会場、従業員のいない会員制クラブ、屋外の仕事場、農業用トラクター、アイオワ州所有地及びアイオワ州兵の施設である。

カ メーン州

メーン州は、2004年7月に、州内の職場、レストラン、バー、ビンゴホール、ボーリング場、ナイトクラブ、公共交通機関を含む、全ての閉鎖型エリア及び一般市民が利用する全ての手洗所における喫煙を禁止した。ただし、屋外での規制はされていないため、建物出入口近辺での喫煙は許容されている⁸⁵。

さらに、2008年9月には、16歳以下の子供が乗っている車内での喫煙を違法とする法案を通過させた。また、2009年9月より、職場の完全喫煙禁止が施行されている。

なお、本法に違反した者は、2009年9月までは警告されるだけであったが、それ以後は 50 ドルの罰金が課せられている。

キ メリーランド州

メリーランド州の屋内空気清浄化法(Clean Indoor Air Act) は、2007年5月に制定され、そして2008年2月1日に施行された⁸⁶。

⁸² 詳細は、イリノイ州公衆衛生局 (Illinois Department of Public Health) のホームページ (<http://www.idph.state.il.us/tobacco/cleanq&a.htm>) 参照。

⁸³ 喫煙室として指定できるのは、客室の 25% 以内の範囲に限られる。なお、喫煙室を、一時的に禁煙室として使用することは禁止される。

⁸⁴ 詳細は、アイオワ州公衆衛生局 (Iowa Department of Public Health) のホームページ (<http://www.iowasmokefreeair.gov/default.aspx>) 参照。

⁸⁵ メーン州の喫煙禁止法の詳細については、<http://www2u.biglobe.ne.jp/~MCFW-jm/tobaccommaine.htm> 参照。

⁸⁶ 詳細は、メリーランド州健康・精神衛生局 (Department of Health and Mental Hygiene) のホームページ (http://cha.maryland.gov/oeh/ciaa/ciaa_geninfo.cfm) 参照。

一般市民が入室自由な屋内エリア、就労場所及び公共交通機関内の喫煙は許容されない。同法が適用除外されるのは、個人の住宅、ホテル及びモーテルの客室の 25%、たばこ小売店、たばこの煙の健康への影響の調査を実施するために使用される調査・教育研究所並びにたばこ製品を製造、輸入、卸売り若しくは販売のために使用される施設である。

ク マサチューセッツ州

マサチューセッツ州の職場喫煙禁止法 (Smoke-free Workplace Law) は、2004 年 7 月 5 日に施行され、従業員を雇用する職場は禁煙としなければならなくなつた⁸⁷。

しかし、当該法の適用除外としては、個人の住宅、一般には開放されていない会員制クラブ、ホテルの指定された客室、老人ホームの指定された喫煙所、たばこ小売店及びシガーバー、並びにたばこの煙に関する医学的又は科学的調査を実施しているたばこの試供・調査をする施設が規定されている。また、喫煙が儀式の一部としてなされる宗教的式典の間は、同じく許容される。

ケ ミネソタ州

ミネソタ州の屋内空気清浄化法 (Clean Indoor Air Act) は、2007 年 10 月に施行された⁸⁸。これにより、2007 年 10 月 1 日から、バー、レストラン及び公共交通機関を含む、ほとんど全ての屋内公共空間及び職場での喫煙は、禁止された。

ただし、たばこ小売店、自営農場の建造物及び 26,000 ポンドの重量を超える商業用車両、ホテルやモーテルにおける指定された客室、アメリカ先住民の伝統的儀式、傷痍軍人救護施設、認定された研究施設並びに演劇の一部として喫煙する場合は、許容される。

コ モンタナ州

モンタナ州屋内空気清浄化法 (Clean Indoor Air Act)⁸⁹は、2005 年 10 月 1 日に施行された。同法は、全ての閉鎖型の屋内公共空間での喫煙を禁止する。規制の対象として、レストラン、店舗、オフィス、学校、公共交通機関などが含まれている。バー及びカジノは、一時的な適用除外を申請することができたが、2009 年 10 月から、全面的な喫煙禁止が施行されている。

ただし、ホテル及びモーテルは、客室の 35%を喫煙可能とすることができる。また、アメリカインディアンが文化的活動のために使用する施設は、適用除外となる⁹⁰。

⁸⁷ 詳細は、マサチューセッツ州健康・福祉サービス室 (Massachusetts Office of Health and Human Services) のホームページ (http://www.mass.gov/?pageID=eohhs2terminal&L=4&L0=Home&L1=Provider&L2=Guidance+for+Businesses&L3=Smoke-free+Workplace&sid=Eeohhs2&b=terminalcontent&f=dph_tobacco_control_workplace_law&csid=Eeohhs2) 参照。

⁸⁸ 詳細は、ミネソタ州保健局 (Minnesota Department of Health) のホームページ (<http://www.health.state.mn.us/divs/eh/indoorair/mciaa/ftb/index.html>) 参照。

⁸⁹ モンタナ州屋内空気清浄化法については、<http://data.oli.state.mt.us/bills/2005/billhtml/HB0643.htm> 参照。

⁹⁰ 詳細は、モンタナ州公衆保健福祉局 (Montana Department of Public Health and Human Services) のホームページ (<http://www.dphhs.mt.gov/index.shtml>) 参照。

サ ネブラスカ州

ネブラスカ州屋内空気清浄化法 (Nebraska Clean Indoor Air Act) は、2009年6月1日に施行された⁹¹。当該法の目的は、公共空間及び就労場所における喫煙を禁止することによって、一般市民の健康と福祉を守ることである。

ただし、ホテルの客室の最大20%⁹²、たばこ専門店 (tobacco-only retailer)⁹³、たばこの健康への影響を調査する研究機関の屋内エリア (indoor area)⁹⁴は、適用除外とすることができます。なお、個人の住宅は、児童用ケアホームとして認定され使われている場合を除き、就労場所には含まれない。

当該法に違反して就労場所又は公共空間で喫煙する者は、最初の違反に対しては最高100ドルの罰金、そして2回目以降の違反に対しては最低100ドルから最高500ドルまでの罰金が科せられる。

シ ニュージャージー州

ニュージャージー州喫煙禁止法 (New Jersey Smoke-Free Air Act) は、2006年4月15日に施行された⁹⁵。当該法は、受動喫煙から従業員及び一般市民を守るため、レストラン及びバーを含む屋内公共空間、並びに職場における喫煙を禁止する。

ただし、カジノ、年間総収入の15%以上がその場所でのたばこの販売及びたばこ保湿箱のレンタルによって得られているシガーバー及びシガーラウンジ、たばこ小売店、葉巻たばこ若しくはパイプたばこを試供することが必要とされる、又は製造、輸入、販売の不可欠な要素となっているたばこ会社は、適用除外とされる。なお、ホテルは、客室の20%を喫煙室として割り当てることができる。

ス オハイオ州

オハイオ州の屋内喫煙禁止令 (Ohio's indoor smoking ban) は、2006年11月7日の議決され、同年12月7日に施行された。これにより、バー、レストラン及び社用車を含む、ほとんど全ての公共的建造物及び職場における喫煙は、禁止された。

ただし、たばこ店、ホテルの指定された客室、老人ホームにおける指定された喫煙エリア、個人の住宅や車及び出入口や換気口から離れたパティオに対しては、適用が除外される。また、会員が18歳以上、非営利、従業員なし及び独立した構造という条件を満

⁹¹ 詳細は、ネブラスカ州保健福祉局 (Nebraska Department of Health and Human Services) のホームページ (<http://smokefree.ne.gov/>) 参照。

⁹² ホテルの客室の最大20%は、喫煙室として指定することができる。ただし、同じフロア一上の全ての喫煙室は、隣接していないなければならない。そして、指定喫煙室からの煙が、当該法の下で喫煙が禁止されているエリアに、潜入しないようにしなければならない。

⁹³ 「たばこ専門店」とは、「たばこ及びたばこと直接関連する製品のみを販売する店」として定義される。なお、「たばこに直接関連する商品」には、酒、コーヒー、清涼飲料水、キャンディー、食料雑貨又はガソリンは含まれない。

⁹⁴ 「屋内エリア」とは、「閉鎖可能な出・入口のドア及び窓を除いて、四方が連続・堅牢であり、且つ、屋外に開け放たれているエリアが総面積の20パーセント以下である、床、天井及び壁によって閉鎖されたエリア」と定義される。

⁹⁵ 詳細は、ニュージャージー州保健・老人サービス局 (New Jersey Department of Health and Senior Services) のホームページ (<http://www.state.nj.us/health/ctcp/smokefree/index.shtml>) 参照。

たす会員制クラブ、並びに親族だけの家族企業も適用が除外される⁹⁶。

セ オレゴン州

オレゴン州の職場喫煙禁止法(Smoke-free Workplace Law)は、2007年6月に改正がなされ、2009年1月1日から多くの職場が喫煙禁止とされた⁹⁷。

2002年1月に施行された法律の下でも、オフィス、店舗、工場、レストラン、屋内の娯楽エリア及び保育のための施設での喫煙は、すでに禁止されていた。ただし、バー、たばこ小売店、ボーリング場、ビンゴホール及び個人住宅は、同法の適用が免除されていた。

しかし、2009年規制の下で、ほとんど全ての職場及び公共空間は、禁煙としなければならなくなつた。ただし、公認のたばこ販売店及び葉巻バーは、当該法律の適用を免除される。また、職場及び公共空間の出入口、窓及び換気口から10フィート以内の喫煙も同様に禁止される。

ソ ロードアイランド州

ロードアイランド州においては、屋内公共空間及び職場での喫煙を禁止する公衆衛生及び職場安全法 (Public Health and Workplace Safety law) が、2005年3月1日に施行された⁹⁸。

ただし、酒類販売許可証を有する店舗は、2006年10月1まで、禁煙の適用が猶予されていた。

タ ユタ州

ユタ州屋内空気清浄化法 (Utah Indoor Clean Air Act)は、1995年1月1日に施行された⁹⁹。当該法は、一般市民が立ち入る全ての閉鎖型の屋内公共空間、又は政府によって所有されているビル若しくはオフィスにおける喫煙を禁止する。

ただし、社会的な団体若しくは友愛組合が所有し又は運営する建物、ホテル・モーテルの客室、酒場、会員制クラブ、国際空港の旅客ターミナルにある空間的に隔離された喫煙室は、同法の適用除外とされていた。また、アメリカ先住民の儀式における喫煙も適用除外とされた。しかし、2006年と2007年に当該法に対する改正がなされ、居酒屋、会員制クラブ、社会的及び友愛的組織によって所有若しくは運営される建造物並びに一定の非公共的職場に対する適用除外がなくなった。

チ バーモント州

⁹⁶ 詳細は、オハイオ州保健局 (Ohio Department of Health) のホームページ (<http://www.odh.ohio.gov/>) 参照。

⁹⁷ 詳細は、オレゴン州福祉局 (Oregon Department of Human Services) のホームページ (<http://www.oregon.gov/DHS/ph/smokefree/thelaw.shtml>) 参照。

⁹⁸ 詳細は、ロードアイランド州保健局 (Rhode Island Department of Health) のホームページ (<http://www.health.ri.gov/tobacco/workplacelaw.php>) 参照。

⁹⁹ 詳細は、ユタ州たばこ防止・抑制プログラム (Utah Tobacco Prevention Control Program) のホームページ (<http://www.tobaccofreeutah.org/uicaastat&rule.html>) 参照。

バーモント州には、受動喫煙から一般の人々を保護する3つの喫煙禁止法がある¹⁰⁰。

第1は、職場喫煙法 (Smoking in the Workplace Law) である。この法律は、一定のルールに従えば、使用者が喫煙エリアを指定することを許容していた。しかし、2009年に、屋内職場にある指定喫煙エリアに対する条項を変更するための改正がなされ、現在は、屋内職場の全てのエリアで、喫煙を全面的に禁止することを使用者に求めている。

第2は、学校敷地内喫煙法 (Tobacco on the School Grounds Law) である。当該法は、公立学校の敷地内における喫煙を禁止することによって、生徒、教師及び一般の人々を保護する。

そして第3が、一般市民が自由に入りできる屋内空間及び公共機関所有の建物での喫煙を全て禁止する、公共空間喫煙法 (Smoking in Public Places Law) である。これは、屋内空気清浄化法 (Clean Indoor Air Act) としても知られている。

ツ ワシントンD.C. (コロンビア特別区)

屋内公共空間での喫煙を禁止する、コロンビア特別区の2001年保健局職務明確化法 (the Department of Health Functions Clarification Act of 2001) の改正案¹⁰¹は、2006年4月3日に施行された。

ただし、バー、居酒屋及びナイトクラブは、2007年1月1日まで喫煙が許容されていた。また、シガーバー及びたばこ小売店、ホテルの客室、舞台演技、レストラン及び居酒屋の屋外席、並びに喫煙が医学研究のため又は禁煙禁煙プログラムを実施する上で不可欠とされる医療機関や研究機関は、喫煙規制の対象外とされた¹⁰²。

テ その他の州

ミシガン州は、2010年3月1日より、職場、レストラン及びバーを全面的に喫煙禁止とすることを予定した法を制定している。

サウスダコタ州は、2002年7月1日より、職場における喫煙を禁止する法を制定している。しかも、当該法は、2009年7月1日から、レストラン、バー及びゲーム施設における完全喫煙禁止が予定されていた。しかし、2010年11月までその施行が停止されている。しかも、施行するにあたっては、投票により承認が必要となる。

ウィスコンシン州では、2010年7月5日に、職場、レストラン及びバーにおける完全喫煙禁止法の施行が予定されている。

¹⁰⁰ 詳細は、バーモント州保健局 (Department of Health) のホームページ (http://healthvermont.gov/prevent/tobacco/restrictions_law.aspx) 参照。

¹⁰¹ コロンビア特別区議会は、2006年1月に、2001年保健局職務明確化法の改正案を11対1で可決した。同法の改正案の詳細については、http://doh.dc.gov/doh/frames.asp?doc=doh/lib/doh/services/administration_offices/phsa/tobacco/pdf/16-276_act.pdf 参照。

¹⁰² 詳細は、コロンビア特別区の保健局 (Department of Health) のホームページ (<http://doh.dc.gov/doh/cwp/view.a,1374,q,601632.asp>) 参照。

2 部分的喫煙禁止法を制定している州

前述した、職場、レストラン及びバーを完全に（100%）喫煙禁止とする「包括的喫煙禁止法」に対し、職場、レストラン若しくはバーの1以上を喫煙禁止とする又は喫煙禁止とする法を有するがその規制があまり厳格とはいえないと解される「部分的喫煙禁止法」を制定する州がある。

以下では、その代表的な州としてカリフォルニア州を取り上げ、その規制の詳細について紹介する。なお、その他の州については、その規制の概要のみを紹介する。

（1）カリフォルニア州

ア 立法の経緯

カリフォルニア州では、連邦規則案が公表された翌年の1995年1月1日に、閉鎖型の職場における喫煙を禁止する法律が施行された¹⁰³。当該法は、現在、『カリフォルニア州労働法典』・第5区分「雇用における安全」・第1部「職場の安全衛生」・第3章「使用者及び従業員の責任及び義務」・第6404.5条（CA Labor Code § 6404.5）¹⁰⁴（以下、「カリフォルニア州労働法典6404.5条」という。）として編纂されている。

カリフォルニア州労働法典6404.5条が立法化された趣旨は、「職場における喫煙規制が、州全体にとって重要な（interest and concern）問題」となっているため、①「州内の全て（100%）の閉鎖型の就労場所（place of employment）における喫煙を禁止すること」、並びに、②「閉鎖型の就労場所における喫煙を制限又は禁止するための州全体の統一基準を作り出すこと」である（(a)項）。すなわち、従業員が受動喫煙に曝されるリスクをできるだけ減少させるために、そして地区政府が別個の職場喫煙条例（ordinance）を制定することに伴う混乱を排除するために、当該条文は制定されたと解される。

なお、後述するカリフォルニア州労働法典6404.5条において、就労場所として定義されていない空間及び喫煙が規制されていない空間に対しては、喫煙を規制する地区条例が適用される（同項）¹⁰⁵。

イ 規制の内容

¹⁰³ カリフォルニア州では、全ての人を対象にした一般法の制定という形ではなく、1973年カリフォルニア州労働安全衛生法（California Occupational Safety and Health Act of 1973）の改正という形で施行された。なお、児童施設、医療機関、学校、公共交通機関、州政府の建物等の公共空間の喫煙に対しては、特別法による規制がなされている（前掲、「平成19年度 受動喫煙の健康への影響及び防止対策に関する研究委員会報告書」157頁（沼田雅之執筆部分）参照。）。

¹⁰⁴ LABOR CODE, Division 5. Safety in Employment, part 1. Occupational Safety and Health, Chapter 3. Responsibilities and Duties of Employers and Employees, § 6404.5. Legislative findings and declaration; Prohibition of smoking the workplace: Exceptions for specified periods.

¹⁰⁵ ロサンゼルス、ラグーナビーチ、サンクレメント、サンタモニカ、ソラーナビーチ、マリブー、ハイチントンビーチ、カーペテリア、サンタクルスを含む海沿いの多くの市は、ビーチでの喫煙を禁止する条例を制定している。また、カラバサス市は、2006年3月17日に条例217号（2006年）（<http://www.cityofcalabasas.com/secondhandsmoke.html> 参照）を制定して、屋外であっても周辺に他の人がいる場合には、喫煙を禁止することとした（前掲、ASHスコットランド「世界の喫煙禁止法」（2009年8月18日更新版）3頁参照）。

(ア) 規定内容

カリフォルニア州労働法典 6404.5 条は、「就労場所が閉鎖型の空間である場合、いかなる使用者も、故意に又は意図して、喫煙という行為を許容するべきではない。そして、いかなる者も、喫煙という行為をしてはならない。」((b)項) と規定する。なお、「閉鎖型の空間」とは、「建物の構造的に独立した区画であり、……ロビー、ラウンジ、待合所、エレベーター、階段の吹抜け及び手洗所を含む。」と定義されている(同項)¹⁰⁶。

(イ) 適切な措置

カリフォルニア州労働法典 6404.5 条は、「就労場所に定期的に非従業員が立ち入ることを許容する使用者は、非従業員による喫煙を防止するために、……適切な措置 (reasonable step) を講ずるならば、故意に又は意図して、当該条文に違反した¹⁰⁷行為とはならない。」と規定する ((c)項)。すなわち、当該就労場所における喫煙は、使用者が「適切な措置」を講ずる限り、当該労働法典 6404.5 条の処罰の対象とはならない。

そして、適切な措置として、①明確で人目につきやすい標示を掲載すること(同項(1))、及び②必要ある場合は、喫煙している非従業員に対し喫煙を止めるよう要請すること(同(2)号)の 2 つを求めている。そして、①の標示の掲載に当たっては、(a) ビル又は建造物全体で喫煙が禁止されている場合は、出入口毎に「禁煙 (No smoking)」と書いた標示を掲載すること(同(1)号(A))、並びに、(b) ビル又は建造物の指定エリアで喫煙が許容されている場合は、出入口毎に「指定エリア以外の喫煙禁止 (Smoking is prohibited except in designated areas)」と書いた標示を掲載すること(同(1)号(B))を規定している。

なお、適切な措置には、(a) 喫煙中の非従業員を就労場所から身体的に排除することは含まれず、また、(b) 使用者若しくは他の従業員に身体的危険の恐れがある場合には、非従業員に対し喫煙を止めるよう要請することも含まれない(同項)。

ウ 規制の適用除外

以下は、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条(b)項に規定する「就労場所」には含まれない。

- ① ホテル・モーテル等の短期滞在用宿泊施設の客室の 65%に相当する部分 ((d)項(1)号)。
- ② ホテル・モーテル等の短期滞在用宿泊施設において、喫煙所として指定されたロビー¹⁰⁸。ただし、喫煙所として指定できるロビーは、当該施設にあるロビーの全床面積の 25 パーセントを超えないことが要件とされる。また、ロビーの全床面積が 2,000 平

¹⁰⁶ 閉鎖型空間の定義規定は、2006 年改正により付加された。

¹⁰⁷ 「当該条文に違反した (in violation of this section)」との部分は、2006 年改正により付加された。

¹⁰⁸ 「ロビー」とは、「記録 (registration) 等の行為若しくは取引又は両方の行為を行い、且つ当該施設の客及び大衆が集まる場所として利用される、施設の一般的な公共エリアを意味する。」(d)項(2)号) と定義されている。

方フィート以下である場合は、ロビーの全床面積の 50 パーセントを超えないことが求められる(同(2)号)。

- ③ ホテル・モーテル等の短期滞在用宿泊施設、レストラン又は公共のコンベンション・センター内の会議室及び宴会場。ただし、飲食会が開催されている間（準備、営業及び片づけを含む。）又はその部屋が展示目的で使われている場合は除外されない。なお、当該会議室及び宴会場での喫煙が禁止されている場合であっても、隣接した廊下及び空室（pre-function area）での喫煙を許容することは可能である。また、通過する等一時的な場合を除いて従業員が誰もいなければ、準備中の当該会議室若しくは宴会場で喫煙することを許容することも可能である(同(3)号)。
- ④ たばこ小売店若しくは卸売店（retail or wholesale tobacco shop）、並びに私的スモーカーズ・ラウンジ（private smokers' lounge）（同(4)号）。なお、(a)「私的スモーカーズ・ラウンジ」とは、「たばこ小売店若しくは卸売店の中にある、又はそれらに付随された（attached）たばこ製品（葉巻たばこ及びパイプたばこを含むが、これに限定されない。）を専ら使用することを目的とした閉鎖型エリアをいう。」（同(4)号(A)）と定義されている。また、(b)「たばこ小売店若しくは卸売店」とは、「たばこ製品（葉巻たばこ及びパイプたばこ、並びに、たばこ関連商品を含むが、これに限定されない。）の販売を主な目的とする事業所を意味する。」（同(4)号(B)）と定義される。
- ⑤ 貨物自動車（motor-truck）¹⁰⁹又はトラクター（truck tractor）¹¹⁰の運転席。ただし、その場にたばこを吸わない従業員が誰もいない場合に限られる(同(5)号)。
- ⑥ 倉庫施設（warehouse facility）。なお、「倉庫施設」とは、「100,000 平方フィート以上の床面積を有し、当該施設で 20 人以下の常勤従業員が働いている施設」（同(6)号）を意味する。ただし、施設内にあって事務所として利用されるエリアは含まれない。
- ⑦ (f) 項によって喫煙が許容されていた間¹¹¹の賭博場（gaming club）。なお、「賭博

¹⁰⁹ 車両法典（Vehicle Code）410 条に定義されている「貨物自動車」をいう。

¹¹⁰ 車両法典 655 条に定義されている「トラクター」をいう。

¹¹¹ 賭博場での喫煙に関し、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条(f)項は次の通り規定していた。すなわち、①賭博場における喫煙は、(a)1998 年 1 月 1 日、又は、(b)職業安全衛生基準委員会（the Occupational Safety and Health Standards Board）若しくは連邦環境保護局（the federal Environmental Protection Agency）が受動喫煙を防止する規制を採択する日まで許容される（(f)項(1)号）；②職業安全衛生基準委員会又は連邦環境保護局の規制が、1998 年 1 月 1 日以前に採択されたとするならば、賭博場における喫煙は、当該規制の採択の日後、2 年以内に当該規制の基準を完全に遵守又は遵奉することを条件として、その後も許容される。ただし、2 年の期間以内に当該規制への遵守又は遵奉を達成することができない使用者は、遵守又は遵奉が達成される時まで、賭博場における喫煙を禁止しなければならない。もし、職業安全衛生基準委員会と連邦環境保護局が採択した規制が異なる場合には、より厳しい方を職業安全衛生基準委員会の規制とする（同(2)号）；③職業安全衛生基準委員会又は連邦環境保護局の規制が、1998 年 1 月 1 日以前に採択されたのではないとするならば、賭博場に対する適用除外は、1998 年以後当該規制が採択されるまで無効となる。1998 年 1 月 1 日以後当該規制を採択することによって、当該規制の採択の日以後、2 年以内に当該規制の基準を、完全に遵守又は遵奉することを条件として、その後の賭博場での喫煙が許容される。ただし、2 年の期間以内に当該規制への遵守又は遵奉を達成することができない使用者は、遵守又は遵奉が達成される時まで、賭博場における喫煙を禁止しなければならない。もし、職業安全衛生基準委員会と連邦環境保護局が採択した規制が異なる場合には、より厳しく

場」とは、「事業・業種法典 (Business and Professions Code) 19802 条に定義されている 18 歳未満の未成年者の入場が制限されている賭博場又は刑法典 (Penal Code) 326.5 条に定義されているbingo facility」(同(7)号)を意味する。

- ⑧ (f) 項によって喫煙が許容されていた間¹¹²のバー又は酒場 (bar or tavern)。なお、「バー又は酒場」とは、「来店した客のために、料理は付随的で、専らアルコール飲料を提供することを目的とした施設」を意味する。また、「バー又は酒場」は、ホテル、モーテル等の短期滞在用宿泊施設内にある施設を含む。しかしながら、一つの建物の中にレストラン等他の用途に供される施設がある場合には、専らアルコール飲料の販売と提供のために供されるエリアのみをいう。ただし、アルコール飲料をそこで提供するかどうかに関わらず、レストラン等の食事をするエリアは含まない(同(8)号)。
- ⑨ 喫煙をすることが物語の構成上不可欠である場合の演劇場 (theatrical production site) (同(9)号)。
- ⑩ 喫煙をすることが研究及び治療を行う上で不可欠である場合の医療研究・治療現場 (medical research or treatment site) (同(10)号)。
- ⑪ 個人の住宅。ただし、個人の住宅がファミリー・デイケアホーム (family day care home) としての認可を受けている場合は、ファミリー・デイケアホームとして操業している時間帯及び子供がいるエリアでの喫煙は許容されない(同(11)号)。
- ⑫ 長期滞在型の医療施設¹¹³における患者用喫煙エリア (patient smoking area) (同(12)号)。
- ⑬ 使用者によって指定された喫煙のための休憩室 (break-room) (同(13)号)。ただし、次の要件を全て満たす場合に限られる。すなわち、(a) 喫煙エリアからの空気が換気

いものを職業安全衛生基準委員会の規制とする (同(3)号) ; ④1997年1月1日から1997年12月31日までの間、賭博場における喫煙は、(a)喫煙禁止エリアを設定すること、及び、(b)いかなる従業員も業務上の責務 (work responsibilities) として喫煙許容エリアへ立ち入ることを要求されないこと、の2つの要件を満たすことを条件として許容される (同(4)号)。

¹¹² バー又は酒場での喫煙に関し、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条(f)項は次の通り規定していた。すなわち、①バー又は酒場における喫煙は、(a)1998年1月1日、又は、(b)職業安全衛生基準委員会若しくは連邦環境保護局が受動喫煙を防止する規制を採択する日まで許容される ((f)項(1)号) ; ②職業安全衛生基準委員会又は連邦環境保護局の規制が、1998年1月1日以前に採択されたとするならば、バー又は酒場における喫煙は、当該規制の採択の日後、2年内に当該規制の基準を完全に遵守又は遵奉することを条件として、その後も許容される。ただし、2年の期間以内に当該規則への遵守又は遵奉を達成することができない使用者は、遵守又は遵奉が達成される時まで、バー又は酒場における喫煙を禁止しなければならない。もし、職業安全衛生基準委員会と連邦環境保護局が採択した規制が異なる場合には、より厳しい方を職業安全衛生基準委員会の規制とする (同(2)号) ; ③職業安全衛生基準委員会又は連邦環境保護局の規制が、1998年1月1日以前に採択されたのではないとするならば、バー又は酒場に対する適用除外は、1998年以後当該規制が採択されるまで無効となる。1998年1月1日以後当該規制を採択することによって、当該規制の採択の日以後、2年内に当該規則の基準を、完全に遵守又は遵奉することを条件として、その後のバー又は酒場での喫煙が許容される。ただし、2年の期間以内に当該規制への遵守又は遵奉を達成することができない使用者は、遵守又は遵奉が達成される時まで、バー又は酒場における喫煙を禁止しなければならない。もし、職業安全衛生基準委員会と連邦環境保護局が採択した規制が異なる場合には、より厳しい方を職業安全衛生基準委員会の規制とする (同(3)号) ; ④1997年1月1日から1997年12月31日までの間、バー又は酒場における喫煙は、(a)喫煙禁止エリアを設定すること、及び、(b)いかなる従業員も業務上の責務として喫煙許容エリアへ立ち入ることを要求されないこと、の2つの要件を満たすことを条件として許容される (同(4)号)。

¹¹³ 保健・安全法典 (Health and Safety Code) 1418 条に定義されている「長期滞在型の医療施設」をいう。

扇によって直接外部に排出されること及び喫煙室からの空気がビルの他の部分に再循環しないこと(同(13)号(A))、(b)職業安全衛生基準委員会若しくは連邦環境保護局によって採択された換気基準又は適正技術(機械上・電子上及び生物工学上のシステムを含むが、これに限定されない。)を使用するまでの基準を遵守すること(同(13)号(B))¹¹⁴、(c)喫煙室は、業務上の責務として、入室を要求されることのない非労働エリアに設置されること(同(13)号(C))¹¹⁵、そして、(d)非喫煙者を受け入れるに十分な禁煙の休憩室が設置されていることである(同(13)号(D))。

- ⑭ 常勤若しくはパートタイムを問わず、5人以下の従業員を雇用する小規模事業所(同(14)号)¹¹⁶。ただし、次の要件を全て満たす場合に限られる。すなわち、(a)喫煙エリアは未成年者が立ち入らない場所にあること(同(14)号(A))¹¹⁷、(b)喫煙エリアに立ち入る全ての従業員が喫煙することに同意していること及び業務上の責務として喫煙許容エリア内で業務をするよう要求されないこと(同(14)号(B))¹¹⁸、(c)喫煙エリアからの空気が換気扇によって直接外部に排出されること及び喫煙室からの空気がビルの他の部分に再循環しないこと(同(14)号(C))¹¹⁹、そして、(d)職業安全衛生基準委員会若しくは連邦環境保護局によって採択された換気基準又は適正技術(機械上・電子上及び生物工学上のシステムを含むが、これに限定されない。)を使用するまでの基準を遵守すること(同(14)号(D))¹²⁰である¹²¹。

また、刑務所は、カリフォルニア州で喫煙が認められる唯一の州の建造物であったが、2005年7月1日から喫煙が禁止されている。州法384号は、囚人、訪問者、刑務官を含む刑務所職員の刑務所内での喫煙を禁じている。建物の中だけでなく、囚人が運動やレクリエーションに使用する運動場も禁煙である。したがって、刑務所内で喫煙が可能な場所は、敷地内にある2、3棟の職員の住居だけである¹²²。一方、アメリカ先住民の儀式のための喫煙は、依然として許容されている¹²³。

¹¹⁴ もし、職業安全衛生基準委員会と連邦環境保護局が採択した基準が異なる場合には、より厳しい方を職業安全衛生基準委員会の基準とする((d)項(13)号(B))。

¹¹⁵ 「業務上の責務」には、喫煙がなされていない休憩室で実施される保守管理業務は含まれない((d)項(13)号(C))。

¹¹⁶ 「従業員の雇用総数が5人以下であるとしても、バー又は酒場の店主は、当該バー又は酒場での喫煙を許容してはならない。」(82 Ops.Cal.Atty.Gen.190)との州法務総裁の意見書(Attorney General's Opinions)がある。

¹¹⁷ 「5人以下の従業員を雇用しているコーヒー・ショップの店主は、従業員及び顧客の喫煙を許容するために、未成年者の入店を禁止してはならない。」(79 Ops.Cal.Atty.Gen.122)との州法務総裁の意見書がある。

¹¹⁸ 同意を多数決によって決定した又は喫煙許容エリアで業務をするよう従業員に要求した使用者は、罰則規定(カリフォルニア州労働法典6427条)の適用を受ける((d)項(14)号(B))。

¹¹⁹ 「就業時間中、全ての入口及び窓を開け放っているからといって、バー、レストラン又は酒場の店主は、当該施設内の喫煙を許容することはできない。」(81 Ops.Cal.Atty.Gen.120)との州法務総裁の意見書がある。

¹²⁰ もし、職業安全衛生基準委員会と連邦環境保護局が採択した基準が異なる場合には、より厳しい方を職業安全衛生基準委員会の基準とする((d)項(14)号(D))。

¹²¹ カリフォルニア州労働法典6404.5条(d)項(14)号には、①他の号によって課された特定事業施設の喫煙エリアに関する条件又は制限を廃棄又は不適用とするものと解釈されるべきではないし、また、②無効になった各号の定めの代わりに適用するものと解釈されるべきではないと規定されている(同(14)号)。

¹²² ASHスコットランド「世界の喫煙禁止法」(2006年7月31日更新版)(<http://bun-en.web.infoseek.co.jp/sf-leg/index.html>)参照。

¹²³ 前掲、ASHスコットランド「世界の喫煙禁止法」(2006年7月31日更新版)参照。

なお、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条(d)項(13)・(14)号には、喫煙者のために適切な便宜を供与すること、又は喫煙者若しくは非喫煙者にそれぞれの休憩室を提供することを使用者に義務づけるものと解釈されるべきではないとの規定がある ((e)項)。

以上の通り、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条の就労場所に対する規制は、①使用者が適切な措置を講ずる限り処罰の対象とはならないこと、②指定喫煙室の設置が許容されていること、及び、③5 人以下の従業員を雇用する小規模事業所には適用されないことから、完全な（100 パーセント）喫煙禁止を要求するものではないと解される。

エ 地方自治体との関係

前述したように、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条は、閉鎖型の就労場所における喫煙を規制する州の統一基準を制定し、且つ閉鎖型の就労場所における喫煙を規制する地区法令の制定若しくは地区条例の施行を代替し又はその必要性を排除する。すなわち、当該労働法典 6404.5 条に規定された喫煙禁止は、州内の全ての就労場所に適用可能であり、それ故、適用範囲を最大に規定している。この限りにおいて、当該労働法典 6404.5 条の実際的な効果は、管轄区内の閉鎖型職場での喫煙を規制する地方自治体の法令又は条例の制定の必要性を排除することにある ((g)項)。

ただし、地方自治体による喫煙規制が執行停止されるのは、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条に規定された喫煙禁止が施行されている期間及びその範囲においてのみである。したがって、当該労働法典 6404.5 条に規定された喫煙禁止が新たな法若しくは判決によって無効とされた又は修正された場合、地方自治体は、管轄区内の閉鎖型の就労場所における喫煙を規制するあらゆる権利及び権限¹²⁴を有する。また、当該労働法典 6404.5 条において、就労場所として定義されていないエリア又は喫煙を規制されていないエリアは、喫煙に対する地方自治体の規制の適用を受けなければならない ((i)項)¹²⁵。

なお、カリフォルニア州労働法典 6404.5 条は、どのような理由があれ、閉鎖型の就労場所において従業員が喫煙を禁止することを排除してはいない ((h)項)。

オ 実効性の確保

カリフォルニア州労働法典 6404.5 条(b)項の喫煙禁止規定¹²⁶に違反した使用者は、最

¹²⁴ 喫煙を完全に禁止することも含めて、前に制定した法規を実施すること、並びに新しい法規を制定及び施行すること ((i)項) である。

¹²⁵ カリフォルニア州労働法典 6404.5 条には、喫煙条例を有する市に建てられてはいるが、許認可は州保健サービス局である、長期療養施設の喫煙規則の施行をめぐって争われた、サンノゼ市対州保健サービス局事件 (City of San Jose v. Department of Health Services (1998, Cal App 6th Dist), 66 Cal App 4th 35, 77 Cal Rptr 2d 609, 1998 Cal App LEXIS 716, review denied (1998, Cal) 1998 Cal LEXIS 7591) の判決文が付記されている。それによれば、カリフォルニア州第六地区控訴裁判所は、次の通り判示する。すなわち、当局法典 118910 節は、「たばこの煙を規制する分野で専占 (preempt) しない。」と規定しているから、州法は、長期療養施設における当該市による施行を専占しない (Cal. Const., Art. XI, § 7)。しかも、当該労働法典 6404.5 条(a)項が「就労場所として定義されていないエリアは、喫煙に対する地区規制の適用を受けるべきである」と特に規定していること、及び、同(d)項(12)が「長期療養施設の患者用喫煙エリア」を「就労場所」から除外したことからすると、当該労働法典 6404.5 条が、「長期療養施設における喫煙規制の問題を、州保健サービス局ではなく地方行政機関に委ねていることは、明白である」。

¹²⁶ カリフォルニア州労働法典 6404.5 条(b)項は、「就労場所が閉鎖型の空間である場合、いかなる使用者も故意又は意図して、

初の違反に対して 100 ドル以下、1 年以内になされた 2 回目の違反に対して 200 ドル以下、1 年以内になされた 3 回目の違反及びその後の違反の度に 500 ドル以下の罰金が課せられる ((j) 項)¹²⁷。

なお、使用者が前 1 年以内に前記 (j) 項の罰則規定によって処罰されなかつた場合、閉鎖型の就労場所における喫煙に関するいかなる告訴に対しても、責任を問われることはない ((k) 項)。

また、当該法令の条項又は当該法令の適用が無効とされた場合であっても、当該無効とされた条項又は適用以外の他の条項又は適用に対しては、影響しない。すなわち、当該法の条項は、「可分性 (severable)」がある¹²⁸ ((l) 項)。

(2) 部分的喫煙禁止法を制定しているその他の州

ア アーカンソー州

アーカンソー州屋内空気清浄化法 (The Arkansas Clean Indoor Air Act)¹²⁹は、2006 年 7 月 21 日に施行され、屋内公共空間と屋内の職場での喫煙が禁じられた。

この法の適用が除外されるのは、指定されたホテルの客室、個人の住宅、屋外の職場、21 歳未満の者の立ち入りと就労を禁止しているレストラン及びバー、たばこ小売店、たばこ製造業者と卸売業者、アーカンソー競馬委員会の賭博フロアの喫煙所、並びに長期介護施設の喫煙所である¹³⁰。

イ コロラド州

コロラド州屋内空気清浄化法 (Colorado Clean Indoor Air Act)¹³¹ は、2006 年 7 月 1 日に施行された。この結果、喫煙は、大部分の屋内公共空間及び正面入口から 15 フィート以内で禁止された。

ただし、児童保育に使われる以外の個人の住宅及び車、個人契約のリムジン、たばこ小売店、カジノ、デンバー国際空港の空港喫煙ラウンジ、従業員が 3 名未満で一般人が立ち入らない職場、ホテル又はモーテルの最高 25%までの客室、並びに年間の総収入が 50 万ドル未満の農場にある非居住用建物は、その適用が除外される¹³²。

喫煙という行為を許容すべきではない、そしていかなる者も喫煙という行為をしてはならない。」と規定している。

¹²⁷ カリフォルニア州労働法典 6404.5 条(j)項の罰則規定は、地域法の執行機関（地区統治主体によって決定された地区保健局を含むが、それに限定されない。）によって施行される ((j) 項)。

¹²⁸ これを、「可分性の法理 (severability doctrine)」といふ。すなわち、「ある条項が別の関連する条項の違法性や無効の影響を受けないとする法理」である。例えば、①ある契約条項が独立の約因 (consideration) によって支持される場合や、ある約束が違法な取引と関連性が薄い場合に、別個のものであるとして有効性が認められる。②制定法の特定の条項が裁判所によつて無効とされても、それによって影響を受けない（内容的に独立した）他の条項がある場合、相互に可分 (severable) であるという。司法審査 (judicial review) を認めているアメリカでは、「この法律のある規定が無効であるとされた場合においても、この法律の他の規定は、これによって影響されることはない」といった可分条項 (severability clause) を規定している場合が少なくない（田中英夫編・前掲『英米法辞典』773 頁参照）。

¹²⁹ アーカンソー州屋内空気清浄化法については、<http://www.governor.arkansas.gov/> 参照。

¹³⁰ 詳細は、Breath Easy Arkansas のホームページ (<http://www.arcleanair.com/pdf/act8.pdf>) 参照。

¹³¹ コロラド州屋内空気清浄化法については、http://www.state.co.us/gov_dir/leg_dir/olls/sl2006a/sl_22.htm 参照。

¹³² 詳細は、喫煙禁止州コロラド (Division of Public Health) のホームページ (<http://www.smokefreeworld.com/colorado.shtml>) 参照。

ウ コネチカット州

コネチカット州無煙空間法 (Connecticut's Smoke-free Air Law)¹³³は、2004年4月1日に施行された。この結果、全てのレストラン、カフェ及び居酒屋（バー）での喫煙が禁じられた。また、5人以上の従業員を雇用する事業所における喫煙も、従業員のための指定喫煙室での喫煙を除き、原則禁止とされる。

ただし、刑務所 (correctional facility)、精神病院の喫煙室、公営住宅団地 (public housing project)、医学的又は科学的調査の一環として喫煙がなされる研究室 (classroom)、使用者によって提供された喫煙室、たばこ製品等の検査又は開発に従事する事業エリア、75%以上が禁煙であるレストランの屋外席、特別なイベント又は行事等のために設置される臨時の屋外座席は、その適用が免除されている。

エ フロリダ州

2002年11月5日、フロリダ州は、ほとんどの閉鎖型の屋内職場における喫煙を禁止するため、フロリダ州基本法 (the FL Constitution) X編20条を改正し、2003年1月7日に施行した。その後、州議会は、当該条項を反映したフロリダ州屋内空気清浄化法 (Florida Clean Indoor Air Act)を改正した。なお、当該法が完全実施されたのは、2003年7月1日からである。

フロリダ州空気清浄化法は、屋内の職場における喫煙を禁止する。ただし、バー、レストランの独立した開放型の屋外パティオ、喫煙室として指定されたホテルの客室、及び空港の国際旅行者のための指定されたラウンジといった場所は、当該法から適用除外される¹³⁴。また、食事からの収入が10%以下であるスタンドバーでの喫煙も許容される。

オ ジョージア州

ジョージア州では、無煙空間法 (the Georgia Smokefree Air Act) が2005年7月1日に施行された¹³⁵。

この法の下では、公会堂、カフェテリア、教室、共同執務・作業スペース、会議場、エレベーター、社員の休憩室、廊下や階段、医療施設、集会場、オフィス及び手洗所等、大部分の公共の建物内の喫煙が禁止されている。

ただし、18歳未満の立ち入りが禁じられているバー及びレストランは、同法の適用除

¹³³ コネチカット州無煙空間法については、

<http://www.infoline.org/InformationLibrary/Documents/ConnecticutsSmokeFreeAirLaw.asp> 参照。

¹³⁴ フロリダ州屋内空気清浄化法の問題点、並びに新たなフロリダ州職場喫煙禁止法制定によるホテル、レストラン及び観光事業に関する経済的效果を算定した研究として、Chifeng Dai, David Denslow, Andrew Hyland, Babak Lotfinia, The Economic Impact of Florida's Smoke-free Workplace Law, Bureau of Economic and Business Research Warrington College of Business Administration, June 25, 2004

(<http://www.tobaccoscam.ucsf.edu/pdf/109-Florida+Economic+Impact+Final+Report.pdf>) がある。

¹³⁵ ジョージア州無煙空間法については、

<http://dhr.georgia.gov/portal/site/DHR/menuitem.24259484221d3c0b50c8798dd03036a0/?vgnextoid=1e13a5d513f94010VgnVCM100000bf01010aRCRD> 参照。

外となる。その他の適用除外の例としては、①個人の住宅（ただし、保育サービス、デイケア、健康管理の施設としての認可を受け、それらの用途に使われている場合を除く。）、②ホテル及びモーテルの指定された喫煙ルーム、③たばこ小売店、④たばこの製造業者・輸入業者又は卸売業者・販売斡旋業者若しくは加工業者の職場及びたばこの貯蔵所、⑤保健・医療施設の個人の居室及びこれに準ずる部屋、⑥国際空港の指定エリア、⑦会員制クラブ、並びに、⑧将校クラブ及び下士官クラブ等がある。

なお、州法は、地方自治体がより厳しい喫煙規制法を制定することを容認している¹³⁶。

カ アイダホ州

公共空間における喫煙を禁止するアイダホ州空気清浄化法（Idaho Clean Indoor Air Act）は、2004年7月1日に施行された¹³⁷。

当該法にいう「公共空間」とは、「所有者が公であるか私であるかを問わず、従業員以外の者が常態として立ち入る、又は一般市民が利用する閉鎖型の屋内空間」と定義される。例えば、オフィスビル、小売店、レストラン、病院、学校、コンサートホール、屋内の運動競技場等がそれに該当する。

ただし、バー¹³⁸及びボーリング場は、その適用が除外されている。また、製造工場等の施設での喫煙は、当該施設内に「従業員以外の者が立ち入る」ことがないならば許容される。さらに、個人住宅の総面積の50パーセント以内で行われる、児童ケアホーム以外の家内事業も、喫煙禁止の対象から除外される。なお、当該法の規制対象は、屋内施設に限られる。したがって、レストランの屋外席（パティオ）等は、喫煙規制の対象とはならない。

また、屋内のショッピングモール、空港ターミナル、屋内運動競技場、病院、図書館、コンサートホール及び学校の周囲20フィート圏内(halo)も、喫煙禁止の適用を受ける。しかし、ホテル、レストラン、その他の小売事業は20フィート規制の対象とはならない。

なお、喫煙室（smoking break room）については、従業員5人未満の小事業者のみがそれを設置することが許容される¹³⁹。ホテルもまた喫煙室を設けることができるが、共用エリアでの喫煙は許容されない。

キ ルイジアナ州

ルイジアナ州無煙空間法（Louisiana Smoke-free Air Act）¹⁴⁰は、2006年6月30日に

¹³⁶ ベインブリッジ市の条例は2004年に制定され、全ての事業所及び公共施設での喫煙を禁止している。

¹³⁷ アイダホ州空気清浄化法の概要については、<http://www.senatorhill.com/articles/cleanindoorfag.htm> 参照。

¹³⁸ バーは、出入口が別である等の独立した構造を持つもののみが、喫煙を許容される。したがって、レストランにバーが併設されている場合は、それが壁又はガラスで仕切られていたとしても喫煙禁止の対象となる。また、食事を提供するバーでの喫煙は、21歳未満の入店を制限し、且つ喫煙が許容されていることを入口にはつきりと分かるように掲示してある場合には許容される。

¹³⁹ 公共施設の屋外に喫煙のためのシェルター（shelter）を建設することは問題ない。ただし、当該施設内と同じ換気システムを共有することは禁止される。

¹⁴⁰ ルイジアナ州無煙空間法については、<http://www.legis.state.la.us/bldata/streamdocument.asp?did=405986> を参照。

ブランコ知事によって署名され、2007年1月1日に施行された。

この法により、大部分の屋内公共空間と、レストランを含む屋内の職場が喫煙禁止となった。なお、同法の適用が除外されるのは、レストラン等に併設されていない独立したバー、カジノ、保育サービスに用いられていない個人の住宅及び自家用車、リムジン、ホテル・モーテルの指定された客室、たばこ小売店及びたばこ製造施設、並びに長期滞在型介護施設である。

ク ネバダ州

ネバダ州では、2006年12月8日から、ネバダ州屋内空気清浄化法(Nevada Clean Indoor Air Act)¹⁴¹が施行されている。

当該法の施行により、学校の建物内、グラウンド、小児施設、グロサリー、コンビニストア、ドラッグストアー、（カジノ施設を含む）全てのレストランの屋内、劇場、ショッピングモール、ビデオ店、州政府機関などの公共建物等における喫煙が禁止された。

ただし、食事を提供しない独立したバー、居酒屋、サロン、ストリップクラブ、風俗営業店、たばこ販売店及び個人住宅は、当該法の適用が免除されている。

ケ ニューハンプシャー州

ニューハンプシャー州知事は、2007年6月19日に、バー及びレストランにおける喫煙を禁止する法律であるニューハンプシャー州屋内喫煙法 (New Hampshire Indoor Smoking Act) の改正版に署名し、2007年9月17日に施行した¹⁴²。

当該改正法が施行される以前も、公共的建造物、オフィス、学校、店舗、病院及び公共交通機関における喫煙は、禁止されていた。しかし、当該改正法の下で、レストラン、バー、並びに社会的、宗教的及び友愛的組織で公的行事が行われている間の喫煙が、新たに禁止されることとなった。

コ ニューメキシコ州

ニューメキシコ州においては、バー、レストラン、商店及びオフィスを含む、閉鎖型の屋内職場における喫煙を禁止するディー・ジョンソン空気清浄化法 (Dee Johnson Clean Indoor Air Act)¹⁴³が2007年6月15日に施行された。

また、出入口、窓及び換気口から合理的規制範囲内¹⁴⁴の喫煙も、同じく禁止された。ただし、個人の住宅、たばこ小売店及びシガーバー、カジノ及びビンゴホール、たばこ製造施設、個人的に契約したリムジン、ホテル及びモーテルの客室の25%、非営利な友愛組織、私的行事及び従業員が1名以下の企業に使われるホテル、レストラン及びバー

¹⁴¹ ネバダ州屋内空気清浄化法の詳細については、<http://www.leg.state.nv.us/NRS/NRS-202.html> 参照。

¹⁴² ニューハンプシャー州屋内喫煙法の詳細については、<http://www.gencourt.state.nh.us/legislation/2002/HB0713.html> 参照。

¹⁴³ ディー・ジョンソン空気清浄化法の詳細については、

<http://legis.state.nm.us/Sessions/07%20Regular/bills/house/HB0283.html> 参照。

¹⁴⁴ 「合理的規制範囲内」とだけ記され、明確な距離は提示されていない。

内の閉鎖されたエリア、並びにアメリカインディアンの文化的な活動のために使われる場所は、本法の適用が除外される。

サ ノースカロライナ州

ノースカロライナ州のレストラン・バー喫煙禁止法 (Smoke-Free Restaurants and Bars Law)¹⁴⁵は、2009年5月に知事によって署名され、2010年1月2日に施行された。

当該法は、ほとんど全てのレストラン及びバーの閉鎖型エリアに対し、2010年1月2日から喫煙禁止とすることを要求する。食事及び飲物が提供される場合は、ホテル、モーテル及び旅館の閉鎖型エリアにおける喫煙もまた禁止される。

ただし、宿泊施設における客室の20パーセント、特定の要件を満たすシガーバー、食事や宿泊サービスの提供が制限されている非営利の私的クラブ、州の公衆衛生法により適用が除外されている施設等における喫煙は許容される。

シ ノースダコタ州

ノースダコタ州の喫煙禁止法 (North Dakota Century Code Chapter 23-12) は、2005年8月1日に施行された¹⁴⁶。

当該法は、ビンゴホール、連邦及び州政府の建物、家畜取引市場、ショッピングモール、商店、学校、劇場、コインランドリー、一般市民が立ち入り可能な民間の建物の大部分を含む、ほとんどの屋内公共空間を禁煙としている。

しかし、レストラン、バー、たばこ小売店、喫煙可能なモーテルの部屋、子供の立ち入りが許されていないトラック専用停車場の建物等、いくつかの屋内の職場は、同法の適用除外となっている。さらに、いくつかの小規模な事業所・会社も適用除外となっている。ただし、従業員を雇用していない事業主・経営者は、一般市民が通常立ち入る可能性がない場所では喫煙することができる。また、アメリカ先住民に伝わる精神的、文化的な儀式における喫煙も適用除外としている。

ス ペンシルバニア州

ペンシルバニア州は、2008年6月に、職場における喫煙を禁止する屋内空気清浄化法 (Clean Indoor Air Act)¹⁴⁷に署名し、2008年9月11日に施行した。

しかし、個人の住宅、バー、長期滞在型の医療施設における指定された部屋、老人ホーム、在宅型の精神衛生施設及び薬物・アルコール依存症処置施設、並びに会費を支払う会員制クラブは、適用除外される。また、公認カジノのゲームフロア内の特定エリ

¹⁴⁵ ノースカロライナ州のレストラン・バー喫煙禁止法については、
<http://tobaccopreventionandcontrol.nedhhs.gov/smokefreenc/sflaw.htm> 参照。

¹⁴⁶ ノースダコタ州の喫煙禁止法については、<http://www.ndhealth.gov/tobacco/SmokeFreeLaw.htm> 参照。

¹⁴⁷ ペンシルバニア州屋内空気清浄化法については、

<http://www.legis.state.pa.us/CFDOCS/Legis/PN/Public/btCheck.cfm?txtType=HTM&sessYr=2007&sessInd=0&billBody=S&billTyp=B&billNbr=0246&pn=2099> 参照。

ア、並びにスポーツ及びレクリエーション会場で指定された屋外エリアは、同じく適用除外される。ただし、玄関及び受付といった公共エリアは適用除外されない。

(3) その他の州

バージニア州では、州保健省 (Virginia Department of Health) がレストランにおける喫煙を一部禁止する法案を2009年3月に成立させ、2009年12月から施行している¹⁴⁸。しかし、私的クラブは規制の対象から除外され、また、タバコ生産関連施設のレストランは適用除外となっている¹⁴⁹。なお、完全に分離した喫煙スペースの設置は許容されるが、事業主が従業員に喫煙エリアでの仕事を義務づけることはできないとの規定が設けられている。また、レストランは最低1箇所のタバコの煙を浴びないで入室できる出・入口を設ける必要がある。

3 アメリカ・州の喫煙禁止法の現況

(1) 州の喫煙禁止法一覧

【100%喫煙禁止を規定するアメリカ・州（表2）】

(2010年1月現在)

州名	法施行年	規制方式	職場	レストラン	バー	規制範囲 ※1
アラバマ州						
アラスカ州						
アリゾナ州	2007年5月	包括的	○	○	○	
アーカンソー州	2006年7月		○			
カリフォルニア州	1995年1月			○	○	
コロラド州	2006年7月			○	○	15ft内
コネチカット州	2004年4月			○	○	
デラウェア州	2002年11月	包括的	○	○	○	
フロリダ州	2002年11月		○	○		
ジョージア州	2005年7月		○			
ハワイ州	2006年11月	包括的	○	○	○	20ft内
アイダホ州	2004年7月			○		20ft内
イリノイ州	2008年1月	包括的	○	○	○	15ft内
インディアナ州						
アイオワ州	2008年7月	包括的	○	○	○	
カンザス州						
ケンタッキー州						
ルイジアナ州	2007年1月		○	○		
メイン州	2009年9月	包括的	○	○	○	

¹⁴⁸ バージニア州保健省のホームページ (<http://www.vdh.virginia.gov/>) 参照。

¹⁴⁹ バージニア州の主要農作物は今なおタバコである。州内にはタバコ製造産業関係者が多い。州都、リッチモンドには世界のタバコ産業を支える大会社、フィリップモ里斯本社があり、議会でのロビー活動が活発である。こうした経済的、政治的背景のため、タバコ生産関連施設内にあるレストラン等が今回の規制から除外された。

メリーランド州	2008年2月	包括的	○	○	○	
マサチューセッツ州	2004年7月	包括的	○	○	○	
ミシガン州 ※2	(2010年3月)	(包括的)	(○)	(○)	(○)	
ミネソタ州	2007年10月	包括的	○	○	○	
ミシシッピー州						
ミズリー州						
モンタナ州	2009年10月	包括的	○	○	○	
ネブラスカ州	2009年6月	包括的	○	○	○	
ネバダ州	2006年12月		○	○		
ニューハンプシャー州	2007年9月			○	○	
ニュージャージー州	2006年4月	包括的	○	○	○	
ニューメキシコ州	2007年6月			○	○	※3
ニューヨーク州	2003年7月	包括的	○	○	○	
ノースカロライナ州	2010年1月			○	○	
ノースダコタ州	2005年8月		○			
オハイオ州	2006年12月	包括的	○	○	○	
オクラホマ州						
オレゴン州	2009年1月	包括的	○	○	○	10ft内
ペンシルバニア州	2008年9月		○			
ロードアイランド州	2005年3月	包括的	○	○	○	
サウスカロライナ州						
サウスダコタ州 ※4	2002年7月	(包括的)	○	(○)	(○)	
テネシー州						
テキサス州						
ユタ州	1995年1月	包括的	○	○	○	
バーモント州	2009年7月	包括的	○	○	○	
バージニア州						
ワシントン州	2005年12月	包括的	○	○	○	25ft内
ワシントンD.C.	2006年4月	包括的	○	○	○	
ウェストヴァージニア州						
ウィスコンシン州 ※5	2010年7月	(包括的)	(○)	(○)	(○)	
ワイオミング州						
州名	法施行年	規制方式	職場	レストラン	バー	規制範囲
計	35/51	20/51	28/51	30/51	26/51	

(注)

- 「規制範囲」は、判明した範囲で記入する。
- ミシガン州は、職場、レストラン及びバーにおける喫煙を100%禁止する包括的喫煙禁止法を制定し、2010年3月1日に施行することが予定されている。
- ニューメキシコ州は、「合理的規制範囲内」とだけ記され規制範囲の明確な距離は示されていない。
- サウスダコタ州は、2002年7月1日に職場を喫煙禁止とする法を施行した。しかも、当該法は2009年7月1日より、レストラン、バー及びゲーム施設を100%喫煙禁止とすることが予定されていた。しかし、2010年11月までその施行が停止されている。しかも、施行するためには、投票により承認されることが必要となる。
- ウィスコンシン州は、2010年7月5日から包括的喫煙法が施行される予定である。

(2) 州の喫煙禁止法の現況

ア 喫煙禁止法の施行

1994年3月に連邦規則案が公表されて以来、アメリカ各州における喫煙禁止法の制定は進み、2010年1月現在で、34の州及び1特別区が喫煙禁止法を施行している。これは、アメリカ合衆国に所属する50州及び1特別区の68.6パーセントによぶ。

イ 喫煙禁止法の規制対象

喫煙禁止法の規制対象であるが、27州と1特別区が就労場所の典型である職場を喫煙禁止としており、その比率は全体の54.9パーセントである。

次に、公共空間の典型であるレストラン及びバーをみると、レストランでは29州と1特別区(60.8パーセント)が、バーでは25州と1特別区(51.0パーセント)が、喫煙禁止法の規制対象としている。

なお、職場、レストラン及びバーの全てを喫煙禁止法の規制対象とするものを「包括的喫煙禁止法」と呼ぶならば、その数は20において、その比率は39.2パーセントである。

また、その規制の範囲であるが、概ね規制対象エリアの10フィートから25フィート内を「合理的規制範囲内」としている。

(3) 喫煙禁止法をめぐる今後の動向

連邦規則案は、前述したとおり指定喫煙所の設置基準が厳格すぎたため、主に使用者団体からの負担が大きいとの反対意見により、2001年に撤回された。しかし、連邦規則案が公開されて以来、受動喫煙が人体に及ぼす影響に関する関心の高まりもあって、アメリカ各州の多くは、公共空間及び就労場所における喫煙を規制する法を制定しており、その傾向は年々高まっている。

ミシガン州は、2010年3月1日より、職場、レストラン及びバーを全面的に喫煙禁止とすることを予定した法を既に制定している。ウィスコンシン州も、2010年7月5日に、職場、レストラン及びバーにおける完全禁煙禁止の施行が予定されている。また、サウスダコタ州は、2010年11月に、停止しているレストラン、バー及びゲーム施設における完全喫煙禁止の施行を実施することが期待されている。これらの州が予定通り施行されるとすると、アメリカ各州における喫煙禁止法の施行は、36州及び1特別区において、全体の72.5パーセントに達することとなる¹⁵⁰。

以上の通り、連邦レベルで受動喫煙を防止するという連邦職業安全衛生局の当初の目的は、間接的にではあるが、達成されつつあるといえる。

¹⁵⁰ サウスダコタ州は、2002年7月1日から、既に職場を喫煙禁止とする法を施行している。

<追 補>

【アメリカ・州及び地方自治体の喫煙禁止法の概要（表3）】

(2010年1月現在)

州 名	喫煙禁止法の法典等の名称及び条文他	職 場	レストラン	バー	喫煙室の設置※1	条例制定自治体数
アラバマ州						33
アラスカ州						9
アリゾナ州	AZ Rev. Statutes § 36-601.01	●	●	●		14
アーカンソー州		●			×	4
カリフォルニア州	CA Labor Code § 6404.5		●	●	○	120
コロラド州	CO Rev. Statutes § 25-14-201 et seq.		●	●		30
コネチカット州	CT Code § 19a-342		●	●	○	
デラウェア州	DE Statutes, Title 16, Ch. 29 § 2901 et seq.	●	●	●		
フロリダ州	FL Statutes § 386.201 et seq.	●	●			
ジョージア州		●				20
ハワイ州	HI Rev. Statutes Ch. 328J	●	●	●		3
アイダホ州	ID Statutes, § 39-5501 et seq.		●		△	1
イリノイ州	IL Compiled Statutes, Chapter 410, § 82/1 et seq.	●	●	●		75
インディアナ州						33
アイオワ州	IA Statutes § 142D.1 et seq.	●	●	●		
カンザス州						30
ケンタッキー州						20
ルイジアナ州	LA Rev. Statutes §§ 40:1300.251 et seq., 40:1300.255, 40:1300.261 et seq.	●	●			6
メイン州	ME Rev. Statutes § 1541 et seq. and § 1580-A	●	●	●		
メリーランド州	MD Code, Health Art. § 24-501 et seq.	●	●	●	○	11
マサチューセッツ州	MA General Laws Chapter 270, § 22.	●	●	●		120
ミシガン州※2						21
ミネソタ州	MN Statutes, § 144.411 et seq.	●	●	●		13
ミシシッピー州						24
ミズリー州						16
モンタナ州	MT Code § 50-40-101 et seq.	●	●	●		2
ネブラスカ州	NE Revised Statutes § 71-5716 et seq.	●	●	●		4
ネバダ州	NV Rev. Statutes Ch. 202	●	●			
ニューハンプシャー州	NH Revised Statutes Ch. 155, § 64 et seq.		●	●	○	

ニュージャージー州	NJ Statutes § 26:3D-55 et seq.	●	●	●		5
ニューメキシコ州	NMSA § 24-16-1 et seq.		●	●		22
ニューヨーク州	NY Public Health Code, Art. 13-E, § 1399-N et seq.	●	●	●		6
ノースカロライナ州	NC General Statutes §§ 130A-22, 491 et seq.		●	●		1
ノースダコタ州	ND Century Code § 23-12-09 et seq.	●				5
オハイオ州	OH Rev. Statutes Ch. 3794	●	●	●		18
オクラホマ州					○	
オレゴン州	OR Rev. Statutes § 433.835 et. seq.	●	●	●		13
ペンシルバニア州	PA Act No. 27 of 2008	●				1
ロードアイランド州	RI General Laws, Title 23, Chapter 20.10	●	●	●		
サウスカロライナ州						30
サウスダコタ州	SD Code § 22-36-2 et seq.	●				
テネシー州						
テキサス州						55
ユタ州	UT Code § 26-38-1 et seq.	●	●	●		
バーモント州	VT Statutes Page Title 18, Chapter 37; VT Statutes Title 18, § 1421 et seq.	●	●	●	○	4
バージニア州					○	1
ワシントン州	Revised Code of WA § 70.160.020 et seq.	●	●	●		1
ワシントン D.C.		●	●	●		1
ウェストヴァージニア州						46
ウィスコンシン州※3					×	16
ワイオミング州						6
州名	喫煙禁止法の法典等の名称	職場	レストラン	バー	喫煙室	自治体数
計		28	30	26		840

(注)

- 「喫煙室の設置」は、判明した範囲で記入した。 (○ …… 完全分煙、 △ …… 一部分煙、 × …… 設置不可)
- ミシガン州は、2010年5月1日に、職場、レストラン及びバーを喫煙禁止とすることが予定されている。
- ウィスコンシン州は、2010年7月5日に、職場、レストラン及びバーを喫煙禁止とすることが予定されている。

(参考資料)

- Action on Smoking and Health (ASH), State Smokefree Air Laws At-A-Glance,
<http://ash.org/smokingbans.html>
- American Nonsmokers' Right Foundation, Municipalities with Local 100% Smokefree Law,
<http://no-smoke.org/pdf/100ordlisttabs.pdf>
- Americans for nonsmokers' right, <http://www.no-smoke.org/>

1 編纂法典名及び適用自治体数

<アリゾナ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするアリゾナ州喫煙禁止法は、アリゾナ州現行制定法集 36-601.01 条 (AZ Rev. Statutes § 36-601.01) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 14 を含み当該州内の 88 自治体全部に適用されている。

<カリフォルニア州>

レストラン及びバーの 2 つを 100% 喫煙禁止とするカリフォルニア州労働法典第 6404.5 条 (CA Labor Code § 6404.5) は、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 120 を含み当該州内の 536 自治体全部に適用されている。なお、当該州法は、5 人以下の従業員を雇用する職場には適用されない。

<コロラド州>

レストラン及びバーの 2 つを 100% 喫煙禁止とするコロラド州屋内空気清浄化法は、コロラド州現行制定法集 25-14-201 条以下 (CO Rev. Statutes § 25-14-201 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 30 を含み当該州内の 269 自治体全部に適用されている。なお、当該州法は、3 人未満で一般人が立ち入らない職場には適用されない。

<コネチカット州>

レストラン及びバーの 2 つを 100% 喫煙禁止とするコネチカット州無煙空間法は、コネチカット州法典 19a-342 条 (CT Code § 19a-342) に編纂されており、当該州内の 208 自治体全部に適用されている。なお、当該州法は、5 人未満の従業員を雇用する職場での喫煙を許容している。

<デラウェア州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするデラウェア州屋内空気清浄化法は、デラウェア州制定法集第 16 編 29 章 2901 条以下 (DE Statutes, Title 16, Ch. 29 § 2901 et seq.) に編纂されており、当該州内の 60 自治体全部に適用されている。

<フロリダ州>

閉鎖型の職場及びレストランの 2 つを 100% 喫煙禁止とするフロリダ州空気清浄化法は、フロリダ州制定法集 386.201 条以下 (FL Statutes § 386.201 et seq.) に編纂されており、当該州内の 468 自治体全部に適用されている。なお、当該州法は、食事からの収入が 10% 以下のスタンドバーには適用されない。

<ハワイ州>

完全閉鎖型だけでなく一部閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするハワイ州喫煙禁止法は、ハワイ州現行制定法集 328. J 章 (HI Rev. Statutes Ch. 328J) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 3 を含み当該州内の 5 自治体全部に適用されている。

<アイダホ州>

レストランを 100% 喫煙禁止とするアイダホ州空気清浄化法は、アイダホ州制定法集 39-5501 条以下 (ID Statutes, § 39-5501 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 1 を含み当該州内の 202 自治体全部に適用されている。当該州法は、従業員以外の者が立ち入ることがない製造工場内の喫煙を許容する。

<イリノイ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするイリノイ州喫煙禁止法は、イリノイ州編纂制定法集 410 章 82/1 条以下 (IL Compiled Statutes, Chapter 410, § 82/1 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 75 を含み当該州内の 1287 自治体全部に適用されている。

<アイオワ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするアイオワ州無煙空間法は、アイオワ州制定法集 142D. 1 条以下 (IA Statutes § 142D. 1 et seq.) に編纂されており、当該州内の 947 自治体全部に適用されている。

<ルイジアナ州>

閉鎖型の職場及びレストランの 2 つを 100% 喫煙禁止とするルイジアナ州無煙空間法は、ルイジアナ現行制定法集 40:1300251 条以下、40:1300255 条、40:1300261 条以下 (LA Rev. Statutes §§ 40:1300.251 et seq., 40:1300.255, 40:1300.261 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 6 を含み当該州内の 302 自治体全部に適用されている。

<メイン州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするメイン州の喫煙禁止法は、ミネソタ州現行制定法集 1541 条以下及び 1580-A 条 (ME Rev. Statutes § 1541 et seq. and § 1580-A) に編纂されており、当該州内の 533 自治体全部に適用されている。

<メリーランド州>

職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするメリーランド州屋内空気清浄化法は、メリーランド法典、衛生編 24-501 条以下 (MD Code, Health Art. § 24-501 et

seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 11 を含み当該州内の 157 自治体全部に適用されている。

<マサチューセッツ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするマサチューセッツ州の職場喫煙禁止法は、マサチューセッツ州一般法 270 章 22 条 (MA General Laws Chapter 270, § 22.) として編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 120 を含み当該州内の 351 自治体全部に適用されている。

<ミネソタ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするミネソタ州の屋内空気清浄化法は、ミネソタ州制定法集 144. 411 条以下 (MN Statutes, § 144. 411 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 13 を含み当該州内の 2670 自治体全部に適用されている。

<モンタナ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするモンタナ州の屋内空気清浄化法は、ミネソタ州法典 50-40-101 条以下 (MT Code § 50-40-101 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 2 を含み当該州内の 129 自治体全部に適用されている。

<ネブラスカ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするネブラスカ州屋内空気清浄化法は、ネブラスカ州現行制定法集 71-5416 条以下 (NE Revised Statutes § 71-5716 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 4 を含み当該州内の 531 自治体全部に適用されている。

<ネバダ州>

閉鎖型の職場及びレストランの 2 つを 100% 喫煙禁止とするネバダ州屋内空気清浄化法は、ネバダ州現行制定法集 202 章 (NV Rev. Statutes Ch. 202) に編纂されており、当該州内の 19 自治体全部に適用されている。

<ニューハンプシャー州>

レストラン及びバーの 2 つを 100% 喫煙禁止とするニューハンプシャー州屋内喫煙法は、ニューハンプシャー州現行制定法集 155 章 64 条以下 (NH Revised Statutes Ch. 155, § 64 et seq.) に編纂され、当該州 234 自治体全部に適用されている。

<ニュージャージー州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするニュージャージー州喫煙禁止法は、ニュージャージー制定法集 26:3D-55 条以下 (NJ Statutes § 26:3D-55

et seq.) に編纂され、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 5 を含み当該州内の 566 自治体全部に適用されている。

<ニューメキシコ州>

レストラン及びバーの 2 つを 100% 喫煙禁止とするディー・ジョンソン空気清浄化法は、ニューメキシコ州注釈付制定法集 24-16-1 条以下 (NMSA (New Mexico Statutes Annotated) § 24-16-1 et seq.) に編纂され、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 22 を含み当該州内の 101 自治体全部に適用されている。

<ニューヨーク州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするニューヨーク州公衆衛生法典 13-E 編 1399-N 条以下 (NY Public Health Code, Art. 13-E, § 1399-N et seq.) は、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 6 を含み当該州内の 1691 自治体全部に適用されている。

<ノースカロライナ州>

レストラン及びバーの 2 つを 100% 喫煙禁止とするノースカロライナ州のレストラン・バー喫煙禁止法は、ノースカロライナ州一般制定法集 130A-22, 491 条以下 (NC General Statutes §§ 130A-22, 491 et seq.) に編纂され、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 1 を含み当該州内の 540 自治体全部に適用されている。

<ノースダコタ州>

閉鎖型の職場のみを 100% 喫煙禁止とするノースダコタ州の喫煙禁止法は、ノースダコタ州センチュリー法典 23-12-09 以下 (ND Century Code § 23-12-09 et seq.) に編纂されており、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 5 を含み当該州内の 361 自治体全部に適用されている。

<オハイオ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするオハイオ州屋内喫煙禁止令は、オハイオ州現行制定法集 3794 章 (OH Rev. Statutes Ch. 3794) に編纂され、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 18 を含み当該州内の 942 自治体全部に適用されている。

<オレゴン州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とするオレゴン州職場喫煙禁止法は、オレゴン州現行制定法集 433.835 条以下 (OR Rev. Statutes § 433.835 et seq.) に編纂され、前記独自の喫煙禁止条例を制定する自治体 13 を含み当該州内の 240 自治体全部に適用されている。

<ペンシルバニア州>

閉鎖型の職場のみを 100% 噸煙禁止とするペンシルバニア州の屋内空気清浄化法は、2008 年ペンシルバニア法 No. 27 (PA Act No. 27 of 2008) に編纂され、前記独自の喌煙禁止条例を制定する自治体 1 を含み当該州内の 2566 自治体全部に適用されている。

<ロードアイランド州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 噌煙禁止とするロードアイランド州の公衆衛生及び職場安全法は、ロードアイランド州一般法第 23 編 20.10 章(RI General Laws, Title 23, Chapter 20.10) に編纂されており、当該州内の 39 自治体全部に適用されている。

<サウスダコタ州>

閉鎖型の職場のみを 100% 噌煙禁止とするサウスダコタ州の喌煙禁止法は、サウスダコタ州法典 22-36-2 条以下 (SD Code § 22-36-2 et seq.) に編纂され、当該州内の 376 自治体全部に適用されている。なお、レストラン及びバーについては、2010 年までその施行が停止されている。

<ユタ州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 噌煙禁止とするユタ州屋内空気清浄化法は、ユタ州法典 26-38-1 条以下 (UT Code § 26-38-1 et seq.) に編纂され、当該州内の 265 自治体全部に適用されている。

<バーモント州>

職場（閉鎖型に限定しない）、レストラン及びバーの全てを 100% 噌煙禁止とするバーモント州法は、バーモント州制定法集第 18 編 37 章、同第 18 編 1421 章以下 (VT Statutes Page Title 18, Chapter 37; VT Statues Title 18, § 1421 et seq.) に編纂され、前記独自の喌煙禁止条例を制定する自治体 4 を含み当該州内の 294 自治体全部に適用されている。

<ワシントン州>

閉鎖型の職場、レストラン及びバーの全てを 100% 噌煙禁止とするワシントン州現行法典 70.160.020 条以下 (Revised Code of WA § 70.160.020 et seq.) は、前記独自の喌煙禁止条例を制定する自治体 1 を含み当該州内の 280 自治体全部に適用されている。

2 噌煙室の設置

<アーカンソー州>

職場のほとんどは喌煙禁止とすることが要求されているが、一般的の者が立ち入らない、2-3 人の従業員を雇用する多くの職場、並びに 21 歳未満の者が入店若しくは働くこと

を終日禁じられているレストラン又はバーでの喫煙は、依然として許容される。しかし、当該州法は、喫煙室又は換気要件といった将来の発展のための障壁となる条項を規定していない。

<カリフォルニア州>

職場における喫煙は、使用者が適切な措置を講ずる限り、労働法典 6404.5 条の処罰の対象とはならない。そして、適切な措置の一つとして、ビル又は建造物の指定エリアで喫煙が許容されている場合は、出入口毎に「指定エリア以外での喫煙禁止」と書いた標示を掲載することを要求している。

<コネチカット州>

コネチカット州は、全てのレストラン、カフェ及びバーでの喫煙を禁じている。また、5 人以上の従業員を雇用する事業所における喫煙も禁止とされるが、従業員のための指定喫煙室での喫煙は許容される。

<アイダホ州>

喫煙室については、従業員 5 人未満の小事業者のみがそれを設置することが許容される。ホテルもまた喫煙室を設置することができるが、共用エリアでの喫煙は許容されない。

<メリーランド州>

メリーランド州は、公共空間における喫煙を禁止している。ただし、分離換気されるエリアでの喫煙は、許容される。また、レストラン及びバーの閉鎖されたエリア内の喫煙もまた、許容される。

<ニューハンプシャー州>

ニューハンプシャー州は、学校、児童養護施設、病院、食料雑貨店、エレベータ、バス、路面電車、レストラン及びバーにおける喫煙を禁止している。また、公共的建物、オフィス及び職場での喫煙も禁止するが、分離されたエリアにおける喫煙は許容される。

<オクラホマ州>

オ克拉ホマ州は、手洗所 (private office) 、分離換気されている喫煙室及び一般人が立ち入ることのない個人事務所を除いて、屋内職場における喫煙を原則として禁止している。レストランは、喫煙席と禁煙席が区分されていれば許容されたが、2006 年 3 月 1 日より、全て禁煙席とするか又は分離換気される喫煙室を持つかのいずれかとすることが義務づけられた。なお、バーは適用が除外されている。

<バーモント州>

バーモント州は、公共空間、レストラン、バー、私的クラブ及びbingo施設を 100% 喫煙禁止としている。非公共的職場は、職場全体の喫煙を禁止するか又は指定された閉

鎖型の喫煙所に限定するかの喫煙方針を、書面で作成せねばならないこととされている。

<バージニア州>

バージニア州は、2009年3月に、レストランの喫煙を一部制限するあまり拘束力が強いとはいえない法を採択した。当該州法は、2009年12月1日に施行されたが、依然として、換気される喫煙室での喫煙は許容されている。また、多くの職場及びバーの全てを、適用除外としている。

<ウィスコンシン州>

注記したように、ウィスコンシン州の喫煙禁止法は、2010年7月5日に施行されることが予定されている。当該州法は、屋内職場並びにレストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とする。また、当該州法は、ホテル及びモーテルを 100% 喫煙禁止とすることも規定する。これにより、ウィスコンシン州は、ホテルの客室を 100% 喫煙禁止とする最初の州となる。ただし、他の州法と同様に、適用対象は屋内に限られるため、屋外喫煙室の設置は許容され、またレストラン又はバーのパティオにおける喫煙も禁止されない。

3 地方自治体の喫煙禁止条例

<職場、レストラン、バーを喫煙禁止とする条例>

アメリカ合衆国の 50 州 1 特別区のうち、38 州 1 特別区で合計 840 の自治体が独自の喫煙条例を制定している。その中で、職場を喫煙禁止とするものは 648 あり、全体の 77.1% である。同様に、レストランを喫煙禁止とするものは 653 (77. 7%) 、バーを喫煙禁止とするものは 519 (61. 8%) である。

<職場、レストラン、バーを複数喫煙禁止とする条例>

職場、レストラン及びバーの全てを 100% 喫煙禁止とする条例は 375 あり、全体の 44.6% である。また、職場とレストランの 2 つを喫煙禁止とする条例は、463 (55. 1%) であり、レストランとバーの 2 つを喫煙禁止とする条例は、514 (61. 2%) である。

第4節 ドイツ

1 2008年以後のドイツの法状況に関するメモ

(1) 調査結果の要点

① 2007年9月1日に施行された非喫煙者保護法(Nichtraucherschutzgesetz)が、職場に関する命令など、既存の職場における非喫煙者保護に与えた影響について議論がなされ、整理が進んで来ている。

後掲の参考文献によれば、以下のように解されている。

(i) 連邦非喫煙者保護法を受けて新設された職場に関する命令5条1項2文は、その定めに抽象的な表現があるために、罪刑法定主義との関係からも、その実効性に疑問が持たれたが、その文言や制定の経緯（とりわけ母法となった連邦法の定め）などから、「個々の事情に応じてその必要性(Erforderlichkeit)が認められる場合」には、使用者は、職場における全面的または部分的な禁煙措置を発令することを、公法上も私法上も義務づけられるようになったといえる。また、ここでいう必要性の判断は、1次的には使用者により客観的になされなければならず、その限りで経営組織法上の義務的共同決定（※）の余地はなくなることになる。

※（三柴注、以下同じ）ドイツでは、経営組織法87条1項に、労働安全衛生関係法規の定めに補充具体化すべき規制領域(Regelungsspielraum)がある場合（7号）や、事業所における経営秩序や労働者の行動に関する問題（1号）について、従業員代表委員会に使用者との共同決定権を付与する規定がある。

(ii) また、接客業に関する規制緩和の特則は変更されていないものの、接客場も適用範囲に含める州法の制定により、実質的にその範囲が縮小されてきている。

② 他方で、近年、特則により規制緩和が規定されている接客業における非喫煙者保護に関して、集中的な議論が展開されている。とりわけ、2008年7月30日の連邦憲法裁判所判決が、接客場での禁煙措置を定める州法の違憲性が争われたケースにおいて、おおむね以下のようないくつかの判断を下し、注目されている。

連邦憲法、連邦非喫煙者保護法、職場に関する命令等に照らし、

(1) 部屋数が1つしかないこと、

(2) 予め準備された食事が提供されていないこと、

(3) 18歳以上の顧客のみが利用できること、

(4) 喫煙ができるパブであることが明確に標示されていること、

との要件を全て充たすパブであれば、喫煙が許されるべきであり、これに反する州法の定めは2009年末までに修正されねばならない。

- ③なお、ドイツの職場に関する命令では、受動喫煙防止規定の次（第6条）に、職場の空気清浄度、トイレ・洗面所等の衛生室、休憩・待機室、応急処置室、宿舎の衛生に関する規定が置かれている。
- ④ドイツでは、州ごとに、非喫煙者防止の法政策に一定の違いがある。すなわち、バイエルン州のように、喫煙室の設置すら認めない一律禁煙措置を探るところもあれば、ザールラント州のように、密閉・換気された空間での喫煙を認め、また一定要件を充たす接客場での喫煙を認めるところもある（※ただし、ザールラント州は、喫煙問題に限らず、一般に州の規制が緩やかなことで知られている）。

（2）最新の主要参考文献の翻訳

ア 論考：博士・弁護士Antje-Kathrin（女性）、博士・弁護士Tobias Polloczek（男性）
「新受動喫煙保護法（非喫煙者保護法）が事業所内の喫煙に及ぼす影響について」
Betriebs-Berater (2008) S. 1114

Antje-Kathrinは、ドイツ最大規模の法律税務事務所CMS Hasche Sigleに所属し、労働法を専門分野として国内外の企業の相談に応じている弁護士である。

Tobias Polloczekもまた、法律税務事務所CMS Hasche Sigleに所属し、個別的労働関係法と集団的労使関係法の双方を重点的な取扱い分野としている弁護士である。

※参考：

〈職場に関する命令〉

2002年改正により、以下の規定が設けられた。

[旧3a条1項、現5条1項]

・使用者は、非喫煙者がたばこの煙による健康被害を被ることがないよう必要な措置を講じなければならない。

[現5条1項2文（2007年改正により追加）]

・必要であれば、使用者は、職場の全部もしくは一部に限定して喫煙禁止を定めなければならない。

[旧3a条2項、現5条2項]

・但し、接客業の職場では、使用者は、事業の性質や労働の種類に照らして可能な限りで、保護措置をとる義務を負う。

① 事業所における喫煙が一般的かつ具体的に禁止されていない状況は従前と変わっていない

- ・新たな非喫煙者保護法（新法）も、各ラントの定める非喫煙者保護法も、事業所における一般的な喫煙禁止を定めるものではないことが最初に確認されるべきである。

② 職場に関する命令 5 条 2 項にも変更はない

- ・職場に関する命令 5 条 2 項（接客業に関する規制緩和）は、新法によって変更されていない。

- ・但し、接客場に広範な禁煙措置を定める州法により、当然のことながら、職場を対象とする特則（5 条 2 項：規制緩和規定）の実際上の適用領域は明らかに縮小される。

③ 職場に関する命令 5 条の拡大

- ・しかし、5 条 1 項 2 文は新設された規定であり、一般的な意義を持つ。新法により、これまでの 5 条 1 項 1 文に、新たに以下の 2 文が追加された。

「必要であれば、使用者は、職場の全部もしくは一部に限定して喫煙禁止を定めなければならない」

④ 職場に関する命令 5 条 1 項 2 文の検討

- ・2007年9月1日より既に、使用者は、職場に関する命令 5 条 1 項 1 文により、非喫煙者がたばこの煙による健康被害を被ることがないよう必要な措置を講じる義務を負っていたが、新法により、個々の事業所における非喫煙者保護もその意義（：範囲・内容）を拡大したか否かは疑わしいように思われる。

- ・新法が、それが必要な限りにおいて、非喫煙者のために最も厳しい措置を具体的に定めていれば、使用者の公法上の義務の厳格化（その結果、ドイツ民法典 618 条から生じる私法上の義務もまた厳格化されることになる）に大いに貢献することはいうまでもない。しかし、命令の策定者は、今なお、職場に関する命令 5 条 1 項 1 文において、考慮さるべき措置のあり方の具体的な特定を、明らかに放棄している。

- ・職場に関する命令 5 条 1 項 1 文に「必要性(Erforderlichkeit)」との用語が用いられていることからすると、新法は、禁煙という選択肢をとるかどうかについて、使用者の裁量に委ねているように見える。 立法趣意書をみると、法の適用者は、職場に関する命令 5 条 1 項 2 文によって使用者には何らの行為義務も根拠づけられないことを知ることになる。 この規定は、「特に」職場の全部または特定の領域のみでの禁煙措置が法規の意味する適當な措置であることを示しているにすぎない。

- ・したがって、使用者は、「個々の場合に応じ」、公法上は、職場に関する命令 5 条に基づき、私法（個別的労働関係法）上は、ドイツ民法典 618 条に基づき、禁煙措置を発令する義務を負うことになる。 この点については、従前の法状況から何ら変化は見られない。すなわち、以前から、禁煙措置は、個々の場合に応じて、相当性のある必要な措置たり得たのである。とはいって、5 条 1 項 2 文は、職場における効果的な非

喫煙者保護のためのステップとして認められ得るものといえよう。なぜなら、以前は、憲法上保障された喫煙者の利益との比較衡量の必要性に基づき、事業所における禁煙措置は、最終手段として例外的に考慮されるものとの議論があつたが、上述のところから、このような考え方はもはや通用しなくなつたからである。禁煙措置は、それが必要な限り、新法（その文言及び目的、すなわち受動喫煙の危険からの保護をより強化したこと）により、法の命じる唯一の解決策となるのである。事業所に従業員代表委員会が存在しない場合には、使用者が、ドイツ民法典315条（公正な裁量）を顧慮しつつ、自らの指揮命令権に基づき、一方的にこれを命じることができる。

⑤ 次の問題：禁煙措置が必要となる場合、共同決定権は及ばない

- ・職場に関する命令5条1項2文の新設による事業所内の非喫煙者保護にかかる規制の進展によって、従来は一般的に認められてきた従業員代表委員会の共同決定権が、特定の条件で排除される結果となり得る。全面的または部分的な禁煙措置が唯一の効果的な非喫煙者保護の手段となるケースも十分に考えられるからである。
- ・かかるケースの好例としては、喫煙者と非喫煙者の双方が、事業上の条件により、ある密閉空間で共に作業をしなければならない状態に置かれたような場合が挙げられよう。このような場合には、その作業室の広さや天井の高さの違いは、もはや問題となり得ない。すなわち、たとえ非喫煙者の包括的な（：白紙委任的な(etwaig)）同意がある場合にも、自己責任的な自己決定よりも非喫煙者保護を優先する明確な価値判断が非喫煙者保護法の根底にある。同意は、個々の場合に応じ、該当する非喫煙者から、個別的、明示的に獲得されなければならない。以前であれば、場合によっては選択可能と目されていた代替手段（例えば、仕切りや換気システムの設置など）は、法が目的とする非喫煙者保護を保障するものとしては、もはや適当ではない。少なくとも、法的に進展した非喫煙者保護を実現するためには、他に同じ効果をもたらす手段は全く考えられない。このことからすると、将来的には、公法上の非喫煙者保護でも、私法（個別の労働関係法）上の非喫煙者保護でも、非喫煙従業員との関係において、使用者にとって、禁煙措置の発令と同等の効果を持つ代替手段は存在しないという状況が生じる結果となろう。したがって、事業者の当事者に、共同決定の可能な規制領域は残されないこととなる。つまり、経営組織法87条1項1号、7号（※労働安全衛生関係法規の定めに補充具体化すべき規制領域(Regelungsspielraum)がある場合（7号）や、事業所における経営秩序や労働者の行動に関する問題（1号）について、従業員代表委員会に使用者との強制的に共同決定権を付与する規定）に基づく共同決定権は、個別具体的な強制規範に基づいて排除されることになる。

⑥ 禁煙措置の必要性の判断主体

- ・使用者は、事業所の個別事情の下で、禁煙措置が必要となるか否かの問題について、自ら正当な判断を行う義務を負う。このことは、公法上の非喫煙者保護及び労働契約上の配慮義務の名宛人が使用者であることからの当然の帰結である。ただし、例えば労働保護法 13 条（※使用者以外に労働保護法上の義務を負う者を列挙した規定。代表取締役などの法律上の代表者(Vertreter)、法律上代表権限を持つ機関などが規定されている）に基づき責任を負担する者であれば、公法上の非喫煙者保護の実施のための指示を発令する者に該当し得る。
- ・その他、職場に関する命令 5 条 1 項 2 文の定めからとり得る措置の絞り込み(Verdichtung)という観点からは、「必要性」がある場合の禁煙措置の発令について、「はい」か「いいえ」のいずれかのみで答えなければならない法律問題の特質が課題となる。とはいっても、禁煙措置を講じるべきか否かという点については、事業所の当事者が協力し合って代替手段を探っていく可能性は残されていない。また、従業員代表委員会の義務的な(erzwingbar)共同決定権を認めることは、法が予定した非喫煙者保護の進展と相容れないであろう。
- ・ここでの論旨から明らかなように、経営組織法上の調整委員会（※共同決定が不調となつた場合に調整を行うため、労使同数で構成され、事業所内に設置される機関）や営業監督が、「必要性」に関して異なった立場を採るような事態は、厳に避けられなければならない。
- ・おそらく立法者は、非喫煙者保護法 2 条によって、義務的共同決定の適用領域が縮小するとは予測していなかつたであろう。仮に、立法者が、受動喫煙の効果的な防止という趣旨でこのような結果を望んでいたのだとすれば、法的な明確性という観点から、連邦法上、職場が喫煙者だけで構成されていない限り、全ての閉鎖空間で禁煙措置が求められる、との議論を招来することになるからである。

結論

- ① 新たな非喫煙者保護法は、事業所における非喫煙者保護にも影響を与える。とりわけ職場に関する命令 5 条 1 項 2 文が新設されたことの意味が大きい。この規定により、使用者は、全面的又は部分的な禁煙措置を発令することを義務づけられることになった。
- ② 職場に関する命令 5 条 1 項 2 文は、法的な非喫煙者保護を強化するものと評価されるべきである。その結果、個々の従業員との関係において、使用者の公法上の義務と私法上の配慮義務は、双方共に厳格化される。
- ③ 職場に関する命令 5 条 1 項 2 文は、共同決定法上の影響も有している。すなわち、

効果的な非喫煙者保護を保障するうえで禁煙措置の発令が必要となり、したがって、法的になすべき措置が特定されるようなケースが多々生じると考えられる。そのような場合には、禁煙措置が命じられるべきか否かの判断について、経営組織法 87 条 1 項 1 号、7 号に基づく従業員代表委員会の共同決定権は排除される。

- ④ 例えば、喫煙者と非喫煙者が共同で作業を行うような密閉空間では、すなわち受動喫煙を回避する手段が全くないような場合、「裁量収縮がゼロに至る（＝裁量の余地がなくなる）」。結果、使用者は、一方的に禁煙を命じることができ、また命じなければならなくなる。
- ⑤ 必要性にかかる法的判断は、使用者によってなされなければならない。

イ 判例：2008年7月30日連邦憲法裁判所判決 (*Neue Juristische Wochenschrift 2008, Heft 33, S. 2409*)

- ・被上告人らは、接客場における禁煙措置に関する州法の規定に反し、バーデン・ビュルテンベルクとベルリンにおいて、接客場とディスコの経営を行っていた。
- ・バーデン・ビュルテンベルクでは、2007年7月25日の州非喫煙者保護法（バーデン・ビュルテンベルク州非喫煙者保護法[以下、バーデン州非喫煙者保護法という]BadWuertNRSG）により、2007年8月1日から多数の公衆施設（バーデン州非喫煙者保護法 1 条 1 項）及び接客場においても喫煙が禁止されることとなった。この規制は、受動喫煙による危険からの保護、とりわけ子供や若年者が保護されるべきことを目的とするものである（バーデン州非喫煙者保護法 1 条 1 項 2 号）。バーデン州非喫煙者保護法 7 条は、以下のように定めている。

第 7 条（接客場における無煙空間の確保）

- (1) 接客場における喫煙は禁止される。本法の定める接客場とは、公衆に飲食物を提供する事業所であって、万人ないし複数の特定の人物が出入りでき、1998年11月20日に制定された接客業法(Gaststaettengesetz連邦法律公報1巻3419頁[BGBI. I, 3419])の規定に定めるものをいう。本項第1文は、テント作りのビール・サービス、ワイン・サービス、祭典会場の仮設飲食場や、野外レストラン、屋台営業の接客場には適用されない。
- (2) 第1項の定めにかかわらず、そこが喫煙室であることが明らかに分かるように表示され、そのことにより非喫煙者保護の利益が損なわれない限り、完全に隔離された隣室(Nebenraum)での喫煙は許される。本項第1文は、ディスコには適用されない。
- (3) 本法によって、労働保護法法上の規定は影響を受けない。

- ・バーデン州非喫煙者法 8 条 2 項及びこれに関連する 1 項に従い、接客場における禁煙の確保についての責任は、当該接客場の経営者が負う。同人は、禁煙措置の違反が認められた場合、違反の拡大を防止するために必要な措置を講じる義務を負う。むろん、本義務の違反は秩序違反としての制裁を受けないが、バーデン州非喫煙者法 7 条に反して喫煙した者は、9 条 1 項 6 号に基づき秩序違反として扱われる（※秩序違反法の定めにより処罰される）。
- ・「ベルリン州の公衆における受動喫煙の危険からの保護に関する法律（非喫煙者保護法Ber1NRSG[以下、ベルリン州非喫煙者保護法という]）」は、受動喫煙による健康上の危険から州民(Bevölkerung)を保護することを立法目的とする法律である。同法 2 条により、特に接客場における喫煙は禁止される。本件に関する規定は、以下の通り。

第2条（禁煙）

- (1) 本条 2 項及び第 4 条の定める基準により、以下の場所での喫煙は禁止される。
- 1～7. (略)
8. クラブやディスコを含め、第 3 条 7 項の定める接客場
及び
9. (略)
- (2) 本条 1 項の定める禁煙措置は、建築物その他完全な密閉空間に適用される。
- (3) (略)

- ・ベルリン州非喫煙者保護法 3 条 7 項は、禁煙措置の対象に含まれる接客場の規制について、「接客業法 1 条の定める施設」を参照している。
- ・ベルリン州非喫煙者保護法 4 条は、接客場の経営者に対して、喫煙が許される隔離された隣室設置の可能性を与えていた。本規定は、次のように定めている。

第4条（例外規定）

- (3) 第 2 条 1 項及び 2 項の定めにかかわらず、接客場またはスポーツ施設内の社交場(Vereingaststaette)の経営者(ら)は、喫煙する顧客と喫煙しない顧客の双方が、相互にセパレートされ、閉鎖された空間を利用できるという条件が充たされる場合に限り、喫煙が許される隔離された隣室を設置することができる。この例外は、満 18 歳に満たない者が立ち入るディスコには適用されない。
- (4) (略)

(5) いかなる例外規定に拘る場合にも、受動喫煙による健康上の危険は排除されなければならない。

- ・ベルリン州非喫煙者保護法 6 条 1 項 2 号及びこれに関連する 2 項によれば、接客場の経営者は、禁煙措置に違反が生じた際、その違反状態を阻止し、それ以上に違反を拡大させないため、必要な措置を講じる義務を負う。故意又は過失によりベルリン州非喫煙者保護法 2 条に反した者（ベルリン州非喫煙者保護法 7 条 1 項 1 号）、または、同法 6 条 2 項に反し、経営者として、禁煙措置違反を阻止するため、必要な措置を講じる義務を履行しない者（同法 7 条 1 項 2 号）は、秩序違反として扱われる。同法は、8 条 1 項により 2008 年 1 月 1 日に施行されるが、秩序違反に関する規定の発効は、2008 年 7 月 1 日まで延期される（ベルリン州非喫煙者保護法 8 条 2 項）。
- ・他の州や連邦の非喫煙者保護法も、基本的には同様の受動喫煙防止規定を置いている。たしかに、バイエルン州には、2 条 8 号及びこれに関連する 3 条により、公衆の出入りがある接客場での喫煙を禁止する 2007 年 12 月 20 日健康保護法があり、同法は接客場に一切の例外を設けず、とりわけ喫煙室の設置も予定していない。しかしながら、ザールラント州では、密閉、換気された隣室については禁煙の例外となるのみならず、稼働中の飲食店営業所内に、接客場の経営者本人以外に、接客業法 21 条の定める就業者 (Beschaeftigte) として、または自営業主として活動する者（※出入りの業者等）がいない場合には、所有者が支配・統制する接客場についても例外の対象となる。そしてこの際、経営者の家族のうち成年に達した者が適宜行う協力作業は、問題とはならない。

[事実の概要]

(1) 被上告人 1 関係

- ・被上告人 1 は、1985 年 9 月から、T の旧市街地区の中心部で小さな接客場を営んでいる。その飲食店は、今日に至るまで、もっぱら常連客が利用てきており、そのうち約 70 パーセントが喫煙者であった。その場所には客室しかなく、カウンターを含め、床面積は 63 平方メートルであった。そして、建築構造上、この場所を複数の部屋に分割することは不可能だった。この店で最も多く提供されていたのはアルコール飲料で、そのつまみ程度の小料理も提供されてはいたが、これが（売上げ）全体に占める割合は約 3～5 パーセントであった。被上告人 1 は、店内で喫煙を認める方針と食事の提供が両立しない事態が生じれば、将来的に食事の提供をあきらめる意向を示していた。被上告人 1 の申立によれば、

その店舗では、正規従業員の雇用は行っていなかったが、5から10名にわたる学生アルバイトを使用していた。また彼は、バーデン州非喫煙者保護法の発効後は、喫煙室の提供ができないままに非喫煙者用の接客場の経営をしなければならなくなり、そうなれば、喫煙者の常連客のうち、彼の経営する接客場にとどまる者が著しく減り、それに応じて売上げも減ることになる、とも述べている。

- ・以上の事情の下で、被上告人1は、バーデン州非喫煙者保護法は、喫煙室の設置が不可能な接客場での喫煙を禁止する限りにおいて、ドイツ連邦憲法（基本法）12条1項（職業選択の自由：営業の自由）及び14条1項（所有権と相続権の保障）を根拠とする基本権を侵害し、憲法違反であると申し立てた。

(2) 被上告人2関係

- ・被上告人2は、Bにある小さな接客場の女性経営者である。同人の陳述書によれば、その接客場はベルリンでは典型的な角地の居酒屋で、観光客向きではなく、地元住民の集まり易い場であった。この接客場には40を超える座席があり、客室の床面積は36平方メートルであった。来客者の80パーセント以上は常連客である。彼らの多くは、週に1度から複数回やって来ており、この場は、彼らにとって日常的な社会的なコミュニケーションセンターとなっている。店は午後8時に開店し、最後の客が退出した後に閉店する。被上告人2は、従業員の雇用は一切行っておらず、人手が必要な折には、成人した娘の手伝いを得ていた。休業日や病気にかかった際は閉店していた。飲み物だけが提供され、食事は出されていなかった。来客者中の喫煙者は、平均して70パーセントであった。そして、喫煙は、来客者のニーズの中心を占めていた。そこで、被上告人2は、禁煙措置の罰金による履行確保が実施に移される時に備え、売上高の30から40パーセントの損失を見込んでいた。

- ・以上の事情の下で、被上告人2は、ベルリン州非喫煙者保護法2条1項8号及びこれに関連する4条3項、6条2項、7条2項は、2部屋以上ある接客場では、喫煙者の顧客への飲食の提供が一定条件下で許されている一方で、それらの規定が、所有者が経営する営業許可を受けた接客場にまで適用される限りにおいて、ドイツ連邦憲法（基本法）12条1項（職業選択の自由：営業の自由）、3条1項（法の下の平等）、2条1項（人格の自由な発展にかかる権利）、1条1項（人間の尊厳の不可侵）及び14条1項（所有権と相続権の保障）を根拠とする基本権を侵害し、憲法違反であると申し立てた。

(3) 被上告人3関係

- ・被上告人3は、Hにおいて、2年間にわたり、大きなディスコを経営していた。

このディスコは、建物の3階まであって、顧客は延べ床面積2250平方メートルを自由に利用できるようになっており、部屋は5つあって、そのうち3部屋がダンス用となっていた。こうした部屋のつくりからすれば、1部屋ないしそれ以上であっても、喫煙室とすることにさほどの困難はなかった。このディスコは、その内部全てにある空気を吸引し、毎時間15回にわたり新鮮な空気と交換する、効果的な換気（排気）システムの利用ができるようになっていた。被上告人3は、表示によって、18歳以上(über 18 Jahren)の者にのみ、顧客としてのディスコの利用を認めていた。喫煙者の割合は、2007年8月までは約60パーセントに達していた。この時点まで、月の売上高は、安定して30万ユーロから40万ユーロの間にあった。しかし、禁煙措置の実施以降、その売上高は、前年の同じ月と比べて約30パーセント落ち込んだ。

- ・以上の事情の下で、被上告人3は、バーデン州非喫煙者保護法7条につき、ディスコでの喫煙を一律に禁じる限りにおいて、ドイツ連邦憲法（基本法）12条1項（職業選択の自由：営業の自由）及びこれに関連する3条1項（法の下の平等）を根拠とする基本権を侵害し、憲法違反であると申し立てた。

連邦憲法裁判所の判決要旨

① バーデン州非喫煙者保護法7条1項1号及びベルリン州非喫煙者保護法2条1項8号は、ドイツ連邦憲法（基本法）12条1項（職業選択の自由：営業の自由）と相容れない。立法者は2009年12月31日までに新たな規制を定めなければならず、それまでの間は、以下の基準に沿う限り、現行規定が引き続き適用される。すなわち、客室床面積が75平方メートル未満で、満18歳に満たない者は立ち入りを許されず、隔離された隣室のない接客場では、当該接客場の経営者は、喫煙を認めることを許される。ただし、彼の有する接客業営業許可条件が、調理された料理をその場で一般の客に提供する内容を含まず（※あるいは、そのような許可を有していても、現にそのようなサービスを行わず）、その接客場に、満18歳に満たない者の立ち入りを禁じる旨の分かり易い表示が掲げられている場合に限られる。

② バーデン州非喫煙者保護法7条2項2号は、ドイツ連邦憲法12条1項及びその関連規定である3条1項（法の下の平等）と相容れない。立法者は2009年12月31日までに新たな規制を定めなければならず、それまでの間はこの規定が適用されるが、満18歳以上の者だけが立ち入りを許され、バーデン州非喫煙者保護法7条2項1号の定める隣室ではダンスができない作りとなっている、という条件を充たすディスコは、その適用を受けない。

2 2008年7月30日連邦憲法裁判所判決 (*Neue Juristische Wochenschrift* 2008, Heft 33, S. 2409) 本文の翻訳

～「職場に関する命令」に関する判示について～

(本文抜粋)

[97] (1) Für den Erlass der angegriffenen Rauchverbote in Gaststätten steht den Ländern nach Art. 70 I GG die Gesetzgebungskompetenz zu. Ob der Bund auf Grund einer Regelungsmaterie der konkurrierenden Gesetzgebung (Art. 74 GG) ein solches Verbot anordnen könnte, bedarf keiner Entscheidung; denn von dieser etwaigen Zuständigkeit hat der Bund keinen oder zumindest keinen umfassenden Gebrauch gemacht, so dass die Sperrwirkung des Art. 72 I GG landesgesetzlichen Bestimmungen nicht entgegensteht. Insbesondere hat der Bund auf der Grundlage seiner Gesetzgebungskompetenz für den Arbeitsschutz (Art. 74 I Nr. 12 GG) mit den Vorschriften über den Erlass betrieblicher Rauchverbote in § 5 der Verordnung über Arbeitsstätten (Arbeitsstättenverordnung – ArbStättV) Regelungen zwar zum Schutz der nicht rauchenden Beschäftigten (vgl. § 5 I 1 ArbStättV) getroffen, nicht aber auch – wie die Landesgesetze zum Nichtraucherschutz (vgl. § 1 I 2 BadWürttNRSG; § 1 BerlNRSG) – mit dem Ziel des Schutzes der Bevölkerung insgesamt – und damit insbesondere der Besucher von Gaststätten – vor Gesundheitsgefährdungen durch Passivrauchen.

(試訳)

本件で係争対象とされている接客業における禁煙措置については、基本法70条1項に基づき、立法管轄権が州に属する。連邦が競合的立法権限の定め（基本法74条）に基づき、そのような措置を命じ得るか否かについては、裁判所による決定を必要としない。なぜならば、仮にこのような管轄権限があったとしても、連邦はそれを全く、または少なくともフルに活用しようとはしないからである。その結果、基本法72条1項の遮断効（※連邦法が州法を排除する効果）は、州法の規定と対立しないこととなる。とりわけ、連邦は、たしかに、労働保護に関する競合的立法権限（基本法74条1項12号）を根拠として、職場に関する命令5条において、各事業所内での禁煙措置の発令に関する規定をもって、非喫煙就業者の保護を目的とする規制を行っているが、州の非喫煙者保護法（バーデン州非喫煙者保護法1条1項2号、ベルリン州1条を参照のこと）のように、彼らのみならず、受動喫煙による健康上の危険から公衆一般、すなわち特に

接客業の来訪者を保護する目的で規制をなしたわけではない。

※基本法邦訳（出典：http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/dgg/index.htmによる）

第70条[連邦と諸ラントの間の立法権限の配分]

- (1) 諸ラントは、この基本法が連邦に立法権限を与えていない限りで、立法権を有する。
- (2) 連邦と諸ラントとの間の権限の境界画定は、この基本法が定める専属的および競合的立法に関する規定に従って、決定される。

第72条 [競合的立法]

- (1) 競合的立法の分野では、諸ラントは、連邦が立法権を行使しなかった範囲かつその限りで、立法権を有する。
- (2) 連邦は、この分野では、連邦領域内の均一な生活関係を創出するために、または国家全体の利益に関わる法的・経済的統一を保持するために、連邦法による規律が必要である場合、その限りで立法権を有する。
- (3) 連邦法は、2項の意味での必要性が存在しないときには、連邦法に代えてラントの法律によって規律することができるということを規定することができる。

第74条 [競合的立法分野]

- (1) 競合的立法は、次の分野に及ぶ。
 1. 民法、刑法および刑の執行、裁判所構成、裁判手続、弁護士制度、公証人制度ならびに法律相談
 2. 戸籍制度
 3. 結社および集会の権利
 4. 外国人の滞在および居住の権利
 - 4a. 武器および爆薬に関する法
 5. (削除)
 6. 亡命者および難民に関する事項
 7. 公の扶助
 8. (削除)
 9. 戦争による損害および補償
 10. 戦傷者および戦争遺族の援護ならびに元捕虜の扶助

- 10a. 戦死者の墓ならびにその他の戦争犠牲者および暴力支配の犠牲者の墓
11. 経済法（鉱業、工業、エネルギー産業、手工業、営業、商業、銀行および証券取引所制度、私法上の保険制度）
- 11a. 平和目的のための核エネルギーの生産および利用、平和目的に役立つ施設の設置および運営、核エネルギーの放出または電離放射線によって生じる危険の防止ならびに放射性物質の廃棄物処理
12. 経営参加規則、労働保護および職業紹介を含む労働法ならびに失業保険を含む社会保険
13. 奨学金の規律および科学的研究の助成
14. 第73条および第74条の分野に関する公用収用法
15. 土地、天然資源、生産手段の公有化またはその他の形態の公共経済への移行
16. 経済的権力の濫用の防止
17. 農林業生産の振興、食糧の確保、農林業生産物の輸出入、遠洋漁業、沿岸漁業および沿岸保護
18. 土地取引、土地法（開発負担金徴収の権利を除く）、住宅制度ならびに土地開発および定住制度
19. 公共の危険かつ伝染性のある人畜の病気に対する措置、医師その他の医療職および医療活動の許可、ならびに薬剤、治療剤、麻酔剤および毒物の取引
- 19a. 病院の経済的保障および入院補助基準の規律
20. 食料品、嗜好品、生活必需品、飼料、および農林業の種苗の取引、植物の病虫害からの保護ならびに動物保護
21. 遠洋航海および沿岸航海、航路標識、内水航行、気象業務、海洋航路ならびに一般交通に供する内水航路
22. 道路交通、自動車交通制度、遠距離交通用幹線道路の建設および維持ならびに自動車の公道利用の料金の徴収および配分
23. 連邦鉄道以外の線路、ただし山岳鉄道は除く
24. ごみの除去、大気の清浄保持および騒音防止
25. 国家賠償
26. 人間の人工授精、遺伝子情報の研究、人工的な組み替えならびに臓器および組織の移植に関する規律
- (2) 1項25号による法律は、連邦参議院の同意を必要とする。

(本文抜粋)

[99] Auch wenn insoweit die Sperrwirkung des Art. 72 I GG nicht eingreift, muss der Landesgesetzgeber allerdings den Vorrang des Bundesrechts nach Art. 31 GG beachten, wenn Regelungen des Bundes- und des Landesrechts auf denselben Sachverhalt anwendbar sind und bei ihrer Anwendung zu verschiedenen Ergebnissen führen (vgl. BVerfGE 96, 345 [364] = NJW 1998, 1296; BVerfGE 98, 145 [159] = NJW 1999, 1095). Während § 7 III BadWürttNRSG eine Kollision mit den Vorschriften der Arbeitsstättenverordnung durch eine ausdrückliche Bestimmung vermeidet, nach der diese von den Bestimmungen des Landesnichtraucherschutzgesetzes unberührt bleiben sollen, fehlt im Berliner Nichtraucherschutzgesetz eine vergleichbare Vorschrift. Dies kann wegen abweichender Rechtsfolgen zur Kollision mit Bundesrecht führen, weil nach § 4 V BerlNRSG bei sämtlichen Ausnahmen vom Rauchverbot und damit auch bei der Einrichtung von Raucherräumen in Gaststätten Gesundheitsgefahren durch Passivrauchen auszuschließen sind. Sollte diese Bestimmung auch zu Gunsten der in Gaststätten beschäftigten Personen Anwendung finden, so geriete sie in Konflikt mit § 5 II ArbStättV, wonach Schutzmaßnahmen für die nicht rauchenden Beschäftigten bei Arbeitsstätten mit Publikumsverkehr nur insoweit gefordert sind, als die Natur des Betriebs und die Art der Beschäftigung es zulassen, was aber bei der Möglichkeit der Einrichtung von Raucherräumen in Gaststätten gerade hinsichtlich der Bedienung der Gäste regelmäßig ausgeschlossen erscheint.

(試訳)

当然のことではあるが、たとえ基本法72条1項所定の遮断効が発動されない場合であっても、連邦法と州法の規制が同じ事実関係に適用可能であり、それらの適用が異なった法的効果をもたらす場合、州の立法者は、基本法31条に基づき、連邦法の優越性に配慮しなければならない（連邦憲法裁判所判決96, 345[364]NJW1998, 1296、連邦憲法裁判所判決98, 145[159]NJW1999, 1095を参照のこと）。バーデン州非喫煙者保護法7条3項は、州非喫煙者保護法の規定により労働保護法上の規定は影響を受けない旨の明文規定をもって、職場に関する命令の規定と同法の定める規定との衝突を回避しているが、ベルリン州の非喫煙者保護法にはこれに該当する規定がない。このことから、連邦法の規定を逸脱する法的効果がもたらされることにより、連邦法との衝突が生じる可能性が生じる。なぜなら、ベルリン州非喫煙者保護法4条5項により、禁煙措置の例外、すなわち接客業における喫煙室の設置に際して、受動喫煙からの健康上の危険は全て排除さ

れなければならなくなるからである。仮に、かかる規定が接客業で働く従業員の利益のためににも適用されるべきだとすれば、接客業を営む職場では、非喫煙就業者の保護は、事業の性質と労働の種類に応じて可能な限りでなされるべきことを定める、職場に関する命令5条2項との対立状況に陥ることは避けられない。とはいえ、同規定自体、接客業における喫煙室の設置の可能性について言えば、顧客に給仕をする労働者との関係から、通常は排除されるように思われる。

※基本法邦訳（出典：<http://www.fitweb.or.jp/~nkgw/dgg/index.htm>による）

第31条 [連邦法の優位]

連邦法は、ラント法に優越する。

(本文抜粋)

[189]c) Der Landesgesetzgeber kann ein ausnahmsloses Rauchverbot auch nicht mit dem Schutz der Beschäftigten rechtfertigen. Ihm fehlt für eine darauf bezogene Regelung die Kompetenz. Den Konflikt zwischen Arbeitsschutz und den Gefährdungen des Passivrauchens hat der Bund durch seine Arbeitsstättenverordnung abschließend geregelt. Gegenüber Regelungen der Länder, die spezifisch diesen Konflikt aufgriffen, ihn anders bewerteten und zum Anlass oder zur Rechtfertigung einer strengerer Regelung nähmen, entfaltet diese Regelung gem. Art. 72 I GG Sperrwirkung. Im Bereich der konkurrierenden Gesetzgebungszuständigkeit weist das Grundgesetz den Ländern nicht die Kompetenz zu, abschließende Bundesregelungen, die sie für unzulänglich und reformbedürftig halten, durch andere weitergehende Normen nachzubessern“ (vgl. BVerfGE 36, 193 [211] = NJW 1974, 356; BVerfGE 109, 190 [230] = NJW 2004, 750; st. Rspr.).

(試訳)

州の立法者は、就労者の保護という目的をもってしても、例外を認めない一律的な禁煙措置を正当化することはできない。州の立法者には、それに関する規制権限がない。連邦は、職場に関する命令によって、労働保護と受動喫煙による危険の対立について、

終局的に定めた。こうした対立について独自に捉え、それを異なった風に評価し、厳格な規制の正当化に利用することになる州の規制に対し、職場に関する命令による連邦の規制は、基本法 72 条 1 項所定の遮断効を具体的に示すことになる。競合的な立法管轄が生じる領域において、基本法は、州に対し、州自身が不十分で改定が必要と考える終局的な連邦の定めを、異なる内容の規範によって「改善する」権限を付与していない（連邦憲法裁判所判決 36, 193[211]NJW1974, 356、連邦憲法裁判所判決 109, 190[230]NJW2004, 750）。

3 職場に関する命令違反に対する制裁について

（1）ドイツ連邦労働社会省 職場・生理学的影響・労働保護委員会調整担当

*Wolfgang Doll*氏による回答の試訳

※Doll氏の所属に記された「労働保護委員会 (Arbeitsschutzausschuss)」は、通常、日本の安衛法上の安全・衛生委員会に相当し、各事業所ごとに設置されるのですが、ドイツでは、法律上、労使同数で構成されるべきこと等、対等決定を基礎付ける規定がなされています。

ただし、下記の労働保護法 18 条 5 項には、連邦政府の発する法規命令により、連邦レベルの公的な「委員会」の設置が義務づけられ得ることが定められており、かりに「労働保護委員会」がこれを指すとすれば、日本の労政審議会安全衛生分科会等に相当し、これを主催運営する役割と理解することもできます。

私には、このいずれを指すか、判別ができませんが、周知のとおり、ヨーロッパでは、労使による対等決定の仕組みが非常に重視され、社会の様々なレベル、箇所に組み込まれています（いわゆるソーシャル・ダイアログ）。とりわけ、国家の安全衛生管轄機関に提言を行う審議会は極めて重要視され、事務局体制も充実しておりますので、Doll氏もここに所属しておられると考えるのが自然なように思われます。

Die Rechtsgrundlage fuer den Erlass der ArbStaettV ist das Arbeitsschutzgesetz.

「職場に関する命令」の発令にかかる法的根拠は、労働保護法です。

Straf- oder Ordnungswidrigkeiten sind allerdings im Jahr 2004 mit der Novellierung nicht in die ArbStaettV aufgenommen worden.

2004年改定の時点では、職場に関する命令本文に刑事罰や秩序罰にかかる規定は設

けられませんでした。

Wir sind jetzt allerdings dabei diesen Mangel zu beheben und haben eine Änderung der ArbStaettV diesbezüglich vorbereitet, die Anfang nächsten Jahres wohl in Kraft tritt.

そこで、我々は、今まさに、この欠点を補うべきと認識しており、この点（：刑事罰・秩序罰）について、職場に関する命令を改正するための準備作業を行ってきました。おそらく、来年初頭には発効するものと思われます。

Insoweit sind in der Tat behelfsweise die Vorschriften der §§ 25 und 26 von den zuständigen Behörden der Länder heranzuziehen.

その改正がなされるまでの間は、法の執行に当たる州の機関が参考すべき規定は、労働保護法 25 条及び 26 条となります。

（2）労働保護法の参考条文の試訳

§ 25

Bußgeldvorschriften

過料（秩序罰）に関する規定

(1) Ordnungswidrig handelt, wer vorsätzlich oder fahrlässig

1. einer Rechtsverordnung nach § 18 Abs. 1 oder § 19 zuwiderhandelt, soweit sie für einen bestimmten Tatbestand auf diese Bußgeldvorschrift verweist,
oder

2. a) als Arbeitgeber oder als verantwortliche Person einer vollziehbaren Anordnung nach § 22 Abs. 3
oder

b) als Beschäftigter einer vollziehbaren Anordnung nach § 22 Abs. 3 Satz 1 Nr. 1 zuwiderhandelt.

(1) 故意または過失により、以下の行為を行った者は、秩序違反として取り扱われる。

1. 本法 18 条 1 項または 19 条に基づく法規命令に違反した者、ただしこれらの規定が特定の構成要件について過料をもって処する旨を定めている場合に限られる

または、

2. a) 使用者または法的な責任者（※労働保護法13条所定の代表取締役等）であって、本法22条3項に基づく実行可能な指示に違反した者
もしくは、

b) 就業者であって、本法22条3項1文1号に基づく実行可能な指示に違反した者

※労働保護法2条2項は、「就業者(Beschaeftigte)」について、民間労働者のみならず、研修生、公務員、裁判官、兵士等も含まれる旨を定めている。

(2) Die Ordnungswidrigkeit kann in den Fällen des Absatzes 1 Nr. 1 und 2 Buchstabe b mit einer Geldbuße bis zu fünftausend Euro, in den Fällen des Absatzes 1 Nr. 2 Buchstabe a mit einer Geldbuße bis zu fünfundzwanzigtausend Euro geahndet werden.

(2) 1項1号及び2号bに該当する場合、当該秩序違反は、5000ユーロまでの過料、
1項2号aに該当する場合、25,000ユーロまでの過料に処せられる。

§ 26

Strafvorschriften

刑事罰に関する規定

Mit Freiheitsstrafe bis zu einem Jahr oder mit Geldstrafe wird bestraft, wer
以下に該当する者は、1年までの自由刑または罰金に処せられる。

eine in § 25 Abs. 1 Nr. 2 Buchstabe a bezeichnete Handlung beharrlich wiederholt oder durch eine in § 25 Abs. 1 Nr. 1 oder Nr. 2 Buchstabe a bezeichnete vorsätzliche Handlung Leben oder Gesundheit eines Beschäftigten gefährdet.

25条1項2号aに定められた行為を執拗に繰り返した者、または25条1項1号もしくは2号に定められた行為を故意に行つたことにより就業者の生命や健康を危険に陥れた者

§ 18

Verordnungsermächtigungen

命令の発令権限

(1) Die Bundesregierung wird ermächtigt, durch Rechtsverordnung mit Zustimmung des Bundesrates vorzuschreiben, welche Maßnahmen der Arbeitgeber und die sonstigen verantwortlichen Personen zu treffen haben und wie sich die Beschäftigten zu verhalten haben, um ihre jeweiligen Pflichten, die sich aus diesem Gesetz ergeben, zu erfüllen. In diesen Rechtsverordnungen kann auch bestimmt werden, dass bestimmte Vorschriften des Gesetzes zum Schutz anderer als in § 2 Abs. 2 genannter Personen anzuwenden sind.

(1) 連邦政府は、使用者及びその他の法的な責任者が講じるべき措置及び就業者自らの行為のありようについて、本法から生じる彼らの義務を個別的に具体化するため、連邦参議院の同意を得て、法規命令を発令する権限を有する。この法規命令には、本法2条2項（※「就業者」の定義規定：民間労働者のほか、公務員、裁判官、兵士等が含まれる旨が規定されている）所定の人以外の者を保護するための法規の適用を定めることができる。

(2) Durch Rechtsverordnungen nach Absatz 1 kann insbesondere bestimmt werden,
(2) 第1項所定の法規命令には、以下の事柄を定めることができる。

1. dass und wie zur Abwehr bestimmter Gefahren Dauer oder Lage der Beschäftigung oder die Zahl der Beschäftigten begrenzt werden muss,

1. 特定の危険に対処するため、就業の時間や態様もしくは就業者の数が制限されるべきこと、またはその方法

2. dass der Einsatz bestimmter Arbeitsmittel oder -verfahren mit besonderen Gefahren für die Beschäftigten verboten ist oder der zuständigen Behörde angezeigt oder von ihr erlaubt sein muss oder besonders gefährdete Personen dabei nicht beschäftigt werden dürfen,

2. 就業者に対する特定の危険を伴う特定の作業手段や作業手続の採用を禁止すること、または採用に際して管轄機関への届出もしくは同機関による許可を条件とすること、またはそのような所での特に危険性の高い人物の就業を禁止すること

3. dass bestimmte, besonders gefährliche Betriebsanlagen einschließlich der Arbeits- und Fertigungsverfahren vor Inbetriebnahme, in regelmäßigen Abständen oder auf behördliche Anordnung fachkundig geprüft werden müssen,
3. 作業手続及び製造工程を含め、特定の特に危険な事業所設備が、定期的に、もしくは管轄機関からの指示に応じて、操業開始前の時点で、専門的な検査を受けるべきこと
4. dass Beschäftigte, bevor sie eine bestimmte gefährdende Tätigkeit aufnehmen oder fortsetzen oder nachdem sie sie beendet haben, arbeitsmedizinisch zu untersuchen sind und welche besonderen Pflichten der Arzt dabei zu beachten hat,
4. 就業者が、特定の危険作業を開始もしくは継続する前、またはその終了後に、医師による健康診断を受けるべきこと、及び当該健診に際して医師が顧慮（注視）すべき特定の義務の内容
5. dass Ausschüsse zu bilden sind, denen die Aufgabe übertragen wird, die Bundesregierung oder das zuständige Bundesministerium zur Anwendung der Rechtsverordnungen zu beraten, dem Stand der Technik, Arbeitsmedizin und Hygiene entsprechende Regeln und sonstige gesicherte arbeitswissenschaftliche Erkenntnisse zu ermitteln sowie Regeln zu ermitteln, wie die in den Rechtsverordnungen gestellten Anforderungen erfüllt werden können. Das Bundesministerium für Arbeit und Soziales kann die Regeln und Erkenntnisse amtlich bekannt machen.
5. 連邦政府もしくはその問題を管轄する連邦の省に対し法規命令の適用につき助言を行うこと、法規命令で設定された要件の履行方法に関する技術標準、産業医学や労働衛生学に適合した規格、及びその他確実性の高い労働科学的な認識を伝達すること等の任務を付与された（政府レベルの）委員会を設置すべきこと。連邦労働社会省は、そのような規格や認識を、職権に基づいて周知させることができる。

§ 19

Rechtsakte der Europäischen Gemeinschaften und zwischenstaatliche Vereinbarungen
E Cの法的文書及び2国間協定

Rechtsverordnungen nach § 18 können auch erlassen werden, soweit dies zur

Durchführung von Rechtsakten des Rates oder der Kommission der Europäischen Gemeinschaften oder von Beschlüssen internationaler Organisationen oder von zwischenstaatlichen Vereinbarungen, die Sachbereiche dieses Gesetzes betreffen, erforderlich ist, insbesondere um Arbeitsschutzwpflichten für andere als in § 2 Abs. 3 genannte Personen zu regeln.

前条の規定する法規命令は、本法の適用範囲に該当する EC 理事会や委員会の作成する法的文書、または国際機関の決議もしくは 2 国間協定の実施のために必要と認められる限り、とりわけ本法 2 条 3 項所定の人以外の者に対する労働保護義務を規定することを目的とする場合、これを発令することができる。

おわりに

おわりに

本調査研究では、職場における喫煙対策の現状を把握するため、ホテル・旅館について、受動喫煙対策の実態調査を行った。この結果、職場における受動喫煙及び対策の実態の一端が明らかになった。

諸外国では、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約」発効以降、同条約第8条に沿った対策、つまり、サービス産業も含めた建物内の全面禁煙が進みつつある。わが国の職場における喫煙対策についても、本調査研究の成果も踏まえ、サービス産業も含めたすべての職場における受動喫煙防止対策がさらに進展していくことが望まれる。

資料

「ホテル・旅館の禁煙・分煙に関するアンケート調査」結果

ホテル・旅館の禁煙・分煙に関するアンケート調査結果

目 次	ページ
1 調査の目的 -----	139
2 調査の対象及び実施方法等 -----	139
3 調査票 -----	140
4 集計結果 -----	142
問 1 施設の種類・規模等 -----	142
問 2 受動喫煙の健康への悪影響の知識の有無 -----	146
問 3 健康増進法の受動喫煙防止規定の知識 -----	147
問 4 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の知識 -----	148
問 5 WHOによる全面禁煙勧奨の知識 -----	149
問 6 お客様の受動喫煙を防止することに関する考え方 -----	150
問 7 従業員の受動喫煙を防止することに関する考え方 -----	152
問 8 営業スペースを全面禁煙にすることに関する考え方 -----	154
問 9 施設は全面禁煙か -----	155
問 10 館内施設ごとの禁煙・分煙の現況 -----	156
問 11 今後の受動喫煙防止対策の予定 -----	166

ホテル・旅館における禁煙・分煙に関するアンケート調査

1 調査の目的

宿泊施設における受動喫煙対策に関して、意識、考え方、方針等を調査するとともに、宿泊施設の受動喫煙対策の実態を把握すること。宿泊施設における受動喫煙対策に関して、意識、考え方、方針等を調査するとともに、宿泊施設の受動喫煙対策の実態を把握すること。

2 調査の対象及び実施方法等

調査の対象及び実施方法等は以下のとおりである。

調査対象 宿泊施設 数	全国旅館生活衛生同業組合連合会傘下の各各都道府県ごとの組合の役員等となっている宿泊施設	1,100
	社団法人日本ホテル協会の会員ホテル	231
	産業医科大学が過去に調査した京都市内の宿泊施設(上記を除く。)	62
	合計	1,393
調査方法	上記施設に調査票を送付し、回答はファクシミリで返信してもらう方法により回収した。調査票の送付に当たっては、全国旅館生活衛生同業組合及び社団法人日本ホテル協会の協力を得た。	
調査時期	平成21年8月26日～9月14日	
回収数	410 (回収率 29.4%)	

3 調査票

調査票は次ページの調査票を使用した。

FAX 03-3454-7624 中災防中央快適職場推進センター行
ホテル・旅館の禁煙・分煙に関するアンケート調査

貴施設における禁煙・分煙等の現況等についてお尋ねします。

- ◇回答は、該当する番号を○で囲んでください。または、必要欄にご記入ください。
- ◇「受動喫煙」とは、「室内等の環境で他人のたばこの煙を吸わされること」を言います。
- ◇特記事項や備考があれば、余白に自由に記述してください。
- ◇記入後は、上記のFAX番号あて送信願います。

問1 貴施設について(該当するものに○または各欄にご記入ください。)

ホテル・旅館 の名称				電話	名
				従業員数	
施設の種類 (該当に○)	ホテル	1 シティーホテル	2 ビジネスホテル	3 リゾートホテル	
	旅館	4 上記以外	1 ビジネス旅館	2 観光旅館	3 温泉旅館
客室数と禁煙室数	客室総数	室 (うち禁煙室)	室	ない場合はゼロ)	
フロア数・禁煙フロア 数	全フロア数	フロア (うち禁煙フロア)	フロア	ない場合は ゼロ)	

問2. 受動喫煙により、非喫煙者は目の痛みや鼻づまり、頭痛などの不快症状だけに止まらず、呼吸器疾患や循環器疾患等のリスクが高まるという研究結果が近年多く報告されています。このような受動喫煙による健康への悪影響についてご存知ですか。

- 1 知っている 2 ある程度知っている 3 知らない

問3. 健康増進法(平成15年施行)では、「多数の者が利用する施設の管理者は、これらの施設の利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることをご存知ですか。

- 1 知っている 2 知らない

問4. 厚生労働省(労働基準局)から「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示されていることをご存知ですか。

- 1 内容も含め知っている 2 ることは知っているが内容はよく知らない 3 知らない

問5. 世界保健機関(WHO)では、「受動喫煙による健康被害を防止するためには、分煙や空気ろ過、換気では不十分であり、屋内は全面禁煙にするべきである。」と勧奨していることをご存知ですか。

- 1 知っている 2 知らない

問6. 貴施設内におけるお客様の受動喫煙について、どのようにお考えですか。

- 1 防止すべきである 2 必ずしも防止する必要はない 3 特に考えはない
 4 防止したいが次の理由により難しい(当てはまるものすべて○で囲んでください。)
 (a サービス上の諸事情 b 経済的理由 c 効果的な方法がわからない d その他)

問7. 貴施設内の営業スペースにおける従業員の受動喫煙について、どのようにお考えですか。

- 1 防止すべきである 2 必ずしも防止する必要はない 3 特に考えはない
 4 防止したいが次の理由により難しい(当てはまるものすべて○で囲んでください。)
 (a サービス上の諸事情 b 経済的理由 c 効果的な方法がわからない d その他)

問8. 先進国では、法令により宿泊施設の屋内営業スペースが全面禁煙となっている国があります。わが国のホテルや旅館の屋内の営業スペースを全面禁煙とすることについてどのようにお考えですか。(複数回答可)

- 1 賛成である 2 反対である 3 社会情勢として客の理解が進めば賛成である

4 業界が足並みを揃えるならば賛成 5 特に考えはない 6 その他()

問9. 貴施設は全館禁煙ですか(館内は宿泊室も含めすべて屋内は一切禁煙である。喫煙専用部屋もない。)

- 1 全館禁煙である 2 全館禁煙ではない

問10. 貴施設の館内各施設ごとの、禁煙・分煙等の現況はどれですか。

- ・問9で「全館禁煙」に該当する場合は回答不要です。
 ・同種の施設が複数ある場合には、最も利用度の高い代表的な施設一つについてお答えください。

施設		禁煙・分煙等の対策				
フロント階のロビー		1 禁煙である 2 喫煙専用の部屋がある 3 喫煙コーナーがある 4 どこでも自由に喫煙できる 5 その他()				
客室フロアのエレベーター前		1 禁煙である 2 禁煙フロアのみ禁煙である 3 すべてのフロアに灰皿がある 4 その他() 5 エレベータはない				
レストラン・コーヒーハウス等の時間帯でそれぞれ最も利用頻度の高い店舗についてお答えください	朝	1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 全席喫煙自由である 5 その他() 6 レストラン・コーヒーハウス等はない				
	昼	1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 全席喫煙自由である 5 その他() 6 レストラン・コーヒーハウス等はない				
	夕夜	1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 全席喫煙自由である 5 その他() 6 レストラン・コーヒーハウス等はない				
バー		1 全席禁煙である 2 喫煙席と禁煙席が仕切られて別室になっている 3 同一空間を喫煙席と禁煙席に分けている 4 禁煙タイムを設けている 5 全席喫煙自由である 6 その他() 7 バーはない				
宴会場		1 禁煙である 2 お客様が喫煙の可否を指定する 3 喫煙自由である 4 その他() 5 宴会場はない				
会議室		1 禁煙である 2 お客様が喫煙の可否を指定する 3 喫煙自由である 4 その他() 5 会議室はない				
宴会場・会議室等のロビー		1 禁煙である 2 喫煙専用の部屋がある 3 喫煙コーナーがある 4 どこでも自由に喫煙できる 5 その他() 6 宴会場・会議室前のロビーはない				
従業員用のスペース		1 禁煙である 2 喫煙専用の部屋がある 3 喫煙コーナーがある 4 どこでも自由に喫煙できる 5 その他()				

問11. 貴施設の今後1~2年における受動喫煙対策の予定で当てはまるものはどれですか。

- (1)全館禁煙にする予定はありますか(1.あり 2.なし 3.実施ずみ)
 (2)客室以外の公共空間(パブリックスペース)の対策予定はいかがですか
 (1.全面禁煙とする 2.喫煙専用室の設置 3.喫煙コーナーの設置 4.その他())
 (3)客室の禁煙ルームの予定はいかがですか(1.増やす 2.現状維持 3.その他())

問12. 中央労働災害防止協会では、本年度、宿泊施設内の空気環境(たばこ煙の濃度)の実態調査を実施いたします(別紙参照)。ご希望の施設にお伺いして無料で施設内のたばこ煙の濃度を測定させていただき、測定結果のデータを提供させていただきます。測定を希望されますか。

- 1 希望する。 2 一度説明を聞きたい。 3 希望しない。

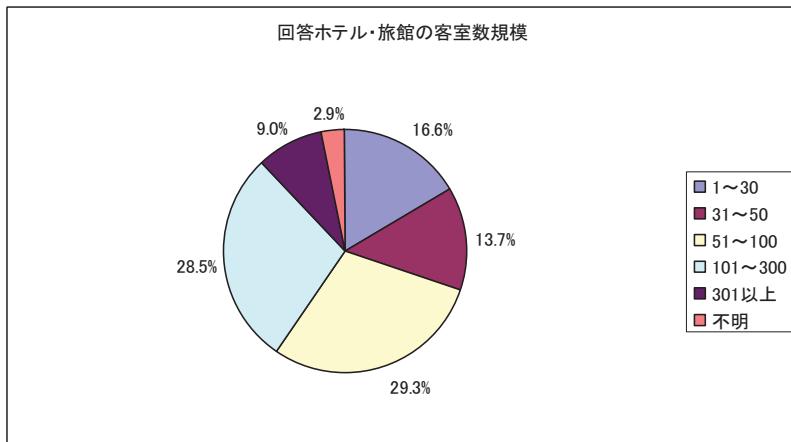
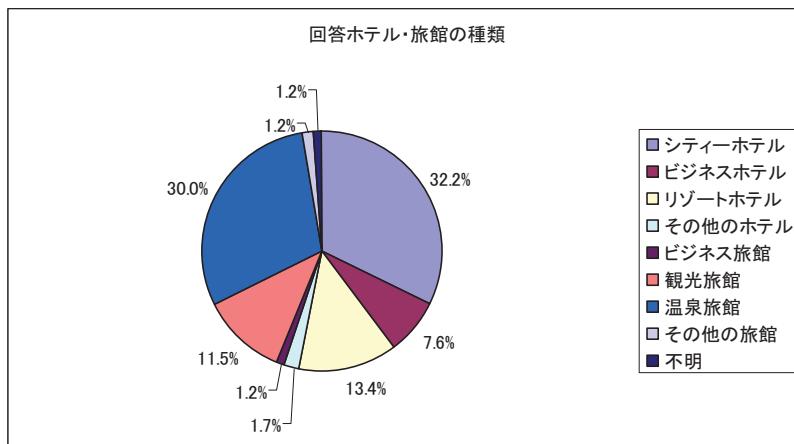
4 集計結果

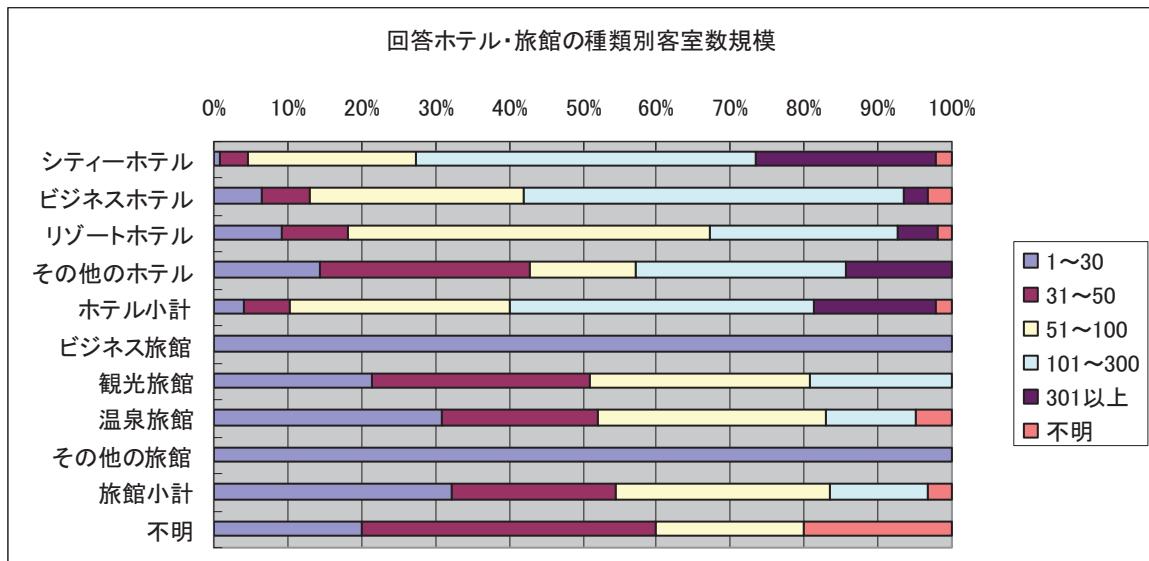
問1 施設の種類・規模等

(1) 施設の種類等

	規模(宿泊室数) →	1~30	31~50	51~100	101~300	301以上	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	1	5	30	61	32	3	132
	ビジネスホテル	2	2	9	16	1	1	31
	リゾートホテル	5	5	27	14	3	1	55
	その他のホテル	1	2	1	2	1		7
	ホテル小計	9	14	67	93	37	5	225
旅 館	ビジネス旅館	5						5
	観光旅館	10	14	14	9			47
	温泉旅館	38	26	38	15		6	123
	その他の旅館	5						5
	旅館小計	58	40	52	24		6	180
不明		1	2	1			1	5
合計		68	56	120	117	37	12	410

	規模(宿泊室数) →	1~30	31~50	51~100	101~300	301以上	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	0.8%	3.8%	22.7%	46.2%	24.2%	2.3%	100.0%
	ビジネスホテル	6.5%	6.5%	29.0%	51.6%	3.2%	3.2%	100.0%
	リゾートホテル	9.1%	9.1%	49.1%	25.5%	5.5%	1.8%	100.0%
	その他のホテル	14.3%	28.6%	14.3%	28.6%	14.3%		100.0%
	ホテル小計	4.0%	6.2%	29.8%	41.3%	16.4%	2.2%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館	100.0%						100.0%
	観光旅館	21.3%	29.8%	29.8%	19.1%			100.0%
	温泉旅館	30.9%	21.1%	30.9%	12.2%		4.9%	100.0%
	その他の旅館	100.0%						100.0%
	旅館小計	32.2%	22.2%	28.9%	13.3%		3.3%	100.0%
不明		20.0%	40.0%	20.0%			20.0%	100.0%
合計		16.6%	13.7%	29.3%	28.5%	9.0%	2.9%	100.0%

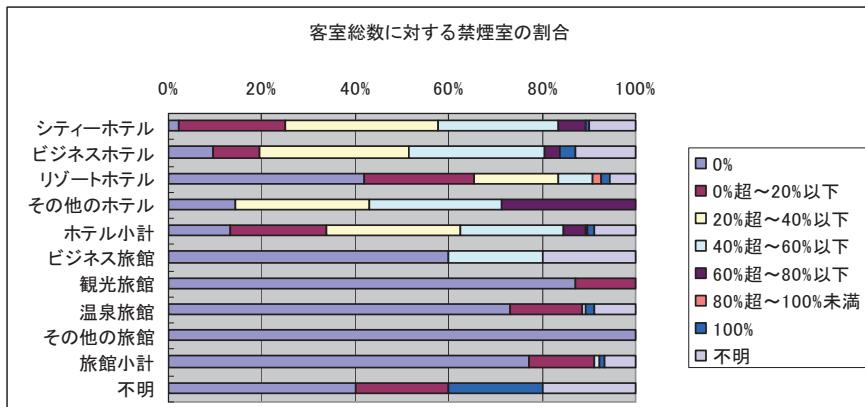
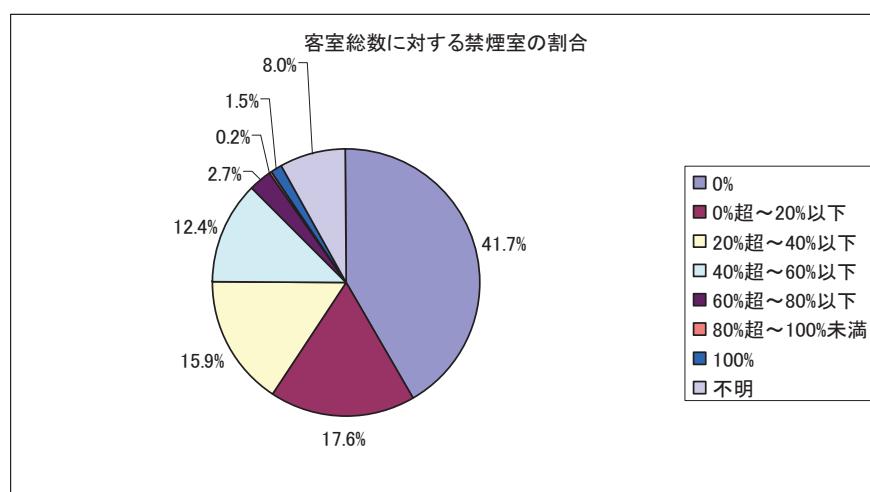




(2) 客室総数に対する禁煙室の割合

	禁煙室の割合→	0%	0%超～20%以下	20%超～40%以下	40%超～60%以下	60%超～80%以下	80%超～100%未満	100%	不明	合計
ホテル	シティーホテル	3	30	43	34	8		1	13	132
	ビジネスホテル	3	3	10	9	1		1	4	31
	リゾートホテル	23	13	10	4		1	1	3	55
	その他のホテル	1		2	2	2				7
	ホテル小計	30	46	65	49	11	1	3	20	225
旅館	ビジネス旅館	3			1				1	5
	観光旅館	41	6							47
	温泉旅館	90	19		1			2	11	123
	その他の旅館	5								5
	旅館小計	139	25		2			2	12	180
不明		2	1					1	1	5
合計		171	72	65	51	11	1	6	33	410

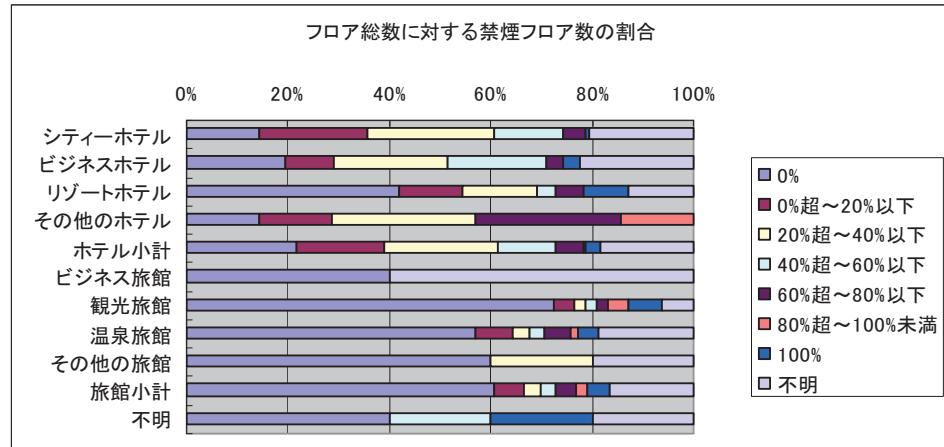
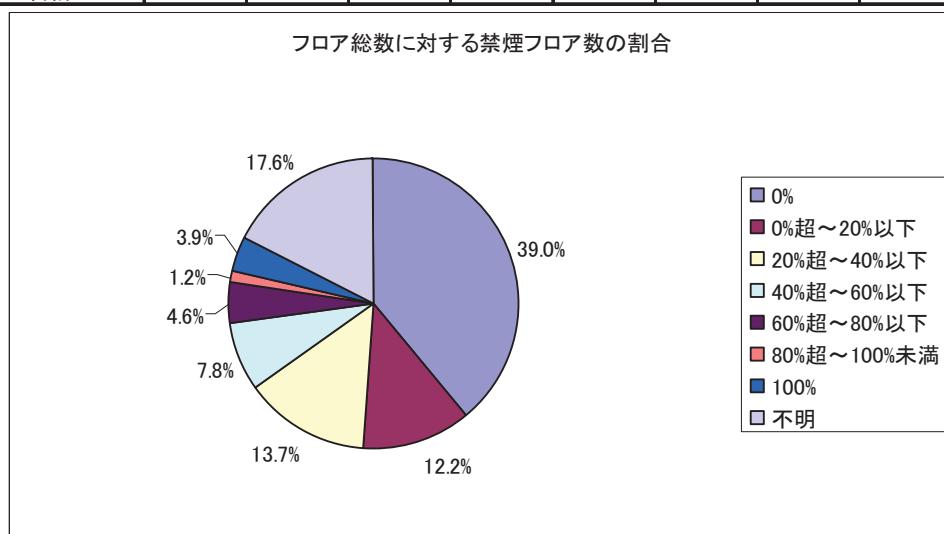
	禁煙室の割合→	0%	0%超～20%以下	20%超～40%以下	40%超～60%以下	60%超～80%以下	80%超～100%未満	100%	不明	合計
ホテル	シティーホテル	2.3%	22.7%	32.6%	25.8%	6.1%		0.8%	9.8%	100.0%
	ビジネスホテル	9.7%	9.7%	32.3%	29.0%	3.2%		3.2%	12.9%	100.0%
	リゾートホテル	41.8%	23.6%	18.2%	7.3%		1.8%	1.8%	5.5%	100.0%
	その他のホテル	14.3%		28.6%	28.6%	28.6%				100.0%
	ホテル小計	13.3%	20.4%	28.9%	21.8%	4.9%	0.4%	1.3%	8.9%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	60.0%			20.0%				20.0%	100.0%
	観光旅館	87.2%	12.8%							100.0%
	温泉旅館	73.2%	15.4%		0.8%			1.6%	8.9%	100.0%
	その他の旅館	100.0%								100.0%
	旅館小計	77.2%	13.9%		1.1%			1.1%	6.7%	100.0%
不明		40.0%	20.0%					20.0%	20.0%	100.0%
合計		41.7%	17.6%	15.9%	12.4%	2.7%	0.2%	1.5%	8.0%	100.0%



(3) フロア総数に対する禁煙フロア数

	禁煙フロアの割合 →	0%	0%超～ 20%以下	20%超～ 40%以下	40%超～ 60%以下	60%超～ 80%以下	80%超～ 100%未満	100%	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	19	28	33	18	6		1	27	132
	ビジネスホテル	6	3	7	6	1		1	7	31
	リゾートホテル	23	7	8	2	3		5	7	55
	その他のホテル	1	1	2		2	1			7
	ホテル小計	49	39	50	26	12	1	7	41	225
旅 館	ビジネス旅館	2							3	5
	観光旅館	34	2	1	1	1	2	3	3	47
	温泉旅館	70	9	4	4	6	2	5	23	123
	その他の旅館	3		1					1	5
	旅館小計	109	11	6	5	7	4	8	30	180
不明		2			1			1	1	5
合計		160	50	56	32	19	5	16	72	410

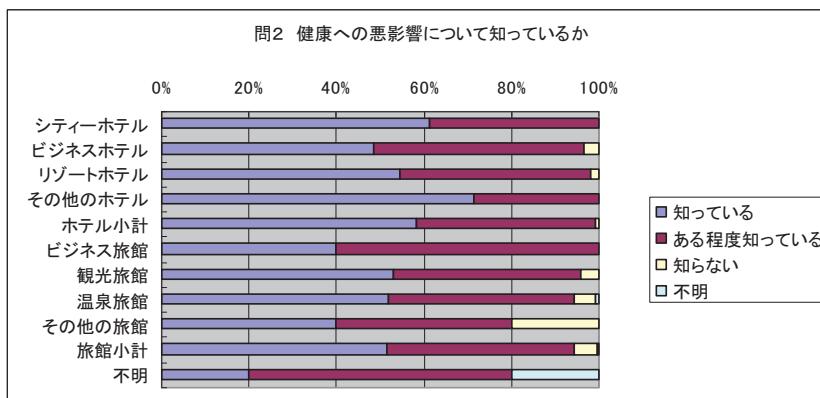
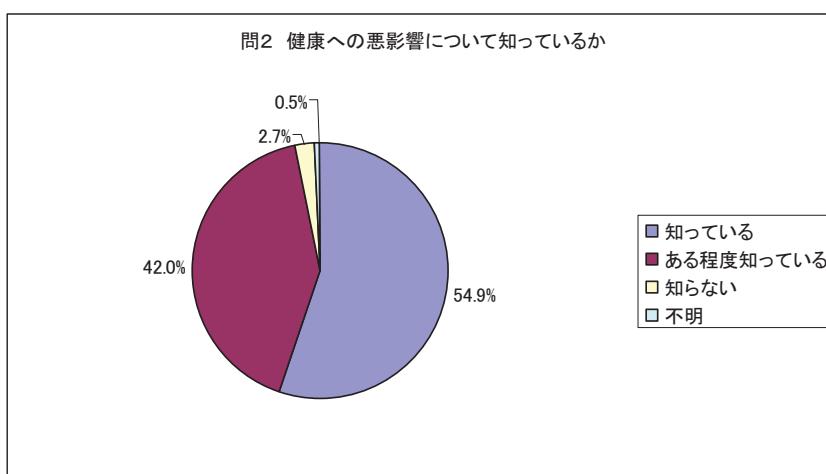
	禁煙フロアの割合 →	0%	0%超～ 20%以下	20%超～ 40%以下	40%超～ 60%以下	60%超～ 80%以下	80%超～ 100%未満	100%	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	14.4%	21.2%	25.0%	13.6%	4.5%		0.8%	20.5%	100.0%
	ビジネスホテル	19.4%	9.7%	22.6%	19.4%	3.2%		3.2%	22.6%	100.0%
	リゾートホテル	41.8%	12.7%	14.5%	3.6%	5.5%		9.1%	12.7%	100.0%
	その他のホテル	14.3%	14.3%	28.6%		28.6%	14.3%			100.0%
	ホテル小計	21.8%	17.3%	22.2%	11.6%	5.3%	0.4%	3.1%	18.2%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館	40.0%							60.0%	100.0%
	観光旅館	72.3%	4.3%	2.1%	2.1%	2.1%	4.3%	6.4%	6.4%	100.0%
	温泉旅館	56.9%	7.3%	3.3%	3.3%	4.9%	1.6%	4.1%	18.7%	100.0%
	その他の旅館	60.0%		20.0%					20.0%	100.0%
	旅館小計	60.6%	6.1%	3.3%	2.8%	3.9%	2.2%	4.4%	16.7%	100.0%
不明		40.0%			20.0%			20.0%	20.0%	100.0%
合計		39.0%	12.2%	13.7%	7.8%	4.6%	1.2%	3.9%	17.6%	100.0%



問2 受動喫煙により、非喫煙者は目の痛みや鼻づまり、頭痛などの不快症状だけに止まらず、呼吸器疾患や循環器疾患等のリスクが高まるという研究結果が近年多く報告されています。このような受動喫煙による健康への悪影響についてご存知ですか。

		知っている	ある程度知っている	知らない	不明	合計
ホテル	シティーホテル	81	51			132
	ビジネスホテル	15	15	1		31
	リゾートホテル	30	24	1		55
	その他のホテル	5	2			7
	ホテル小計	131	92	2		225
旅館	ビジネス旅館	2	3			5
	観光旅館	25	20	2		47
	温泉旅館	64	52	6	1	123
	その他の旅館	2	2	1		5
	旅館小計	93	77	9	1	180
不明		1	3		1	5
合計		225	172	11	2	410

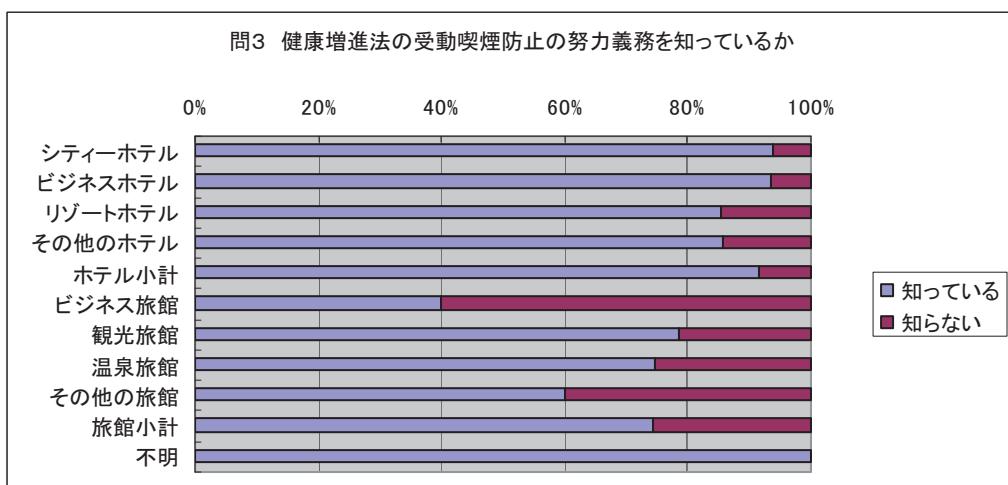
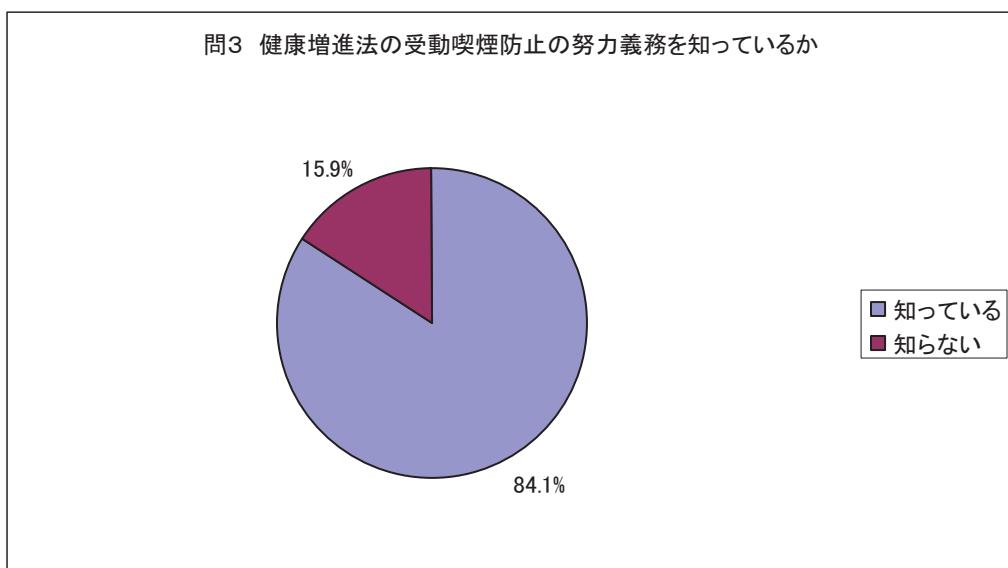
		知っている	ある程度知っている	知らない	不明	合計
ホテル	シティーホテル	61.4%	38.6%			100.0%
	ビジネスホテル	48.4%	48.4%	3.2%		100.0%
	リゾートホテル	54.5%	43.6%	1.8%		100.0%
	その他のホテル	71.4%	28.6%			100.0%
	ホテル小計	58.2%	40.9%	0.9%		100.0%
旅館	ビジネス旅館	40.0%	60.0%			100.0%
	観光旅館	53.2%	42.6%	4.3%		100.0%
	温泉旅館	52.0%	42.3%	4.9%	0.8%	100.0%
	その他の旅館	40.0%	40.0%	20.0%		100.0%
	旅館小計	51.7%	42.8%	5.0%	0.6%	100.0%
不明		20.0%	60.0%		20.0%	100.0%
合計		54.9%	42.0%	2.7%	0.5%	100.0%



問3 健康増進法（平成15年施行）では、「多数の者が利用する施設の管理者は、これらの施設の利用者の受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされていることをご存知ですか。

		知っている	知らない	合計
ホテル	シティーホテル	124	8	132
	ビジネスホテル	29	2	31
	リゾートホテル	47	8	55
	その他のホテル	6	1	7
	ホテル小計	206	19	225
旅館	ビジネス旅館	2	3	5
	観光旅館	37	10	47
	温泉旅館	92	31	123
	その他の旅館	3	2	5
	旅館小計	134	46	180
不明		5		5
合計		345	65	410

		知っている	知らない	合計
ホテル	シティーホテル	93.9%	6.1%	100.0%
	ビジネスホテル	93.5%	6.5%	100.0%
	リゾートホテル	85.5%	14.5%	100.0%
	その他のホテル	85.7%	14.3%	100.0%
	ホテル小計	91.6%	8.4%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	40.0%	60.0%	100.0%
	観光旅館	78.7%	21.3%	100.0%
	温泉旅館	74.8%	25.2%	100.0%
	その他の旅館	60.0%	40.0%	100.0%
	旅館小計	74.4%	25.6%	100.0%
不明		100.0%		100.0%
合計		84.1%	15.9%	100.0%

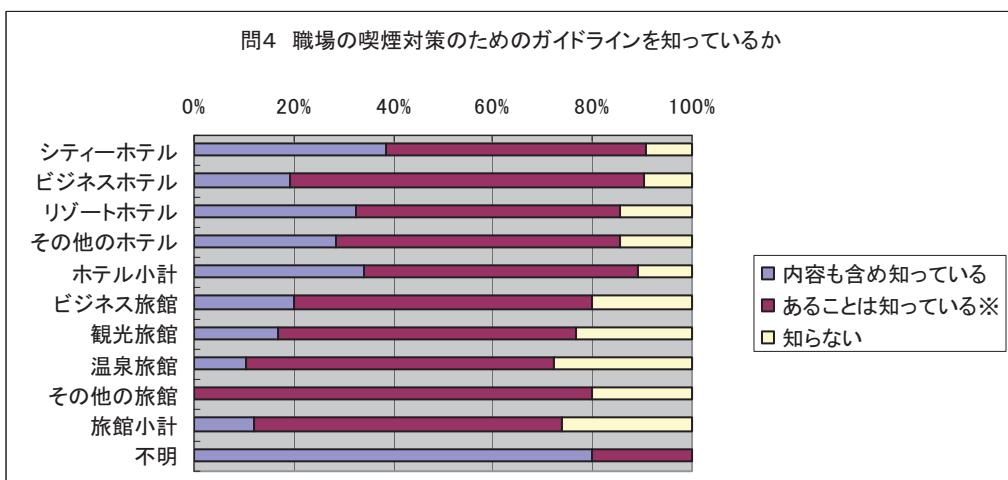
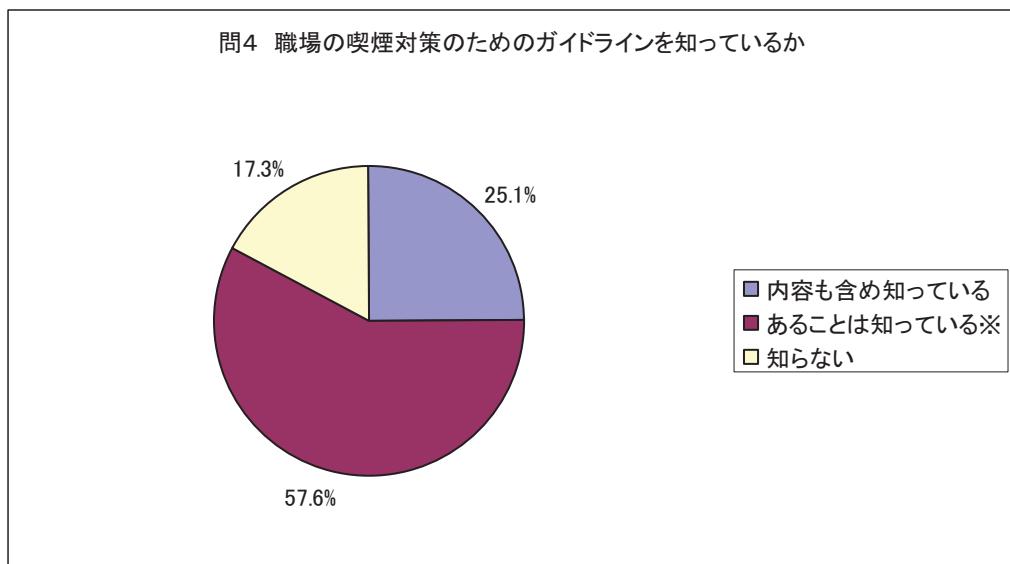


問4 厚生労働省（労働基準局）から「職場における喫煙対策のためのガイドライン」が示されていることをご存知ですか。

		内容も含め知っている	あることは知っている※	知らない	合計
ホテル	シティーホテル	51	69	12	132
	ビジネスホテル	6	22	3	31
	リゾートホテル	18	29	8	55
	その他のホテル	2	4	1	7
	ホテル小計	77	124	24	225
旅館	ビジネス旅館	1	3	1	5
	観光旅館	8	28	11	47
	温泉旅館	13	76	34	123
	その他の旅館		4	1	5
	旅館小計	22	111	47	180
不明		4	1		5
合計		103	236	71	410

		内容も含め知っている	あることは知っている※	知らない	合計
ホテル	シティーホテル	38.6%	52.3%	9.1%	100.0%
	ビジネスホテル	19.4%	71.0%	9.7%	100.0%
	リゾートホテル	32.7%	52.7%	14.5%	100.0%
	その他のホテル	28.6%	57.1%	14.3%	100.0%
	ホテル小計	34.2%	55.1%	10.7%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	20.0%	60.0%	20.0%	100.0%
	観光旅館	17.0%	59.6%	23.4%	100.0%
	温泉旅館	10.6%	61.8%	27.6%	100.0%
	その他の旅館		80.0%	20.0%	100.0%
	旅館小計	12.2%	61.7%	26.1%	100.0%
不明		80.0%	20.0%		100.0%
合計		25.1%	57.6%	17.3%	100.0%

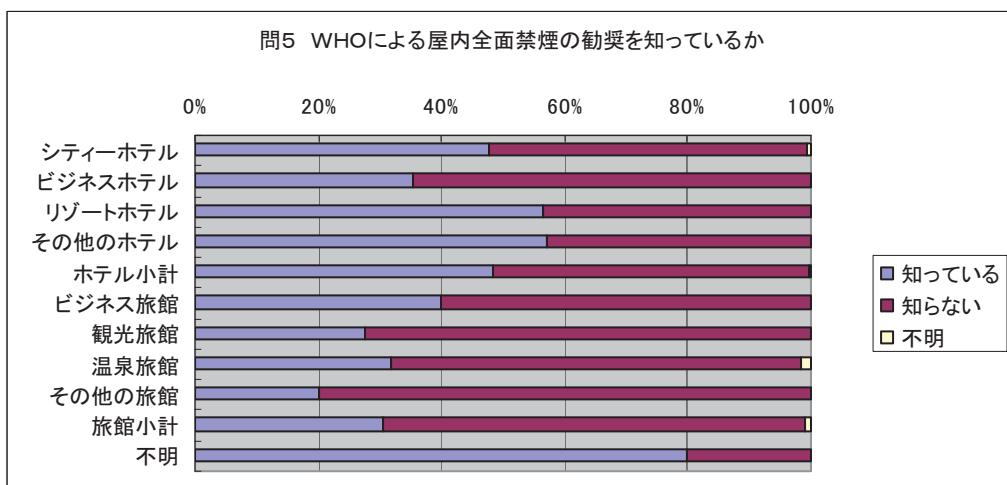
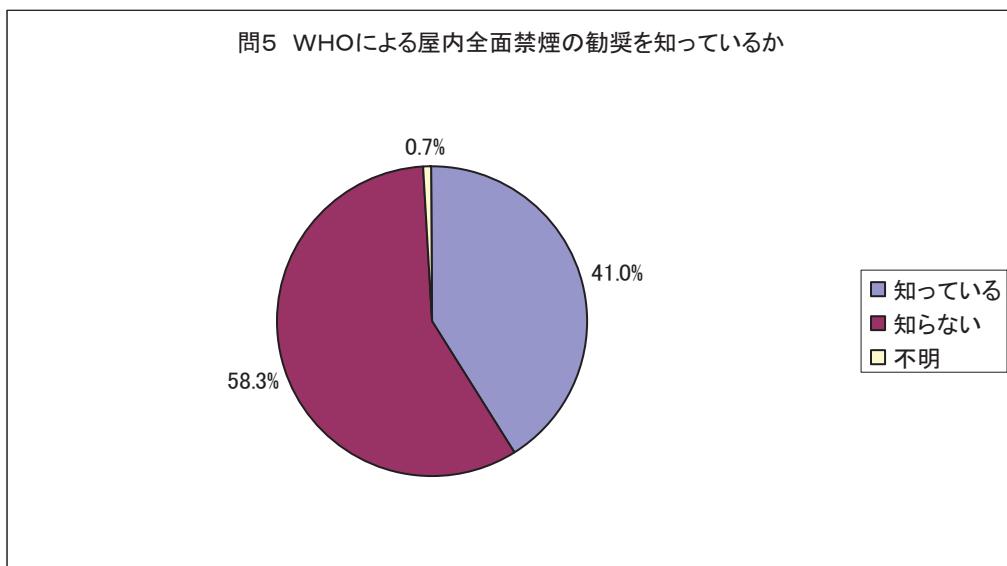
(注 ※ 内容は知らない。)



問5 世界保健機関(WHO)では、「受動喫煙による健康被害を防止するためには、分煙や空気ろ過、換気では不十分であり、屋内は全面禁煙にするべきである。」と勧奨していることをご存知ですか。

		知っている	知らない	不明	合計
ホテル	シティーホテル	63	68	1	132
	ビジネスホテル	11	20		31
	リゾートホテル	31	24		55
	その他のホテル	4	3		7
	ホテル小計	109	115	1	225
旅館	ビジネス旅館	2	3		5
	観光旅館	13	34		47
	温泉旅館	39	82	2	123
	その他の旅館	1	4		5
	旅館小計	55	123	2	180
不明		4	1		5
合計		168	239	3	410

		知っている	知らない	不明	合計
ホテル	シティーホテル	47.7%	51.5%	0.8%	100.0%
	ビジネスホテル	35.5%	64.5%		100.0%
	リゾートホテル	56.4%	43.6%		100.0%
	その他のホテル	57.1%	42.9%		100.0%
	ホテル小計	48.4%	51.1%	0.4%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	40.0%	60.0%		100.0%
	観光旅館	27.7%	72.3%		100.0%
	温泉旅館	31.7%	66.7%	1.6%	100.0%
	その他の旅館	20.0%	80.0%		100.0%
	旅館小計	30.6%	68.3%	1.1%	100.0%
不明		80.0%	20.0%		100.0%
合計		41.0%	58.3%	0.7%	100.0%

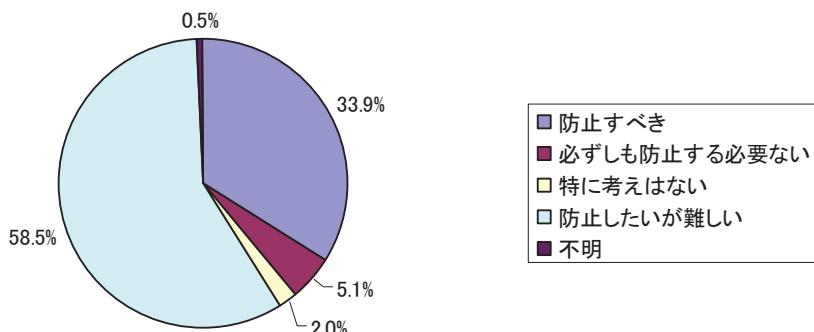


問6. 貴施設内におけるお客様の受動喫煙について、どのようにお考えですか。

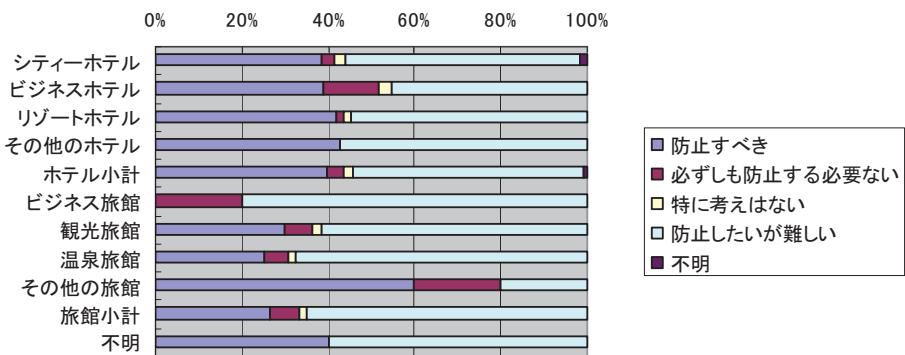
		防止すべき	必ずしも 防止する 必要ない	特に考 え は な い	防止した いが難 し い	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	51	4	3	72	2	132
	ビジネスホテル	12	4	1	14		31
	リゾートホテル	23	1	1	30		55
	その他のホテル	3			4		7
	ホテル小計	89	9	5	120	2	225
旅 館	ビジネス旅館		1		4		5
	観光旅館	14	3	1	29		47
	温泉旅館	31	7	2	83		123
	その他の旅館	3	1		1		5
	旅館小計	48	12	3	117		180
不明		2			3		5
合計		139	21	8	240	2	410

		防止すべ き	必ずしも 防止する 必要ない	特に考 え は な い	防止した いが難 し い	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	38.6%	3.0%	2.3%	54.5%	1.5%	100.0%
	ビジネスホテル	38.7%	12.9%	3.2%	45.2%		100.0%
	リゾートホテル	41.8%	1.8%	1.8%	54.5%		100.0%
	その他のホテル	42.9%			57.1%		100.0%
	ホテル小計	39.6%	4.0%	2.2%	53.3%	0.9%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館		20.0%		80.0%		100.0%
	観光旅館	29.8%	6.4%	2.1%	61.7%		100.0%
	温泉旅館	25.2%	5.7%	1.6%	67.5%		100.0%
	その他の旅館	60.0%	20.0%		20.0%		100.0%
	旅館小計	26.7%	6.7%	1.7%	65.0%		100.0%
不明		40.0%			60.0%		100.0%
合計		33.9%	5.1%	2.0%	58.5%	0.5%	100.0%

問6 お客様の受動喫煙についての考え方



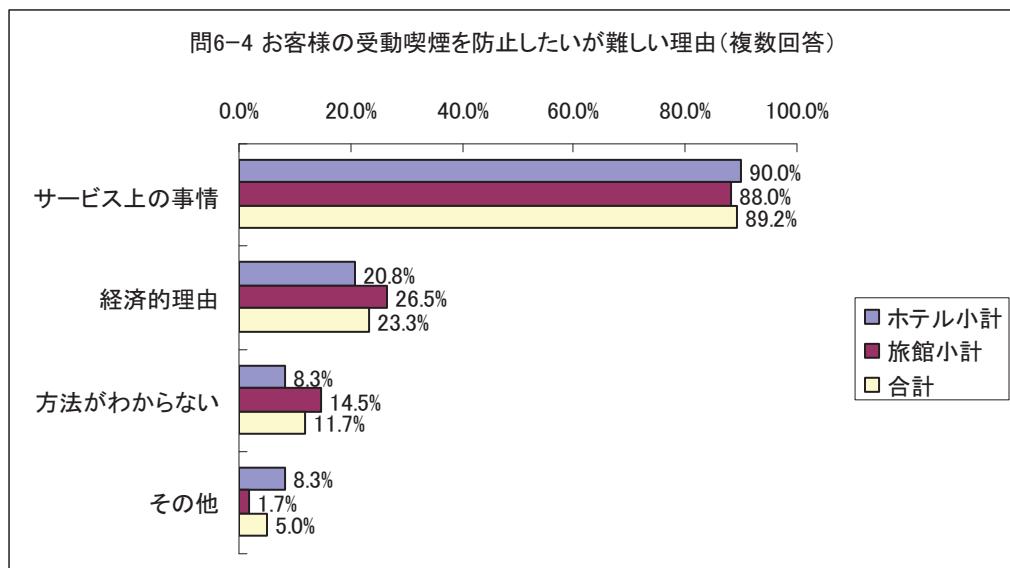
問6 お客様の受動喫煙についての考え方



問6－4 (お客様の受動喫煙の防止が難しい理由 (複数回答))

		サービス上の事情	経済的理由	方法がわからない	その他	問6-4選択回答数
ホ テ ル	シティーホテル	65	15	6	3	72
	ビジネスホテル	13	2	3	3	14
	リゾートホテル	26	8	1	4	30
	その他のホテル	4				4
	ホテル小計	108	25	10	10	120
旅 館	ビジネス旅館	3	1			4
	観光旅館	25	9	5		29
	温泉旅館	74	20	12	2	83
	その他の旅館	1	1			1
	旅館小計	103	31	17	2	117
不明		3		1		3
合計		214	56	28	12	240

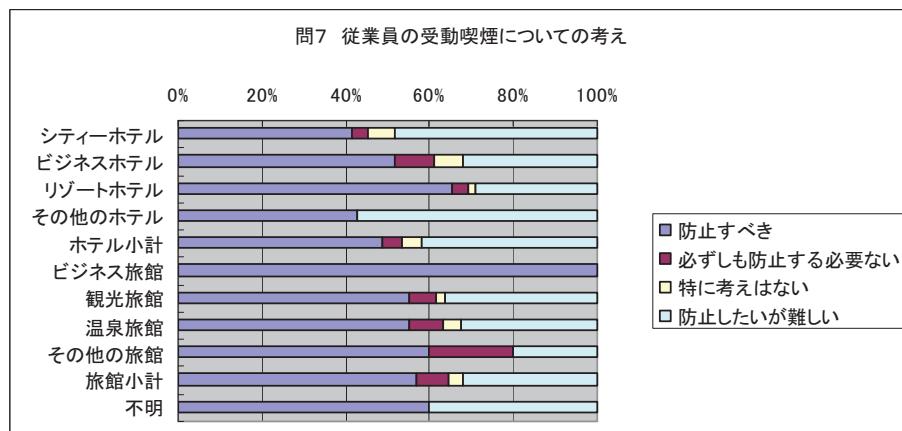
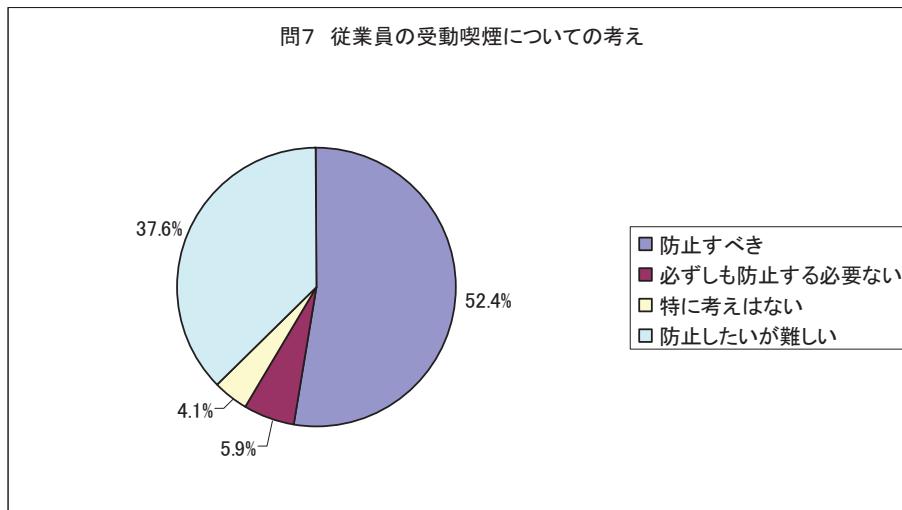
		サービス上の事情	経済的理由	方法がわからない	その他	問6-4選択回答数
ホ テ ル	シティーホテル	90.3%	20.8%	8.3%	4.2%	100.0%
	ビジネスホテル	92.9%	14.3%	21.4%	21.4%	100.0%
	リゾートホテル	86.7%	26.7%	3.3%	13.3%	100.0%
	その他のホテル	100.0%				100.0%
	ホテル小計	90.0%	20.8%	8.3%	8.3%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館	75.0%	25.0%			100.0%
	観光旅館	86.2%	31.0%	17.2%		100.0%
	温泉旅館	89.2%	24.1%	14.5%	2.4%	100.0%
	その他の旅館	100.0%	100.0%			100.0%
	旅館小計	88.0%	26.5%	14.5%	1.7%	100.0%
不明		100.0%		33.3%		100.0%
合計		89.2%	23.3%	11.7%	5.0%	100.0%



問7. 貴施設内の営業スペースにおける従業員の受動喫煙について、どのようにお考えですか。

		防止すべき	必ずしも 防止する 必要ない	特に考 え は な い	防止した いが難 し い	合計
ホ テ ル	シティーホテル	55	5	8	64	132
	ビジネスホテル	16	3	2	10	31
	リゾートホテル	36	2	1	16	55
	その他のホテル	3			4	7
	ホテル小計	110	10	11	94	225
旅 館	ビジネス旅館	5				5
	観光旅館	26	3	1	17	47
	温泉旅館	68	10	5	40	123
	その他の旅館	3	1		1	5
	旅館小計	102	14	6	58	180
不明		3			2	5
合計		215	24	17	154	410

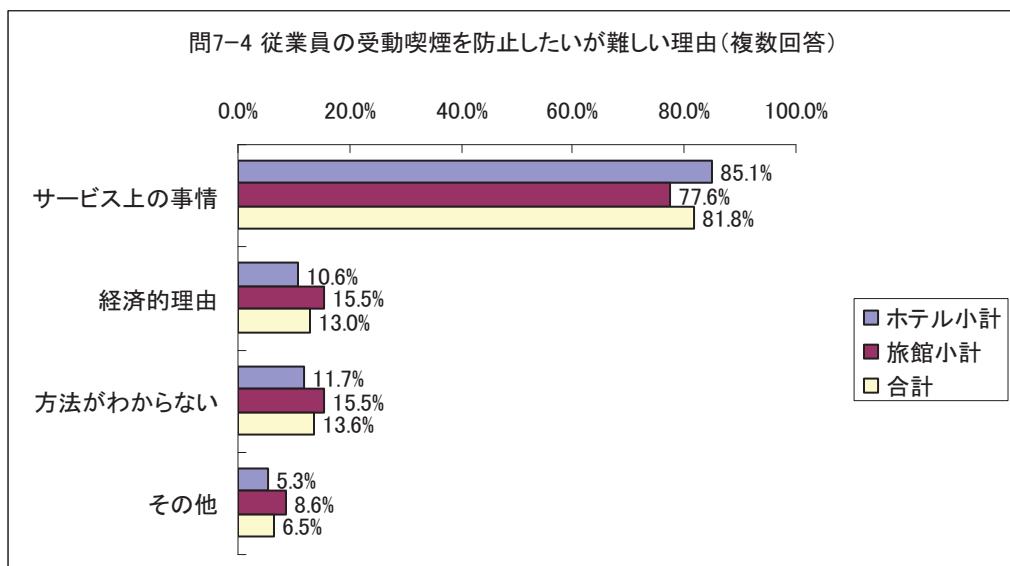
		防止すべき	必ずしも 防止する 必要ない	特に考 え は な い	防止した いが難 し い	合計
ホ テ ル	シティーホテル	41.7%	3.8%	6.1%	48.5%	100.0%
	ビジネスホテル	51.6%	9.7%	6.5%	32.3%	100.0%
	リゾートホテル	65.5%	3.6%	1.8%	29.1%	100.0%
	その他のホテル	42.9%			57.1%	100.0%
	ホテル小計	48.9%	4.4%	4.9%	41.8%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館	100.0%				100.0%
	観光旅館	55.3%	6.4%	2.1%	36.2%	100.0%
	温泉旅館	55.3%	8.1%	4.1%	32.5%	100.0%
	その他の旅館	60.0%	20.0%		20.0%	100.0%
	旅館小計	56.7%	7.8%	3.3%	32.2%	100.0%
不明		60.0%			40.0%	100.0%
合計		52.4%	5.9%	4.1%	37.6%	100.0%



問7-4 (お客様の受動喫煙の防止が難しい理由 (複数回答))

		サービス上の事情	経済的理由	方法がわからない	その他	問7-4選択回答数
ホテル	シティーホテル	58	6	7	4	64
	ビジネスホテル	6		3		10
	リゾートホテル	13	4		1	16
	その他のホテル	3		1		4
	ホテル小計	80	10	11	5	94
旅館	ビジネス旅館					
	観光旅館	13	2	2	1	17
	温泉旅館	31	6	7	4	40
	その他の旅館	1	1			1
	旅館小計	45	9	9	5	58
不明		1	1	1		2
合計		126	20	21	10	154

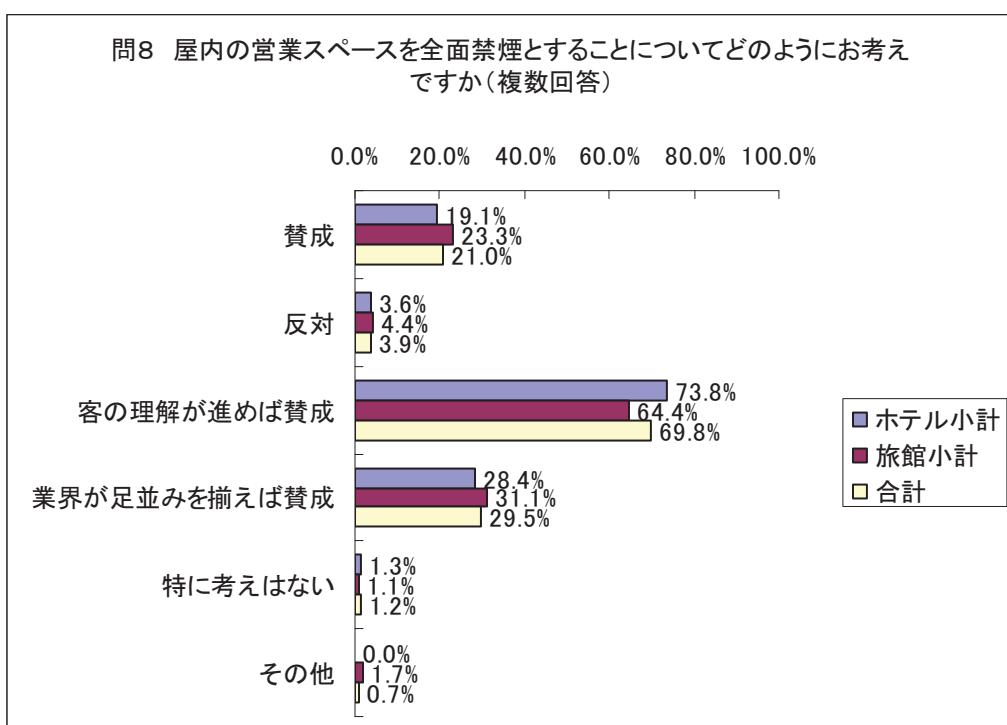
		サービス上の事情	経済的理由	方法がわからない	その他	問7-4選択回答数
ホテル	シティーホテル	90.6%	9.4%	10.9%	6.3%	100.0%
	ビジネスホテル	60.0%		30.0%		100.0%
	リゾートホテル	81.3%	25.0%		6.3%	100.0%
	その他のホテル	75.0%		25.0%		100.0%
	ホテル小計	85.1%	10.6%	11.7%	5.3%	100.0%
旅館	ビジネス旅館					
	観光旅館	76.5%	11.8%	11.8%	5.9%	100.0%
	温泉旅館	77.5%	15.0%	17.5%	10.0%	100.0%
	その他の旅館	100.0%	100.0%			100.0%
	旅館小計	77.6%	15.5%	15.5%	8.6%	100.0%
不明		50.0%	50.0%	50.0%		100.0%
合計		81.8%	13.0%	13.6%	6.5%	100.0%



問8 先進国では、法令により宿泊施設の屋内営業スペースが全面禁煙となっている国があります。わが国のホテルや旅館の屋内の営業スペースを全面禁煙とすることについてどのようにお考えですか。（複数回答）

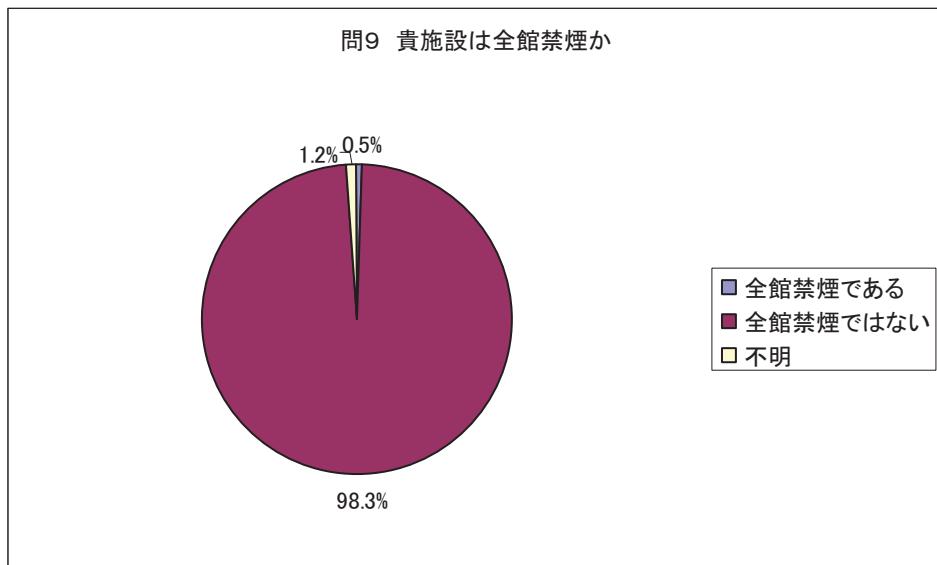
		賛成	反対	客の理解が進めば賛成	業界が足並みを揃えれば賛成	特に考えはない	その他	問8回答数
ホ テ ル	シティーホテル	23	5	99	36	1		132
	ビジネスホテル	6	1	22	10	1		31
	リゾートホテル	12	2	38	16	1		55
	その他のホテル	2		7	2			7
	ホテル小計	43	8	166	64	3		225
旅 館	ビジネス旅館			4	1			5
	観光旅館	12	5	29	10		1	47
	温泉旅館	28	3	79	43	2	2	123
	その他の旅館	2		4	2			5
	旅館小計	42	8	116	56	2	3	180
	不明	1		4	1			5
	合計	86	16	286	121	5	3	410

		賛成	反対	客の理解が進めば賛成	業界が足並みを揃えれば賛成	特に考えはない	その他	問8回答数
ホ テ ル	シティーホテル	17.4%	3.8%	75.0%	27.3%	0.8%		100.0%
	ビジネスホテル	19.4%	3.2%	71.0%	32.3%	3.2%		100.0%
	リゾートホテル	21.8%	3.6%	69.1%	29.1%	1.8%		100.0%
	その他のホテル	28.6%		100.0%	28.6%			100.0%
	ホテル小計	19.1%	3.6%	73.8%	28.4%	1.3%		100.0%
旅 館	ビジネス旅館			80.0%	20.0%			100.0%
	観光旅館	25.5%	10.6%	61.7%	21.3%		2.1%	100.0%
	温泉旅館	22.8%	2.4%	64.2%	35.0%	1.6%	1.6%	100.0%
	その他の旅館	40.0%		80.0%	40.0%			100.0%
	旅館小計	23.3%	4.4%	64.4%	31.1%	1.1%	1.7%	100.0%
	不明	20.0%		80.0%	20.0%			100.0%
	合計	21.0%	3.9%	69.8%	29.5%	1.2%	0.7%	100.0%



問9 貴施設は全館禁煙ですか（館内は宿泊室も含めすべて屋内は一切禁煙である。喫煙専用部屋もない。）

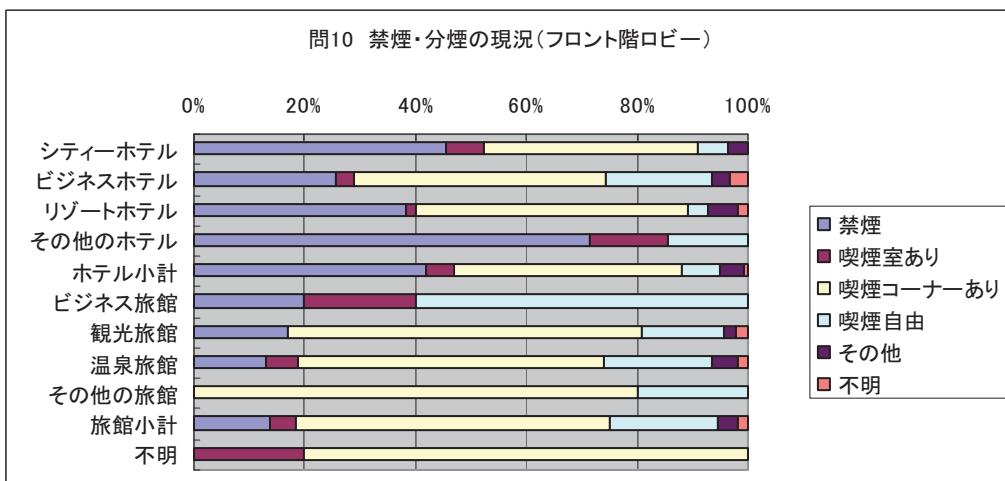
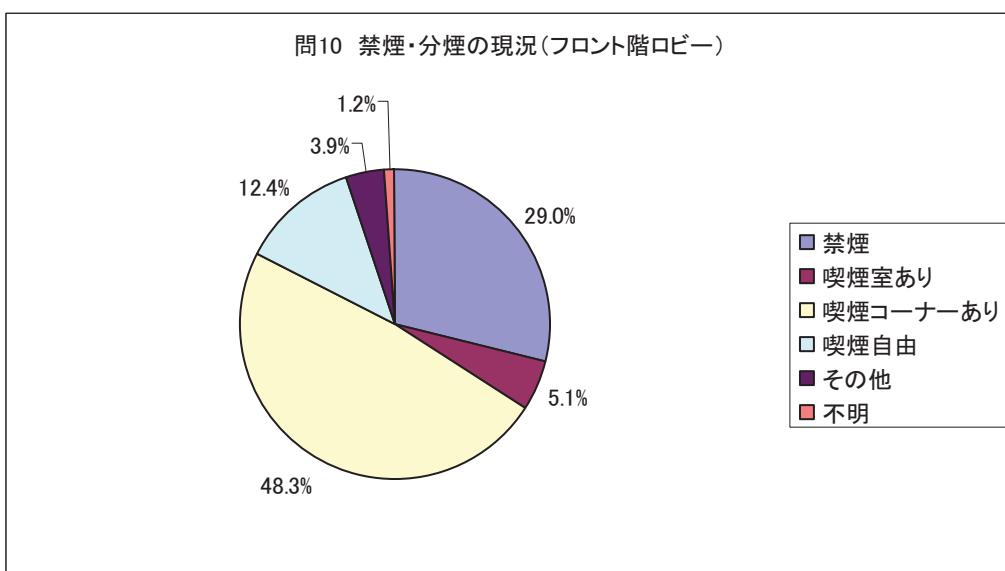
		全館禁煙である	全館禁煙ではない	不明	合計			全館禁煙である	全館禁煙ではない	不明	合計
ホテル	シティーホテル		131	1	132	ホテル	シティーホテル	99.2%	0.8%	100.0%	
	ビジネスホテル	1	30		31		ビジネスホテル	3.2%	96.8%		100.0%
	リゾートホテル	1	54		55		リゾートホテル	1.8%	98.2%		100.0%
	その他のホテル		7		7		その他のホテル		100.0%		100.0%
	ホテル小計	2	222	1	225		ホテル小計	0.9%	98.7%	0.4%	100.0%
旅館	ビジネス旅館		5		5	旅館	ビジネス旅館		100.0%		100.0%
	観光旅館		47		47		観光旅館		100.0%		100.0%
	温泉旅館		120	3	123		温泉旅館		97.6%	2.4%	100.0%
	その他の旅館		4	1	5		その他の旅館		80.0%	20.0%	100.0%
	旅館小計		176	4	180		旅館小計		97.8%	2.2%	100.0%
不明			5		5	不明			100.0%		100.0%
合計		2	403	5	410	合計		0.5%	98.3%	1.2%	100.0%



問10 禁煙・分煙の現況 (①フロント階ロビー)

		禁煙	喫煙室あり	喫煙コーナーあり	喫煙自由	その他	不明	合計
ホテル	シティーホテル	60	9	51	7	5		132
	ビジネスホテル	8	1	14	6	1	1	31
	リゾートホテル	21	1	27	2	3	1	55
	その他のホテル	5	1		1			7
	ホテル小計	94	12	92	16	9	2	225
旅館	ビジネス旅館	1	1		3			5
	観光旅館	8		30	7	1	1	47
	温泉旅館	16	7	68	24	6	2	123
	その他の旅館			4	1			5
	旅館小計	25	8	102	35	7	3	180
不明			1	4				5
合計		119	21	198	51	16	5	410

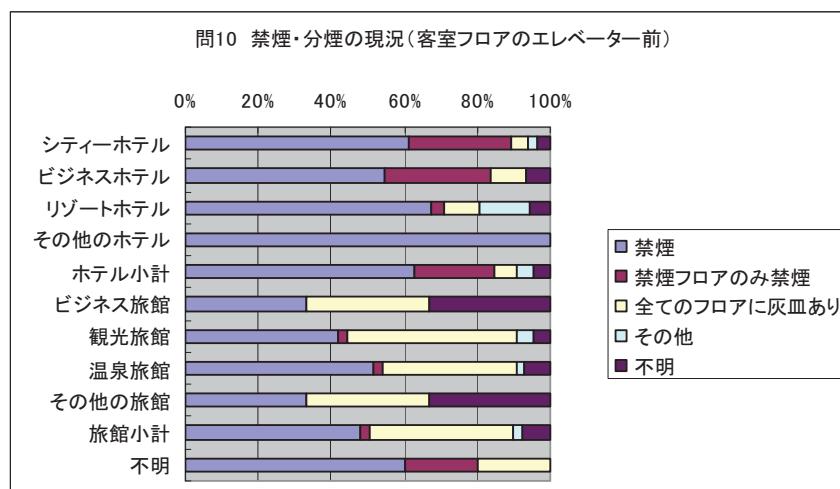
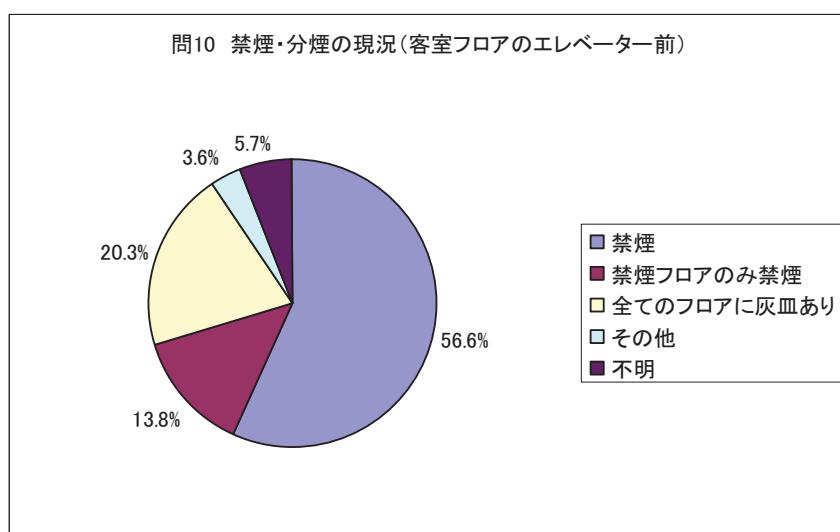
		禁煙	喫煙室あり	喫煙コーナーあり	喫煙自由	その他	不明	合計
ホテル	シティーホテル	45.5%	6.8%	38.6%	5.3%	3.8%		100.0%
	ビジネスホテル	25.8%	3.2%	45.2%	19.4%	3.2%	3.2%	100.0%
	リゾートホテル	38.2%	1.8%	49.1%	3.6%	5.5%	1.8%	100.0%
	その他のホテル	71.4%	14.3%		14.3%			100.0%
	ホテル小計	41.8%	5.3%	40.9%	7.1%	4.0%	0.9%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	20.0%	20.0%		60.0%			100.0%
	観光旅館	17.0%		63.8%	14.9%	2.1%	2.1%	100.0%
	温泉旅館	13.0%	5.7%	55.3%	19.5%	4.9%	1.6%	100.0%
	その他の旅館			80.0%	20.0%			100.0%
	旅館小計	13.9%	4.4%	56.7%	19.4%	3.9%	1.7%	100.0%
不明			20.0%	80.0%				100.0%
合計		29.0%	5.1%	48.3%	12.4%	3.9%	1.2%	100.0%



問10 禁煙・分煙の現況（②客室フロアのエレベーター前）

		禁煙	禁煙フロアのみ禁煙	全てのフロアに灰皿あり	その他	不明	小計	エレベータなし	合計
ホテル	シティーホテル	80	37	6	3	5	131	1	132
	ビジネスホテル	17	9	3		2	31		31
	リゾートホテル	35	2	5	7	3	52	3	55
	その他のホテル	6					6	1	7
	ホテル小計	138	48	14	10	10	220	5	225
旅館	ビジネス旅館	1		1		1	3	2	5
	観光旅館	18	1	20	2	2	43	4	47
	温泉旅館	57	3	41	2	8	111	12	123
	その他の旅館	1		1		1	3	2	5
	旅館小計	77	4	63	4	12	160	20	180
不明		3	1	1			5		5
合計		218	53	78	14	22	385	25	410

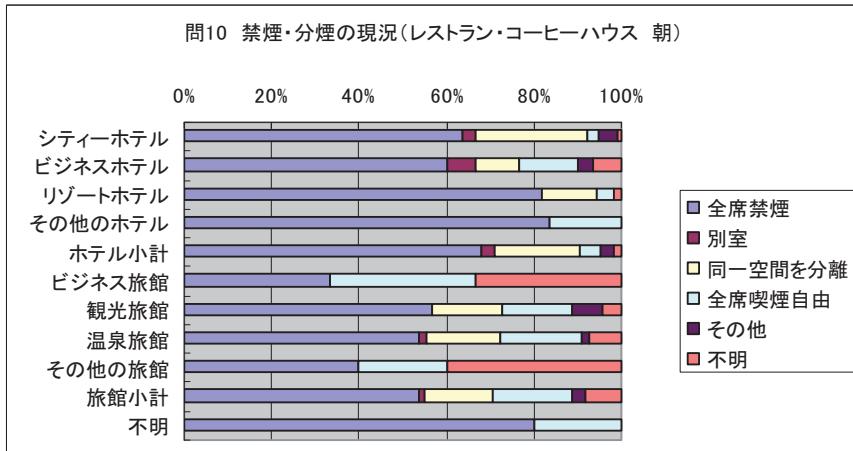
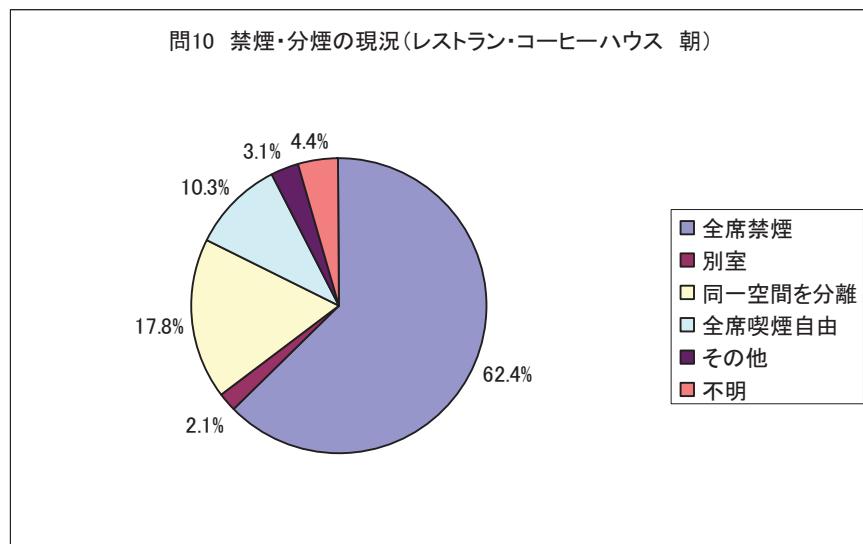
		禁煙	禁煙フロアのみ禁煙	全てのフロアに灰皿あり	その他	不明	小計
ホテル	シティーホテル	61.1%	28.2%	4.6%	2.3%	3.8%	100.0%
	ビジネスホテル	54.8%	29.0%	9.7%		6.5%	100.0%
	リゾートホテル	67.3%	3.8%	9.6%	13.5%	5.8%	100.0%
	その他のホテル	100.0%					100.0%
	ホテル小計	62.7%	21.8%	6.4%	4.5%	4.5%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	33.3%		33.3%		33.3%	100.0%
	観光旅館	41.9%	2.3%	46.5%	4.7%	4.7%	100.0%
	温泉旅館	51.4%	2.7%	36.9%	1.8%	7.2%	100.0%
	その他の旅館	33.3%		33.3%		33.3%	100.0%
	旅館小計	48.1%	2.5%	39.4%	2.5%	7.5%	100.0%
不明		60.0%	20.0%	20.0%			100.0%
合計		56.6%	13.8%	20.3%	3.6%	5.7%	100.0%



問10 禁煙・分煙の現況 (③レストラン・コーヒーハウス 朝)

		全席禁煙	別室	同一空間を分離	全席喫煙自由	その他	不明	小計	レストラン等なし	合計
ホテル	シティーホテル	84	4	34	3	6	1	132		132
	ビジネスホテル	18	2	3	4	1	2	30	1	31
	リゾートホテル	45		7	2		1	55		55
	その他のホテル	5			1			6	1	7
	ホテル小計	152	6	44	10	7	4	223	2	225
旅館	ビジネス旅館	1			1		1	3	2	5
	観光旅館	25		7	7	3	2	44	3	47
	温泉旅館	58	2	18	20	2	8	108	15	123
	その他の旅館	2			1		2	5		5
	旅館小計	86	2	25	29	5	13	160	20	180
不明		4			1			5		5
合計		242	8	69	40	12	17	388	22	410

		全席禁煙	別室	同一空間を分離	全席喫煙自由	その他	不明	小計
ホテル	シティーホテル	63.6%	3.0%	25.8%	2.3%	4.5%	0.8%	100.0%
	ビジネスホテル	60.0%	6.7%	10.0%	13.3%	3.3%	6.7%	100.0%
	リゾートホテル	81.8%		12.7%	3.6%		1.8%	100.0%
	その他のホテル	83.3%			16.7%			100.0%
	ホテル小計	68.2%	2.7%	19.7%	4.5%	3.1%	1.8%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	33.3%			33.3%		33.3%	100.0%
	観光旅館	56.8%		15.9%	15.9%	6.8%	4.5%	100.0%
	温泉旅館	53.7%	1.9%	16.7%	18.5%	1.9%	7.4%	100.0%
	その他の旅館	40.0%			20.0%		40.0%	100.0%
	旅館小計	53.8%	1.3%	15.6%	18.1%	3.1%	8.1%	100.0%
不明		80.0%			20.0%			100.0%
合計		62.4%	2.1%	17.8%	10.3%	3.1%	4.4%	100.0%

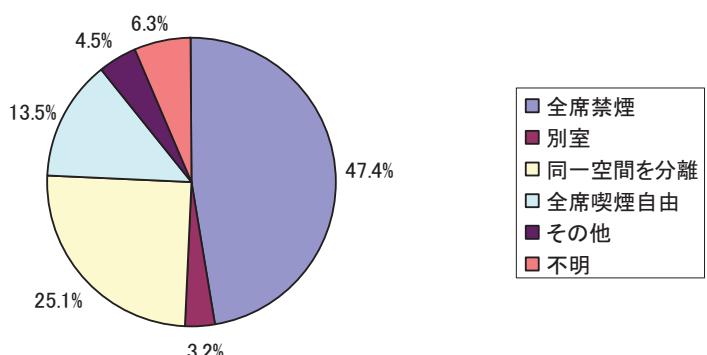


問10 禁煙・分煙の現況 (④レストラン・コーヒーハウス 昼)

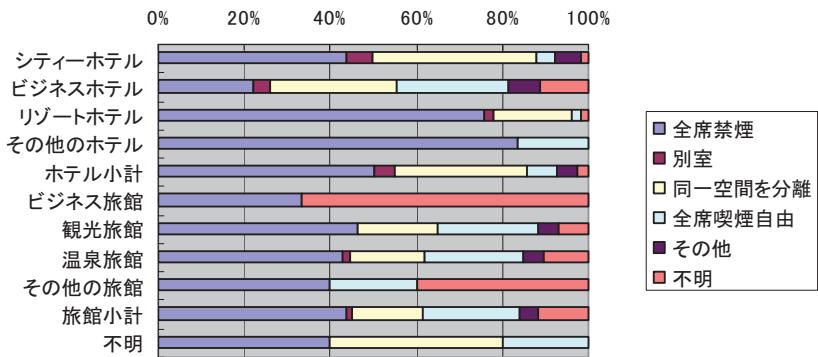
		全席禁煙	別室	同一空間を分離	全席喫煙自由	その他	不明	小計	レストラン等なし	合計
ホテル	シティーホテル	57	8	49	6	8	2	130	2	132
	ビジネスホテル	6	1	8	7	2	3	27	4	31
	リゾートホテル	41	1	10	1		1	54	1	55
	その他のホテル	5			1			6	1	7
	ホテル小計	109	10	67	15	10	6	217	8	225
旅館	ビジネス旅館	1					2	3	2	5
	観光旅館	20		8	10	2	3	43	4	47
	温泉旅館	45	2	18	24	5	11	105	18	123
	その他の旅館	2			1		2	5		5
	旅館小計	68	2	26	35	7	18	156	24	180
不明		2		2	1			5		5
合計		179	12	95	51	17	24	378	32	410

		全席禁煙	別室	同一空間を分離	全席喫煙自由	その他	不明	小計
ホテル	シティーホテル	43.8%	6.2%	37.7%	4.6%	6.2%	1.5%	100.0%
	ビジネスホテル	22.2%	3.7%	29.6%	25.9%	7.4%	11.1%	100.0%
	リゾートホテル	75.9%	1.9%	18.5%	1.9%		1.9%	100.0%
	その他のホテル	83.3%			16.7%			100.0%
	ホテル小計	50.2%	4.6%	30.9%	6.9%	4.6%	2.8%	100.0%
旅館	ビジネス旅館	33.3%					66.7%	100.0%
	観光旅館	46.5%		18.6%	23.3%	4.7%	7.0%	100.0%
	温泉旅館	42.9%	1.9%	17.1%	22.9%	4.8%	10.5%	100.0%
	その他の旅館	40.0%			20.0%		40.0%	100.0%
	旅館小計	43.6%	1.3%	16.7%	22.4%	4.5%	11.5%	100.0%
不明		40.0%		40.0%	20.0%			100.0%
合計		47.4%	3.2%	25.1%	13.5%	4.5%	6.3%	100.0%

問10 禁煙・分煙の現況(レストラン・コーヒーハウス 昼)



問10 禁煙・分煙の現況(レストラン・コーヒーハウス 昼)

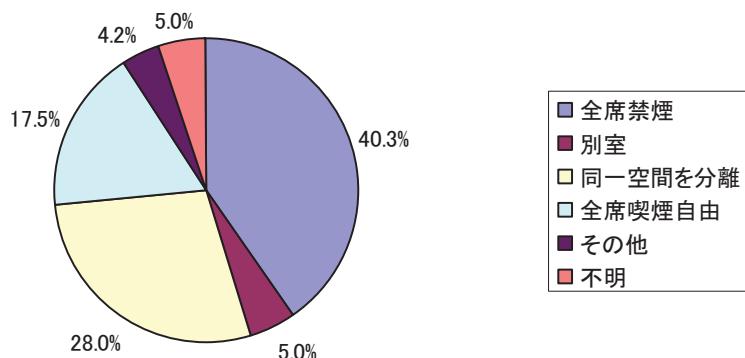


問10 禁煙・分煙の現況 (⑤レストラン・コーヒーハウス 夕・夜)

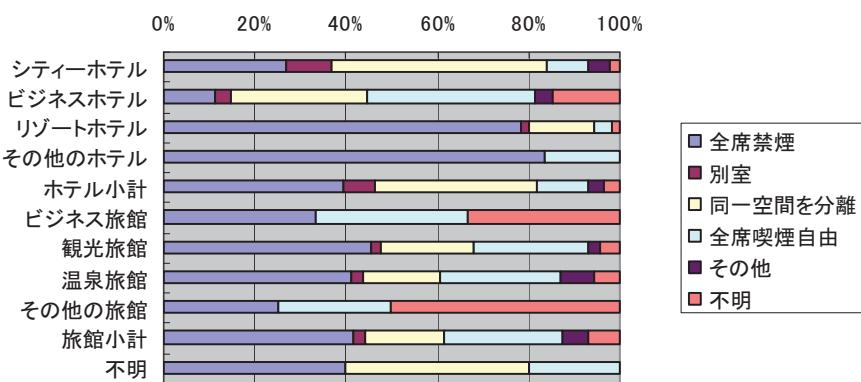
		全席禁煙	別室	同一空間 を分離	全席喫煙 自由	その他	不明	小計	レストラン 等なし	合計
ホ テ ル	シティーホテル	35	13	62	12	6	3	131	1	132
	ビジネスホテル	3	1	8	10	1	4	27	4	31
	リゾートホテル	43	1	8	2		1	55		55
	その他のホテル	5			1			6	1	7
	ホテル小計	86	15	78	25	7	8	219	6	225
旅 館	ビジネス旅館	1			1		1	3	2	5
	観光旅館	20	1	9	11	1	2	44	3	47
	温泉旅館	44	3	18	28	8	6	107	16	123
	その他の旅館	1			1		2	4	1	5
	旅館小計	66	4	27	41	9	11	158	22	180
不明		2		2	1			5		5
合計		154	19	107	67	16	19	382	28	410

		全席禁煙	別室	同一空間 を分離	全席喫煙 自由	その他	不明	小計
ホ テ ル	シティーホテル	26.7%	9.9%	47.3%	9.2%	4.6%	2.3%	100.0%
	ビジネスホテル	11.1%	3.7%	29.6%	37.0%	3.7%	14.8%	100.0%
	リゾートホテル	78.2%	1.8%	14.5%	3.6%		1.8%	100.0%
	その他のホテル	83.3%			16.7%			100.0%
	ホテル小計	39.3%	6.8%	35.6%	11.4%	3.2%	3.7%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館	33.3%			33.3%		33.3%	100.0%
	観光旅館	45.5%	2.3%	20.5%	25.0%	2.3%	4.5%	100.0%
	温泉旅館	41.1%	2.8%	16.8%	26.2%	7.5%	5.6%	100.0%
	その他の旅館	25.0%			25.0%		50.0%	100.0%
	旅館小計	41.8%	2.5%	17.1%	25.9%	5.7%	7.0%	100.0%
不明		40.0%		40.0%	20.0%			100.0%
合計		40.3%	5.0%	28.0%	17.5%	4.2%	5.0%	100.0%

問10 禁煙・分煙の現況(レストラン・コーヒーハウス タ・夜)



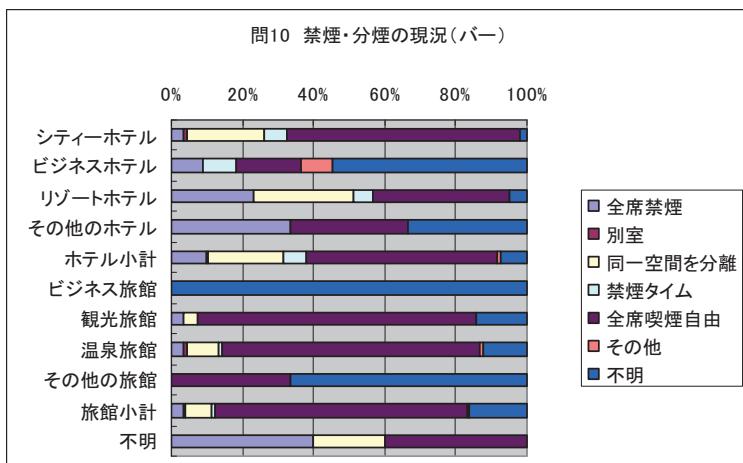
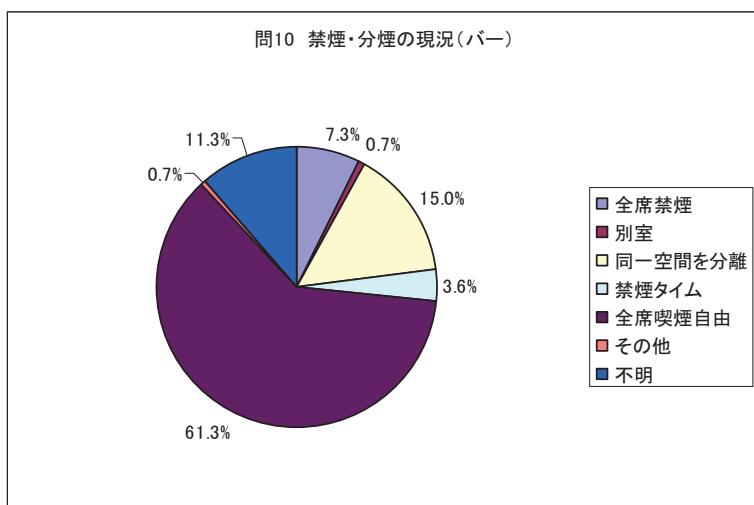
問10 禁煙・分煙の現況(レストラン・コーヒーハウス タ・夜)



問10 禁煙・分煙の現況 (⑥バー)

		全席禁煙	別室	同一空間を分離	禁煙タイム	全席喫煙自由	その他	不明	小計	バーなし	合計
ホテル	シティーホテル	3	1	20	6	60		2	92	40	132
	ビジネスホテル	1			1	2	1	6	11	20	31
	リゾートホテル	9		11	2	15		2	39	16	55
	その他のホテル	1				1		1	3	4	7
	ホテル小計	14	1	31	9	78	1	11	145	80	225
旅館	ビジネス旅館							3	3	2	5
	観光旅館	1		1		22		4	28	19	47
	温泉旅館	3	1	8	1	65	1	11	90	33	123
	その他の旅館					1		2	3	2	5
	旅館小計	4	1	9	1	88	1	20	124	56	180
不明		2		1		2			5		5
合計		20	2	41	10	168	2	31	274	136	410

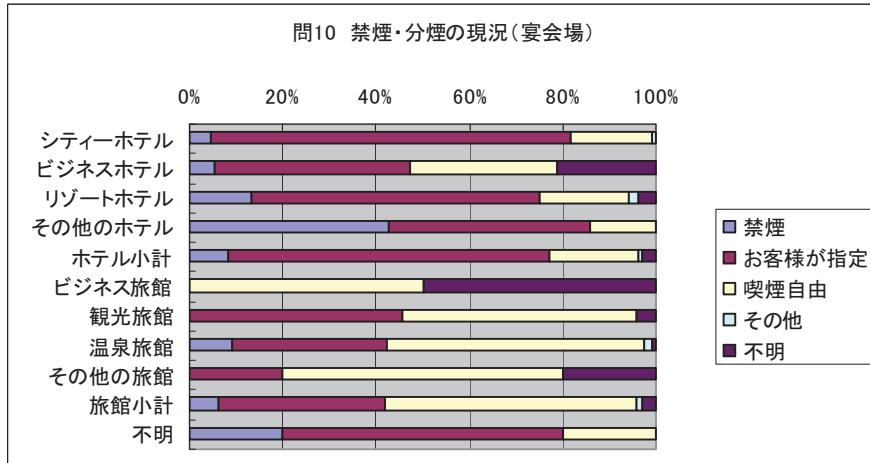
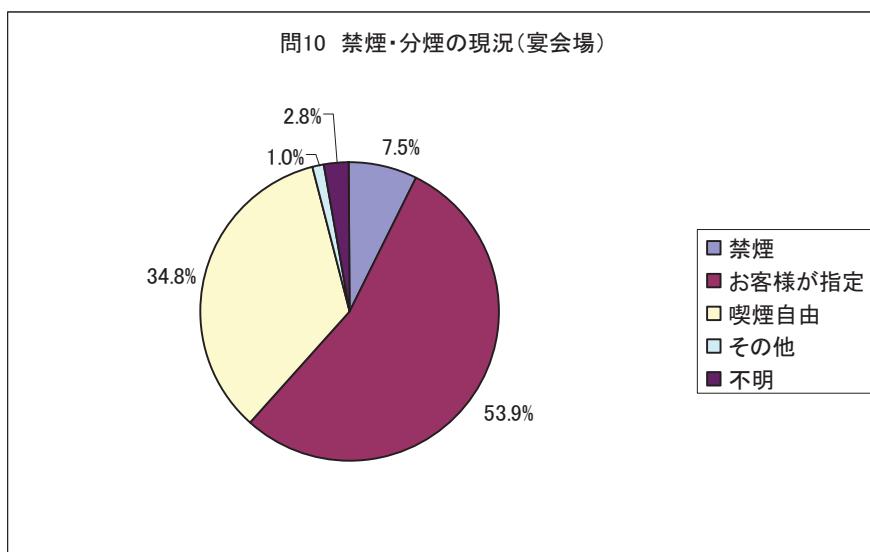
		全席禁煙	別室	同一空間を分離	禁煙タイム	全席喫煙自由	その他	不明	小計
ホテル	シティーホテル	3.3%	1.1%	21.7%	6.5%	65.2%		2.2%	100.0%
	ビジネスホテル	9.1%			9.1%	18.2%	9.1%	54.5%	100.0%
	リゾートホテル	23.1%		28.2%	5.1%	38.5%		5.1%	100.0%
	その他のホテル	33.3%				33.3%		33.3%	100.0%
	ホテル小計	9.7%	0.7%	21.4%	6.2%	53.8%	0.7%	7.6%	100.0%
旅館	ビジネス旅館							100.0%	100.0%
	観光旅館	3.6%		3.6%		78.6%		14.3%	100.0%
	温泉旅館	3.3%	1.1%	8.9%	1.1%	72.2%	1.1%	12.2%	100.0%
	その他の旅館					33.3%		66.7%	100.0%
	旅館小計	3.2%	0.8%	7.3%	0.8%	71.0%	0.8%	16.1%	100.0%
不明		40.0%		20.0%		40.0%			100.0%
合計		7.3%	0.7%	15.0%	3.6%	61.3%	0.7%	11.3%	100.0%



問10 禁煙・分煙の現況 (⑦宴会場)

		禁煙	お客様が指定	喫煙自由	その他	不明	小計	宴会場なし	合計
ホテル	シティーホテル	6	101	23	1		131	1	132
	ビジネスホテル	1	8	6		4	19	12	31
	リゾートホテル	7	32	10	1	2	52	3	55
	その他のホテル	3	3	1			7		7
	ホテル小計	17	144	40	2	6	209	16	225
旅館	ビジネス旅館			1		1	2	3	5
	観光旅館		21	23		2	46	1	47
	温泉旅館	11	40	67	2	1	121	2	123
	その他の旅館		1	3		1	5		5
	旅館小計	11	62	94	2	5	174	6	180
不明		1	3	1			5		5
合計		29	209	135	4	11	388	22	410

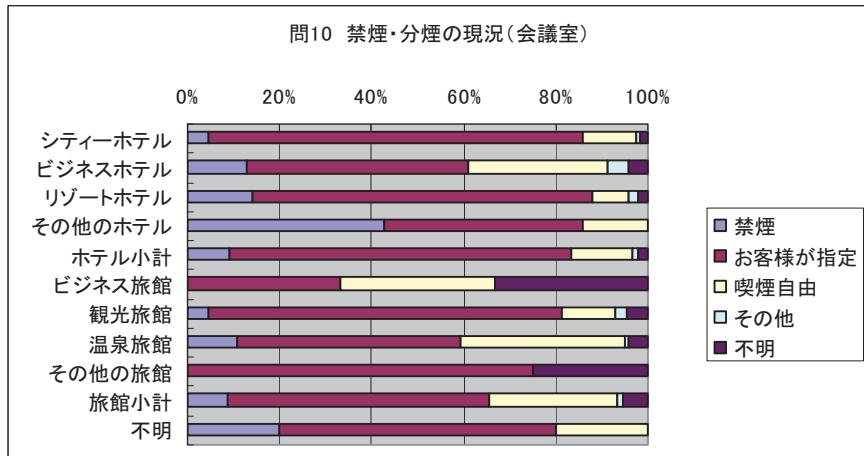
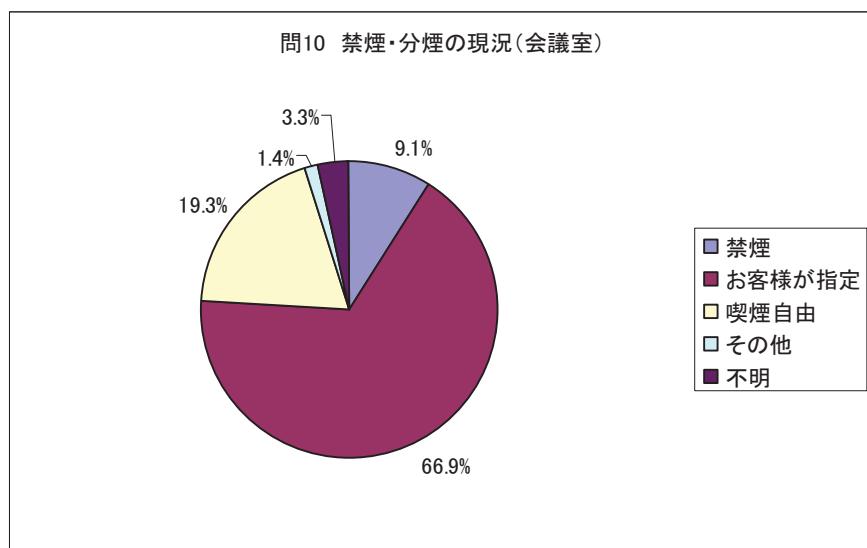
		禁煙	お客様が指定	喫煙自由	その他	不明	小計
ホテル	シティーホテル	4.6%	77.1%	17.6%	0.8%		100.0%
	ビジネスホテル	5.3%	42.1%	31.6%		21.1%	100.0%
	リゾートホテル	13.5%	61.5%	19.2%	1.9%	3.8%	100.0%
	その他のホテル	42.9%	42.9%	14.3%			100.0%
	ホテル小計	8.1%	68.9%	19.1%	1.0%	2.9%	100.0%
旅館	ビジネス旅館			50.0%		50.0%	100.0%
	観光旅館			45.7%	50.0%	4.3%	100.0%
	温泉旅館	9.1%	33.1%	55.4%	1.7%	0.8%	100.0%
	その他の旅館			20.0%	60.0%	20.0%	100.0%
	旅館小計	6.3%	35.6%	54.0%	1.1%	2.9%	100.0%
不明		20.0%	60.0%	20.0%			100.0%
合計		7.5%	53.9%	34.8%	1.0%	2.8%	100.0%



問10 禁煙・分煙の現況 (⑧会議室)

		禁煙	お客様が指定	喫煙自由	その他	不明	小計	会議室なし	合計
ホ テ ル	シティーホテル	6	102	15	1	2	126	6	132
	ビジネスホテル	3	11	7	1	1	23	8	31
	リゾートホテル	7	37	4	1	1	50	5	55
	その他のホテル	3	3	1			7		7
	ホテル小計	19	153	27	3	4	206	19	225
旅 館	ビジネス旅館		1	1		1	3	2	5
	観光旅館	2	33	5	1	2	43	4	47
	温泉旅館	11	49	36	1	4	101	22	123
	その他の旅館		3			1	4	1	5
	旅館小計	13	86	42	2	8	151	29	180
不明		1	3	1			5		5
合計		33	242	70	5	12	362	48	410

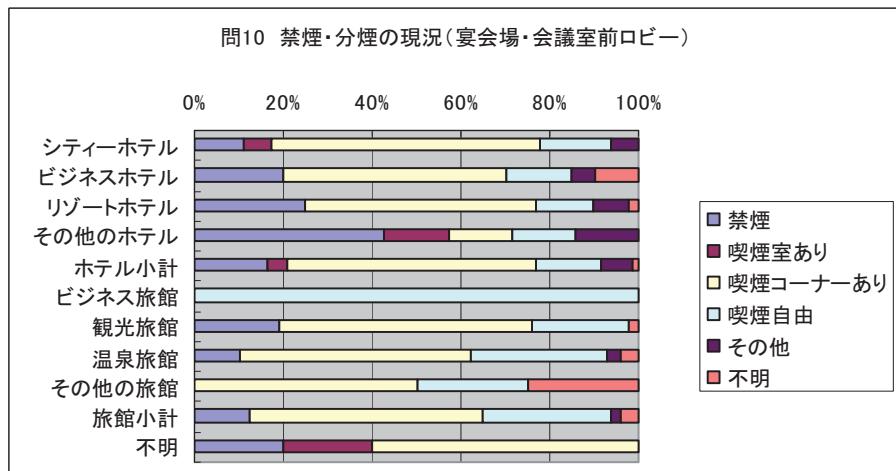
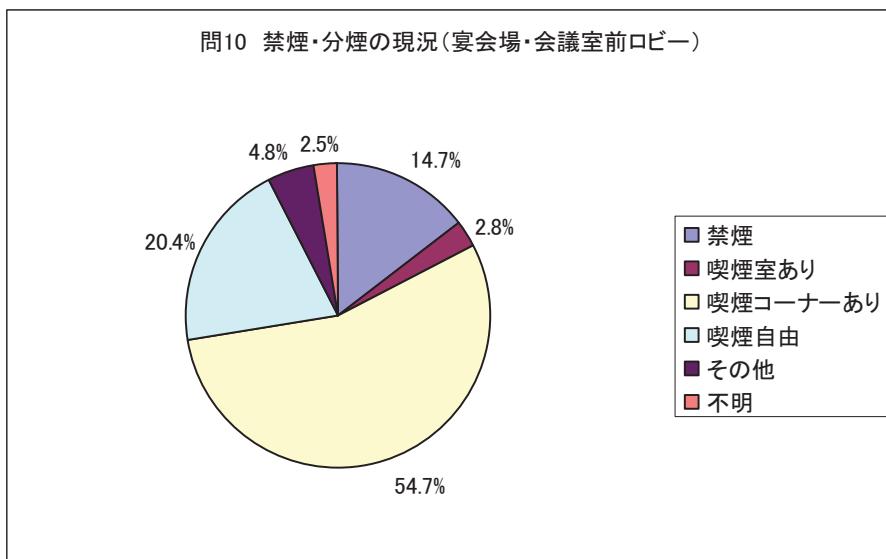
		禁煙	お客様が指定	喫煙自由	その他	不明	小計
ホ テ ル	シティーホテル	4.8%	81.0%	11.9%	0.8%	1.6%	100.0%
	ビジネスホテル	13.0%	47.8%	30.4%	4.3%	4.3%	100.0%
	リゾートホテル	14.0%	74.0%	8.0%	2.0%	2.0%	100.0%
	その他のホテル	42.9%	42.9%	14.3%			100.0%
	ホテル小計	9.2%	74.3%	13.1%	1.5%	1.9%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館		33.3%	33.3%		33.3%	100.0%
	観光旅館	4.7%	76.7%	11.6%	2.3%	4.7%	100.0%
	温泉旅館	10.9%	48.5%	35.6%	1.0%	4.0%	100.0%
	その他の旅館		75.0%			25.0%	100.0%
	旅館小計	8.6%	57.0%	27.8%	1.3%	5.3%	100.0%
不明		20.0%	60.0%	20.0%			100.0%
合計		9.1%	66.9%	19.3%	1.4%	3.3%	100.0%



問10 禁煙・分煙の現況 (⑨宴会場・会議室前ロビー)

		禁煙	喫煙室あり	喫煙コーナーあり	喫煙自由	その他	不明	小計	宴会場会議室前ロビーなし	合計
ホテル	シティーホテル	14	8	77	20	8		127	5	132
	ビジネスホテル	4		10	3	1	2	20	11	31
	リゾートホテル	12		25	6	4	1	48	7	55
	その他のホテル	3	1	1	1	1		7		7
	ホテル小計	33	9	113	30	14	3	202	23	225
旅館	ビジネス旅館				2			2	3	5
	観光旅館	8		24	9		1	42	5	47
	温泉旅館	10		51	30	3	4	98	25	123
	その他の旅館			2	1		1	4	1	5
	旅館小計	18		77	42	3	6	146	34	180
不明		1	1	3				5		5
合計		52	10	193	72	17	9	353	57	410

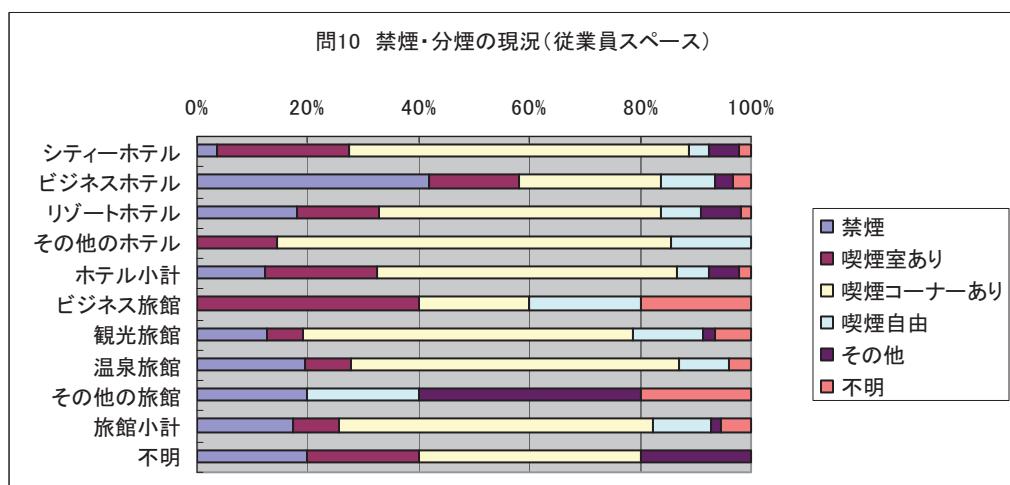
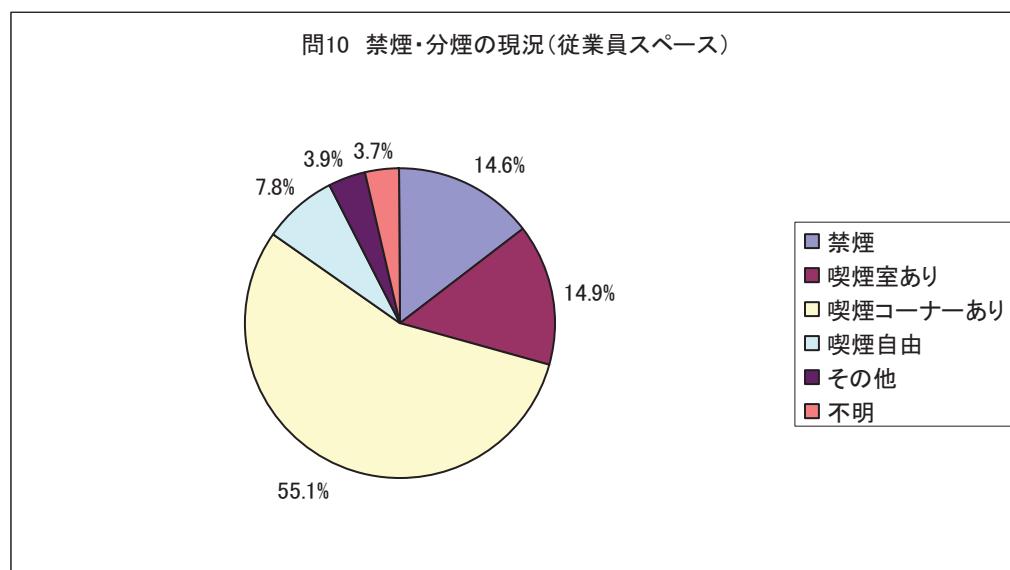
		禁煙	喫煙室あり	喫煙コーナーあり	喫煙自由	その他	不明	小計
ホテル	シティーホテル	11.0%	6.3%	60.6%	15.7%	6.3%		100.0%
	ビジネスホテル	20.0%		50.0%	15.0%	5.0%	10.0%	100.0%
	リゾートホテル	25.0%		52.1%	12.5%	8.3%	2.1%	100.0%
	その他のホテル	42.9%	14.3%	14.3%	14.3%	14.3%		100.0%
	ホテル小計	16.3%	4.5%	55.9%	14.9%	6.9%	1.5%	100.0%
旅館	ビジネス旅館				100.0%			100.0%
	観光旅館	19.0%		57.1%	21.4%		2.4%	100.0%
	温泉旅館	10.2%		52.0%	30.6%	3.1%	4.1%	100.0%
	その他の旅館			50.0%	25.0%		25.0%	100.0%
	旅館小計	12.3%		52.7%	28.8%	2.1%	4.1%	100.0%
不明		20.0%	20.0%	60.0%				100.0%
合計		14.7%	2.8%	54.7%	20.4%	4.8%	2.5%	100.0%



問10 禁煙・分煙の現況 (⑩従業員スペース)

		禁煙	喫煙室あり	喫煙コーナーあり	喫煙自由	その他	不明	合計
ホテル	シティーホテル	5	31	81	5	7	3	132
	ビジネスホテル	13	5	8	3	1	1	31
	リゾートホテル	10	8	28	4	4	1	55
	その他のホテル		1	5	1			7
	ホテル小計	28	45	122	13	12	5	225
旅館	ビジネス旅館		2	1	1		1	5
	観光旅館	6	3	28	6	1	3	47
	温泉旅館	24	10	73	11		5	123
	その他の旅館	1			1	2	1	5
	旅館小計	31	15	102	19	3	10	180
不明		1	1	2		1		5
合計		60	61	226	32	16	15	410

		禁煙	喫煙室あり	喫煙コーナーあり	喫煙自由	その他	不明	合計
ホテル	シティーホテル	3.8%	23.5%	61.4%	3.8%	5.3%	2.3%	100.0%
	ビジネスホテル	41.9%	16.1%	25.8%	9.7%	3.2%	3.2%	100.0%
	リゾートホテル	18.2%	14.5%	50.9%	7.3%	7.3%	1.8%	100.0%
	その他のホテル		14.3%	71.4%	14.3%			100.0%
	ホテル小計	12.4%	20.0%	54.2%	5.8%	5.3%	2.2%	100.0%
旅館	ビジネス旅館		40.0%	20.0%	20.0%		20.0%	100.0%
	観光旅館	12.8%	6.4%	59.6%	12.8%	2.1%	6.4%	100.0%
	温泉旅館	19.5%	8.1%	59.3%	8.9%		4.1%	100.0%
	その他の旅館	20.0%			20.0%	40.0%	20.0%	100.0%
	旅館小計	17.2%	8.3%	56.7%	10.6%	1.7%	5.6%	100.0%
不明		20.0%	20.0%	40.0%		20.0%		100.0%
合計		14.6%	14.9%	55.1%	7.8%	3.9%	3.7%	100.0%



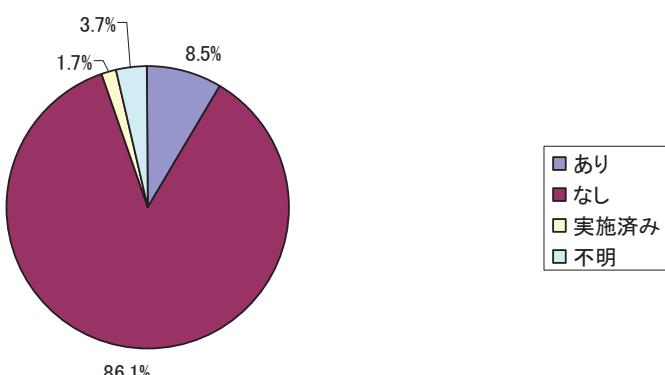
問11. 貴施設の今後1～2年における受動喫煙対策の予定で当てはまるものはどれですか。

(1) 全館禁煙にする予定はありますか

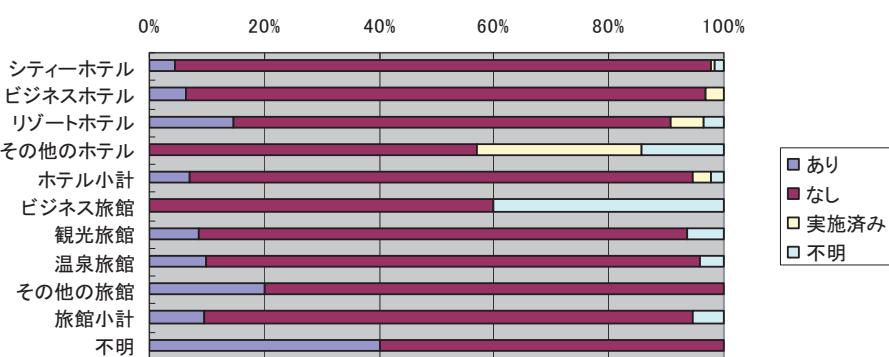
		あり	なし	実施済み	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	6	123	1	2	132
	ビジネスホテル	2	28	1		31
	リゾートホテル	8	42	3	2	55
	その他のホテル		4	2	1	7
	ホテル小計	16	197	7	5	225
旅 館	ビジネス旅館		3		2	5
	観光旅館	4	40		3	47
	温泉旅館	12	106		5	123
	その他の旅館	1	4			5
	旅館小計	17	153		10	180
不明		2	3			5
合計		35	353	7	15	410

		あり	なし	実施済み	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	4.5%	93.2%	0.8%	1.5%	100.0%
	ビジネスホテル	6.5%	90.3%	3.2%		100.0%
	リゾートホテル	14.5%	76.4%	5.5%	3.6%	100.0%
	その他のホテル		57.1%	28.6%	14.3%	100.0%
	ホテル小計	7.1%	87.6%	3.1%	2.2%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館		60.0%		40.0%	100.0%
	観光旅館	8.5%	85.1%		6.4%	100.0%
	温泉旅館	9.8%	86.2%		4.1%	100.0%
	その他の旅館	20.0%	80.0%			100.0%
	旅館小計	9.4%	85.0%		5.6%	100.0%
不明		40.0%	60.0%			100.0%
合計		8.5%	86.1%	1.7%	3.7%	100.0%

問11-(1) 全館禁煙にする予定



問11-1 全館禁煙にする予定



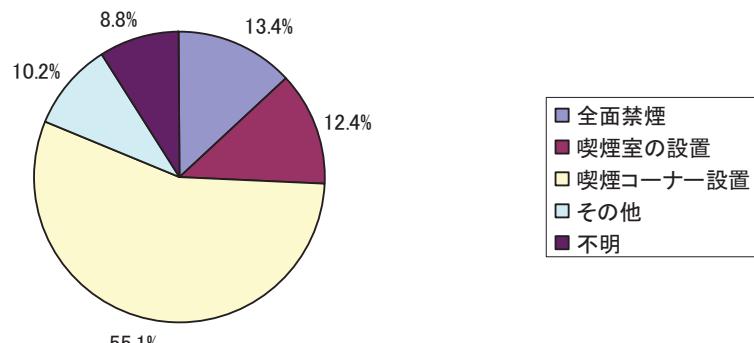
問11. 貴施設の今後1～2年における受動喫煙対策の予定で当てはまるものはどれですか。

(2) 客室以外の公共空間（パブリックスペース）の対策予定はいかがですか

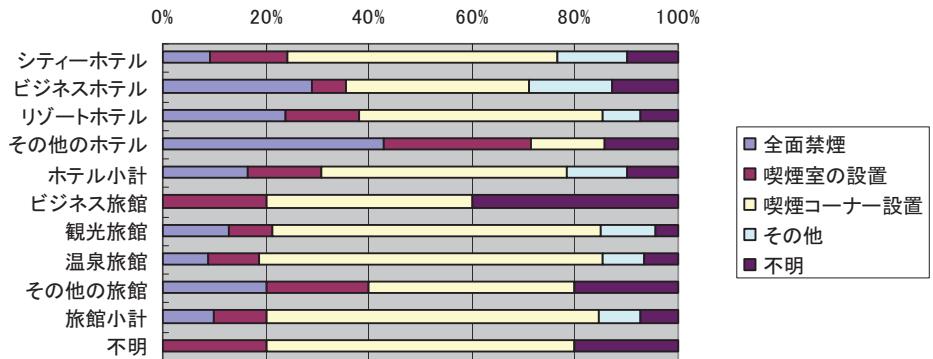
		全面禁煙	喫煙室の設置	喫煙コーナー設置	その他	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	12	20	69	18	13	132
	ビジネスホテル	9	2	11	5	4	31
	リゾートホテル	13	8	26	4	4	55
	その他のホテル	3	2	1		1	7
	ホテル小計	37	32	107	27	22	225
旅 館	ビジネス旅館		1	2		2	5
	観光旅館	6	4	30	5	2	47
	温泉旅館	11	12	82	10	8	123
	その他の旅館	1	1	2		1	5
	旅館小計	18	18	116	15	13	180
不明			1	3		1	5
合計		55	51	226	42	36	410

		全面禁煙	喫煙室の設置	喫煙コーナー設置	その他	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	9.1%	15.2%	52.3%	13.6%	9.8%	100.0%
	ビジネスホテル	29.0%	6.5%	35.5%	16.1%	12.9%	100.0%
	リゾートホテル	23.6%	14.5%	47.3%	7.3%	7.3%	100.0%
	その他のホテル	42.9%	28.6%	14.3%		14.3%	100.0%
	ホテル小計	16.4%	14.2%	47.6%	12.0%	9.8%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館		20.0%	40.0%		40.0%	100.0%
	観光旅館	12.8%	8.5%	63.8%	10.6%	4.3%	100.0%
	温泉旅館	8.9%	9.8%	66.7%	8.1%	6.5%	100.0%
	その他の旅館	20.0%	20.0%	40.0%		20.0%	100.0%
	旅館小計	10.0%	10.0%	64.4%	8.3%	7.2%	100.0%
不明			20.0%	60.0%		20.0%	100.0%
合計		13.4%	12.4%	55.1%	10.2%	8.8%	100.0%

問11-(2) 客室以外の公共空間の対策の予定



問11-(2) 客室以外の公共空間の対策の予定



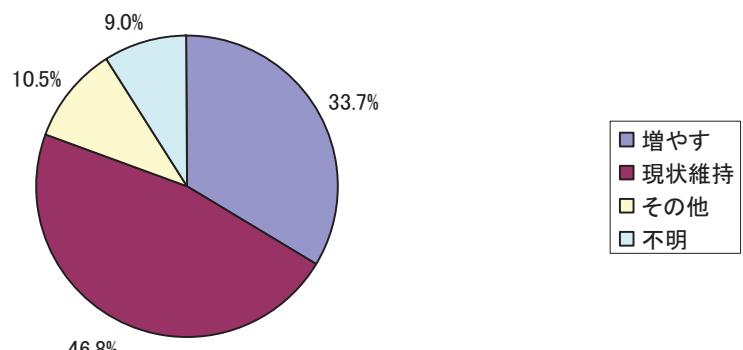
問11. 貴施設の今後1～2年における受動喫煙対策の予定で当てはまるものはどれですか。

(3) 客室の禁煙ルームの予定はいかがですか

		増やす	現状維持	その他	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	54	59	8	11	132
	ビジネスホテル	13	13	3	2	31
	リゾートホテル	20	26	4	5	55
	その他のホテル	4	2		1	7
	ホテル小計	91	100	15	19	225
旅 館	ビジネス旅館		3		2	5
	観光旅館	15	25	5	2	47
	温泉旅館	31	61	21	10	123
	その他の旅館	1	1	2	1	5
	旅館小計	47	90	28	15	180
不明			2		3	5
合計		138	192	43	37	410

		増やす	現状維持	その他	不明	合計
ホ テ ル	シティーホテル	40.9%	44.7%	6.1%	8.3%	100.0%
	ビジネスホテル	41.9%	41.9%	9.7%	6.5%	100.0%
	リゾートホテル	36.4%	47.3%	7.3%	9.1%	100.0%
	その他のホテル	57.1%	28.6%		14.3%	100.0%
	ホテル小計	40.4%	44.4%	6.7%	8.4%	100.0%
旅 館	ビジネス旅館		60.0%		40.0%	100.0%
	観光旅館	31.9%	53.2%	10.6%	4.3%	100.0%
	温泉旅館	25.2%	49.6%	17.1%	8.1%	100.0%
	その他の旅館	20.0%	20.0%	40.0%	20.0%	100.0%
	旅館小計	26.1%	50.0%	15.6%	8.3%	100.0%
不明			40.0%		60.0%	100.0%
合計		33.7%	46.8%	10.5%	9.0%	100.0%

問11-(3) 客室の禁煙ルームの予定



問11-(3)客室の禁煙ルームの予定

